

平成20年 第1回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成20年3月5日開会  
平成20年3月18日閉会

宿毛市議会事務局

平成20年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成20年3月 5日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第54号まで	14
(提案理由の説明)	
市 長	14
散 会 (午前11時10分)	
陳情文書表	19
----- . . . ----- . . . -----	
第 2 日 (平成20年3月 6日 木曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 3 日 (平成20年3月 7日 金曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 4 日 (平成20年3月 8日 土曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 5 日 (平成20年3月 9日 日曜日)	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 6 日 (平成20年3月10日 月曜日)	
議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
事務局職員出席者	21
出席要求による出席者	21

開 議 (午前 10 時 00 分)

○日程第 1 一般質問	2 3
1 岡崎利久議員	2 3
市 長	2 5
教 育 長	2 7
岡崎利久議員	2 7
市 長	2 9
岡崎利久議員	3 0
2 松浦英夫議員	3 0
市 長	3 4
松浦英夫議員	3 9
市 長	4 0
松浦英夫議員	4 2
3 中平富宏議員	4 2
市 長	4 4
中平富宏議員	4 9
市 長	5 2
中平富宏議員	5 3
市 長	5 4
中平富宏議員	5 4
市 長	5 5
中平富宏議員	5 5
市 長	5 6
中平富宏議員	5 6
市 長	5 7
中平富宏議員	5 8
4 岡崎 求議員	5 8
市 長	6 1
教 育 長	6 3
岡崎 求議員	6 4
教 育 長	6 6
市 長	6 6
岡崎 求議員	6 7
教育次長兼学校教育課長	6 7
岡崎 求議員	6 7
市 長	6 8
岡崎 求議員	6 8

延 会 (午後 4時00分)

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成20年3月11日 火曜日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
事務局職員出席者	69
出席要求による出席者	69
開 議 (午前10時05分)	
○日程第1 一般質問	71
1 西村六男議員	71
市 長	72
教 育 長	74
西村六男議員	75
教 育 長	75
西村六男議員	76
市 長	78
西村六男議員	80
2 浅木 敏議員	80
市 長	84
浅木 敏議員	88
市 長	90
浅木 敏議員	91
市 長	92
浅木 敏議員	92
3 有田都子議員	92
市 長	96
教 育 長	99
有田都子議員	100
市 長	104
教 育 長	105
有田都子議員	105
4 西郷典生議員	106
市 長	109
教 育 長	111
西郷典生議員	113

市 長	1 1 3
教 育 長	1 1 4
西郷典生議員	1 1 5
○日程追加 議案第 5 5 号及び議案第 5 6 号	1 1 5
(提案理由の説明)	
市 長	1 1 5
散 会 (午後 3 時 1 5 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 0 年 3 月 1 2 日 水曜日)

議事日程	1 1 7
本日の会議に付した事件	1 1 7
出席議員	1 1 7
欠席議員	1 1 7
事務局職員出席者	1 1 7
出席要求による出席者	1 1 7
開 議 (午前 1 0 時 0 7 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 5 6 号まで	1 1 9
質疑	1 1 9
1 松浦英夫議員	1 1 9
福祉事務所長	1 2 1
企画課長	1 2 2
産業振興課長	1 2 4
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 2 5
学校給食センター所長	1 2 6
教育次長兼学校教育課長	1 2 6
松浦英夫議員	1 2 7
教育次長兼学校教育課長	1 2 9
松浦英夫議員	1 2 9
2 野々下昌文議員	1 2 9
企画課長	1 3 0
産業振興課長	1 3 2
総務課長	1 3 3
福祉事務所長	1 3 4
商工観光課長	1 3 4
野々下昌文議員	1 3 4
企画課長	1 3 5
福祉事務所長	1 3 6

	野々下昌文議員	1 3 6
3	今城誠司議員	1 3 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 3 8
	企画課長	1 3 8
	上下水道課長	1 3 9
	総務課長	1 4 0
	建設課長	1 4 1
	上下水道課長	1 4 3
	今城誠司議員	1 4 3
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 3
	企画課長	1 4 4
	今城誠司議員	1 4 4
4	中川 貢議員	1 4 4
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 5
	教育次長兼学校教育課長	1 4 6
	中川 貢議員	1 4 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 4 7
	市 長	1 4 7
5	浅木 敏議員	1 4 7
	福祉事務所長	1 5 0
	人権推進課長	1 5 0
	産業振興課長	1 5 1
	教育次長兼学校教育課長	1 5 1
	総務課長	1 5 2
	税務課長	1 5 3
	千寿園長	1 5 3
	市民課長	1 5 4
	浅木 敏議員	1 5 4
	人権推進課長	1 5 5
	総務課長	1 5 5
	浅木 敏議員	1 5 5
6	西村六男議員	1 5 5
	産業振興課長	1 5 6
	教育次長兼学校教育課長	1 5 7
	商工観光課長	1 5 7
	西村六男議員	1 5 8

(議案第55号)

討論・表決	159
委員会付託省略（議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号）	159
委員会付託（議案第28号から議案第54号まで）	159
散    会（午後 3時55分）	
議案付託表	160
----- . . ----- . . -----	
第 9日（平成20年3月13日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第10日（平成20年3月14日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第11日（平成20年3月15日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第12日（平成20年3月16日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第13日（平成20年3月17日 月曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第14日（平成20年3月18日 火曜日）	
議事日程	163
本日の会議に付した事件	163
出席議員	163
欠席議員	164
事務局職員出席者	164
出席要求による出席者	164
開    議（午前10時13分）	
○日程第1 議案第1号から議案第54号まで及び議案第56号	165
（議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号）	
討論・表決	165
（議案第28号から議案第54号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	165
産業厚生常任委員長	167
質疑	169
（議案第28号及び議案第30号から議案第54号まで）	
討論・表決	169
（議案第29号）	
討論	
浅木 敏君（反対）	169

表決	170
○日程第2 陳情第6号外1件	
委員長報告	
産業厚生常任委員長	171
質疑	171
(陳情第6号)	
討論・表決	171
(陳情第7号)	
討論・表決	172
○日程第3 委員会調査について	172
継続調査	172
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	172
質疑	172
委員会付託省略	172
(意見書案第1号)	
討論・表決	172
(意見書案第2号)	
討論・表決	173
○日程第5 議案第57号及び議案第58号	173
(提案理由の説明)	
山本幸雄議員	173
質疑	173
委員会付託省略	173
討論・表決	174
(閉会あいさつ)	
市長	174
閉会(午後0時08分)	
委員会審査報告書	176
陳情審査報告書	179
閉会中の継続調査申出書	180
意見書案第1号	183
意見書案第2号	184

----- ● ● -----  
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3



陳 情..... 付－ 7

平成20年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成20年3月5日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第54号まで

議案第 1号 平成19年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成19年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 6号 平成19年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 7号 平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成19年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第10号 平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成19年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成19年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第13号 平成20年度宿毛市一般会計予算について

議案第14号 平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について

議案第15号 平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第16号 平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第17号 平成20年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第18号 平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第19号 平成20年度宿毛市老人保健特別会計予算について

議案第20号 平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第21号 平成20年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第22号 平成20年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第23号 平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第24号 平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

議案第25号 平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について

- 議案第 26 号 平成 20 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 20 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 28 号 宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第 29 号 宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 30 号 宿毛市立学校施設整備等基金条例の制定について
- 議案第 31 号 宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第 32 号 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市財産条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 宿毛市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 宿毛市妊婦健康管理手当条例を廃止する条例について

議案第50号 こうち人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について

議案第51号 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規  
約を廃止する規約について

議案第52号 宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

議案第53号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減  
少について

議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第54号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 岩本昌彦君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
企画課長 岡本公文君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君

税務課長	美濃部	勇	君
会計管理者兼 会計課長	安澤	伸一	君
保健介護課長	三本	義男	君
環境課長	岩本	克記	君
人権推進課長	土居	利充	君
産業振興課長	茨木	隆	君
商工観光課長	立田	明	君
建設課長	豊島	裕一	君
福祉事務所長	沢田	清隆	君
上下水道課長	頼田	達彦	君
教育長	岡松	泰	君
教育次長兼 学校教育課長	小島	正樹	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田	修大	君
学校給食 センター所長	小野	正二	君
千寿園長	村中	純	君
選挙管理委員 会事務局長	野口	孝夫	君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（宮本有二君） これより平成20年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西村六男君及び岡崎 求君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山本幸雄君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請によりまして、去る3月3日、議会運営委員会を開きました。今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から3月18日までの14日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月18日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付しておりますので、これによりご了承願います。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を3月6日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成20年第1回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

新年度予算案並びに各議案のご審議をお願い申し上げるに当たりまして、市政運営に対する基本方針、並びに主要施策について、所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じ上げます。

私事でございますが、昨年11月の市長選挙におきまして、無投票で当選をさせていただき、再び市政を担当させていただくことになりました。

1期目の4年間を振り返って見ますと、就任早々、宿毛観光汽船株式会社の倒産による宿毛佐伯フェリー航路の途絶と、その後の株式会社宿毛フェリーによる同航路の再開を初め、大月町、三原村との3市町村による合併の破綻、土佐くろしお鉄道宿毛駅での列車衝突事故とその後の復旧、さらには米海軍イービス艦の宿毛湾港への初入港など、宿毛市にとりましては、大変大きな出来事がめまぐるしく起こり、それらの対応に日々積極的に取り組んでまいりました。

また、国の三位一体改革に伴う財政課題や南海地震対策、公の施設への指定管理者制度の導入や、宿毛産初の焼酎に代表される地場製品の創出、宿毛湾港背後地への企業誘致など、さまざまな行政課題への対応に終始いたしました4年間でもございました。

今後も、非常に厳しい財政状況が見込まれていますので、市町村が行っている事業の中で、本来、国、県の責任において実施すべき事業は、国、県に対しても、強く求めていくとともに、一定の役目を終えた国、県の施設や、土地の有効活用も視野に入れ、積極的に要望もしてまいりたいというふうに考えております。

また、引き続き、行政改革大綱集中改革プランを着実に実行し、行政の効率化を推進することで、必要な財源を確保しつつ、宿毛市の発展と市民福祉の向上を目指して、新たに各種施策を実施する決意でございます。

今後も、市民の目線に沿った行政運営に、全力を傾注してまいります。

引き続き、市民並びに議員の皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、市政運営の基本方針について、申し上げます。

初めに行政改革について申し上げます。

現在、日本経済は、米国に端を発したサブプライム住宅ローン問題で不安定化する金融市場や、原油価格高騰の影響を大きく受け、大変不安定な状況になっています。

本年1月に開催された全国財務局長会議におきましても、国内の地域経済動向が下方修正される中、高知県内の有効求人倍率も、およそ0.5倍で推移するなど、景気浮揚のきざしすら見えない、極めて厳しい経済状況となっています。

また、国の三位一体改革の推進により、大変厳しい財政状況にある宿毛市においても、依然として景気の回復は見られず、より効率的、効

果的な行財政運営を行っていかねばなりません。

平成18年度から平成19年度にかけては、事務事業の見直しを初め、職員の給料及び手当、委託費等の見直しや、各種料金の改定を行い、集中改革プランで示した数値目標は、ほぼ達成いたしました。

特に定員管理につきましては、5年間で32人削減する計画を、大幅に前倒しいたしまして、3年間で35人削減をいたしました。

また、議会におきましても、議員報酬の削減や定数の見直しなどをしていただいております。

平成20年度におきましても、引き続き、集中改革プランに沿った改革を着実に推進することはもとより、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、可能なものから積極的に実施し、効率的な行政運営を推進してまいりたいと考えております。

次に、財政状況について、申し上げます。

平成20年度の地方財政計画では、一般財源総額が、対前年度比1.1パーセントの増となっています。その主な要因は、地方公共団体の財政運営に大きな影響のある地方交付税において、平成20年度から、法人等が集中する東京や大阪など、大都市部の法人事業税の一部が、地方再生対策費として創設されたことなどによりまして、交付税総額が、対前年度比2.3パーセントの増となったことによるものであります。

一方、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されまして、これまで、普通会計だけを対象としていた地方自治体の財政健全化の判断指標が改められました。公営企業や一部事務組合、第3セクター等の債務も含めた将来負担比率などの、新たな指標により、判断されることとなるために、より一層、実態に即した数値が明らかになってまいります。

幸い、本市の平成18年度決算時点における数値は、いずれも健全化基準を上回っていませんが、新たな指標は、平成20年度決算より適用されることから、平成20年度の予算編成においては、今後予定される学校再編などの大型事業を視野に入れ、これまで以上に歳入の確保に努め、歳出の削減を基本に、編成作業を行ってまいりました。

その結果、一般会計当初予算の総額は、91億148万9,000円となりまして、4年連続のマイナス予算となりました。

予算編成に当たっては、行政改革集中改革プランを上回る職員の削減や、地方交付税が一定確保される見通しなどから、今後予定される消防庁舎や、小・中学校などの建設事業に充当するために、施設整備基金への積み立てを行う一方、平成13年度以来、財源不足による基金の取り崩しを行わない予算となっています。

平成20年度以降、宿毛市では、学校再編などの大規模事業が控えていますが、自主財源が少なく、また、現在、国会で議論されている道路特定財源の問題に見られるように、国の動向に大きく左右されるため、今後も市民にとって、本当に必要な事業であるかどうかの判断や、事業の優先度を見極めるなど、より効率的、効果的な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

次に、防災対策について、申し上げます。

昨年は、3月の能登半島地震に続き、7月には、新潟県中越沖地震が発生し、両地域では、大きな人的、物的被害を受け、今もなお、多くの方が応急仮設住宅での生活を余儀なくされています。

新潟県中越沖地震発生後には、宿毛市からも被災状況等の調査に、職員2名を派遣いたしました。

現地では、木造住宅の倒壊などによる建築物

の被害や、道路の陥没、水道、ガスなどのライフラインの停止などにより、多くの方が避難所生活を余儀なくされている状況報告を受けました。

南海地震発生時には、大きな被害が予測されている本市におきましても、これを教訓として、災害対応力の向上はもとより、木造住宅の耐震化や、自主防災組織を初めとする地域防災力の向上に、より一層、努めなければならないと考えています。

本市における南海地震対策につきましては、これまでも津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断、改修事業などを実施するとともに、自主防災組織が整備する資機材等に対する助成や、自主防災組織リーダー研修会などに取り組んでまいりました。

平成20年度におきましても、引き続き、これらの事業の推進をはかるとともに、新たに自主防災組織が実施する津波避難道の整備に要する原材料費の助成や、大規模災害発生時に対応するため、毛布や簡易トイレなどの生活必需品を中心に、計画的な備蓄に努めてまいります。

また、小・中学生の安全確保のため、市内の全小・中学校に自動体外式除細動器、AEDというふうに、通称、呼んでおります、を設置するとともに、不測の事態に臨機応変に対応するため、小・中学校の全教職員、及び市役所の全職員を対象に、自動体外式除細動器の操作を含めた普通救命講習を受講させるなど、緊急時に迅速な対応ができるよう、取り組んでまいります。

本年6月1日には、高知県総合防災訓練が、宿毛市において開催されますので、関係団体、市民の皆様のご協力をいただき、効果的な訓練となるよう、取り組んでまいります。

次に、交通運輸体系の整備について、申し上げます。



土佐くろしお鉄道は、幡多地域の基幹的公共交通として、住民の通勤通学などの生活路線としての機能はもとより、地域経済や観光振興に必要な不可欠な存在であります。しかしながら、利用者の減少により、経営は依然として厳しい状況にあります。さらに、昨年3月からは、宿毛線への特急列車の乗り入れが減便となりました。利用者にとって、不便なダイヤ改正になっています。

こうしたことから、会社としても、利用者の立場に立ったダイヤ改正や、利用促進につながる取り組みを推進するよう、強く求めるものがあります。

鉄道を存続させるためには、宿毛市といたしましても、経営の安定化に向けた財政支援はもとより、観光ピーアールや、モニターツアー等のイベント開催による利用者の増加につなげてまいりますので、市民の皆様におかれましても、積極的なご利用をお願いいたします。

宿毛佐伯航路につきましては、航路再開から3年が経過し、当初計画を上回る利用がありますが、燃料費の急激な高騰により、依然として厳しい経営状況にあります。

本航路は、高知県と九州を結ぶ、いわば海の国道として重要な航路であることから、幡多地域の市町村を初め、高知県、大分県、佐伯市と連携を図りながら、安定した経営ができるよう、利用促進に努めてまいります。

宿毛湾港の整備につきましては、港内の静穏度を保つため、平成15年度より第一防波堤300メートルの整備が進められており、平成20年度には、完成の予定となっています。今後も、港湾機能の充実のため、第二防波堤の早期着手に向け、関係機関への要望活動を続けてまいります。

港の利活用につきましては、引き続き、関係機関との連携を図る中で、ポートセールスや企

業誘致に取り組むとともに、「みなとオアシス」制度を活用した港の活性化に向けたイベント実施や、豪華客船の寄港誘致に努めるとともに、港振興交付金を活用した上屋の整備等を行い、宿毛湾港の利活用の促進に取り組んでまいります。

中村・宿毛道路につきましては、中村・間インター間は、平成20年度完成に向けて、順調に工事が進んでいます。平田・宿毛インター間につきましては、一部の工区は工事に着手をするとともに、地元説明や用地買収が行われる予定になっています。今後も、引き続き早期完成に向けて、積極的に要請をしてまいります。

また、四国横断自動車道の予定路線区間であります宿毛・内海間を、早期に計画路線に組み入れられるよう、積極的に取り組んでまいります。

市道につきましては、社会情勢の変化とともに、交通量は増大し、路面等、道路施設の老朽化も激しく、維持修繕箇所も年々増加しています。こうした箇所の修繕や、工事につきましては、緊急性、優先度等を十分に把握し、計画的に整備してまいります。

また、市道大島中央線につきましては、完成に向けて、積極的な取り組みをしてまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

企業誘致について、申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地内では、製造業21社、物流センター協同組合25社に、約910人が就労しています。

昨年は、タイム技研高知株式会社の大規模増築や、新たにハジメ産業株式会社の進出がありました。

また、宿毛湾港工業流通団地には、株式会社

栗之浦ドックと、三好造船株式会社が進出し、早期操業開始に向けた準備作業が行われています。

さらに、市内高砂地区の工場跡地に、株式会社レクザム電子四国が、ことし1月に進出して、既に操業を開始しています。

このように、新たな企業進出や、工場の増設がなされていますので、今後は雇用の確保はもとより、地域の経済、産業の発展に多大な貢献をしていただけるものと期待を寄せているところでもあります。

今後も、企業誘致活動や、進出企業へのアフターケアに努め、さらなる雇用の場の確保に努めてまいります。

農林水産業について、申し上げます。

農林水産業は、本市の基幹産業であり、地域の活性化のためには、欠くことはできない重要な産業と考えています。このため、今後も引き続き、これら一次産業の振興に積極的に取り組んでまいります。

稲作を中心とする水田農業は、主食である米の消費量が減少する中、過剰生産と生産調整の限界が顕在化し、平成19年度産米価は大幅に下落しています。その影響は、大規模農家や集落営農組織などの担い手だけにとどまらず、小規模農家を含むすべての農家の経営を直撃しています。

畜産業につきましても、飼料となる穀物価格の高騰や、原油高などが、直接経営を圧迫し、非常に厳しい状況にあります。本市の農業を持続発展させていくには、農業団体、生産者、各関係機関の連携を図りながら、農作業の受委託や、集落営農の組織化を推進していく必要があります。

さらに、機械の共同利用等によるコスト削減や、担い手農家の育成など、小規模高齢農家に対するきめ細やかな対応にも努めてまいります。

また、米の計画的生産や、地域の特色を生かした作物の推進に努めている幡多地域水田農業推進協議会を支援するとともに、米以外への作物転換を推進するためのレンタルハウス整備事業、及び農業環境保全活動を共同で行う農地、水、環境保全向上対策事業を、引き続き実施してまいります。

林業につきましても、原油価格の高騰による外国産材の輸送コスト上昇等に伴い、国内の木材需要は、輸入材から国産材へと移行し、明るいきざしが見えつつありますが、本市の林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足などにより、依然として厳しい状況が続いています。

我が国の温暖化対策において、森林によるCO<sub>2</sub>の吸収は、重要な位置づけにあり、森林組合、森林所有者、行政が一体となって森林整備等を推進する必要があります。

このため、引き続き、高知県緊急間伐総合支援事業を活用し、間伐等の森林整備を推進してまいります。

また、宿毛市森林組合が、久礼ノ川地区の森林を団地化し、所得向上につながる収入間伐事業を実施しています。

この事業には、作業道の開設が必要となりますので、高知県森の腕たち育成事業を活用して、事業を推進してまいります。

水産業を取り巻く環境も、農林業と同様、魚価の低迷、燃料の高騰などの影響により、厳しい状況となっています。これまで、沖の島灯台沖合いの中層浮漁礁設置による新たな漁場の開発や、種苗放流事業を継続実施するなど、水産業の振興に取り組んでまいりました。

また、水産物の流通、販売拠点としてのすくも湾中央市場は、漁協はもとより、組合員や関係者のご努力により、計画以上の年間取扱量及び水揚げ実績をあげており、あわせて魚価の平

均単価も向上するなど、組合員の所得の向上に大きく貢献する、県下でも有数の市場となりました。今後は、魚の鮮度を保ち、効率的に選別し、消費者に安定供給ができる市場としての機能をさらに充実させるため、第2期施設整備として、荷さばき施設や冷海水製造施設の附帯施設等の整備が進められておりました。平成20年度に完成の予定となっています。

宿毛市といたしましても、これらの取り組みや、後継者育成のための漁業就業支援事業なども積極的に支援してまいります。

漁船漁業の振興につきましては、平成20年度もヒラメ、イサキ、タイ等の種苗放流事業を実施し、水産資源の増殖、保護を推進し、漁家経営の安定に努めてまいります。

養殖漁業の振興につきましては、漁業経営の安定を図るため、資金の借入に対する利子補給金の交付などにより、支援してまいります。

また、平成20年度には、沖の島、鶴来島地域限定となりますが、当該地域の海岸海底清掃等を初め、地域の皆さんが協働で漁業再生に取り組む、離島漁業再生支援交付金事業を実施してまいります。

商工業について申し上げます。

商工業を取り巻く経営環境は、全国的に依然として厳しい状況にあります。本市におきましても、中心市街地商店街の空洞化は、さらに深刻な問題となっています。

このため、平成20年度も引き続き、商工業者への融資制度を実施するとともに、宿毛市中心市街地活性化基本計画に基づき、関係団体との連携強化を図り、賑わいのある商店街の再構築に向け、事業内容の検討を進めてまいります。

商店街事業主の皆様方におかれましても、それぞれ独自のアイデア、取り組みによる集客に努めていただきますよう、お願いをいたします。

特産品につきましては、地域の素材を生かし

た開発及び販売が、徐々にではありますが、成果も出てきています。今後とも、関係団体との連携を密にし、新たな商品開発を進めるとともに、インターネット等によるピーアールや、各種イベントにおける物産展参加等により、普及宣伝や、販路拡大に努めてまいります。

観光について、申し上げます。

本市の観光につきましては、四国西南広域観光を視野に入れ、関係市町村と連携を図りながら、だるま夕日や出井の甌穴などの主要な景観資源を利活用した、見る観光の推進はもとより、豊かな海や山の自然を生かした、都会では経験できない体験型観光メニューの企画開発や、地元の安全安心な食材を生かした、新鮮な食の提供や、おもてなしなどを組み入れた観光基盤の整備を進め、交流人口の増大による地域の活性化を図ってまいります。

さらに、素晴らしい景観美を有する県内唯一の有人離島である沖の島、鶴来島の観光振興につきましては、平成20年度も全国離島サミットや、アイランダー2008への参加、各種イベントの開催などにより、観光客の誘致に努めてまいります。

また、都会からの修学旅行や、観光客に離島や漁村での生活、漁業体験の場を提供するブルーツーリズムにつきましては、昨年からは栄喜地区で本格的な受け入れを開始しています。今後とも受入態勢の強化や、誘致活動に取り組んでまいります。

観光のキャッチフレーズといたしまして、私は、「宿毛はなんちゃんいじゃなくて、何でもあるで」というふうなことを、フレーズとして訴えてまいりたいと、このようにも思っております。

市民祭宿毛まつりにつきましては、平成18年度から、関連イベントを統合し、実施してきました。ことしも、市民が心から楽しんで参加

してくれる祭りとなりますよう、関係団体と協力し、実施したいと考えています。

教育について、申し上げます。

本市は、明治維新以降、多くのすばらしい人材を輩出した人材の里でもあります。その背景には、教育に極めて熱心で、学校をおこし、子弟の教育に専念したというすばらしい歴史があります。今後とも、この伝統を守り、先人に学び、多くの教育財産を未来へと継承していかなければならないと考えています。

ものまねではなく、宿毛市独自の 방법으로、教育の向上に取り組んでまいります。

また、本市では、10年間取り組んできた土佐の教育改革で築いた、参加と協働による教育づくりという財産を継承し、これをさらに発展させることで、21世紀を心豊かに生き抜いていくことのできる子どもたちを育てることができ、教育の確立を目指して取り組んでいます。

さらに、これまで進めてきた教育改革をもとに、開かれた学校づくりなどを推進してきたことで、学校や保護者、地域との積極的な連携など、地域ぐるみで子どもたちを育てていく取り組みが、定着しつつあると考えています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、依然として大人社会のモラルや、家庭、地域の教育力が低下するなど、極めて憂慮すべき状況が続いています。

こうした状況を踏まえて、対処から予防、量から質への発想の転換や、市民との協働を積極的に進めてまいります。

学校再編につきましては、近年の少子化傾向により、学校の小規模化が進んでいます。これに伴い、多様な教育活動は困難となってきました。また、教育施設につきましても、老朽化が進み、耐震補強工事等の安全対策など、多くの課題を抱えています。

このため、子どもたちの安全、快適な教育環

境づくりを目指し、保護者や地域のご理解を得ながら、学校再編を進めてまいりたいと考えています。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の拠点施設であります宿毛文教センターを積極的に活用し、市民の学習活動を推進するとともに、地域文化の継承、創造に努め、心豊かで、活力のある地域社会を築いてまいります。

社会体育につきましては、NPO法人宿毛市体育協会を支援する中で、宿毛市総合運動公園、体育施設等を拠点施設として、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術等に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、参加できる環境づくりを進めてまいります。

また、大学、スポーツ団体のキャンプ誘致や、各種大会の招致に努め、社会体育施設の有効活用を進めてまいります。

次に、人権について、申し上げます。

世界人権宣言がなされて、ことしで60年目を迎え、本市におきましては、すべての人々の人権が尊重される、明るい社会の実現を目指し、これまで、人権擁護都市宣言の決議を初め、宿毛市人権尊重の社会づくり条例の制定、人権施策に関する宿毛市総合計画の策定など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、残念なことに、いまだに私たちの社会には、人権問題が存在しています。これらの課題の解消のため、関係機関と連携を図りながら、市民一人ひとりが人権問題をみずからの問題としてとらえ、正しい認識と理解を深めるための啓発に努め、真に人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

地域情報化について、申し上げます。

デジタル放送につきましては、平田、宿毛の2カ所がデジタル中継局として開局をされました。しかしながら、電波が受信できない地域が存在しますので、今後は、宿毛市内全域で受信

可能となるよう、国や放送事業者に対して、強く要望してまいります。

また、デジタル放送への移行に対する啓発を行うとともに、共聴施設に対する、国や県の補助制度を活用した、改修にも努めてまいります。

西南地域ネットワーク株式会社につきましては、宿毛市の支援はもとより、金融機関の支援をいただく中で、役員の交代などにより、経営改善を行い、経営の安定化に努めていますが、大変厳しい状況にあります。安定経営のためには、4,500件の加入が必要であります。平成20年1月時点では、3,276件となっております。目標には至っていませんので、加入増につながる支援をしてまいります。

地域に定着した活動を継続するためには、市民の皆様の加入が最大の支援となりますので、ケーブルの配線されている地域の皆様、より一層のご協力をお願い申し上げます。

次に、福祉について申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害のあるすべての人が、共通のサービスを身近な地域で受けられるようになりました。その一方で、原則1割の利用者負担が伴うことや、サービスの実施主体が市町村に移行されたことにより、市町村格差が生じるなど、制度としての課題を抱えたまま、法施行後3年目を迎えるようとしております。

本市といたしましては、利用者が安心して地域で生活できるよう、国、県と協議しながら、障害者福祉の充実に取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、平成20年度は、新たな子育て支援の具体策として、これまで小学校就学前までであった医療費の無料化を、小学校卒業までに拡大することといたしました。

また、子どもたちを取り巻く環境は、教育現場におけるいじめ、不登校などの問題だけでなく、家庭での子どもの虐待や、親の子育ての悩

みなど、多くの課題が顕在化しています。

これに対応するために、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会体制の見直しを図り、新たに福祉事務所を総合窓口とした支援体制を整え、子どもの健全育成に取り組んでまいります。

保育所につきましては、少子化により、園児数が年々減少し、定員を割る保育所がふえ、効率的な運営ができない状況であります。

このため、小・中学校の再編計画とあわせて、宿毛市全体の保育所を再編成することが、大きな課題となっております。

そうしたことから、統廃合を含めた保育所のあり方について、保護者や地域の皆様のご理解をいただきながら、保育サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き、「高齢者保健福祉計画」に基づき、住み慣れた地域で、生きがいのある生活ができるよう、サービスの充実に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

本市では、市民が生涯を通じて、健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした、保健事業の積極的な推進を図るとともに、自分の健康は自分で守るといった意識の高揚に努めてきたところであります。

健診事業につきましては、平成20年度から、新たにメタボリックシンドローム、日本語で申し上げますと内臓脂肪症候群と呼ばれておりますが、これに着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施することになりました。

市民がみずからの生活習慣を振り返り、改善していくことができるよう、積極的に支援してまいります。

母子保健事業につきましては、少子化対策の一環として、平成20年度から妊婦健康診査の公費負担回数を、2回から5回へ拡充すること

といたしました。このことにより、より一層、胎児の健やかな成長及び妊婦の健康管理の向上につながるものと考えています。

さらに、各地区で実施しています赤ちゃん広場では、歯科衛生士による普及啓発を行い、親の虫歯予防に関する知識の向上にも努めてまいります。

介護保険事業につきましては、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる介護サービスの実現を目指すとともに、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画を、新たに策定いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、市民の皆様への説明会を通じて、ご理解とご協力を求めてまいりました。

4月からの制度開始後も、今以上に、十分な説明を行い、高齢者が安心して受診できる体制づくりに努めてまいります。

今後とも、保健・福祉・医療・介護の連携を一層強化し、高齢者を初め、すべての市民が健康で豊かに生活できる、活力あるまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。

生活環境について申し上げます。

ことしは地球温暖化防止のための京都議定書の第一約束期間がスタートします。気候変動に関する政府間パネルによりますと、地球温暖化は、ますます進行しており、世界中の国や都市が取り組まなければならない、深刻な問題であります。

本市といたしましても、地域全体で行う地球温暖化防止地域推進計画の策定を行い、市民一人ひとりの認識を高めて、温暖化防止に資するよう、努めなければならないと考えています。

このため、3R、この3R、発生を抑制するリデュース、再利用を促進するリユース、再び利用するリサイクル、この3Rを基本として、循環型社会の構築に努めてまいります。

生活環境の保全につきましては、市民の皆様のご協力をいただき、年2回の宿毛市クリーンデーの実施や、環境指導員による環境パトロールを行い、引き続き、不法投棄の防止に努めてまいります。

また、生ごみを堆肥化するコンポスト購入費補助事業の取り組みや、合併処理浄化槽設置整備補助事業を推進し、公共水域の水質保全に努めてまいります。

都市計画について申し上げます。

宿毛駅東地区土地区画整理事業につきましては、既に市道桜町藻津線沿いに新たな店舗も建設され、市街地が形成されつつあり、財政状況の厳しい中ではありますが、早期完成に向けて取り組んでまいります。

宿毛市総合運動公園につきましては、整備中でありました遊歩道が完成いたしました。スポーツ大会の開催による地域振興の拠点施設として、また市民の皆様が、生涯スポーツや憩いの場として広く活用できるよう、今後も取り組んでまいります。

下水道事業について申し上げます。

「下水道きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、平成4年度から公共下水道工事に着手し、平成14年3月には宿毛クリーンセンターを供用開始して、市民の生活環境の向上と公共水域の環境保全を図るために事業を実施してまいりました。

平成20年度は、幸町と高砂の一部約8.5ヘクタールを供用開始いたします。これによって、供用開始区域が全体で約149ヘクタール、対象戸数が2,344戸となります。

下水道の整備された地域の皆様には、加入についてご理解、ご協力をお願いをいたします。今後も、広報「すくも」やパンフレットの配布等による広報活動、また、未接続者への戸別訪問や宿毛市排水設備工事指定業者との連携によ

り、加入促進に努めてまいります。

二ノ宮地区と大海地区の集落排水施設につきましても、引き続き、より一層の加入促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

特に下水道につきましても、先日もマスコミに取り上げられまして、加入率が非常に悪い。今後の下水道運営に非常に不安を抱いております。そういったことから、今後、奨励補助金等も含めた検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、平成20年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、極めて厳しい財政状況の中、南海地震対策や、地域振興のための各種事業など、今後さらに推進しなければならない課題も山積しております。

この上は、本市のおかれている現状を積極的にお知らせし、ともにこの厳しい状況を乗り越えていただきたいと考えています。市民並びに議員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、所信の一端とさせていただきます。

長い間、時間、ありがとうございました。

**○議長（宮本有二君）** 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第54号まで」の54議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中西清二君）** ご提案いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、平成19年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

主な内容は、決算見込みの調整及び県営港湾事業負担金や団塊世代の早期退職者が増加したことに伴う退職手当等の経費を補正し、総額で

2億8,143万5,000円を増額しようとするものでございます。

議案第2号から議案第12号までの11議案は、平成19年度各特別会計及び水道事業会計補正予算でございます。いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しております。

議案第13号は、平成20年度宿毛市一般会計予算でございます。

総額で91億148万9,000円を計上しています。

財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で先ほど申し上げましたので、省略をさせていただきますが、前年度より1億8,147万7,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものでございますが、市税23億7,091万8,000円、地方譲与税1億3,000万円、地方消費税交付金2億2,885万3,000円、地方交付税38億400万円、分担金及び負担金1億7,403万3,000円、使用料及び手数料1億2,509万7,000円、国庫支出金6億8,508万7,000円、県支出金5億7,798万6,000円、繰入金1億581万2,000円、市債6億8,470万円などを計上しております。

一方、歳出の中で主なものは、総務費の共聴施設デジタル化支援事業補助金896万6,000円、フェリー運航経費支援事業補助金2,000万円、施設等整備基金積立金4,610万円、住民税所得変動に係る還付金5,430万円。

民生費の社会福祉協議会補助金2,699万6,000円、市単独乳幼児医療費扶助1,925万1,000円、後期高齢者療養給付費市町村負担金2億円、私立保育所運営補助金6,939万9,000円、児童館運営業務委託料2,117万1,000円。

衛生費の浄化槽設置整備事業補助金1,80

0万円、長浜飲料水供給施設整備工事実施設計委託料1,491万円。

農林水産業費の県営漁港事業負担金1,960万円。

商工費の妹背山展望台等新設工事費220万円。

土木費の県営港湾事業負担金5,179万5,000円、市道新設改良費1,100万円、地方道整備事業費1億5,273万2,000円。

消防費の消防ポンプ自動車購入費2,000万円、小型動力ポンプ付積載車購入費750万円。

教育費の特別支援員賃金505万1,000円、小筑紫地区小学校統合事業2,327万4,000円、宿毛フルマラソン大会、これはまだ仮称でございますが、実行委員会補助金520万円などを計上しております。

議案第14号は、平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算でございます。

総額で2億2,735万9,000円を計上しております。

主なものは、沖の島簡易水道再編推進工事費1億2,118万円、北部簡易水道配水管布設替工事費1,869万円を計上しております。

議案第15号から議案第25号までの11議案は、平成20年度各特別会計予算でございます。総額で69億6,385万4,000円を計上しております。

議案第26号は、平成20年度新設の宿毛市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

総額で2億7,714万5,000円を計上しております。

議案第27号は、平成20年度宿毛市水道事業会計予算でございます。

総額で6億367万1,000円を計上しております。

議案第28号は、宿毛市産業集積の形成及び

活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、高知西南中核工業団地と宿毛湾港工業流通団地が重点的に企業立地を図っていくべき区域として高知県の基本計画に位置づけられ、国の同意を得られましたので、一定条件を満たした企業に対し、固定資産税を5年間免除することで企業誘致を促進しようとするものでございます。

議案第29号は、宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の事務などについて、法令及び高知県後期高齢者医療広域連合条例に規定されていない項目について、本市の条例で規定するものでございます。

議案第30号は、宿毛市立学校施設整備等基金条例の制定でございます。

内容につきましては、平成9年に新規制定しました宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例を、寄附者のご遺族のご理解をいただきましたので、市内すべての小・中学校の教育振興や、施設整備に活用するために全部改正し、新たに制定しようとするものでございます。

議案第31号は、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、これまで小学校就学前までの乳幼児を対象に、医療費の助成をしていましたが、子育て支援の観点から、平成20年度より対象を小学校卒業までに大幅に拡充しようとするものでございます。

また、後期高齢者医療制度の施行に伴う改正も必要なことから、全部改正し、新たに制定しようとするものでございます。

議案第32号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、「上下水道課」の名称を「水道



課」に変更すること、及び市民課の分掌事務に、後期高齢者医療に関することを追加しようとするものでございます。

議案第33号は、政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、改正商法により額面株式が廃止されたことに伴い、本市においても語句を整理する必要があるので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第34号は、宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、これまで書記1名体制で事務処理を行っていましたが、事案の複雑化や、件数の増加に伴い、併任により事務局体制を整備することで事務処理の効率化を図ろうとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、青少年育成センターの職員体制は、市職員1名と、中学校補導教諭2名で事務を行っていますが、平成20年度より、市職員にかわって非常勤の特別職の所長及び指導員を配置し、3名体制で青少年の育成事務を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第36号は、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、特別職及び教育長の退職手当は、これまで、退職時に通算して支給していましたが、単年度の支出が多額となることから、任期ごとに支給しようとするものでございます。

議案第37号は、宿毛市一般職員の給与に関

する条例等の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、平成20年度に横浜市と人事交流を行うに当たり、派遣職員に物価を考慮した地域手当の支給をする必要がありますので、条例を整備しようとするものでございます。

議案第38号は、宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療特別会計を新設しようとするものでございます。

議案第39号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、本市においても、条例を整備する必要があること、及び簡潔な規定に改正しようとするものでございます。

議案第40号は、宿毛市財産条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方自治法の改正に伴い、行政財産の貸付範囲が拡大されたことから、本市においても、同様に条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第41号は、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、休校中の鶴来島小学校及び同中学校が、平成19年度をもって廃校となるため、それぞれ条例から削除しようとするものでございます。

議案第42号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、廃校となる鶴来島小学校及び旧弘瀬小学校をそれぞれ条例から削除しようとするものでございます。

また、学校体育施設は、電灯使用の有無に関係なく、一律の使用料となっておりますので、公

平性を保つために、使用料と照明代を区分しようとするものでございます。

議案第43号は、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療制度の実施に伴い、新たな「診療報酬の算定方法」を国が告示しましたので、本市もこれを適用するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第44号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、葬祭費の支給額を2万円から3万円に増額すること及び特定健康診査を保健事業に加えることなどの改正をしようとするものでございます。

議案第45号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、介護保険法施行令等の一部が改正され、税制改正に伴う保険料の激変緩和措置を、平成18年度、19年度と行いましたが、平成20年度も継続して実施することとなりましたので、本市においても同様に平成18年改正条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第46号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、郵政民営化に伴い、郵便物運送委託法が改正されましたので、該当条文を条例から削除しようとするものでございます。

議案第47号は、宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、下水道事業の毎年度当初の公告について、事業施行予定区域及び賦課

対象区域を定めていましたが、これを賦課対象区域のみを定めることに改正しようとするものでございます。

議案第48号は、宿毛市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成20年度から「上下水道課」を「水道課」に名称変更することに伴い、関連する4条例中の課名の部分を、それぞれ一部改正しようとするものでございます。

議案第49号は、宿毛市妊婦健康管理手当条例を廃止する条例でございます。

内容につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護世帯の妊婦に対し、昭和44年から1回の妊娠に1回の健康管理手当を支給していました。

しかし、10年以上にわたり該当者もなく、平成20年度からは、目的を同じくする妊婦健康診査に係る交費負担を2回から5回に拡充しようとしていることから、この際、役割を終えた当条例を廃止しようとするものでございます。

議案第50号は、こうち人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びこうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約でございます。

内容につきましては、本年1月に高知市と春野町が合併したことにより、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき規約を改正する必要が生じたので、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号及び議案第52号は、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約を廃止する規約」及び「宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定」でございます。

内容につきましては、現在、本市では規約を定めて宿毛西町郵便局において住民票の写し等の発行を行っています。

郵政民営化に伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律が改正されまして、新たに郵便局の指定等の手続きを中心とする規定として整備されましたので、規約を廃止するとともに、引き続き宿毛西町郵便局で事務を行うために、同郵便局を指定したので、同法第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号は、高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少でございいます。

内容につきましては、本年1月に高知市と春野町が合併したことによりまして、地方公共団体の数が減少しましたので、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございいます。

沖の島地区の水道施設の統合、改良事業等を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の変更を行うため、計画を変更する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

大変長くなりまして、以上が、提案申し上げました議案の内容でございいます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。議事の都合により、3月6日及び3月7日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、3月6日及び3月7日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

3月6日から3月9日までの4日間は休会し、3月10日午前10時より再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時10分 散会

陳 情 文 書 表

平成20年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 7号	平成 19.12.13	西町遊水地の浚渫について	西町地区長 西森春寿	産 業 厚 生

上記のとおり付託いたします。

平成20年3月5日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

平成20年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成20年3月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 岩本昌彦君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
企画課長 岡本公文君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君  
会計管理者兼  
会計課長 安澤伸一君

保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	土 居 利 充 君
産業振興課長	茨 木 隆 君
商工観光課長	立 田 明 君
建 設 課 長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
上下水道課長	頼 田 達 彦 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 センター所長	小 野 正 二 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
選挙管理委員 会事務局長	野 口 孝 夫 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） おはようございます。2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、初めに防災対策について、お聞きをいたします。

昨年9月議会のときにも質問をさせていただきました自主防災組織についてであります。

たしか市長の答弁の中で、自主防災組織率がふえても、中身を伴わないといけないというようなことでした。たしかに自主防災組織率が100パーセントになったところで、実際の地震が発生をしたときに、活動できる自主防災組織でないといけないと思います。今後、自主防災組織率の向上に向けまして、現在、活発に活動されている自主防災組織を模範組織と位置づけて、例えば模範組織の活動に対して、マニュアル作成に取り組んでいただきたいというふうに思います。

これは、最低限の部分かもしれませんが、このマニュアルをもとに、活動の統一を図るべきだと思います。

例えば、その1つに、災害時、いち早く活動に参加する自主防災のメンバーの招集方法とか、備品だとか、活動の手段などを盛り込んだ、実際に活動訓練をされている地区の活動マニュアル作成のお考えについてお伺いをいたします。

次に、家具など、転倒防止対策について、お聞きをいたします。

本市では、木造住宅耐震診断調査事業、木造住宅耐震改修事業についての施策は実施されて

いるところではございますが、それと比較して、おこなわれているのが事前対策であります。事前対策、いわゆる室内対策というのは、建物の耐震化、耐震補強と同じように、生命を守る上で、重要な事前対策なのです。

例えば、阪神・淡路大震災、これを例にとりますと、死因の原因の約80パーセント、これは家屋、家具の倒壊による圧死。負傷原因の約50パーセントは家具の転倒と落下。なお、約30パーセントは、ガラスの破損によるものがあります。

このように、家具や備品に、地震が発生したときの危険がひそんでいるわけですから、これらに対する事前対策が、建物改修と同様に重要性があるといえます。ここで事前対策といえますのは、3つあります。

室内における転倒防止、落下防止、ガラスの飛散防止、この3つでありますから、たとえ耐震構造を施した家屋であっても、家具やテレビなどの転倒、ガラスの飛散対策、こういったものがなければ、事前対策は不十分、このように言えると思います。

つまり、大震災による大きな揺れが発生をすると、耐震補強している建物であっても、室内で固定していないものは、移動したり倒れたり、こういったレベルではなく、飛んでくる、こういう状況になります。

生活環境の中にある家具や室内の備品が凶器となり、飛び交い、私たちを直撃したり、下敷きになって犠牲者が出る。こういうおそれがあるわけです。

また、備品内に収納していたもの、あるいはガラス、こういったものの散乱で、避難するときに負傷すること、こういったことも考えられます。

さらに、転倒した備品類が避難経路をふさいだり、ドアの開閉を妨げたりして、避難できな

くなるというおそれも出てくるわけです。

これらの室内対策は、繰り返しますが、建物の耐震補強と同等の重要性を持ちますが、建物補強と比較すると、比較的小額で、防災対策としてはきわめて効果的なものであると、このように評価できると思います。

ところが、防災対策の現状は、建物の倒壊を補強するために、耐震補強を行えば、ほぼ対策は終えた、このような空気があります。

室内対策は、余り重点を置かれてないように思います。そこで、室内対策に対する普及及び啓発活動を、今後、どのような方法で行うのか、お伺いをいたします。

次に、小中学校への事前対策について、お聞きをいたします。

私たちは、防災対策ですが、自己管理、自己責任、このようにして地震に対処すべきものだと思いますが、子どもたちに関しては、大人が守ってあげる、この責任があります。

家庭のことは家庭で、企業は企業内で対処してもらわなければなりません、こういった学校施設は、行政が責任を持って対処していただきたい、このように思います。

学校施設には、ピアノ、テレビ、こういった重量のあるものが設備されておりますが、阪神大震災のとき、被災地のある小学校では、グランドピアノが壁を突き破って外に出ってしまった、こういう事例もあります。

そこで教育長に質問をいたします。

小中学校における室内対策は、実施されているのでしょうか。実施しているのであれば、どの点について実施しているのか、実施されていないようでしたら、今後の対策についてお伺いをいたします。

次に、空き家の活用対策についてお聞きをいたします。

第1点目は、本市の空き家の実態を把握して

おられるのかどうかについてお伺いをいたします。

空き家を活用するといっても、その実態がわからなければ活用もできないのでありますが、本市に空き家が何軒あり、どこの地区に所在し、平家であるのか、2階建てであるのか、利用が可能であるのかなどの点について、把握をしておられるかどうか、お伺いをいたします。

第2点目は、空き家を活用することに、行政が取り組む意思があるかどうかについてお伺いをいたします。

週休2日制の定着により、都会に住んでいる人は、セカンドハウスを持ちたいと希望していますが、だれでもそう簡単に田舎にセカンドハウスを持てる状況にはないと思います。

そうした点に着目し、広島県では、空き家バンク、つまり空き家など活用情報システムを創設をいたしました。山口県でも実施しているようではありますが、情報カードを見て、担当課などに照会し、気に入った利用者は直接、所有者と賃貸契約を結ぶというものであります。

こうしますと、都会に住んでいる人は、週末、田舎でのんびり過ごすことができ、空き家の所有者は賃料を得ることができ、一石二鳥であります。また、その上に週末人口がふえることにより、商店からの購買も期待でき、さらにその人が本市に永住をする可能性もあるわけであり、過疎対策としても、まさに時宜を得たものであると考えますが、こうした活用対策を推進することについて、お伺いをいたします。

最後に、鳥獣被害防止対策について、お聞きをいたします。

特に、シカについては、農林業被害だけではなく、自然植生への被害が増大している現状であります。自然植生への被害が大きくなり、食害で樹木が枯死して、土砂の崩壊の大きな原因にもつながっており、大規模崩壊の主な原因に



もなりかねない状況になっており、捕獲の必要があります。

平成20年度、本県でもシカ対策特別事業を行う予定になっております。シカの有害鳥獣捕獲にかかる報償金支出経費への補助率が3分の1から、平成20年度より2分の1となります。

本市でシカを捕獲したときの捕獲報償金は4,000円であります。県内市町村平均金額は、7,722円でありますし、県内市町村平均よりも低く、また、近隣市町村と比較しても、低い提示となっております。

今回、シカの有害鳥獣捕獲にかかる報償金支出経費への補助率の変更に伴い、捕獲報償金の単価の引き上げをする意思はないのか。また、鳥獣被害対策の取り組みと、平成19年度実施もあわせてお伺いをいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点でございますが、自主防災組織のマニュアル化についてでございます。

自主防災組織につきましては、津波の浸水のおそれとか、濃霧などの地理的、地形的条件とか、地区の規模、年齢構成、就業構造など、多様なケースに分かれておまして、それぞれの地域の特性を踏まえて、組織の役割分担とか、整備する資機材の決定などを行っている状況でございます。

そのために、本市において、活発に活動をしている自主防災組織を例にしたマニュアルの作成につきましては、必ずしもすべての自主防災組織で活用できるものではない、このように考えていますが、他地区の自主防災組織の活動を例にして、組織の活性を図っていくことは、有効な手段であるというふうに考えております。

そういうことで、今後は自主防災組織の研修会とか、市の広報などを通じまして、情報等の提供に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、家具の転倒防止対策でございます。これは、岡崎議員がご指摘のように、本当に、建物ばかりじゃなくて、その内部にある家具の転倒防止というのは、非常に大切なことだと、私は基本的には認識をしております。

そのため、本市におきましても、これまでに実際にゆれを体験していただく起震車による地区の巡回、それから広報すくも、また市のホームページなどで、家具の転倒防止対策の啓発を行ってきております。

20年度におきましても、これらの啓発活動は、引き続き実施をしてまいります。また、転倒防止器具の取り付け方とか、ガラス飛散防止フィルムの効果などを知っていただくために、家具の転倒防止対策の研修会を開催をいたしまして、家具の転倒防止対策等の普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

地震対策、防災対策につきましても、いわゆる自己責任、自己管理ということ、先ほどおっしゃっておられました。行政のすべき範囲、補助すべき範囲と、個人個人がされる範囲というものが、おのずからあるんじゃないかと思えます。

私どもの方としましては、家具の転倒防止対策につきましては、この普及啓発ということを全面的に、皆様に知っていただくことが肝要ではなかろうかと、このように思っております。

次は、小学校の室内対策につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。

空き家。皆さんにわかりやすいように空き家（あきいえ）、私の方は、済みません、通常の言い方の空き家（あきや）というふうに言わせていただきますが、移住促進対策。都会の方

が週末に来て、セカンドハウスというふうなことも、非常に、これは有効なことだと思います。

ただ、宿毛の地理的な条件を考えますと、すぐそれが当てはまるかどうか、ちょっと心配なところもあることは、申し上げておきたいと思います。

ただ、移住促進対策の一環としましては、これまで、各地区長を通じた回覧文書とか、広報によりまして、市民の皆様空き家情報の提供をお願いをいたしました。

今のところ、市民の皆様からの情報は、売却物件が1件、賃貸物件が1件となっております。すべての空き家の実態を把握しているとはいいたいがたい状況でございます。空き家があるということは承知をしておりますが、ここでそれを貸すというふうなことでの情報は、なかなか市の方には入ってきておりません。

他市町村の聞き取り等による情勢分析によりますと、帰る場所がなくなることとか、地元以外の方に対して、貸すことへの不安というものが大きな要因になっているようでございまして、本市におきましても、このような声を聞いたことがございます。

当市といたしましても、移住促進など、空き家の活用を進めていきたいというふうには考えておりまして、引き続き、情報の収集に努めてまいります。

続きまして、空き家を活用することに、市が取り組む意思があるかどうかについてでございますが、平成18年度から、高知県が進めております移住促進事業に参加しまして、共同パートナー市町村として、移住に関する取り組みを行っております。

現在、全国的な傾向としまして、定期借家制度が整備されまして、短期間だけの賃貸がふえつつあります。賃貸住宅以外に、さまざまな地域交流スペース、福祉、文化スペースとして活

用される事例もございます。

今後、少子高齢化の進行に伴いまして、人口の減少がもっと進むんじゃないかというふうなことから、引き続き、情報の収集に努めまして、空き家の活用につきましては、行政としても、積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、私自身は、県が用がなくなっていなくなった建物であるとか、国が撤退した建物であると、こういったものも空き家のうちにはいると思いますので、この部分については、ぜひ国や県にも働きかけをいたしまして、ぜひ、市としての有効活用に努めさせていただきたい。

それには、適正価格というよりも、ほとんどただ同様にいただければありがたいと、このような、少しずるい考えを持っております。

いずれにしましても、空き家の活用、行政が積極的に取り組むと申しましても、市民の皆様が協力をしていただかないとどうにもなりません。

これ、今先ほど申し上げました1軒だけということでございますが、問い合わせ等がございましたら、市内の不動産会社もございます。そういったところにも紹介をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、鳥獣等の被害対策でございます。非常に、ただいま、シカの被害であるとか、イノシシの被害とかいうことは、ずっと申されております。狩猟期間終了後に、宿毛市有害鳥獣被害防止対策協議会というものを、毎年、開催しておりまして、農林産物への被害状況を把握する中で、新年度の取り組み方針を立てているところでございます。

実施に当たりましては、農家より被害報告を受ければ、直ちに現地を確認しまして、捕獲申請を速やかに受理して、申請者の方には、許可書を交付しているところでございます。

19年度でございますが、市内全域でシカが繁殖し、被害を及ぼしているの、許可書交付のときに、重点的に捕獲するよう、要請をしてまいりました。

19年度有害鳥獣の捕獲実績でございますが、イノシシが109頭、シカが76頭、サル11頭、カラス20羽となっております、重点的に捕獲をお願いしたシカは、昨年度18年度に比べまして、4頭少ない捕獲実績となっております。

イノシシ、シカの狩猟期間は3月15日まででございます。期間中に1頭でも多く捕獲していただくよう、お願いをしているところでございます。

次に、シカの報償金単価の引き上げについてでございますが、高知県の東部、西部地域で、シカによる農林産物への被害が拡大しまして、深刻な事態となっているために、本年度より県の捕獲報償金の補助率を3分の1から2分の1に引き上げる予定との通知を受けております。

そういうことで、狩猟期間終了後に開催します、先ほども申し上げました対策協議会へ、シカの報償金を4,000円から8,000円に引き上げることを提案したいと考えております。

また、農協及び森林組合も、それぞれ助成金を捕獲者に交付していますので、現段階の案でまいりますと、20年度のシカの報償金は、1頭につき1万円となる予定でございます。今後も関係団体の協力を得る中で、有害鳥獣による農林産物の被害防止に積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎議員さんの一般質問にお答えをいたします。

災害時、特に地震のときに、小中学校における室内の対策はしっかりできているか、実施を

しているかというご質問でありますけれども、教育委員会といたしましては、以前、神戸市の教育委員会より、阪神・淡路大震災における学校施設の被害状況の一覧表をいただきました。

その中で、備品の項目欄には、テレビとか戸棚とか保管庫等の被害状況が記載をされておりました。

岡崎議員がご指摘のグランドピアノも、当然、考えられます。

災害から、学校内での子どもたちや教職員の安全を、生命を守ることは、教育委員会の責務だと考えております。

阪神・淡路大震災後、学校備品等につきましては、安全点検の指導もしてきておりますけれども、まだまだ十分であるとは思っておりません。再度、学校現場に出向き、安全点検を行いまして、地震被害を最小限に抑えるような対策を講じるようにいたします。

例えば、保管庫と壁の固定による転倒の防止とか、テレビ、ピアノのロープ等による移動防止など、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

今後とも、他地域の取り組みを参考にしながら、きめ細かな危機管理についてのマニュアルを再確認をいたしまして、対応をするように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まず、自主防災組織のマニュアル作成についてでございますが、確かに宿毛市は山もあり、川もあり、海もあり、いろんな地域がございますので、統一化というのは、なかなか難しいことだと、私も考えてはおりますが、その地域内で、活発的に取り組みをされているところの、最低限、こういうことをしてますよというのを、

市民の皆様へ伝えるのも、行政の役目かなと思ひまして、今回、こういう質問をさせていただきました。

そして、高知県の危機管理部地震防災課のホームページ、地域のみinnで自主防災活動の中で、楠山地区自主防災会の取り組みが掲載をされておりました。私も、初めてホームページで見て、活動内容、取り組みのことを知ったわけですが、すけれども、このように自主防災組織をつくった後も、きちんと取り組みをされている地区もあるわけでは。

まだまだ他の地区でも大変すばらしい取り組みをされているところがあると思ひますので、またその反面、自主防災組織をつくったが、その後の取り組みをしていない地区もあるかと思ひます。そのつくった自主防災組織の活動に、つくった後、活発にしているとか、活発にされてないとか、温度差が若干あるかと思ひます。

それに対して、行政が取り組む対応というのは、なかなか難しいかと思ひますけれども、その点に関して、行政ができることに関して、一度、質問をいたしたいと思ひます。

次に、家具など転倒防止対策についてでございますが、平成17年11月27日、高知大学岡村教授が、宿毛市防災講演会「南海地震で生き残るために」の中で、南海地震は地震発生後、約30分以内に津波が来るとお話をされておりました。そう考えると、地震が発生をした後、すぐに家の外に出なければ、津波の犠牲になるわけでは。

そういうわけで、平成16年度県民意識調査報告書によりますと、家具の固定状況は県内で約20パーセントとなっているようでございます。家具転倒防止対策事業を実施している団体は、県内で黒潮町、香南市、室戸市であります。

黒潮町の家具転倒防止など、対策事業をご紹介をいたしますと、平成19年度6月1日から

実施をされているようでございます。黒潮町に住所を有する世帯を対象に、住宅の家具の転倒を防止するための器具とか、ガラス飛散防止フィルムを購入費、並びにこれに設置に要する費用の2分の1。ただし上限は1万円となっておりますが、補助する制度を設けております。

県内の家具の転倒防止対策では、平成26年度末までに寝室や居間、子ども部屋など、重要な部分の家具の転倒防止対策を行った世帯の割合を、90パーセントとするとの報告もありません。

本市におきましても、具体的な目標を設定して、対策を講じていただきたいと思ひますが、その点について、再度、質問をいたします。

小中学校における室内対策については、再度、答弁を求めませんが、私、一度、小学校の方に出向きまして、いろいろ見させていただきました。テレビについても、まだラックの上にそのまま置いている状態でございますが、地震が起こった後に、多分、テレビは飛んでいってしまうだろうなど。

それで、ピアノに関して、固定するのはなかなか難しいという職員のご意見がございましたが、先生のご意見がありましたので、そこもいろいろ、皆様方で考えていただいて、いま一度、室内対策について考えていただきたいと思ひます。

再答弁は求めません。

空き家の利活用についてでございますが、最近、地方自治体が空き家、空き地の促進事業に乗り出しているところが多くあります。私、1月24日に中土佐町に行つてまいりまして、そこで定住者促進事業といたしまして、空き家、空き地情報を、平成18年4月より、中土佐町の方では行つているようでございますが、情報収集の仕方としては、広報紙とか、ホームページ等で情報を募つたり、物件の所有者から申し

出により、職員の方が物件の聞き取りや現地調査を行ったりするようでございます。

平成18年4月以降に成約した件数は6件あるようでございます。内訳、1件が売買が成立して、1件については、町営住宅の方に入居をされたようでございます。

中土佐町のこの取り組みを見ただけでも、6世帯の方々が、新たに住所を構えて定住されている事実があるわけでございますので、本市としても、積極的に、行政の方としても取り組んでいっていただきたいと思っております。

鳥獣被害防止対策についてであります。補助率の変更に伴い、捕獲報償金の単価の引き上げも行われる予定となっているようでございますし、鳥獣被害対策の取り組みと、平成19年度実績も、詳しくお聞きをいたしましたので、これ以上の答弁は求めません。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 岡崎利久議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織マニュアルのことでございますが、統一化、非常に難しいということでございます。ただ、私自身思っておりますのは、基本的な、本当に基礎としてのマニュアルというもの示せると思えます。

そういったものについて、そこにもちょっと、マニュアルというものがあります。ただ、非常に分厚いものです。これでは、地域の皆様にお示ししても、これを全部頭に入れて、じゃあ災害のとき、それがぱっといくかという、非常に、これは難しいことじゃないかと、私自身は思っております。できれば、このマニュアルを、本当の基礎の基礎という形での、皆さんが迅速に行動できる、そしてまた、救助活動もできる、そういったものについて、もうちょっと簡素化して、基本的なものですかね、そういっ

たものにまとめて出したらどうかというふうに、私自身は思っております。先日も、事務方ともこういう話し合いもしておりますので、できるだけそのような方向で調整をしてみたいというふうに思います。

そしてまた、その自主防をつくって、活発に活動をされているところも、今の楠山地区ばかりじゃなくて、市内にはたくさんございます。

名前だけのところもあるかもしれませんが、その部分については、行政として、どう介入するかということでございますが、もう、行政の方としては、本当にこれ、自主防災組織でございますので、皆様方がやる気になってくださるより、これ何ともならないもんです。

我々としては、自主防災組織をつくったところのリーダーの皆様方に、リーダー研修をしたりして、この啓発活動を行い、やり方というのが、もしわからないようであれば、こういったやり方をしたらどうですかというふうなことをしてまいるのが、行政としてのできる範囲ではなかろうかと、このように思っておりますので、そういったところに、積極的に力は注いでまいりたいと、このように思います。

次に、地震発生の転倒防止でございます。

よその町のお話もいただきました。1万円限度として補助を出すということもございますが、今年度、私どもの方の予算には、こういう計上はしておりません。

私、先ほど申しましたように、行政としてできる範囲と、家の中のことは、ご自分のところでやっていただきたいというのは、基本的な考えでございます。

家具が、じゃあその家にどれだけあるのか。例えば、たんすをやらなきゃいけない。すべてやる場合にどうするかとか、例えば、寝室はもう、これはぜひ、寝ているときに地震が来たら、これやっておかなければ危ない。本当に人命に

かわることでございますので、そういったところは、必ずやっていただきたいというふうに思ったり、台所なんかでも、ガラス片とかが、たっぷり高いところにありますと、これ、足の踏み場もなくなるような。昼間でも地震起こるかもしれません。

そういった、あらゆる場合を想定しての転倒防止対策としては、やっとかなきゃいけないとは思いますが、これについて、今すぐ補助を出してどうかということにつきましては、それぞれの家庭としての、どこの家具をやればいいのかとか、これは行政として、立ち入ることはできないと思います。そういったものについては、どういった形でやるのか。補助金を出してやるのか、啓発としてやるのか、その辺のことは、もう少し詰める必要があるのかなということ、今、考えております。

それから、空き家情報につきましても、先ほど申し上げました、市民の方々の方から、おれんどこ使っていていいよ、私んどこ使っていていいですよという、積極的な情報提供がない限りは、空いてるじゃないか。使わせろというふうに、行政として、なかなか言うて行くわけにはいかない。それぞれのご家庭の事情もございまして、先ほど申しました、息子や孫とかが帰ってくるかもしれない。おいとかなきゃいけないというふうな方々もおられます。

そういった個人の、それぞれの理由というものがあるかと思えます。私どもとしては、ぜひ、県外の方も、本当にこの宿毛はいいとこですから、都会の方々に、ぜひここにも住んでいただきたいという気は思っておりますが、なかなか空き家情報、先ほど申しました、やっぱり不動産屋さんには、あろうかと思えますし、市民の方々が、行政として、ここを提供、いいよというふうな形に持っていくということが、まず肝要かなと。

そういう呼びかけをして、その空き家情報を都会の方々、市外の方々に提供するのが、私どもの役目かなと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、市長、大変わかりやすい答弁、まことにありがとうございます。

以上で、私の一般質問の方を終わらせていただきます。

まことにありがとうございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

それでは、市長の政治姿勢につきまして、通告のとおり、一般質問を行います。

まず、初めに平和市長会議への加盟について、お伺いをいたします。

2月29日の高知新聞によりますと、宿毛市を初め、お隣の土佐清水市等国内68市町村が新たに平和市長会議に加盟したとの報道がされました。それによりますと、現在、127の国や地域から、2,125の都市が加盟をいたしておるとのことです。

ご案内のとおり、1945年8月6日には、広島市、そして8月9日には長崎市にアメリカ軍による人類史上初の原子爆弾が投下され、一瞬にして町は廃墟と化し、尊い、多くの命が奪われました。

戦後60数年経過した現在でも、多くの被害者が、今なお放射線による後遺症により、肉体的、精神的な苦悩を強いられております。

しかし、核兵器は依然として、廃絶されるどころか、ますます核開発の方向にあり、全人類の生存が脅かされているのが現状ではないでしょうか。

平和市長会議への加盟は、広島、長崎の悲劇

を地球上で再び繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活を営める環境を確保し、世界の恒久平和の実現に寄与するために、世界の都市と都市とが国境を越え、思想、信条の違いを乗り越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けて努力をしていくことを誓うものであります。

そういった意味で、この時期に宿毛市が平和市長会議に加盟したことについて、心から賛意を表します。

今日まで、一貫していかなる国の核実験にも反対をし、全世界からの核廃絶に向けての運動をしてきたひとりとして、新たな勇気をいただき、さらなる運動の前進に向けて努力をしまっている所存でございます。

そこで、宿毛市での核廃絶へ向けての具体的な取り組みを、どのように考えておられるのか。そしてまた、市長の核廃絶に向けての決意をお伺いしたいと思います。

次は、女性職員の幹部職員への登用並びに各種審議会委員への女性委員の選任についてであります。

人事権については、市長の専権事項であることは承知をいたしておりますので、余り深く議論は差し控えたいと考えますが、このことにつきまして、市長の基本的な考えについて、所見をお伺いいたします。

男女の機会は雇用の機会だけではなく、勤続している間の処遇も均等でなければならないと考えます。宿毛市の状況を見た場合に、私といたしましては、男性職員と女性職員を比較した場合に、均等ではないと受けとめておるところであります。

女性の幹部職員への登用は、この議場の執行部席を見てもおわかりのように、1人もいません。そして、課長補佐級の職員も、非常に少ないのではないかと思います。

女性の職員が、能力の点で劣っているとは思

いません。研修の機会を積極的に与える中で、女性の持つ細やかさ、優しさを市政の中に反映させるために、能力のある、優秀な女性職員を幹部職員に積極的に登用すべきでないかと考えます。

今後、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、市長の所見を求めます。

あわせて、宿毛市には、9つの審議会があると承知しております。そのほかにも、多くの協議会があります。

そこで、各種審議会や協議会等の委員の選任にあたって、女性の委員さんを積極的に選任することが重要でないかと思えます。

宿毛市においても、人口の半数以上は女性でありまして、女性の生の声を聞く中で、その意見を市政に反映させていくことは、これからの市政運営を考えた場合に、大変重要なことではないかと考えます。

現在の状況、並びに今後の取り組みについて、お示しをいただきたいと思えます。

次に、職員研修のあり方について、お伺いをいたします。

平成17年度に作成をいたしました宿毛市行政改革大綱においては、5年間で32人の削減計画でありましたが、この計画を前倒して、この3年間で35人の職員が削減をされたと同います。

本年度におきましても、20名くらいの退職者が見込まれておりまして、それに対応する新規採用者は10名程度といわれております。

あわせて、地方分権が進む中で、今まで国で行われておりました各種の事務事業が、今後ますます地方自治体に移譲されてくるものと思われまます。

最近の身近な例といたしましては、障害者自立支援法があります。また、土曜、日曜、祝日に開催されます各種のイベントへの参加者に対

しまして、本来、超過勤務手当にて対応すべきではありますが、財政状況が大変厳しいということで、普通の日に代休日を付与する措置がとられております。

このように、行政改革の推進や、厳しい財政状況等を受けまして、職員の数削減される中で、職員1人当たりの仕事量はふえていく状況であります。

しかし、職員の市民への行政サービスを低下させることは、絶対に許されないことですので、今後、職務能力の高い、有能な人材を育成していくという観点からも、職員への研修の機会を与え、積極的に研修に参加させることが大切であると考えます。

行政は人です。先ほど申し上げましたが、私たち地方自治体を取り巻く環境は、現在では地方分権という問題が大きな流れとなっております。地方分権とは、みずから決定し、みずから責任をもっていくことですので、職員の資質の向上は欠かすことができないと思います。

事務能力の向上や、政策、立案能力を持つ職員を育てることが急務となっております。

あわせて、これからの自治体は、みずからの創意と工夫によって、個性豊かなまちづくりを進めなければならないといわれ、将来的には、自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当の格差が出てくるだろうともいわれております。

個性豊かなまちづくりを進めるためには、新たな発想が求められます。研修に参加をさせることにより、各種の事務事業の取得だけではなく、質の高い職員を育成し、並びにチャレンジ精神が旺盛で、発想力豊かな人材を育てていくものと考えます。

研修に参加した職員だけではなく、宿毛市においても、知的財産の取得が図られることにな

り、これからの行政運営を考えた場合に、職員に対して研修の機会を与えることが大変重要と becoming くるものであります。

宿毛市における職員研修の取り組み状況、並びに今後、どのように推進していこうと考えておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

次に、昭和41年12月1日、訓令第11号にて、宿毛市職員提案規程が策定されております。この目的は、本市行政事務の改善及び能力の向上について、広く職員の創意による建設的な改善意見を提案することを奨励し、職員の行政意欲の向上と、行政事務の効率化、効率的運営を図ることといたしておりまして、審査の結果、採用された職員には、審査基準により、報償を行うと規定をいたしております。

職員の参画状況、並びにこの制度をもとにして得た職員からの提案事項の中で、現在、活用されている事項があれば、お示しをいただきたいと思っております。

そして、職員への周知方法及び参画率を高めるために、具体的にどのような方法を行っておられるのか、あわせてお示しをいただきたいと思っております。

地上デジタル放送への対応について、お伺いをいたします。

地上デジタル放送は、日本が21世紀においても世界最先端のIT国家としての高度な情報基盤を構築し、国民一人ひとりが、そのメリットを享受できるようにすることを目的に、国策として導入が決定されたもので、2011年7月24日をもって、現在のアナログ放送が終了し、地上デジタル放送にかわることはご案内のとおりであります。

現在、マスコミを通じて、連日にわたって地上デジタル放送にかわることについての周知宣伝が図られております。

本議会におきましても、過去に何人かの議員



が、その対応につきまして質問をされたとお聞きいたしております。

宿毛市においては、現在、8局ありますアナログ中継局のうち、地デジ対応地上局は宿毛局と平田局の2局のみでありまして、昨年11月1日から平田局、そして12月25日から宿毛局の地デジ対応中継局から、それぞれ本放送が開始されておりますことは、ご案内のとおりであります。

そこで、まず1点目は、難視聴地域の解消対策についてお伺いをいたします。

全国的にも難視聴地域が出てくると予想されておりました、県内でも最大で8,000世帯以上の家庭において、受信困難になるともいわれております。宿毛市のおかれた地理的状況を考えた場合に、この2局の中継局で、今までのアナログ放送の視聴者すべてが地上デジタル放送を受信できることが可能であるかどうか。中山間地域や離島に住んでおられる市民においては、大変心配をされておりますので、以下のとおりお伺いをいたします。

宿毛、平田の2局の中継局からの放送を受けまして、予想される受信が困難な地域、いわゆる難視聴地域が出てくるとすれば、市内のどのような地区であり、何世帯くらいが予想されるのか、お示しをいただきたいと思っております。

今までの本議会における議論の中では、電波を発信してみなければ、その状況についてはわからないとのことでありましたので、お伺いをいたします。

そして、難視聴地域があるとすれば、地上デジタル放送開始まで残りわずか3年ぐらしかありませんので、難視聴地域の解消に向けて、国、放送事業者、地方自治体、地域住民等、それぞれの役割分担を図る中で、早急に対策を講じなければなりません。

現在、国におきましては、地域の特性に応じ

た情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差を是正し、地域住民の生活向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とした地域情報通信基盤整備推進交付金等の補助事業を立ち上げ、その対策に当たっておりますが、宿毛市として、難視聴地域の解消に向けて、今後、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、市長の所見をお伺いいたします。

2点目は、地上デジタル放送を受信するために必要な各家庭での負担額について、お伺いをいたします。

地上デジタル放送を受信するためには、1つに、地デジ対応のテレビへの買い替え費用と、アンテナの改修費。並びに、アナログテレビの家電リサイクル対策費。

2つ目に、アナログ対応テレビであれば、チューナーの取り付け費用とアンテナの改修費。そして、共聴施設であれば、新たに地デジ対応の施設に改修していくための個人負担、ケーブルテレビへの接続、そしてケーブルテレビに接続していても、アナログテレビであればセットトップボックスの購入経費などが考えられます。

マスコミでは、地デジのよい面や、2011年7月11日から今までのアナログ放送から地デジ放送にかかわることについては、先ほども言いましたように、毎日のように宣伝をされておりますが、市民の皆さんにおかれましては、自分たちの家庭の場合では、どれくらいの負担が生じるかについては、十分に理解と言いますか、把握をされておられないと思っております。

対策の内容によって、負担額は当然、違ってくると思っておりますが、それぞれの対策を講じる場合において、どれくらいの個人負担が必要となってくるのか、お伺いをいたします。

3点目は、経済的弱者家庭への対応について、お伺いをいたします。

年金だけでの生活をされておられる高齢者の方々

や、生活保護を受給している家庭や、非課税世帯など、経済的弱者といわれる方々にとりましては、日々の生活でも大変困難な状況であるわけでございます。

国策とはいえ、余分な負担を強いられることになります。そのような家庭に対しまして、行政として、何らかの対策を講じなければならないと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

4点目は、市民への広報活動についてお伺いをいたします。

地デジ放送の受信に向けての取り組みについて、私なりに考えた問題点を申し上げました。

その他にも、アナログ受信機を廃棄する場合の適正な処理方法等、市民の皆さんにおかれましては、まだまだ十分に地デジ移行に関しての理解が少ないのではないかと思いますので、具体的な情報などについての広報活動が、大変重要となってくると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

国策として行われる今回の地デジ化によって、地理的条件や、所得等による情報格差が新たに生じないようにする中で、円滑な地デジ移行への取り組みを求め、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） この際、議事の都合により、松浦英夫君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松浦英夫君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、平和市長会議でございますが、

平和市長会議は、原爆被爆都市広島・長崎市が中心となられまして、都市相互の緊密な連携を通じまして、核兵器廃絶の市民意識を、国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消。さらには、難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力することで、世界恒久平和の実現に向け、世界の国や地域を越えた都市の加盟によりまして、昭和57年から活動が行われております。

この会議は、近年の新たな核実験や使用済み核燃料の再処理施設を、新たに建設し、プルトニウム型原子爆弾の開発が本格化されてきているなどの、核の拡散や使用の危険性が高まり、核兵器廃絶に向けた、唯一の国際合意であります核不拡散条約体制が崩壊の危機に瀕するなど、国レベルでの交渉が行き詰まりを見せている中で、都市の連携を一層強化し、核保有国等の政策変更を求めていくことが重要でございまして、世界各国の都市と連携をより深めていくために、同会議から加盟依頼がありまして、本年2月に加盟をしたものでございます。

本市におきましても、昭和60年7月8日に、宿毛市非核平和都市宣言を宣言いたしております。市民が、安全、安心して生活していくためには、国や世界が平和で、安全であるということが根本的な条件でありまして、平和を愛し、人類の共存を願うためにも、この平和市長会議と協調しながら、核の廃絶とか、世界平和を訴えていきたいというふうに考えております。

この会議には、一応、加盟しただけでございまして、まず、参加することが第一歩であるというふうに、私は認識しております。こういった活動になっていくかは、この市長会議の中で、いろいろ先輩方にも教えていただきながら、取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

次に、女性職員の幹部職員への登用、それか

ら、各種審議会や協議会への女性の選任ということでございますが、平成11年に男女共同参画社会基本法が公布施行されて、以来、女性の社会進出が促進されているというふうに認識しております。

当市の現状でございますが、ここに幹部職員がおりますが、この中には女性の職員はおりません。

私、就任した当初も、女性の幹部職員登用を図るべきではないかというご質問も受けております。役職への任用でございますが、松浦議員もるご説明の中にありました、ご質問の中にありましたように、職員の能力や資質、意欲等を総合的に勘案して判断されるべきというふうに考えております。

したがって、女性職員の割合につきまして、こうあるべきというふうな、絶対的な水準というものは設定できませんが、住民の権利、義務にかかわる政策を、公正、公平に立案決定するにあたりまして、男と女という属性に偏らないことが重要でございます、公的部門は率先して、男女共同参画を实践して、女性の登用の機会を積極的に提供していくことが重要であるという事は、私も認識しております。

とりわけ、在職職員の男女比率には大きな差がない本市におきましては、ただいまは、男性職員が177人、47.8パーセント、女性が193人の52.2パーセントでございます、現下の厳しい行財政状況を勘案した場合には、男性とか女性とかということをお問はずに、多くの職員が持っている能力を十分に発揮してもらわなければならないというふうに感じております。

ただ、この男女比率でございますが、少し申し上げておきますと、専門職がございます。保健師さんであるとか、保育士さんというふうな職務につきましては、職務につく就職の希望者

というものが、圧倒的に女性の方が多いということでございます、こういった形での女性職員の52.2パーセントかなというふうなことを思っております。

本市は、女性職員の管理職への登用は、現在ございませんが、課長補佐職として、現在、6名を登用しております。

課長補佐の16.7パーセントに女性職員が就任しているところでございまして、女性が持っている能力というものは、十分に発揮して、公正、公平な評価を受ける中で、登用されることによりまして、男女をお問はず、仕事に対するモチベーションが高まっていき、その積み重ねによりまして、組織、ひいては社会全体を活性化していくことが大変重要であると、このようなことは考えております。

そういったことでございますので、今後におきましても、意欲のある女性職員の登用はもちろんでございます。職員の育成につきましても、男性、女性の区物なく、積極的に登用を推進してまいりたいと、このように考えております。

ただ、先ほど申しました、私がこの職につきましたときに、課長補佐がほとんどいませんでした。そういった状況でございます、一応、この組織の中では、係員、主任さん、そして係長、課長補佐、課長というふうな、段階的なものがございまして、一足飛びに係長から、例えば課長への登用は、あるかもしれませんが、今のところは、段階的な登用を、私は考えておまして、やはり課長補佐で一定年齢いる。例えば、係長からすぐ管理職というふうな登用というものが、なかなかできないで、今、ようやく女性の課長補佐を6名というふうな状況に、去年、ようやくしたところでございます。

そういった中で、ぜひ、この中から次の管理職への登用ということも、自分の頭の中にはございます。

ただ、その中で、その人たちがやる気を出してくれるということが、非常に私自身は大切というふうに思っております。ぜひ、管理職の女性登用というものを考えていかなきゃいけないということを、自分自身思っております。

そしてまた、次の各種審議会とか、協議会でございますが、委員が総数で449人おまして、女性委員の数が82名、比率にしますと18.3パーセントでございます。

年々、女性委員の占める割合を高くしていこうというふうなことでございまして、平成14年には、12.8パーセントでございましたが、現在が18.3パーセントの女性委員の登用をしております。

国は、せめて30パーセントは女性を入れなさいというふうな指導がきております。私も、女性特有の、やっぱり男にはないものを持っているのが女性部分。繊細な感情とか、いろいろなものがあると思います。そういった感覚というのは、市政へ反映していくべきであろうというふうな考えを持っておりますので、ぜひ、この委員であると。審議会委員であると。協議会の委員さんの中にも、女性委員の登用を、一層進めてまいりたいというと同時に、お願いがございまして、ぜひ、こういった女性がいるというふうなことも、情報をいただいて、推薦も、各議員にもしていただければありがたいなど、いうふうなことも思っております。

そういうことで、管理職の登用であるとか、女性委員の登用、そして協議会への委員の就任ということにつきましても、女性の力を十分にいただきたいというふうなことは、十分、考えておるところでございます。

次に、職員研修のあり方についてのご質問がございました。

行革で3年で35名ということで、先ほど、松浦議員から、るる退職者の2分の1補充であ

るとか、これからは、政府からは分権移譲がきて、職員は忙しい思いをする。そしてまた、土日もほとんど出ずっぱりじゃないかというふうなご指摘で、まさに残っている職員で、退職された方々の職務を遂行していかなきゃいけない。職員には、非常な負担をかけているというふうには、私自身は思っておりまして、この負担の部分を、外部発注であるとか、合理的な仕事を進めていくといったようなことにも、目を向けなきゃいけないのかなというふうなことも思っておりますが、研修のあり方ということでございますので、そういったことについて、答弁をさせていただきます。

本市では、人材戦略のマスタープランでございますが、宿毛市人材育成基本方針を、平成18年11月に策定公表しております。

この中で、人材育成を効果的に進めるための取り組みといたしまして、人が生きる人事管理、人が育つ職場環境、人が伸びる職員研修の3つを、相互に連携させていくことが必要というふうに思っております。

とりわけ、職員研修につきましては、人材育成の中心となる手法でございまして、日常業務を通じまして、礼儀作法等の習得ができる職場内研修と、専門的知識や技能を得ることができる職場外研修と、並列的に実施することによって、この効果が高まっていくのではないかとこのように考えております。

本市の研修でございますが、1つには、うち人づくり広域連合がございまして、高知県下の各市町村が、この広域連合をつくっております。この広域連合の主催ということで、職員研修を実施しております。

これがメインというふうなことでございまして、このほかで、接遇のマナーであるとか、女性職員に特化した女性リーダー養成研修など、多種多様な研修も実施しております。

市民の方からの職員の評価も、このような研修の成果でございましょうか、徐々にではありますが、よくなっているというふうには感じております。

また、研修に出しました後には、いろいろ復命をしていただいております。その復命の中で、私自身目を通して、これは全職員、あるいは全管理職にぜひ聞いてもらいたいというふうな復命につきましては、庁議等におきまして、その出た職員に発表もしていただいております。せっかくの研修の知識を、全職員にも分かち合いたいというふうなことも、実施しております。

研修というものは、あくまで手段でございまして、最終的には、これは市民サービスへの向上につなげていかなきゃならない、このようなことを考えておきまして、現状に甘んじることなく、今後におきましても、人材育成基本方針に基づきまして、引き続き、人材を磨くための効果的な研修の実施ということには、努めてまいります。

次に、宿毛市職員提案規程でございまして。この提案規程では、提案内容は、業務能率が向上すること。それから、経費の節減になること。公益上、有効であることのいずれかに限定をいたしまして、職員のモチベーションを高めるといことと、事務の効率化を図るために制定されたということでございます。

一方では、市職員が市民の公僕として、事務の効率化や経費削減等を念頭において、日常業務に当たることは、これは至極当然ということでございます。

特に、昨今の地方財政を取り巻く環境は非常に厳しく、日々の改善を怠れば、その積み重ねによって、たちまち財政破綻、小さいことかもしれないかもしれませんが、こういうことが大きく積み重ねていくということでございます。そういうこと

になりますと、結果的に、市民サービスの低下を招くということでございます。

その中で、例えば、提案をした職員に対して、報償を行うべきかどうかという点につきましては、意見も分かれるところかなというふうに思っております。

これまでは、この制度を活用して、提案はいただいております。職員からは。

また、本制度の周知も、特には行っておりません。私も、実はこういうご質問を聞いて初めてというふうに、すべての通達を、措置を頭の中に入れきれないものですから、こういうことでございますが。

私自身は、自由に、職員から提案できる場を整備してきたという感じで思っております。これは、具体的に申し上げますと、職員が業務に関することはもとよりでございますけれども、人事等でも構いません。

例えば、人事担当を通したくなければ、市長に直接メールでいいですよというふうなことも申し上げておりますし、積極的な呼びかけも行っております。

なかなか、上司を通して言いづらいという提案についても、直接、結構ですよということで、時々、そういうものを受けつけておりますし、また、庁議を、就任しましてから、週1回ということにしておりまして、この庁議が定着した中で、今度は月に1回は補佐会議をやろうと。課長補佐を全員集めております。

それから、係長会議も、その次の段階で、係長さん大勢いますので、2班に分けて、月1回は全体の係長さんと、私と直接、話をできる場を設けております。

それぞれの会で、自由な発想の意見。特に、このテーマでやらなきゃいけないとかいうふうじゃなくて、情報交換を含めまして、いろいろな、自分の担当のものだけでなく、市全体の

ことでも意見を言っていたきたいというふうな場を設けております。

そういった中で、話し合いをする中で、課題とか、問題点とかいうものが抽出されてきますし、解決策について、自分の係じゃなく、違うところの係のものまで、話が出てくるというふうな状況に、今、なっております。

私自身の思いで言うと、もっとたくさん意見を出してもらいたいなというふうなことを、思っているわけでございます。

それから、役職以外の若年層職員でございますが、こういった職員とも、しょっちゅうはちょっとできませんが、機会を設けておまして、その中で、提案された有益なものについては、実施をしてきたというふうな経緯もございます。

こういったように、規程というものに、余りこういうものはとらわれないで、多くの機会を職員に与えることによって、職員から自由な提案が出るというふうなことが、いいんじゃないかなというふうなことでの行政運営をやっているつもりでございまして、本規程は、先ほど申しました報償等でございます。

そういった規程の見直しがいいのか、廃止がいいのか、それともほかの形がいいのか、その分についても、もうちょっと検討もさせていただきたいなというふうに思っております。

次に、地上デジタル放送でございます。

これは、何点かの質問がございましたが、私自身の思いを、まず先に言わせていただきますと、すべて、松浦議員もおっしゃっておいりました、国策でデジタル化をやっているんじゃないかと。2011年7月にはというふうなことでございますが、私自身は、これは本当に国策でデジタル化を遂行しているわけですから、これは国の責任において、すべてやるべきであるというふうな、強い認識を持っております。

ただ、国がすべてやってくれない状況である

から、地方公共団体もこういった形でやっていかなきゃいけない。せざるを得ないというふうな状況になっております。これ自身は、私は何回も申し上げたい。これは国の、国策でやっているんだから、国の責任で全部、隅から隅まで、今のアナログ放送が見えるところは、すべてデジタルが通してもらわなきゃいけないというふうなことを、基本的な認識としては持っております。

その上での答弁とさせていただきます。

難視聴地域でございます。現在、宿毛平田中継局と宿毛中継局がある。これ、これから宿毛平田と読まないで、平田中継局と呼ばさせていただきますが、地上デジタル放送が、今、開始されております。これは松浦議員のご指摘のとおりでございまして、この放送開始に伴いまして、総務省の四国総合通信局から、インターネットによりまして、放送区域のエリアが発表されております。

これによりますと、平田の中継局からの発信によりましては、宿毛市、四万十市、三原村の一部で約2,800世帯、宿毛中継局からの発信によりますと、宿毛市、大月町の一部で約6,300世帯が、視聴可能というふうに予想されております。

四国総合通信局のエリア発表にない地域でございますが、これは、橋上地区、押ノ川、二ノ宮、山北及び野地から山北へ向かう国道56号線沿い、そして小筑紫地区の一部及び沖の島地区というふうになっております。

この地区の世帯は、約1,600世帯でありまして、宿毛市の16パーセント弱が難視聴地域となる計算になります。

しかし、小筑紫につきましては、他の中継局からの受信状況を判断した上で、中継局を設置するかどうかというふうな検討をするということになっております。

これ、中継局が設置されれば、難視聴地域は少なくなるというふうに、四国総合通信局は予想しています。これは当然のことでございます。

地上デジタル放送開始後に、エリア外とされる橋上町日平地区が、共聴施設のアンテナ設置位置でデジタル電波の受信調査をいたしました。

そうしましたところ、視聴可能な受信強度が得られましたので、他の共聴施設でも受信できる可能性があるのではないかと、このように考えております。

続きまして、難視聴地域の解消でございます。これは、共聴施設で視聴されている皆さんには、一定の基準がございますが、国や県の補助金を利用した改修を、またケーブルテレビの整備エリアにおきましては、ケーブルによる改修を進めていくことによりまして、現在、視聴されている皆さんが、これまでと同様に視聴できるように、平成20年度に共聴施設の受信調査実施について、予算計上させていただいております。

続きまして、地上デジタル放送視聴のための各家庭における負担額でございますが、テレビの台数とか、家の形状等により、改修の度合いが異なるために、この額ですというふうな提示は、ちょっと困難でございますが、高知県情報政策課の説明資料をもとに、お話をさせていただきますと、5,000円から3万5,000円程度のアンテナ設置。それから、デジタル対応テレビ、これは値段にいろいろな差がございますが、十数万程度のテレビの購入、または、デジタル対応チューナー、これが2万円ぐらいかかるそうございまして、これが住民負担となる旨の調査結果が示されておる、このようでございます。

それから、年金生活者だとか、経済的な弱者への対策でございます。もうこれ、昨年8月の新聞記事にも掲載されておりますが、総務省に

おいて、地上デジタル放送に円滑に移行できるよう、経済的弱者への支援も審議されているということでございますので、国の施策と補償を合わせた形で対応してまいりたいと、このように考えております。

そして、住民への広報活動でございますが、これまでも、広報への掲載はもとよりでございます。総務省からのパンフレットの配布等を実施しておりますが、今後は住民の方からの問い合わせ等にも、詳しく答えられるように、四国総合通信局はもとよりでございますが、放送事業者とも情報交換を密にして、周知活動に努めてまいりたいというふうに思います。

また、受信機の交換のお話も出ておりましたが、この辺については、ちょっと電気屋さんとの話になろうかなという部分もあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

それでは、若干、再質問をさせていただきたいと思えます。

市長の答弁の中でもありましたように、本市は昭和48年12月26日に、世界連邦平和都市宣言を議決をいたしております。

そして、今回新たに核廃絶に向けて、世界の都市と都市とが連帯をして取り組みを推進するという意味で、平和市長会議に加盟いたしました。

市長の説明にもありましたように、いずれも、市民が安全かつ文化的な生活を営む上において、世界の平和を追求していくことが重要であるとの認識であろうかと存じます。

そこで、提案をさせていただきたいと思えますのは、宿毛市として、世界連邦平和都市宣言と、平和市長会議に加盟したことを受けて、新

たに、非核平和都市宣言として新たに宣言する中で、市役所庁舎の前に非核平和都市宣言のような看板を、新しく設置することによって、宿毛市の立場を内外に明らかにすることが考えられないかなという思いでございますので、答弁をお願いします。

それと、女性職員の登用でありますけれども、これもまた、市長の方からも答弁ありました、2005年12月に閣議決定をしました。第2次男女共同参画基本計画において、社会の指導的地位に占める女性の割合を30パーセントにするという目標が立てられましたけれども、今日、十分、その域に達してないということで、政府としても、新たにプログラムをつくる計画のようでございます。

20年度の人事異動を控えて、市長におかれましては、幹部職員の配置構想については、既にでき上がっているというふうには思いますけれども、こうした政府の動きも勘案して、ぜひ、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次は、市長は、行政運営を行う上で、常々職員の意識改革が大変重要であるというふうにいわれております。

辞書を調べてみますと、改革とは、不都合な点を改めかえることということでありまして、市長の考えております職員の意識の不都合な点とは、一体どのような点であるのか、お示しをいただきたい。

そして、理想的な職員の意識改革といいますか、住民にサービスを提供する職員として心構えは、どうあるべきであると考えておるのか。

そして、そのために、どのような方法で職員の意識改革を進めていこうとしているのか、お示しをいただきたい。

職員の意識改革が進んでくれば、命令を受けたから研修に参加するというのではなく、しっかりとした目的意識を持って研修に臨む姿勢が

出てきますし、充実した中身のある研修になってくると思われます。

そして、研修を受けた職員だけの知識ではなく、それぞれの部署において、リーダーとなって、全体のものとしていく取り組みが出てまいると思います。

いずれにせよ、これからの地方分権が進む中で地方自治を考えた場合に、研修を通じて、それに対応する職員の育成が、市長も言われましたけれども、大切であるというふうに思います。

職員の意識改革と研修との関係は、関連性があると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、地デジの受信に向けての経済的弱者の問題、そしてまた、難視聴者の問題、難視聴地域の解消の問題、いずれもまだまだ、国の方も十分な対応ができてないという部分であります。

今の時点で、私の方からああしなさい、こうしなさいとか言うんじゃないに、ぜひとも最初の質問の中で申し上げましたように、情報格差ができないように、ぜひ、一段の取り組みをしていただきたい。

本当に、残り3年しかないわけでございますので、十分な取り組みが求められておりますので、この点については、担当の課を中心にしながら、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

この地デジの関係については、答弁は求めません。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

非常に難しい答弁もあろうかと思いますが。

まず、非核都市の関係でございます。平和市長会議に参画したことで、庁舎の前に非核宣言



都市の看板を立てたらどうかというご提案でございます。

以前から、こういった議会のご承認もいただいて、宣言都市になっているわけでございます。今までができなかったのは何だろうなというふうな思いもございますが、これ、皆さんともまた話っていきながら、できるものであったら、していくというふうな。せつかく宣言をしているわけでございますので、前向きに取り組んでみたいというふうに思います。

それから、女性職員の登用でございます。政府の動きもありますが、ご本人の意識の問題も、やっぱりあるし、我々が、登用する側もある。これは、両方がマッチしなきゃいけないというふうに思いますし、なかなか、女性は、こういうことを申し上げていいのかどうか。女性としては、ハンデと申しますか、結婚されて、子育てされて、出産という子育て、小さい子を育てる間に少しブランクがあったりするところがあります。

こういったものが、今までの登用の関係でも、非常に市の職員としても、ネックになってた部分がございます。

これはまた、出産、子育ての部分の休職という制度もありまして、これは十分、休んでいただけのわけでございますが。

やる気のある女性職員、これは女性職員に限らないんですけど、男性も女性も、ぜひ積極的な登用はしてまいりたいというふうに、私自身は思っております。

それから、職員の意識改革で、職員の意識の不都合とはどういうことかと、その不都合というのは、なかなか。不都合はいいんですが、不都合というよりも、今ある意識を市民サービスに向ける。我々は、職員は、公務員は、やはり市民の皆さんの税金でお金をいただいているんだと。それで生活もしているんだ。それで仕事

もしているんだということでの、市民サービスをもっとやろうじゃないかということと、それから、先ほど来も申し上げております、非常に財政状況も厳しい折でございますから、むだな仕事をしちゃいけない。やはり、そういう感覚を身につけていただきたい。

これ、今までのものを責めるんじゃないくて、これからはこうしようということ、私は意識の改革というふうに思っております、ぜひ、今までやってたものが、通常の仕事ですね。通常の、例えば仕事をしたものが、もうちょっと、一工夫すれば、時間もかけないで、合理的に市民サービスにつながるんじゃないかとか、そういうことを常に、目的意識を持って、仕事に当たっていただきたいというのが、1つの意識改革でもあるんじゃないかなと、このように思っております、職員の意識の不都合というふうな形じゃなくて、前向きのものでございます。

もっと、よりよくなる。先ほど申し上げました、職員が削減されまして、非常に少なくなつて、仕事も大変だ。仕事も大変であれば、どこを合理化していくかとか、そして、むだをどうやったら排除していくかと、そういうことを、やるやっていく。

例えば、庁舎の清掃ひとつにしてもそうなんです。これはみんなでやればいいじゃないですか、自分の身の回りのことはと。そうすると、清掃業務を外に委託しなくても、毎日やることを、日曜日だけ定期的に外部委託すればいいじゃないかと。

例えば、そういうふうになりますと、経費も節減できます。それで、庁舎の身の回りもきれいになります。これは自分のところですから、そういったことは、自分のことは自分でいきましょう。それから、書類がたくさんたまります。非常にたまりますけれども、この書類をどういうふうなファイルをしていくと、次にフ

ファイルが出しやすいか。これは、自分の仕事ですから、自分で少し考えましょうと。そしてまた、こういったファイルの仕方を研修を受けて、どういうふうにきれいにやるか。これは人の知恵も借りましょう。

そういうものが住民サービスには、結局つながっていくんじゃないかな、こんなことを自分は思っております。

それから、研修の必要性というものを感じておりますが、研修がすべてではなくて、私は、先ほど申し上げました補佐会であるとか、係長さんとの会議であるとか、これは1時間の、私にとってはお互いの研修の場というふうに思っております。これは職員の声聞くこと、職員も、みんなも市民なんだよということも、常々言っております。

そういった形での話し合いもしております。

だから、決められた研修も必要です、専門的な研修も必要です。人格形成も必要です。それから、私どもと一緒に、こうやって話し合いすることも必要でございます。

そういったことで、こういった学習の場と申しますか、研修、学習の場と。そういうことを、職員と一緒に共有していくことが大切かなと、こんなことを思っております。

地上デジタルの関係は、答弁要らないということでございましたが、これはもう、松浦議員も我々も、本当に一緒に思いだというふうに思っておりますから、これ、今テレビが見えなくなるところが3年後に現出すると、大変なことでございますから、私は、とにかくこれはすべての皆様のご家庭に、デジタル電波が発信されるというふうな努力は、人一倍やっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） ご説明いただきまして

ありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、一般質問をいたします。

市長におかれましては、2期目のスタートを切られるにあたり、1期目でまいた種に花を咲かせる努力を、しっかりとしていくと、みずからその決意を述べられておられます。

そして、その思いは平成20年度当初予算の随所に盛り込まれていることだと思っております。

以前、私の行った一般質問の中で、前向きに検討していただけると答弁をいただいた、そういったものについて、要するに、私自身は、市長が既に種をまいていると思っているものを含めまして、何点かにわたって、現在の状況についてお聞きをいたします。

まず、初めに漁港整備についてお聞きいたします。

平成19年3月の一般質問で、宿毛湾における養殖魚の年間水揚げ額は150億円以上といわれており、まき網や一本釣りなど、すくも湾漁協の水揚げ額17億円合わせて、水揚げ高200億円の宿毛市も夢ではない。これから中国経済の伸びにより、水産物が不足すると予想されている今こそ、頑張るときであるが、40年以上使ってきた各漁港の護岸は崩れかけ、堆積した土砂により、干潮時には船が岸壁に着けな。または、入港できない状況の港が何カ所もある。

漁港を管理する宿毛市として、しゅんせつ及び護岸整備をすべきではないかと質問をいたしました。

そして、市長から、湊浦、大浦、宇須々木のしゅんせつ、そして藻津のしゅんせつと、護岸

整備が必要と認識している。優先度を考慮して、どのくらいお金がかかるのか、きちんとした数字を出していくと、答弁をいただいております。

そんな中、しゅんせつが必要といわれている宇須々木の港において、出荷中に酸素不足によってタイが大量に死んでしまう事態が起きております。

タイは活魚、すなわち生かした状態での出荷であり、死んでしまえば商品価値はありません。業者の方は、2年かけて育ててきた、あと数時間でお金になったのに、残念でたまらんと落胆しておられました。

宇須々木の港には、新港が隣接しており、ご存じのように、入り口をふさぐように防波堤の整備が進んでおります。その上、しゅんせつもせず、浅くなったせいで溶存酸素が減少しているのではと、漁民たちは不安に陥っております。

昨年、溶存酸素量の調査を行ったと聞いておりますが、市は把握しておられますか。その結果と、今後の対策、そしてしゅんせつと護岸整備の優先度及び金額について、お聞きをいたします。

続いて、バイオマスタウン構想について、お聞きいたします。

平成18年9月の定例会において、バイオマスタウンになれば、地球温暖化対策資源の循環利用に貢献ができ、さらに産業の形成、地域社会の活性化につながる、全国に向けて自然の豊かさを発信している宿毛市こそ、国の募集しているバイオマスタウン構想に名乗りをあげ、循環型社会構築を図るべきではないかと、質問をさせていただきました。

市長より、構想としてどうするか、今議会が終わったら手をつけていきたいといった答弁を聞いて、はや1年半が経過いたしております。

当時、公表を済ませた56市町村の件数が、現在、105市町村とほぼ倍になっております。

当時、私は食品廃棄物の有機肥料化を推奨いたしました。その後、どう取り組んでこられたのか、市長にその状況についてお伺いをいたしておきたいと思っております。

続いて、地球温暖化防止地域推進計画及び3Rのリデュース、リユース、リサイクルについてお聞きいたします。

市長は、平成20年度行政方針の表明において、地球温暖化防止地域推進計画の策定を行い、温暖化防止に努める。このため、3Rを基本とした循環社会の構築に努めると述べられております。

私は、2年前に、宿毛市は庁舎内のごみ減量化作戦に取り組んでいるが、庁舎から出るごみの量を把握しておらず、数値目標もない。数値目標を掲げるべきであるといった指摘をさせていただきました。

その後も庁舎内のごみ減量化作戦は続いているとお聞きしておりますが、現在の状況をお聞きいたします。

また、地球温暖化防止地域推進計画の内容についても、あわせてお聞きをいたします。

最後に、防災対策についてお聞きをいたします。

私たち青雲会は、昨年9月25・26日と柏崎市へ政務調査に行つてまいりました。

柏崎市は、昨年7月16日午前10時13分に発生したマグニチュード6.8の新潟中越沖地震によって、壊滅的な被害を受けた町であります。

行政方針の表明にもありましたが、宿毛市の職員2名が、被災直後の柏崎市に入っております。私たち青雲会は、あえて2カ月後に、その柏崎市に行つてまいりました。そして、私の知人の柏崎市議会議員のお世話によって、多くの地元の方の生の声を聞くことができました。

被災してから2カ月以上たっているというこ

とで、少しは落ち着いていると思って訪れたわけですが、市役所の待合室は被災宅地相談に来られた人であふれていました。

柏崎市議の話によると、市役所職員の手が全然足りていないそうです。また、市職員の時間外給与のためなどに補正予算を組まないといけないが、お金がないとも言っておられました。

ちなみに、柏崎市は、今年度当初予算466億円に対して、地震の発生による補正予算などで824億円に達したそうです。被災関連事業費だけで394億円かかっています。

また、柏崎は、公営で都市ガスを引いており、ガスの復旧にかかったお金を起債として借りたために、国から半分の特別交付税をいただけたとしても、10年間にわたって毎年8億円以上の一般財源からの繰り入れが必要になっております。

それに加えて、原発停止で歳入の激減が予想されており、財政状況が警戒水準を超えた非常事態となっております。

地元住民の方に、当時の状況を聞く中で、地元の方が言われた言葉ですが、自衛隊の方にはお世話になった。仮設のおふろもつくっていただいた。それに対して、マスコミは、本当に迷惑した。朝早くからうるさいし、ヘリコプターの風で、仮設テントなどを飛ばされた。何よりも、プライバシーの侵害だといった話をよく聞きました。

また、ボランティアの受け入れに対して、被災者の家の中に入るなど、荷物の整理もお願いします。身元のしっかりした以外の方は断るぐらいにしないと、いろいろとトラブルも発生したよ、と言っておられました。

そこで、宿毛市として、災害が発生したとき、どう対応するのか、数点にわたってお聞きをいたします。

1つ目として、マスコミに対して規制をかけ

ることができるのか。2つ目として、ボランティアの受け入れに対して、ガイドラインを設けているか。3つ目として、ボランティアや臨時、そして市の職員が担当する仕事の色分けが明確にできているか。4つ目として、災害直後の財源として、宿毛市は幾らまで用意できるのか。5つ目として、被災直後2名の職員が柏崎市に行きましたが、その後、柏崎市と連携を取り合っており、被災後の課題について、情報を共有できているか。

最後に、自衛隊は、宿毛市で災害訓練をするなど。そんな必要はないといった方もおられました。柏崎市の市民は、自衛隊の皆さんに本当に感謝をしておりました。

南海地震が発生した際の宿毛市における自衛隊の活動内容は、どのようになっているのか。この6点についてお聞きをいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、漁港の整備関係でございまして、昨年の一般質問でございましたことは、十分承知を申し上げておりまして、施設のこれから古くなっているもの、非常にたくさんございます。そういうものについては、順次、整備をして、安心して、安全に使える港にしていかなきゃいけないということは、私、十分に承知はしておりますが、なかなか予算に、随所に、すぐにまだ反映できてないところがございます。

まず、具体的な質問の内容でございまして。宇須々木漁港の溶存酸素の漁場調査でございまして、これ、すくも湾漁協が、昨年の2月に行いまして、酸素量が5.0mg/lを下回った場合は、注意が必要なんという状況でございまして、調査期間中の最低数値として、養殖業者さんの出荷場前で2.54mg/lということが示され

ております。

調査結果及び内容につきましては、すくも湾漁協から該当養殖業者さんに報告しているということでした。

すくも湾漁協としても、以前の濃度も把握していないので、溶存酸素量の低い原因については、限定できないというふうなことです。

それから、しゅんせつと護岸整備の優先度及び金額でございますが、優先度は困窮度であると。困った度合いですね。水揚げ高、費用対効果等を考慮しまして、宇須々木、藻津、湊浦、大浦というふうに考えております。

また、整備資金、金額でございますが、宇須々木のしゅんせつに2,000万円、藻津の貝ヶ崎地区のしゅんせつ及び護岸の整備が1億5,000万円、藻津の松本海産前のしゅんせつが2,600万円、湊浦のしゅんせつが2,000万円、大浦のしゅんせつが3,700万円かかるというふうに計算をしております。

財政状況が厳しい中で、また分担金の伴う事業でございますので、すくも湾漁協及び藻津漁協と協議しまして、財政との状況を見ながら、取り組んでまいりたいと、このように考えているわけでございます。

次に、バイオマスタウン構想でございます。

これ、バイオマスタウン構想、中平議員からもこの提案も受けて、これは取り組まねばならないというふうな認識を、私自身持っております。このことについて、今、産業振興課で取り組み、勉強もしておるところでございます。私自身も、先だって、工科大の先生にもお会いしまして、バイオマスに関係のことについて、いろんな話を聞いてまいったところでございます。

国がやっておりますバイオマス日本総合戦略におきましては、平成22年度までに300市

町村程度のバイオマスタウン構想の構築を目指しております。

現在、105市町村、107件が公表されている状況でございます。

公表の基準としましては、廃棄物系バイオマスの90パーセント以上、または未利用系バイオマスの40パーセント以上の利用に向けた総合的な利活用。関係者が協力して、安定的で適正な利用、関係法令の遵守、安全の確保の4点となっております。多くが、比較的人口の少ない市町村の公表となっております。ほとんどが企業と行政の連携をもとにした取り組みとなっております。

本市におきましても、豊富な林産資源であるとか、家畜排泄物、食品の残渣、下水汚泥等の多くが、費用をかけて処分されている状況は、私自身も非常にもったいないというふうに感じております。

早急に循環型社会の構築に向けた取り組みとして、バイオマスを利活用していくのは、非常に重要なことだと、先ほども申し上げたとおり考えております。

最近では、お話を聞きましたら、養殖の死魚を処分するために、市外へ搬出します。この搬出費用に多大な費用を要しているというふうな声も聞いておまして、本市にある資源を、堆肥だとか、電気、燃料、その他いろんな形で有効活用をしていく必要があるというふうに思っております。

その実現のためには、先ほども申しました工科大の先生方も、これからどんどん協力はしていくというふうなことをおっしゃっていただいております。

また、企業の力も借りなきゃいけないというふうなことを考えております。

バイオマス関連の情報収集プラス、今、産業振興課の方で、勉強として取り組ませておりま

す。

そういった形での進展を図りたいというふうに思っております。

次に、地球温暖化防止の推進計画でございます。

庁内のごみ減量化作戦でございますが、これ、地球温暖化対策推進法第21条によりまして、市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとするとして定めておりまして、宿毛市においては、環境保全率先行動計画を定め、実施しているものが、ごみの減量化作戦、簡単に言いますとそういうことでございますが。

18年1月から環境保全活動追跡チェックリストというものをつくりまして、各職員に周知を徹底しまして、毎月、結果報告を事務局で取りまとめております。

中平議員から、あの時、たしか数値も把握をしてないのではないかというふうなこともございましたので、どういった、どれくらいのもので出ているかというふうなことは、チェックリストとしてまとめておるということでございます。

それで、効果でございますが、職員に地球温暖化とか、循環型社会の推進の大切さの認識を高めてもらう。それから、紙類の分別というのは、いわゆる資源ごみですね、そういったもの。また、リサイクル業者には、推定で4,640キロの紙類の引き渡しがありまして、その結果、庁舎内の大部分を占める紙ごみが激減しておりまして、平成19年度は、公共用のごみ袋の購入をしないで済んでおります。

また、電気の節減には、窓口の市民サービスへ、昼休み等はこれが低下してはいけませんので、これはできませんが、昼休みの消灯である

とか、仕事開始前は10分前ぐらいしか、もう電気をつけないよとか、そういった努力もしております、1年間で552キロワット削減しております。

CO<sub>2</sub>の換算で、211,968キログラムを1年間で削減したというふうな推定をしております、現在でも、これは実行中でございます。

次に、地球温暖化防止地域推進計画の内容でございますが、これは、地球温暖化対策推進法第20条におきまして、京都議定書目標達成計画を勘案しまして、自然的、社会的条件に応じて、行政区域内におけるすべての人的な活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するなどの目標のため、すべての自治体に総合的かつ計画的な政策としての地域推進計画を策定するように求められているものでございます。

対象は、すべての地方公共団体でございますが、全国では、地方公共団体もそれぞれさまざまにございまして、そのため、策定にあたりまして、地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインが策定されております。

地方自治体の自然的、社会的条件に応じまして、身の丈に合った計画とすることができるというふうになっております。

その区域の自然的、社会的条件に応じまして、温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な政策を実施するというところでございます。

今後は、バイオマス熱利用とか、ナオシチや焼酎のかすなどの資源化を初めといたしまして、産物の地産地消等、現在の課題を総合的に整理して、地域から発想しまして、地域の実情に合った、最も合った取り組みを進める中で、宿毛市では、宿毛市に合った計画にしたいと、このように思っております。

次に、防災対策でございますが、数点、中平議員からも柏崎市に行った、経験をしてきた中

でのお話をお伺いをいたしました。

まず、第1点目でございますが、災害が起きた後でのマスコミに対して、規制をかけることができるかどうかということでございます。

災害時の取材につきましては、まだ私ども、余りこれ経験がございませんが、やはり立入禁止区域での撮影の禁止とか、避難所での取材活動は、やはりある程度、自粛していただきたい。それから、こういったことについての一定の規制はかけられるとは思いますが、取材活動全般への規制は、なかなか困難ではないだろうかというふうなことを思っております。

私どもも、テレビ等で見ております、新潟県中越沖地震におきましては、マスコミの取材方法が問題になったというふうなこともございました。この問題につきましては、やはりマスコミみずからが、取材のあり方等について、真剣に、真摯に考えていただくことが重要ではないだろうかというふうなことを思っております。

同時にまた、マスコミは被災状況というものを、広く国民に知らせる責務というものも担っているんじゃないか。取材活動の必要性ということも、私自身も認識しております。

我々といたしましては、被災者の立場を第一義的に考えることが必要でありまして、取材活動との調整を図りながら、お互いが取り組んでいく必要があるんじゃないかと、このように考えております。

次に、ボランティア受け入れに対してのガイドラインでございますが、受け入れにつきましては、市社会福祉協議会が、県の社会福祉協議会の支援をいただき、ボランティアセンターを設置し、受け入れることとしておるところでございます。

また、ボランティアセンターの運営につきましては、高知県の社会福祉協議会でございますが、平成9年3月に、災害救援福祉ボランティ

ア活動マニュアルというものをつくっております。これに基づき、運営することになっておりまして、ボランティア活動の多くは、被災者のニーズにより、行うこととなりますが、復旧作業等におけるボランティアの方々の力が、被災者にとっても心身両面で大きな支えになっているということでございます。

その一方で、これまでも被災地での一部のボランティアの方々と、被災地の方々とトラブルというものが、マスコミで取り上げられたこともございます。自発的に来ていただいている多数のボランティアの方々を、受け入れの段階で、いろんな判断をすることは大変難しい問題であろうかというふうに思っております。

ボランティアが、臨時や市の職員が担当する仕事との色分けというふうなものを明確にできるかということでございます。なかなか、難しい質問じゃないかなと思います。

先ほどのマニュアルを基本に、住民ニーズに対応する活動などを行っていただきたい。

行政につきましては、被害状況に応じて、的確な対応、いろんなことを、ボランティアの方に指示するような必要もあるんじゃないかなということもございます。

特に、せんだっての大規模災害等におきましては、災害時の初期対応も重要でございます。一日でも早く、復興に向けた施策を、地域の方々と展開していくことが、大変重要なことだろうというふうには考えております。

そのためには、行政とボランティアの役割に一定のラインを引くことも、引けるものについては、これは大切なことで、引いてまいりたいというふうには思っておりますが、予想もしないものが来たときとか、想定していない事態というものが起こり得るのが災害ですので、果たしてマニュアルどおりいくのかどうか、その辺の心配事というものはあります。

行政とボランティアの方々とは、話し合い、連絡を、連携を密にしまして、お互いの特性を生かした、適時適切な活動を展開するというのが、被災者の支援、また一日も早い復興につながるのではないかなと、このように考えております。

次に、お金の問題でございますが、災害直後の財源として、市は幾らまで用意できるのかというふうなお話は、非常に難しい問題でございます。

多くの、さきほどの柏崎の例でございますが、ガス管とか水道管とか、橋も落ちるかもしれません。それから、道路がガタガタになったりする、そういった、非常に多くの公共施設が、被害を受けるということが想定されます。

その改修については、これはもう、莫大なお金が、多分、要するということになります。

これは、市民生活の一日も早い復旧のためには、これは、必要な事業はすぐに実施していかなくちゃいけないというふうな考えを持っておりますが、非常に、すぐ幾らまで用意できるかというのは、非常に難しい問題でございますが、幾らいただきますということは、なかなか言えませんが、災害復旧でありますので、公共施設関係とかは、いろいろ、国庫負担金とか、地方債を活用することができます。そういったものも、すぐ災害が起こった場合には、被害状況を確認した上で、どういった形の、どういったお金を使えるというふうなことの算定に入らなくちゃいけないかなというふうに思っておりますが、まず、第一に、お金は借金しても何でもいから、市民生活の回復というのが第一かなというふうなことを考えた事業を行っていかなくちゃいけない、こんなふうに考えております。

それから、2名職員を派遣をいたしました。柏崎とその後の連絡を取り合っているかというふうなことでございますが、本市の職員でござ

いますが、昨年7月25日から27日まで、地震発生後10日目から派遣を行いました。これは、当時の現地においては、他市町村からの調査員等の受け入れは、私は到底、連絡したりすると、当地の職員は非常に災害復旧に存分に当たっていると思ひまして、困難ではないかなというふうな予測を、私はしまして、現地と連絡を取り合って職員を派遣したということではなくて、我々に起こるかもしれないものが、今、あそこで起きている。そのところを復旧の、復旧のと言いますか、被災後の状況を自分の目で見てきてほしいというふうなことで、派遣をしたものでございまして、柏崎市と連絡を取り合って、派遣しますということで行かしていませんので、その後、情報の共有ということも行っておりません。

が、当時の被害の状況とか、避難所の状況はつぶさに見てきておいてもらっております。これに、この状況から、20年度の予算におきましては、災害時の初期対応を充実させるために、生活必需品等を中心とした公的備蓄に関する予算を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、南海地震が発生した際の宿毛市における自衛隊の活動内容はどうなっているかという趣旨のご質問でございます。

中央防災会議が策定しました東南海・南海地震応急対策活動要綱に基づく具体的な活動内容にかかる計画により、自衛隊の派遣規模でございますが、高知県全体の数値ではございますが、地震発生後12時間以内に700人、24時間以内に2,100人、48時間以内に5,200人、最大時で8,100人の派遣計画というふうになっております。

また、この同計画におきまして、本市の総合運動公園が、広域医療搬送拠点として位置づけられておりまして、昨年の5月と9月に、自衛



隊による訓練が行われたところでございます。

新潟県中越地震の支援の中で、自衛隊が大きな役割を果たされたように、大規模災害発生時には、自衛隊の協力は必要不可欠なものであるというふうに考えております。

本市としましては、南海地震発生に備えまして、自衛隊と連携を密にして、災害時には的確な対応ができるよう、取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか市民の皆様方にもご理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

まず、1つお願いをしておきたいんですが、漁港整備については、少し長くなりそうなので、後から再質問をしたいと思います。

まず、バイオマスタウン構想について、再質問をいたします。

るる、市長の方からご説明をいただきました。全体の流れとしては、産業振興課の方で勉強、そして前向きに取り組んでいる最中であると、そういったふうな答弁だったと受けとめております。

その中でひとつ気になると言いますか、そうだなというところがありまして。

市長のお言葉の中で、お金をかけて処分しているので、もったいないというお話がございました。そして、すくも湾漁協の死魚、これ養殖魚の死んだ魚がメインになってくると思いますが、こちらの方のお話も、少し出ていたように思います。

私も、養殖業の方に携わっておりますので、少しこちらの方は詳しくわかりますので、この場を借りて、こういう方法もあるんじゃないかなということで、1つ提案をさせていただきた

いと思います。

すくも湾漁協の養殖魚、先ほど言った養殖魚が死んだ魚などがメインとなります死魚なんです、その処分として、現在、すくも湾漁協で、組合長もおられるわけですから、一番詳しい方もおられますが。

聞くとところによると、年間700万円ぐらいかかっているんじゃないかと。トン当たり1万1,000円とか、1万2,000円かかっています、700トン以上のものが、年間出ているのではないかというお話を聞いております。

また、詳しくは、この場で申しませんが、いろいろな諸事情がございまして、この死魚がもう少しすくも湾漁協として扱わないといけないような、量的にふえる要素が、現在、生まれてきているのが現状であります。

また、宿毛湾の中には、漁協、合併しておりません藻津の方の漁協もございます。こちらの方の死魚、今どういった状況で処理しているかは、詳しくは把握してませんが、こちらの方にも、かなり多くの死魚があがっているのを目にしております。

そういったことを考慮いたしまして、水産関係の廃棄物、こちらの方が年間で1,000万円以上、皆さん、漁協であるとか、各業者さんが負担をする、そういった経費を使って処分しているのが、今の宿毛市の現状ではないかというふうに考えております。

こちらの方が利用することができれば、大変話も早いわけですし、また、宿毛市にとって、経済効果も生まれてくるのではないかと、私は考えております。

それで、こちらの方に若干これ、インターネットの方から仕入れた資料でありまして、内容は詳しくは載ってませんが、機会があれば、一度視察にも行きたい、そういうふうに考えております。

宮崎漁業協同組合の、これはバイオマスタウン構想ということではなくて、バイオマスの活用事業ということでの報告があがってきております。

こちらの内容を見ると、事業系のごみとして、1日当たり150キロのごみを処理しているということで、そのごみの内容としましては、水産廃棄物ということで、俗にいう商品とならなかった水産物に対しての処理を行っているということです。

それで、大変興味深いところは、そちらの施設建設費が、こちらが2,800万円、これ実施設計費を含むとなっております。2,800万円で、国の補助を50パーセントいただいで建設となっております。

そしてその後に、こちらの年間の維持管理費ですね、こちらが何と200万円というふうな形で出てきております。こういったのを考慮してみると、どれだけ稼働しているのかはともかくとして、1日当たり150キロということで、逆算すると、これ宿毛湾の魚、処理できるんじゃないかな、そういうふうに考えるわけでございます。

こういうことも、1,000万かけてやっているわけですので、そこら辺をこと細かく計算をしていただいて、また漁協とか、各業者さんと相談をしていただいて、ぜひ前向きに、話をもっていけるのではないかと思いますし、また、ほかの部分に関しても、そういった処理費がかかっているものがたくさんあるのではないかと、そういうふうに感じているところでございます。

そして、またもう1つの資料を見ますと、バイオマス関連予算は、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、そのすべてをあわせて、年間、その内数とはなっているんですが、8,500億円だそうです。

どのぐらいかと、僕らの感覚じゃちょっとわ

からないんですが、8,500億円、そういうことになってます。

それで、今のバイオマスタウン構想にのっかると、市長、ご存じだと思います。市がやれば2分の1、そして企業がやれば3分の1が、補助金として受け取れる形になっております。

先ほど、市長の答弁にもありました。国は平成22年度で300市町村を目標に動いております。宿毛市もするなら、平成22年までにこのタウン構想にのるべきだと考えておりますが、再度、市長のお考えをお聞きいたします。

続きまして、ちょっと長いですが、地球温暖化防止地域推進計画、そして、及び3Rということで、質問をさせていただきました。

こちらの再質問ですが、以前、私も一般質問をさせていただきまして、その後つくったのか、それまでに用意していたのかは別にして、チェックリストというものを使って、現在、紙のごみがリサイクルにまわったということで、激減をしているという、大変うれしい、そういった答弁をいただきました。

そして、そういった形の中で、改めて思うのは、必ず計画というものには数値目標というものが必要ではないかというふうに、私、思っております。そういった数値がわかれば、結果として、努力しているみんなが、自分がどれだけそれに貢献をしたかという結果が見えて、さらにそういったリサイクル活動と言いますか、3R活動にやる気も出てくるのではないかと、そういうふうに考えているところであります。

そういった意味も込めまして、市長に再度、質問をするわけですが。地球温暖化防止地域推進計画を策定するにあたって、これまあ、先ほど、バイオマスは小さな自治体が多いっていったんですが、これはかなり、横浜であるとか、神戸とか、そういった大きいところでしか、まだ計画はされておられません、そういったのを

見たときに、必ず、市民1人当たりの温室効果ガス排出量の把握というものが必要になってくると思うんですよ。その中で、京都議定書でマイナス6パーセントというものも、今、排出しているもの、逆に言えば、平成何年とか、過去にさかのぼって排出していたものに対して、これから何年以内に、幾ら減らすかという話ですので、それを達成する、しないという上には、今の宿毛市民1人当たりの温室ガスの排出量ということの把握が必要になってくると考えています。

そういったことを考えたときに、専門的な知識の方が、当然必要になってくると考えております。そして、そういったことを外部に外注するのか、それとも今の職員の中でやるのは別にして、どういうふうに、市長としては考えているのか。その数値に対して、どういうふうに考えているのか。

また、今年度の当初予算の中で、これに使えるお金というのは、あるのかなという思いで、当初予算も見させていただきましたが、その予算はどのようになっているのか、質問をしたいと思います。

そして、防災対策についてです。私たちも、遠くまで政務調査費を使わせていただきまして、そちらの方に調査に行っていました。そういった思いも込めまして、るる6点にわたって、課題と言いますか、こういったことに対して、宿毛市も気をつけないといけないんじゃないかなと、そういう思いを込めまして、一般質問もさせていただいたところでございますが。

その中で、何点か、再度、質問をしたいと思います。

まず、ボランティアの受け入れに対して、社会福祉協議会の方ですか、そちらの方でというお話がありました。ただ、社会福祉協議会の中で、どういった形でボランティアの受け入れが

なっているのかというのは、市としても、当然、把握しておかなければいけませんし、丸投げという話にはならないと思います。

そのあたりを、市長はどのようにお考えになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

そして、ボランティアや、そして臨時というか、アルバイトというか、そのときに雇用した方、そして従来、市の職員として働いている方々の仕事の色分けが難しいというお話がありました。

確かに、災害は起こってみないとどうなるかわからないというのは、いうことはあるのですが、この部分は、市の職員がしなければいけない、そういうものは、きちんと最初から明記しておくべきだと考えております。

その点について、再度、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

そして、宿毛市が災害の直後、どのぐらいお金が用意できるのかなといった質問に対して、市長の方から、災害の直後というよりは、災害の復旧に対して、このぐらいかかるかな、このぐらいかないというようなお話が、わからないといったようなお話がありました。それは当然、災害が起こってみないとわからないと思うわけですが、そういった質問ではなくて、とりあえず、災害が起きて1カ月以内とか、2カ月以内とか、復旧するまでに、いろいろな面でお金がかかったよというお話を、なかなか言葉で、ここで一つひとつ説明はしない方がいいのかなという部分も含めまして、かかったそうであります。

そういったのを含めて、財政的には、目的基金というわけじゃないんですが、そういった災害時には、このぐらいただったら、とりあえず市として用意できるんだよというものがあれば、教えてほしいなという思いで質問をさせていた

だいたと思います。

そして、最後に、市の職員、向こうに迷惑をかけたらいけないからということで、気を使って、特に向こうの対応を求めずに、そのままになっているのではないかと、そういうふう感じ取ったわけでございます。

言われるように、地震の発生時は、柏崎市も大変混乱した状況だったと思います。しかし、友人の議員に聞くと、もうそういったことはないよというお話も聞いております。ぜひ、せっかく災害直後のそのすさまじい現状を見てきた、それをさらに生かしてもらうためにも、当時行った職員2人を、今から向こうと連絡を取り合っ、向こうの構わない、柏崎市の方の対応ができるという時期に、もう一度行かせてあげていただきたいと思います。

そして、その行く時期によりますが、1年間の間に、どういった課題があっ、自分たちはどういった、市民に対して活動、そういったことをしてきたのか、市の職員に、生の声を聞いてきていただきたいなど。そうすることによって、なかなか交通機関も整備されてない、その災害直後に行った2人の努力が、さらに実を結ぶのではないかと。ひいては、宿毛市の市民のためにはなるのではないかとというふうを考えておりますが、この点についても、市長のお考えを求めたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えします。

バイオスタウン構想の関係でございますが、22年度までにのるかどうかについて、答えよということでございます。

これは私自身、本当に早くやりたいという気持ちでいっぱいございまして、22年度まで待つられないんじゃないかなというふうなこ

とで、産業振興課に対して、指示をしているところでございまして。

ただ、今、魚の死魚の話も出ました。それから、例えば、焼酎をつくれれば芋のかすも出ます。それから、養豚の皆様方からの、排出物もあります。そしてまた、し尿処理場がございますから、その最終的な処分のも、これもやっぱり、お金をかけて処分をしているということでございます。

また、市内の事業系のごみにつきましても、これはもう、私はもったいないというふうな感覚を持ってまして、これらがもう、ほとんど一緒になって、このバイオスタウンという、それがエネルギーにかわるとか、肥料にかわるとか、そういうものをぜひ、進めていきたいということは、十分思っておりまして、ぜひ、22年にのるかというよりも、早く、今年度中に策定をした形で、何とか21年度の予算ぐらい、国からいただきたいなという思いを持っておりますということを伝えておきます。

それから、地球温暖化防止推進計画でございます。数値目標ということ、よく言われます。

私、中平議員とは違う考えを持っておりまして、数値でなきゃいけないということもないというふうに思ってます。数値がなきゃ、これができないのかじゃなくて、数値は1つの目安であって、いろいろ数値目標を立てることによって、今までの社会、数値をそれに近づかなきゃ、何ともならないというふうな、手段を選ばないというようなことが、今まで世の中にありました。

そういう面で、非常にその数値ばかりに縛られるということには、それほど賛意は示さないんですが、1つの判断指標としては、この数値というものは、ある程度、把握すべきであるというふうなことを思っております。

そういうことで、どういうふうな把握の仕方をするかという、今、急に聞かれたわけでご

すので、排出量の把握を専門家に任せるのか、こちらの方で何かするのか。当初予算についているのかということですが、当初予算の方には、まだ入っていない状況だというふうに、私は認識しております、今後、この把握、市民1人当たりの温室効果ガスの排出量の把握というものについては、事務の方とちょっと詰めてまいりたいと、このように思います。

それから、防災対策でございます。これ、社協の話がございました。ボランティアの受け入れは全部そこに任せるという話を、受け入れを任せるんじゃないで、やはりこれは、社協でもやっぱり、行政と一緒にやらないと、こういうものは、社協さん任せますよということ、我々はないと思っておりますし、これは、行政と一緒にやらないと、もう災害になると、社協も行政もない。それらが一体となって、外からのボランティアの受け入れには当たらない、このように思っております。

それから、ボランティアと市職員、行政の職員、また、社協の職員等もあるんですが、こういったことは、原則は、我々が行政としてやらなきゃいけないということは、これはもう、全く原則論としてはそのとおりでございますので、何でもかんでもボランティアさんどうぞということには、なかなかならない。

そういうものの仕分けは、ちゃんとすべきだというふうに思います。

それから、直接金額というのは、なかなか、今、把握、今すぐ聞いたものですから、すぐ今、おい、金が幾らあるって、はいということは、なかなかちょっと、金庫の中に何ぼあるかというのは、私自身も今、把握しておりません、申しわけないんですが。

やはり、災害時、いつ起こったら、どれくらいのお金はすぐ出せるとか、いうものは、会計の方でも把握できると思います。これは、金額

は今、申し上げられませんが、そういう金額の把握はする予定にします。

それから、当時の職員、もう一度、柏崎に行かせるという話でございますが、これは、やはり電話等でもできる話であったら、電話等でもやるし、いろんな市町村間の連携というものは、あちこちの災害の被災地と、職と申しますか、行政機関とは、いろいろな連携というものはとっておりますし、行かせるのがベターか、それとも電話等、それから資料をもらってやれるのがベターか、そういうものは総合的に判断してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

防災については、理解できました。ぜひ、いざとなったときには、どういうふうなことになるかというのを考える中で、いろんなことを想定していただきたいと、そういった思いです。

また、職員一人ひとりの意識というものが、すごく大切になってくると思います。何が起こるか分からないということを、市長、何度も言われました。私もそう思います。

その何が起こるか分からない状況の中で、宿毛市の職員が、課長とか補佐とか係長とか、そういったんじゃないで、職員みんながその時々、その場所場所でリーダーとなれるような、そういった認識、知識を持った職員を育てていただきたいというふうに思っております。

当然、柏崎市、行くのには費用がかかりますので、電話で済ませるものなら、ぜひ私も電話で済ませていただきたい。

ただ、今の情報が共有できていない、これはとても寂しいことだと、そのように感じましたので、質問をさせていただきました。

それで、質問が3回目になってくるに従いま

して、先ほどから言っております地球温暖化防止地域推進計画、3Rです。こちらと、バイオマスタウン構想の方が、だんだん、同じような内容になってきたのではないかと思いますので、ここはあわせて再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどから、数値ばかりには、市長、こだわらないよと。数値は大切だけど、こだわらないよというお話が、先ほど来ありました。

私もその考え方も、一理あるなというふうに聞いたわけですが、この地球温暖化防止地域推進計画ですよね。こちらの方には、推進計画を立てるに当たって、その数値が必要なんですよね。内容の一部をするには、先日、担当課の方から聞きましたけれども、トップダウンなのかボトムアップなのかという話で、下からこれを幾ら減らすよということで、1つずつ積み上げていくのか、上から全体で、これだけ全部で減らしなさいというのか、その差だよという説明も受けたわけですが、この計画には、どうしても数値が必要になってきます。

国がそういったことを求めているわけですので、必然的に必要になってくるのではないかなと、これから。そういうふうに思っております。

今年度中に、バイオマスタウン構想も策定したいという、かなり力強いお言葉をいただく中で、1つ市長にお願いと言いますか、考え方をもう一度だけ聞きたいんですが。

地球温暖化防止推進計画の中に、当然、バイオマスタウン構想というのも入れて考えないといけなくなっております。こちらをすることによって、当然、CO<sub>2</sub>の削減になりますので、これも当然、入ってまいります。

先ほどから言っているように、これを策定するには、専門的な知識を持った人、そして、また予算、そして時間が必要になってくると、私は思っております。

その中で、現在の環境課、そして産業振興課の今の形での職員では、対応がまずできないと、私は考えてます。また、2つの課にまたがった形でやるのは、いろいろな弊害があってよくないとも考えています。

そこで、今ある環境課の中に、この地球温暖化防止推進計画のプロジェクトチームをつくって、そこに予算も与えた中で、バイオマスタウン構想や、3Rに積極的に宿毛市として取り組んでもらえる形をつくる、そういったお考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再々質問にお答えします。

今、環境課と産業振興課のプロジェクトチームという話がありました。これは、組織に関する問題でございますから、そういったことを検討するのに、それが最適かどうか、これは私の方で判断をさせていただきたいと、このように考えておまして、今のところは、今、ここで初めて聞きましたものですから、今のところは、課の体制を充実させることが、私は大切なことであって、その目的を達成することが大切。

チームがあったからといって、それが、チームができたから何ができるということではないというふうに、私は思っておりますので、今の形を継続した形で、普遍的に出て行って、それをもし、やらなきゃいけないというふうなことになりましたら、そのチーム編成をする可能性はあると思います。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） わかりました。

それでは、大変失礼なんですけど、漁港整備について、再質問をしてみたいと思います。よろしくお願いをいたします。

先ほど、間にちょっと入ったんで、記憶飛んでいる方もおられるんじゃないかなと思います

が。

先ほど、漁港整備に関して質問をさせていただきまして、しゅんせつの値段であるとか、今、考えている中での優先順位、そして、また溶存酸素量のすくも湾漁協として把握をしてたということで、そちらの方のお話がありました。

その中で、私が言った新港の横の宇須々木の港で、溶存酸素不足によると見られる原因で、魚が死んでいた。そういったことを、市として、すくも湾漁協は知っていたということなんです。市として、いつごろお知りになったか、その時期について、教えていただきたいと思えます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、私は、済みません。把握をしておりませんでした。

質問をいただきまして、初めて知ったような状況でございます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

市長が知らなかったということです。

市長が知らなかったのは、まだいいんですが、担当課も、多分、僕がお話をするまで知らなかったのじゃないかなと。そういった思いを、思いというか、そういった対応でありましたので、そうではないかと思っております。

これはどういうことかと言いますと、漁協には本人さん言われているんですよね。それで、漁協から、何が原因であるかがわからない状態で、県に話がいったのか、どこにいったのかはわかりませんが、市の方には話がきていなかった。そういうふうな状況になっております。

ここに、先週金曜日の、3月7日の高知新聞の記事があります。見れないと思いますので、若干、説明をさせていただきますと、平成16

年に発生した須崎市の野見湾のカンパチの大量死は、国の防波堤工事が原因だとして、国に6億8,000万円の賠償請求を求め、公害等調査委員会に責任裁定を申請したとあります。

内容については、詳しく説明いたしません、決してこの宇須々木の事例と当てはまるということで、この例を出したのではございませんので、また皆さん、自分で読んでいただきたいと思いますが。

当初から、この内容は、工事の影響を受けてきたのに、県はろくな調査もしないまま結論を出した。公害等調査委員会に徹底的な原因解明をしてもらいたいと、ここには書いてあります。

私は、今、みんなの思いの中で、ぜひ防波堤をつくってもらいたい、そういった思いの中、私も全くそういった思いを持っているわけですが、そういった形で防波堤の工事が進む中、新港がこんなことにもしなければ、とんでもないなというような思いで、この記事を読ませてもらうと同時に、また、なぜ県はもっと漁民と対話をして、そしてしっかりとした調査を行わなかったのか。こういう事態になるまでに、もっと漁民に納得をしてもらええるような、そんな対話が持てなかったのかなと、そういう思いをいたしました。

先ほどから言っている宇須々木でタイが死んだのは、昨年の初めの話です。もう1年が経過をしようとしております。

それも、しゅんせつの必要があると、宿毛市が認めた宿毛の、宇須々木の港であります。これを、宿毛市が知らなかったというのは、少しお粗末ではないかなと、そういうふうな思いもしているわけでございます。その中に、先ほどから、課の編成に関しては、しっかりと、私、考えていくという市長の力強いお言葉ももらっているわけでありましたが、昔は、平成18年以前、以前というか、平成17年まで、1つの水

産課の中に、水産振興係と漁港係がありました。これが、平成18年より、産業振興課と建設課の2つの課の中に分かれて入っております。

要するに、防波堤の工事は建設課、魚の出荷とか、魚が死んだとか、産業部門になるんですか、こちらの方は産業振興課に当たります。

このことによって、市民と言いますか、漁民ですね、漁民の方々の実情や情報がうまく市の方に入ってこない、そういった形になっているのではないかと。そういったふうな思いもするわけですが、その間に、漁協というものもあります。そこら辺を含めて、庁舎内の2つの課の連携というものも、かなり必要になってくると思えますが、そこら辺に対して、このことに対して、市長、どのように思われるか、市長にお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再々質問にお答えをいたします。

これは、魚の死魚が大量に発生したというのは、まず、報告を受けないと全然わからない問題です。市役所も、全部全部、全地域回っておるわけではございませんし、うわさでも聞けば、調査には多分出ると思えます。

それ、最後の方で、建設課と産業振興課に分かれたせいではないかというふうな意味のご発言でございます。これは、決して建設課と名前がかかったとしても、漁港建設は漁港建設であります。そしてまた、水産振興は水産振興として、隣の課でございますので、これは、私は常に言ってますように、その課、その課だけで情報を持っているだけじゃなくて、やはりみんなが連携しないと、このように定員が削減されて、非常にきつい仕事をやっているというふうな状況の中では、お互いが連携しないとうまく仕事が運ばないということでございます。

だから、この場合は、一言、水産振興係にて

も情報をいただければ、それはまた、我々市役所としても知り得るということになるかと思えますので。

市民の団体の方々とか、個人でも結構でございます。これからも情報というものは、また市の方にもぜひ入れていただきたいなど、このように考えております。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） わかりました。

ただ、市民が、何か起こったときに、どちらに言ったらいいのだろうと、そういった迷いがあることは事実でございます。

そして、現在、先ほどから話題にのぼっております防波堤のことですが、この防波堤には、生態系を豊かにするという、そういう思いで、市長、かなり努力をされて、国が宿毛市の要請を受けて動いたという形で、5,000万円を投入して、人工藻場を設置をしております。

私自身も、ぜひ人工藻場を設置してもらいたいということで、何度も訴えてきたわけですが、私、そのときに、防波堤はそれをつくることによって、生態系を壊すのではなくて、藻場の養殖やサンゴ群集の育成で、生態系を逆に豊かにしていこうではないかと、そういったことを言わせていただきました。

それで、藻場まで設置をしていただきましたが、実際は宇須々木の港が、魚が死んでしまう港になってしまって、大変残念に思っているところでございます。

そして、藻場の設置に当たりまして、傾斜護岸、これ垂直じゃなくて一度盛り上げて、その水深七、八メートルのところに藻場を設置すべきじゃないかと、そういうお話もさせていただいたのですが、船がつかないという理由で、垂直、防波堤の壁にそのままプレートを打ちつけて、ここに水中でダイバーが、藻の種かな、ちょっとわかりませんが、植えつけていくと、



こういった工法になったと聞いております。

しかしながら、聞くところによると、予算の関係でプレートとプレートの間の隙間が広くて、そのせいか、食害を受けて、藻場がほとんど育成をしていない、そういったお話を聞いております。

当時の新聞に、この藻場に対して、県が定期的に海中に潜水調査を入れて、その後の育成について、きちんと調査をしていくというお話をのって、そういうお話が新聞の方に載っております。

市長は、ぜひつくっていただきたいというふうで、国の方にまで要望をあげて、こういう現状になっている。

もし把握されておられましたら、今の思いを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再々質問にお答えします。

今の防波堤の藻場の話です。これ、非常に、実験的なものも含んで、実験はよそでやってみたいですが、この防波堤のケーソンの壁に、中平議員、先ほどおっしゃいました陸で育てた苗を植えつけるということで、ただ、その苗がこれぐらいのプレートに、プレートを何枚も張りつけるんですが、これを、実は県の方に、私かなり申し入れしたのは、高知大学のこれを開発した先生は、苗を集中的に植えてくれと。

ところが、県の方の施工が、防波堤のケーソンが、1枚が広いものですから、これに何枚うえつけるという、集中して植えていただければいいのを、何か間間に、全体的に満遍なく植えたんで、かなり範囲は広がったけど、ここで集中してやればよかったものを、広くなっちゃったと。

そういうことで、結局、そこだけ魚の、小さな魚の食害にならないようにすべき網をかぶせ

るところが、すごく範囲が広がり、そこからまた、魚が入ってきた。それで食害に遭ったというのを、聞いております。

だから、やはり工事施工、発注者である県の方で、やはり専門家の意見をきちんと聞いてくられてれば、ああいうことにはならなかったんじゃないか。これは高知大学の先生、開発した先生に聞いた話なんです。

だから、それから施工業者さんの方も、一度、水中でその生えているという、苗が育っているということ、水中写真、私も見せてもらいまして、確認をしたんですが、その後、また食害にあって、小さな魚はやっぱり、網の目から入っていきますので、それで食べられた。生育の途中で、魚に食べられてしまった。

これは、ホンダワラとカジメですか、この2種類だそうです。その2種類を、生えてしまえばもうよかったですんですけど、その群生をする前に、途中途中でパラパラにありますから、食べられてしまったというふうな状況なんです。

私自身もやっぱり、これは中平議員と同じ思いだと思うんですね。磯やけ現象が、非常に宿毛地域ある。こちらへ帰ってきたら思いました。

だから、磯やけ現象を、できるだけこれを解消するためには、人工的にも、やはりカジメとかホンダワラとかを海の中に生やして、そしてそこで魚が集まって、魚がホンダワラ、カジメを食べて、そして魚の卵もそこで産んでもらう、そういうふうな生態系で、昔はあったんだろうと思います。

そのところはやっぱり、取り戻したいなというふうな気持ちでございました。

あと、もう1点は、垂直でございます。今、本当に垂直ですから、少し横に行きます。もつと下の、基礎の部分の捨石と申しますか、基礎石ですか、そういった基礎ブロックのところであれば、水面に対して平行になるところもあり

ます。そういったところだと、下から上にくると。横に生えるよりも、下から上に生えるというのが、大体、いろんな草花でもそうですよね。垣根の立っているところに、横から生えることはない。光合成ですから、上にいきます。そうすると、下にあるから、上に生えてくるというふうな形が、本当は一番よかったんじゃないかなと。

そういうふうな反省点も聞いてます。

だから、こういったことが、その反省を生かして、本当に藻場が育成できるということが、これから漁業にとっても、我々の海にとっても、必要なことじゃないかな。それが海の環境を守ることじゃないかな。

もう1点は、今、宇須々木の酸素不足の話が出ました。あの酸素不足についても、少し、今、技術が非常に進んでおりますので、防波堤が今、シャットアウトの防波堤ですよね。今、透過性の防波堤というのがあります。外海から内湾の方に、防波堤を通して水が入ってくるような仕組みの防波堤もあります。

だから、そういったような、水が交換可能なような防波堤の構造というか、構想というか、そういったものにしていく必要があったんじゃないかなと、いうふうなことは思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

-----

午後 3時05分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 16番、一般質問を行います。

大体、2つの点に絞って質問をしたいと考えております。

今回、16番議員として、今進めておる再編計画、これが今、進行中でありましてけれども、地元において説明をしておりますけれども、どうも、私なりに考えますと、将来、禍根が残る大きな問題であると受けとめ方をいたしております。

私の所見を申し上げたり、また、意見が出る可能性もございますので、その点については、ご了承いただいて、ご答弁のほどよろしく願いしたいと思います。

市長に、まずお伺いいたしますが、今、進めておりますところの再編計画、まず小筑紫3校の統合について、教育委員会としては、地元に入り、説明をしておるようでございますけれども、この建設予算というのが、5億5,200万強の計画であるようでございますけれども、今回、予算計上いたしたのが、2,327万4,000円という設計費が計上されております。

厳しい財政の中で、子どもを教育する環境づくりに必要な事業として、市長が英断をもって取り組んでいる、この努力に対して、まず敬意を表したいと思います。

市長の行政方針の中におきましても、今後の学校の環境としては、安全と快適な教育の環境づくりという行政方針にも出ておりますように、その方向づけを、どうも私の考え方、今、取り組んでいる方については、大きな危険性をはらんだ進行中であると判断をいたしまして、市長並びに教育長に対して、この問題の対応について、答弁を求めたいと思っております。

今、私の調査の中では、地元へ入って説明をしておるようでございますけれども、非常に、

ある地域には憤懣が続発しておるようであります。地区の区長として、行政の立場になって、建設的な意見をはいたことが、後から大きな非難を受けて、非常に立場が困っているというのが、内外ノ浦、そしてまた、田ノ浦区長のご答弁でございました。

このまま今の計画どおり進むということについては、議会として、最終的には予算に認めるかどうかということがポイントであるわけですが、まず、予定地の問題について取り上げてみますと、学校の、中学校の敷地内に建設が可能と判断をされておるようでございますけれども、この判断が、非常に将来、禍根を残す問題であろうと思っております。

ただ、机の上で、スペースがあるから、そこではめたい、こういうような感覚ではなかろうかという、私の受けとめ方でございまして、私の受けとめ方が間違っておるということになりますと、十分、詳しい経過について、説明をお願いをしたいと思っております。

過去を振り返って、私が議員になった当時でございますが、小筑紫中学校が危険校舎として認定をされて、しからば、子どもを守るために、小筑紫小学校の移転問題で対応をいたしました。

そのときには、場所の選定等につきましても、PTAの役員さん、地域の有志、また地元議員として、私も参画をして、小筑紫町、いうたら校下区域内をかなり調査してまいりました。

林市長は、いろいろと心配の中で、私たちの調査の結果は、大海地域の上にあるマキノトヲということに、大体、話を決めまして、市長に要請しましたけれども、林市長は、大海地区の、地区の皆さんの防災関係、どうしても首を縦に振らなかったという経過がございます。

ましてや、中学校が危険校舎ということで、どこかを1つ選択をして、早く建築をしてあげなきゃならない。これは小筑紫の小学校が一番

先に建った、一番古い学校でありますから、そういう気持ちを持って、私たちも協力して、最終的には、伊与野地域に指定をして、しからば、教育委員会、また地元の皆さん方が、地権者との対応してまいりましたけれども、どこか行き違いがあったと思いますが、ちょっと感情的なものが中に入って、一地権者が同意をいかなかった。

こういう経過がございまして、その時に、小学校を移転して、あのあとに小学校はどうかという、声もあがったことは事実です。

けれども、その当時は地震、津波等々がこれほど騒がれていないときでありましたから、そういう過去のことがおきまして、中学校に併設して、小学校をもっていくということは初耳でございまして、どういう感覚のもとでそのような発想ができたのか、その点について、まずお聞かせを願いたいと思っております。

まず、計画の中に、市長は、教育委員会からいろいろと予算要求の中で、南海地震、津波等の問題についても、今、計画されていると。土地に対しての考え方、心配はなかったのか、その点について、まずお聞きをしてみたいと思っております。

まず、私のとらえておる危険性のある都市としてとらえた場合に、市長の方は、今、予定地のところの津波の高さの問題、これをどの程度、予想の中で判断をされておるのか。

そしてまた、今現在地の、中学校の用地が満潮期の何メートル高さの中に位置しておるのか、その点についても把握をしているかどうか、その点についても調査をしておれば、ご回答をお願いしたいと思います。

教育委員会は、この今の子どもを主に育てていくということについては、市長も同じだと思うんですけども、宿毛市をこれから担っていく生徒、その教育、その現場というものを、や

はり将来の宿毛の財産だという1つの観点から、守っていかねばならない、そういう行政の長としては、判断していると思いますけれども、私の受けとめ方につきましては、そこまで考えているかなというふうに、疑問を思う次第でございます。

その点について、再度、市民に向けて市長の見解を賜りたいと思います。

まず、説明会を行っておりますけれども、その中に、建設予算が計上された。この議決をいただければ、地元へ帰って、議会意思の決定ということで、皆さんに説明をして、同意を求め材料にするんでなかろうか、そういうように思いますと、一連の今までの取り組みと、場所の危険な場所、そういうことを考えまして、議会としても同罪になるようなことは、私は避けて通るべきだということになりますと、今の計上されている予算につきましては、各同僚議員とも同じ考え方を持っている方も二、三聞いておりますので、その点については、十分、理解の上で対応してほしいと、このように考えますが、これは、この問題につきましては、教育委員会の今までの対応と、そしてまた、所管の委員会ですから、私の質問に対する答弁によって、市長も判断をされると思いますので、2回目の質問で、最終的な1つの結論を出していただきたいと、このように思います。

まず、市長が行政方針に掲げております安全とは、私にいわすならば今、国、県、そして市の行政といたしましても、防災組織の立ち上げ、消防団の訓示等についても、いつくるかわからない地震と津波に対して、市長は、皆さんに訴えて施策を執行しておりますが、安全とは、今、言いました地震に耐え得る建築物であってほしい、このように思うわけでございます。

がしかし、今、聞くところによりますと、中学校と併設をして、あの波の高さよりか低いと

ころに小学校を持ってきて建築するということにつきましては、私は大変、市民の血税のむだ遣いになる可能性がありますので、その点について、まず市長の判断をお願いしたいと思えます。

快適という言葉を用いますと、非常に風の強いとよいか、季節風の少ない、温暖で、そして静かな場所というのが、快適に該当する言葉だと思うんですけれども、その面から見ましても、快適と言えるかどうかということも疑問がございますので、その判断についてのご回答をお願いをしたいと思います。

まず、市長には、第1回目はこの程度にしますけれども、教育長にお伺いします。

中学校の敷地内に決めて、予算要求をした理由、これはただ、私が今まで申しましたように、危険なところに無理してはめるとということについては、行財政苦しい中において、それを考えた形の中で、位置の設定されたような感じがいたしますけれども、その敷地内での決めた理由について、ご判断を、答弁をお願いしたいと思います。

現在、教育長、地区に入って、どれだけの説明をされたかは定かではございません。どういう説明をして、皆さんのご理解を求めているかもわかりません。

でありますから、今の現状で予算要求した形の中で、今の計画が十分理解できると判断されておるのかどうか、今のご心境の答弁をお願いしたいと思います。

また、南海地震に予想される心配のことについての考え方でございますけれども、私は、最小限度の予想、人命にかかわる、公共施設の崩壊にかかる問題でありますから、最大の被害という受けとめ方で、やはり学校の建築については、取り組んでいってほしい。取り組むべきだと、私はこのように考えておりますが。

いろいろ重複したような質問になりますけれども、もう1つ、私は、一番ここで教育長に聞きたいことは、12月議会に今城議員の質問の中に、災害時における対応についてとして、担当者が、建設予定地が津波のときの対応をどうするか、視察にあって、対応はできるよう、体制は整っていると答弁をしておりますが、最高責任者である教育長は、その現場を十分調査をして、把握されているのかどうか。

私は、しておると思うんですけども、今城議員の質問に対する議事録が残っておりますので、それを引用したわけでございますが。

子どもたちが津波における場合の避難をすれば、事足りるという考え方のように、受けとめ方ができるわけです。

というのは、建築費が5億5,200万強の、建築した場合には建築費が要ります。子どもは避難しましても、公共施設が波の下になる、木造で建て、耐え切れませんか。きれいと判断しておるんですか。

そうなると、5億5,000万云々の予算はむだ遣い、私から言わすと。そして、災害に遭った場合には、たて壊しとか、また周辺の住家にその流木が流れて、二次災害が起こるということも想像しておかなければならないと考えるわけでございますが、その点の考え方はどうであるか。

今の計画は、私は大きな欠陥だらけの計画だと指摘しておきます。

また、市単独事業じゃございませんが、国、県の補助金をもらわなければならない事業であります。危険なところに補助申請をして、おりてくるような段階になっておりますか。おりてくるようなことでは、また県に対しても、国に対しても、過ちを起こさないような施策は、講じていかなきゃならんと、こう考えますので、国、県に対する対応についてを、ご説明をお願

いをしたいと思えます。

まず、第1回目は、私の質問はこの程度にいたしますが、答弁次第においては、また時間延長もあるかもわかりません。皆さんがわかりやすい答弁をお願いしたいと思えます。

もう1つは、鳥獣被害の防止についてであります。これは、先ほども岡崎利久君がこの問題を取り上げております。私は、過去、市長が答弁にありましたように、猟期間は、猟友会が、今、300人程度おりますけれども、この方々が、非常に努力をされて、被害を食いとめるご協力をいただいております。

私は、今回、特別措置法が2月21日に施行されるようになりました。苦しい行財政の中で、猟期終わって、あと駆除等の駆除費の問題、市長も大変頭を痛めてた問題でありますけれども、この問題については、法に従って、都道府県のやってきたことが、市町村に移るわけでございますけれども、要するに、これからの被害を防止をするということについては、やはりこの防止法にのって、マニュアルをつくり、そして年間の猟期間も含めて、どうすべきかということ、この際、考えておく必要があるんじゃないかと。

これは、交付税で返ってくるような要綱でありますから、例えば、隊をつくって、1つのグループをつくれれば、非常勤職員というみなし方もされておるようでありますから、市として、今後の問題として、どう対応していくかということについて、ご答弁をお願い申し上げたいと思えます。

第1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎 求議員の一般質問にお答えをいたします。

所信の中で、学校再編につきましては、岡崎議員のご指摘のとおりでございます。教育施設

につきまして、老朽化が進んでおりますし、耐震補強工事等の安全対策など、多くの課題を抱えているということを申し上げさせていただきました。

その中で、安全とは何かというふうにお問い合わせがございました。私自身、恐らく、予期しない南海地震、東南海地震でございますので、どれくらいの規模、想定されている規模は震度6であるとか、非常に、これに耐えられなきゃいけないとかいうふうなことをいわれております。

建物を、これから建てるに当たっては、耐震を考えた建物を、これは建てなきゃいけないのは、これは当然のことでございます。

そしてまた、地震の後にくる津波が想定されていることでのお話もございました。

この津波が、今の小筑紫の地域では、国交省のシュミレーションですと、5メートルちょっとくるんじゃないかというふうなことも、これは認識をしておるつもりでございまして、これ、宿毛市内の沿岸域の方は、ほとんどもう、これは津波に飲み込まれるというふうな想定がされているわけです。ほとんど漁村関係は、ほとんどそうでございまして、学校施設につきましても、これ、咸陽が多分、津波の、直、あそこは山が前にありますから、少しははいいでしょうけれども、大島なんかも、直接、海の岸壁と言いますか、護岸のそばでございまして。

同様に、ご指摘のとおり、小筑紫におきましても、これはもう、河口に当たりますし、海のそばでございまして、恐らく、津波が想定どおりのものがくれば、これは飲み込まれるのは、想定どおりのものがくればですね、飲み込まれるということは承知をしているわけでございますが、かといって、じゃあ、どこに逃げればいいのかとか、これもう、地震が過ぎて、もうこれで体が安全だったら、もう山の方に逃げてく

れという、言わざるを得ないのが、本当に苦しいところでございます。津波が来ようが地震が来ようが、そこの中にいけば、絶対安心だということは、まず、はっきり言って、私、申し上げることはできません。

その辺は、ご理解もされているとは思いますが、これぐらいの話しかできないというところが、全く苦しいところでございます。

全く安全なところに、何でもかんでも安全の、皆さんが安全なところに移住してほしいという気持ちはありますが、なかなかそこまではできないということでございます。

それで、快適な教育環境ということもご指摘がございました。これは、先ほど申し上げましたように、ほとんどもう学校そのものが古くなってきて、いろんな学校、小学校なんかでも、雨漏りがしているとか、古くなってポロポロ壁が崩れているとか、そういったところが非常に多い。

教育環境の面でいえば、やはり子どもたちには、授業をするときには、本当に自分たちのいすひとつ、机ひとつにとりましても、子どもたちが快適に座って、本当に安心して勉強ができる環境。

それから、運動場でも施設の関係、そうでございますけれども、安全に運動ができる環境づくりをしていくのが、快適な教育環境かなというふうなことは、思っております。

そういったことをやる、いろいろ考えながら、教育環境の整備については、尽くさななきゃいけないという思いは持っておるつもりでございます。

それから、鳥獣被害の防止対策でございます。これは、年間、いろいろな措置法がございます。少し説明させていただいてよろしゅうございましょうか。

ことしの2月21日に、鳥獣による農林水産

業等にかかる被害防止のための特別措置に関する法律が施行されました。

有害鳥獣による農林業被害が深刻の一途をたどりまして、人身被害の発生等によりまして、暮らしが脅かされる中で、その防止のために、新たに制定された特別措置法ということでございます。

この制度は、市町村が国の基本方針に即しまして、3年間の被害防止計画を作成しまして、県と事業計画について協議をしまして、その承認後、国、県の財政上の措置が整えば、事業を実施することができるという制度でございます。事業といたしましては、防護柵の設置、それから追い払い活動とか、鳥獣被害対策実施隊の設置等、県が定める鳥獣保護事業計画との整合性をとる中で、計画書を作成する、そういうことになっております。

また、補助でございますが、事業費の80パーセントが交付金措置される見込みの事業は、先ほど、岡崎議員のご指摘のとおりでございます。

私自身は、余り交付金はあてにならないような感じも、近ごろはしておるわけですが、一応、80パーセントが交付金措置されるということになりますと、財政的には、非常に助かるところでございます。

狩猟者の高齢化が非常に進んでおる現状で、事業を導入して取り組むことについてでございます。

当市の現状でございますが、各地域の狩猟される方々が、グループで捕獲をしていただいております。捕獲には、経験豊富な知識を持った人を中心に、人数をそろえて実施する。それか、わなでの捕獲を行っているのが現状でございます。

その一方では、狩猟者の高齢化が、先ほど申し上げました、進んでいるとの話も許可証、有

害鳥獣捕獲許可証を交付する際に聞いておりますので、この狩猟期間終了後に開催されます、先ほど、岡崎利久議員のところでも申し上げました、宿毛有害鳥獣被害防止対策協議会で、現状を報告しまして、新たに制定された措置法の事業説明も行わせていただきます。

また、この事業導入に当たっては、これ、猟友会の皆さんの全面的な協力が必要でございますので、市全域を対象とする捕獲体制が必要となります。

いろいろなお知恵も出していただいたりする中で、計画をきちんとしたものにして、この有害鳥獣の防止ということに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎議員の、小筑紫小学校の統合問題について、何点かご質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、最初に、統合につきましては、平成17年度、宿毛市の行政改革大綱集中改革プランの中で示されておりましたし、何度か説明会にも行ったと聞いております。各1回行ったと聞いております。

それから、19年度になって、保護者、それから地域保護者を対象に、各1回回らせております。回っております。

その中で、もろ手を挙げて賛成という方はだれもいませんでしたけれども、今の少子化の中で、それから財政難の中では、やむを得ないかなという空気も感じておりました。

それから、議員ご指摘の統合時の学校の建設場所については、大変苦慮をいたしましたし、かなり議論もしてまいりました。将来起こるであろう可能性のある南海地震につきましては、先ほど来、皆さん、議員の中でお話がありましたように、震度は6弱ぐらいなのは起こるであろう。

それから、津波の高さは、最悪の場合を想定すれば、8メートルぐらいにはなるのではないかとという予測もありました。

それで、小学校の学校用地といたしましては、現在、小筑紫の小学校の面積を確保するとすれば、1万2,000平方メートルが必要、これは3段切れの田んぼが3つぐらいでしょうか、それぐらいが必要です。

また、それから、最悪の場合を想定いたしまして、8メートルの津波に耐えられる高さを確保するためには、かなりの高台となりまして、のり面を含めると、相当な面積が必要になります。

議員ご指摘のように、私も、個人的には、先ほどお示しになった案、マキノトヲ、それから伊与野地区の場所が、僕はベストだとは思っております。

財政難の問題で、いろいろな事情があつて、建設がかなわないことになったということですが、まず、子どもの安全はもちろん考えてまいらなくてはなりませんけれども、地域性だとか、宿毛市の財政状況を考慮いたしまして、そこにある土地ですね、公有財産の有効活用も考えていかなければならない等など、いろいろなことを、総合的に判断をしまして、現在の小筑紫中学校の敷地内に小学校の校舎、それから体育館を共有をして建てるのが、先ほど来、申しておりますように、最上ではないけれども、今、考えられる次善の選択肢ではないかと、こんなふうに思っています。

それから、地震が起こった場合の対策といたしましては、まず、地震で崩壊しない建物が必要になりますので、震度5程度の地震に耐えられる施設を建築をいたしまして、先ほどお話がありましたように、避難場所としては、小学校のすぐ近くの尾崎山を考えております。

尾崎山は、宿毛市の災害時の避難場所にも指

定されておりました、広さも十分ありまして、地震が起こった場合、津波が来るまでの時間で十分避難できる状況でありますし、私も二度ほど、そこへ実際、行かせてもらいましたけれども、コンクリートでしっかりと整備をされておつて、子どもたちが避難するのに、安全を確保できるような状況ではありました。

それから、説明会では口には出さなかったけれども、反対意見が多いということですが、今後も、建設場所も含めて、スクールバスの運行だとか、廃校後の施設の活用とか、地元と協議をいたしまして、ご理解をいただくように、地元に出向きまして、説明会を誠意を持って対応いたします。

予算は計上しております。それについては、いろいろ問題指摘されましたけれども、執行につきましては、皆さんの意見を十分尊重して、対応していきたい、こんなふうに考えております。

なお、補足して、この件につきましても、市長の方からご説明があつたら、していただきたいと、こんなふうに思います。

以上で、1回目終わらせていただきます。

○議長（宮本有二君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 再質問をいたします。

今、答弁を、所管の教育長から答弁いただきましたが、私の心配される部分を、把握はして、調査したようでありますけれども、再度質問したいと思っておりますが、震度5に耐える学校建築、これは可能だと思うんですね。これは建築の設計から始まって、十分、検討すれば耐えると思うんですけれども、波の強さ、これは想像して判断した経過ありますか。

今、高知県でも、護岸工事をされている、頑丈なセメントでやられた場所、これ等についても、危険箇所の点検をして、津波に持ちこたえられないという箇所の整備について、県も対応



するようになっておりますが、木造に、半分以上の、建物半分以上。人間でいうたら、すねの下ぐらいしか、もう立っておれないというのが、そういう話で、聞いたことございますが。

木造で海岸ぶちに建って、津波に持ちこたえられるという判断で、いまだにおられるのかどうか。

もう1つは、小筑紫の学校の、そのものをもって改築するという考え方なら、地区の皆さんが理解して、そしてまた、保護者の方々が理解をすれば、これは可能かもわからんけれども、現在、田ノ浦地域の方で、学校の方で、参考までに申し上げてみますと、ちょうど私が副会長をしておった時代です。地元の有志等々が、今のすくも湾漁協の市場ですわね。あそこに小学校、中学校が狭隘だということで、地元の有志の皆さん方が、学校用地として埋め立てをしました。

そこで、田中元市長に対して、陳情した経過がございますが、子どもが海のはたでは危険性があるということで、再度、英断をもって今のところに建設をした。

私は、作業にも参画をして、雇うてもろた経過がありますけれども、あの場所が、あれば広くなって、立派な学校になった。津波等々の話が持ち上がったときに、昔、振り返って、田中元市長の英断というものには、本当に心から深く感謝した1人なんです。

でありますから、今、心配される場所に建築されて、子どもたちが逃げおくれる、何かの事故があった場合、間に合わなかったということも想定をすべきやなからうかと。

そうするときの、どうしても議会でも、こういう質問をする中で、強行にそこに持っていくということについては、だれが責任を持ってやっていくかということ。

議会議員として、私、16番議員として、こ

れからの問題に禍根を残しちゃいけないということで、私はこの問題を取り上げてやっております。

もう1つ、場所の選定については、やはり地域そのものを考えた現場の調査ではなかったかなど。統合ということになりますと、宿毛市で一番安全なところから危険なところに合併してくださいというのは、なかなか大きな問題があると思うんですよ。責任もかかってくる。

でありますから、統合ということになれば、小筑紫の皆さんには、いろいろ地元の議員もおるけれども、まず、子どもを安全に教育するという、安全な場所を小筑紫町内、どこかに選ぶべきだ。なかったら仕方ないですけども、私から見た目には、いろいろ調査すれば、適当なところがあるかもわからん。

という中で、強行にやると、その間が抜けておったという判断されますから、再度、この問題については、安全で快適な環境づくり、安全、こういうことを、子どもの安全ということを主体に考えるべき大きな問題だと、私は判断しておりますがね。

その点について、私は今議会で予算を認めるわけにはいかんという判断をしております。

すると、この設計予算だけじゃいかんわけですから、どう対応するか、執行部の考え方を聞かないかんですけども、やはり、全体にこれはひびいてくる問題。

私は、教育長に申し上げたいのは、教育長、現場が、宿毛市議会で現場が携わっておりますから、なかなか住民の中へ入って、いろんな人間関係つくるには苦労があると思いますけれども、まず人間関係つくる努力と、それから、去年度、篠山と、それから愛南町の学校についても、議会を無視した、議会が知らない中で進行したという経過がありますわね。そして予算を、陰で教育予算として認めるとこは認めてき

た経過がありますけれども、また再度、このま  
まいっておりますと、あの危険なところへ、な  
ぜ建てたということも、皆さんが納得いく、議  
会も納得しなかったら、この問題は再度白紙に  
して、まず、地域を選ぶということ。というこ  
とは、先ほど申しましたように、私も議員にな  
って、地元の議員として、各方面すべて調査し  
ました。まず、皆さんから、教育委員会そのも  
の判断でなくして、皆さんの知恵をかって、  
どうだろうと、そういう形の中で、やっぱり選  
定すれば、ご指摘をまともに受ける必要もない  
と思うんです。

そういう1つの手段も講じながら、安全で快  
適な学校づくりにやってほしい。

これは、私の参考的な意見でありますから、  
参考になれば取り上げて、1つの実行に移して  
いただきたいと、このように思います。

また、市長に対しては、今申しましたように、  
鳥獣捕獲、これは新聞にもすべて書いてますか  
ら、市長がそのとおりに勉強しておるようです  
から、二度と申しませんけれども、やはり高齢化  
の時代の直面した中で、特にもろに受けてます、  
猟友会も。でありますから、大変、この鳥獣、  
獣の方ですけれども、これを少なくするについ  
ては、お年寄り、山の上までなかなかあがり  
にくいメンバーが多いわけですね。それと、これ  
を捕獲するについては、経験が必要です。きの  
うの足かきょうの足か朝方の足か、それぐらい  
見きわめるような経験なかったら、期待にこた  
えるような猟ができないわけですから。

もう1つは、制度にのれば、狩猟許可の免除  
もできるような受けとめ方もしております。猟  
友会、大変お世話になっていますが、お世話の  
お礼ぐらい、ひとつ考えてあげたらどうかかと、  
このように私は思うんですけれども。

そういうような気持ちを持って、人を動かす  
ということは、必要なことじゃなかろうかと、

このように思いますが。

有害駆除の問題について、再度、市長の答弁  
をお願いしたいと思います。

なお、だんだんと、教育委員会の答弁をいた  
だきまして、まだ私はずれておりますので、考  
え方が。再度、私が最後の質問に対する教育長  
の答弁をいただいて、最終的な市長の判断を伺  
いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮本有二君） 本日の会議時間は、議  
事の都合により、あらかじめこれを延長いたし  
ます。

教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎議員の  
再質問にお答えをいたします。

建設場所についてのお考え、大変貴重なお考  
えで、長い間、議員生活をせられていて、いろ  
いろな知識をいっぱい持っている方の発言です  
ので、傾聴に値すると、こんなふうを考えてお  
ります。

この場所と、それから建設の手法につきまし  
ては、議員ご指摘のように、教育委員会として  
の案は持っておりますけれども、なお地域の中  
で説明をする中で、柔軟に対応していきたいと、  
こんなふうに思っています。

先ほど来、ご指摘受けました点については、  
しっかりと受けとめたいと、こんなふう  
に思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎 求議員の  
再質問にお答えいたします。

有害鳥獣の件でございますが、先ほど、私も  
話しましたとおり、本当に経験豊富な方が、や  
はり高齢化されているということで、本当に、  
例えばシカでありますと、非常に高いところへ  
あがらなきゃいけないというふう聞いており

まして、非常に大変なご苦勞をおかけしているということは、私も少し心が痛むような状況でございます。

先ほど、岡崎議員がおっしゃったように、今度、狩猟期間終わりましたら、協議会が開催されます。その席で、私どもとして、どういうことができるか。そしてまた、狩猟グループの方々、皆さんがどういうふうな要求があるのか、それをやっぱり、いろいろすり合わせをさせていただきまして、皆さんが、本当に活動しやすい雰囲気づくりと申しますか、場づくりをするのが、行政の役目かなというふうなことも思っておりますので、その席で、またいろいろ現場の方々のお話も聞かせていただいて、できる限りのことを、行政としてさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 大事なことが、答弁がいただいていないような気がいたします。

教育長、今の計画の中に、県、国に対する補助申請、これがされておるとすれば、県の考え方、国の考え方、どのような、県も国も受けとめ方をしておるのか。

危険箇所という形、私の考えは、危険箇所に補助金がなかなかおりにくいんじゃないかという心配をしておりますから、その点の対応については、どうなっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと。

申しましたように、市長、その、この予算については、教育委員の所管でありますから、やっぱり教育委員会の皆さん方に、余り迷惑をかけて、失礼な話をしてはいかんという前提がありますので、私も無口で、恥ずかしいような質問をしたような感じがしますが、そういうことを含めて、教育長から答弁がありましたように、私の意見に対しての、真摯に受けとめ

がしたいという話を受けました。

きょうの段階は、この程度で終わりたいと思いますが、県、国の対応について、ご答弁ができればお願いしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 岡崎議員の一般質問にお答えいたします。

学校建設の場所につきまして、昨年度、いろいろと木造を使うとか、いろいろ議論がありまして、県に説明いうか、協議にいきました。

その時点での、建築基準法の関係の震度につきましては、当然、震度ありますが、津波については、関係ないとかそんな話は別にいたしまして、そこの話はしておりませんが、県としては、オーケーという方向で話をさせていただいてます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 一議員がとやかく言うても、前に進むということになれば、いたし方ない面もあるけれども、16番議員として、過去に大きな禍根を残すようなことは、これはつつしんでほしいというのが、私の気持ちです。

でありますから、県が今やっております護岸の再調査、漁港の防波堤とか、護岸の危険箇所の問題とか、ああいうセメントで、石で突き上げたところが壊れる可能性を調査しよらね。そういうときに、本当、岸壁のところに建設という計画に対して、県が了とすれば、これは県に対しても、地元議員としても、もうちょっと真剣に、場所も見ていただいて、県が責任を持つということならば、これはまたやっただく可能性もありますけれども、責任も持たないようなことで、建築の許可することについては、非常に疑義を持ちます。

でありますから、議会でも、こういう心配の質問があったということについては、率直に県

の方にも報告をして、判断をあおぐような措置を講じてほしいと、このように思います。

いからったら、こちらが県に出向いて、訴えてみたいと、このように思います。そうすると、教育委員会の立場がないでしょう。できる範囲は教育委員会でやってほしい、このように思います。

以上で質問を終わりたいと思いますが、答弁がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 岡崎 求議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど来、教育委員会に対するご指摘、ご質問、そしてまたご提案ということもあったと思います。

予算を、私の方で提案をさせていただいております関係から、心配事の面につきまして、やはり危険な場所というふうなことのお伺いもしております。

それらの問題、やっぱりクリアをしなきゃいけないということは、十分に承知をしているつもりでございますので、予算を提案をしているものといたしましては、今、教育長の一番最初の答弁にもございましたように、ことしは地質調査費、建築設計費の予算を計上しているわけでございますが、いろいろな問題につきまして、まだまだこれから、立地場所も含めまして、説明会について、教育委員会の方で、きちんとしていただいて、皆様にご理解をいただいた上での執行ということにさせていただければというふうに、私自身思っています。

こういったことは、やはり地元の皆様、議員の皆様が一定、ご理解をいただかないと、強行に執行する問題ではないというふうに、私は思っておりますし、危険という指摘を受ければ、こういうことで安全ですというふうなことも、やはり私ども、きちんと説明していく責任があ

るというふうに思っておりますので、どうかその辺、ご理解を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 予算提案者が、非常に私の発言に対する、重く受けとめ方をしているご答弁をいただきました。

そういうようなことで、この問題だけでなくして、本当に慎重、人間は万全ということはありませんから、皆さんの言うことを耳にして、そして執行することが、行政の責任者、そしてまた、教育委員会は、教育関係を受け持つ責任であるわけでございますから、今後、いろんな面で、慎重な対応、これをお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時00分 延会

平成20年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成20年3月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 岩本昌彦君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
企画課長 岡本公文君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君  
会計管理者兼  
会計課長 安澤伸一君

保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	土 居 利 充 君
産業振興課長	茨 木 隆 君
商工観光課長	立 田 明 君
建 設 課 長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
上下水道課長	頼 田 達 彦 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 センター所長	小 野 正 二 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
選挙管理委員 会事務局長	野 口 孝 夫 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時05分 開議

○副議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

昨日の岡崎 求君の一般質問に対する教育長の答弁で、訂正したい旨の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長。昨日の岡崎議員の一般質問の答弁の中で、地震が起こった場合の対策といたしまして、「震度6強の地震に耐えられる施設を建築し」と言うべきところを、「震度5に耐えられる施設を建築し」と申しましたので、正しくは「震度6強の地震に耐えられる」と訂正をいたします。

どうも済みませんでした。失礼します。

以上です。

○副議長（寺田公一君） ただいまの申し出のとおり、教育長の発言訂正については、これを許可いたします。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） おはようございます。きょうの一般質問は、来年度予算の超目玉であります小筑紫小学校の建築について、一般質問をと思っておりましたけれども、地元議員の岡崎議員が一般質問をするということで、聞き役に回っておりましたところ、教育長、市長の方からも、皆さんの意見を聞き、市民の意見も十分に聞きながら、よりよいものをつくるというご答弁でございましたので、安堵いたしまして、本当にいい質問をしていただいたなと思っております。

そういうところで、あえてきょうは質問するようなことがなくなったわけですが、

2点ほどお聞きしたいと思います。

その第1点は、成人式の日程でございます。

この成人式となりますと、教育委員会はなかなかガードがきつくて、昭和50年にオイルショックからかんがみて、一般平服で成人式をやるろうということになりまして、昭和50年から着物は着ないということになったわけですが、それも最初の4年、5年は、なかなか市民にも県民にも、そして当の成人の人たちからも、理解を得たわけでございますけれども、だんだんに景気がよくなって、昭和56年、57年ごろになりましたら、どうしても、私たちはきれいな着物できたい。そして、成人式に着いても、着物は買うのだからという、悲壮な叫びがありました。

中には、平服はもう嫌だということで、着物を着てくる方もありましたけれども、それは入り口でとめて、入らないでおってくれと。別室へ呼んで、帰ってくれというところまでやりまして、平服を通したわけですが、しかし、だんだんとそれに対する人権のじゅうりん。二十歳になった方々の意見を聞いてやるべきだという声が高くなりましたが、教育委員会は頑として聞かず、10年間それを通しました。

やっと、当時の商工会議所会頭であります北村さん初め、6人の方々が、団体の方々が陳情を出しまして、もうここいらで着物にしてくださいと。商業活動にも影響するという陳情が出ました。

ちょうど、私が当時の委員長をしておりましたので、6月、9月、12月、3回の委員会ではけんけんごうごうやりましたけれども、教育委員会は頑として、そうですねとは言わなかったわけですが、12月議会で、もうこれまでだと。やはり、この陳情は採択しようというところまでいきましたところ、教育委員会が、何とかこの陳情を取り下げらしてくだ

さいと。そしたら、私たちも来年度からやるようにしますと、いう意見になりまして、陳情を取り下げさせて、そしてその陳情の方々と、まあ表現が悪いですが、手打ち式をして、翌年から着物になったという経過があるわけでございまして、なかなかそういうことを考えておりましたら、この教育委員会は、成人式については、かたくなな意見を持っておるかなと思います。

しかし、ことしの成人式を見ますと、企画課の方が企画をし、そして教育委員会の方が実務をやるというふうな形でございましたので、ああ、これはいい形になったなと思いました。

そこで、私が提案としていきたいのは、この成人式が済んでから、よいよおんちゃん、むだなことするのうと。わしら、娘が正月に帰っちゃったがや。そのときにやってくれりゃあよかったに、また13日に戻りよったが、親のすねかじられて、大変でという、ことしの成人式の父兄の方の意見を聞きました。

そしてまた、ある人は、私ら、子どもがおらないから、そんなに思いませんでしたけれども、うちの美容院へ来る人の大半の意見を聞きましたら、何でお正月にやらんろと。こうしてわざわざ帰らさいでもいいにねという意見も聞きました。

あえて私は、きょう、その方たちのリクエストにこたえて、これを質問しておるわけでございまして、その方たちは、テレビできょうは見ておると思いますが、どうかその方たちにわかるような、どうしても13日でなければならぬ理由があるか。そしてまた、かえる意思があるか、わかりやすいご答弁を求めます。

これは、企画の方であろうが、教育委員会の方であろうが、市民が納得していただけるご答弁をいただくのであれば、どなたからでも結構でございます。一応、教育長ということにはなっておりますが、どなたからでも、どうぞひと

つご答弁をお願いしたいと思います。

そしてもう1点、同僚議員も、まだ余りご存じないかもしれません。というのは、予算の中で、項目があがっておりませんので、ご存じないのが普通だと思いますが。

今、聞けば、この裏の金比羅さんの参道を改修するという計画で、どのような改修方法をやったらいいか。改修したら、どれだけの価値があるかというふうな調査をしておるようでございます。

それにつきまして、市長のお考えの一端をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。西村議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、成人式の日程でございます。るる、今までの経過と服装の問題につきまして、非常にわかりやすく、以前の経過をいただきました。

私も、成人式に初めて市長として出席した折に、どうしてこの時期にやるんだと。正月にやれば、二度手間ではないじゃないかという話は聞きました。

その結果で、ああ、そういう考えもあるんだなど。私自身は、成人式というものは、もう祝日法が改正されて、今、成人式の日が変わっております。成人の日が変わっておりますが、昔から、やはり成人の日というものが1月15日であるというふうに、私自身は思っております、やはりこの1月15日にやるのが、私は本当の成人式典だというふうに、実は自分自身思っております。

ただ、祝日法が改正されまして、日曜日の次の日ということになっております。そういうことでありまして、前の日の日曜日ということ



で、今は実施されているわけでございまして、成人の日に行きました折に、正月にやれだとかいう声を、二、三の方から聞いております。毎年聞きます。

毎年聞きますので、最初の行った年に、すぐに、どうしてこの日にやるんですかということ、事務方に聞いたことがございます。

そんなことで、いや、これこれということ、アンケートをとったり、質問もあつたりしましたということで、アンケートをとれば、こういう状況だったというふうなことで、結果をもとにして、この成人の日の前の日に、成人式をしているというふうに聞いたことございます。

私も、なったものですから、市民の皆さんの声は聞かなきゃいけないということで、もう一度、アンケートをというふうなことも指示をしまして、またアンケートをとらせていただいた。

結果としては、今の、現在やっているときが非常に多かった。これは、教育長の方から、後でそのアンケートの結果、いついつやったというふうな話は、答弁としてしていただく予定になっております。

そういうふうなことで、皆さん、声を出している方々は、やはりその日に、どうしてだということ、正月にやってくれという要望はあつたんですが、それは、その人はそれが済めば、もう自分のところは終わってしまうというふうなこともあつて、後は声出ない。

そんなような繰り返しできているのかなと。

日程の問題ですから、やはり、いろんな事情あつて、先ほど西村議員がおっしゃった、子どもにやはり成人の時ですから、美しい着物を着せてあげたいし、そのことで、やっぱり成人というものを祝ってあげたいという気持ちは、すごくわかります。だから、それが二度手間にならないように、正月にということも、気持ちと

してはすごくわかりますが、やはりこういったものは、皆さんがどう考えているかによって、またいろいろ変わるかもしれませんが、私は今のところは、成人の日にするのが本当じゃなからうかと。成人式というものは、成人の日にするんじゃないか。

以前の、今言っても仕方がないことかもしれませんが、1月15日というのが、一番適當ではないか。昔から、重陽の節句であるとか、いろんな、伝統的に日本の文化というものが、その時に行われてたということでございます。

そんなふうな考えを持っておりますが、詳細につきましては、また調査結果等、教育長の方からご答弁をさせていただきます。

続きまして、金刀比羅宮の参道の調査でございますが、これ、私ども、今、業務名ですが、金刀比羅神社活用市街地活性化調査委託業務という形で発注をしております、これ、よく宿毛にはなんちゃんないというふうな表現をされます。

私自身、宿毛はなんちゃんないじゃなくて、皆さんがその価値を余り認めてない。宿毛市民の方々が、何でもあるのに価値を認めてないんだということで、所信表明の中でも、なんちゃんないじゃなくて、何でもあるでというふうな合言葉をしていきましょうということをおっしゃっていただきました。

このことで、1つ金比羅さんという、非常にシンボリックなものが宿毛市にはあるんです。これも1つの観光資源だというふうには、私はとらえておまして、讃岐の金比羅さんは、全国的に有名でございます、海の安全を祈願する方々はほとんど行きますし、商売繁盛の方もおいでになります。

それから、この宿毛の金比羅さんを考えたときに、昔の方というよりも、つい先だってお亡くなりになりました方が、金比羅さんのいわれ

についての本を書いたということで、私も読ませていただきまして、これが讃岐の金比羅さんの分祀である。

全国的に見ましても、東京に金刀比羅神社があります。これは、虎ノ門にありまして、平地にございます。こうやった讃岐の金比羅さんのように、山の上に上がってお参りをするということは、あとは宿毛しかないんじゃないかなと、私自身は認識をしておるわけございまして、こういった特異なところが、宿毛市にある。これは、やはり宿毛の観光資源として売り出すべきじゃないか。

いろんな観光資源がまだあります。沖の島もありますし、出井の甌穴とか、いろんなところがありますが、私は、市内としての手近なところでは、伝統のある金比羅神社というものを、少し売り出していきたい。それには、今の、まずあの天満宮の横から上がっていくのが普通でございまして、あそこも、非常にお年寄り等には危険な道になっております。

だから、そういった可能性、少し改良できる可能性があるかどうか。そしてまた、この道路をそのままやっぱり、この上の方の道路は、非常に山道として、また散策道としてもいい道路だと、私自身も認識をしております。これを何とか、例えば豪華客船が来た時に、宿毛にはこういった金比羅さんがありますよということも、1つの売りではないかなと。

そのときに、上が、行くまでに今は30分強かかると思います。ここで、船を愛する、海を愛する人たちが船に乗ってきたときに、海の神様である金比羅さんが、讃岐に行かなくてもここにあるんですよというふうなことを宣伝をして、観光客の方々が行きやすい道路を、少し整備していけば、皆さんが金比羅さんの方に上がって、あそこの中腹まで行けば、宿毛が一望に見渡せる、すごい景観のいいところがございま

す。

こんなようなところを、少し観光ピーアールにできないかな。そういうふうなことを思いまして、このアクセス道路であるとか、どうすればピーアール、写真も撮って行って売れるかと、そういうふうなことを思いまして、この市街地の活性化につながるんじゃないか、そういったことの調査をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、西村議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に教育委員会としての考えは、新成人の方でも、何人かは議員ご指摘のように、親御さんが帰省の費用を負担されている方もおると思いますし、1月に2度の帰省となりますと、経済的にはかなりの負担となりますことを考えますと、西村議員のご指摘、もっともなことでもありますけれども、17年度に実施したアンケートをもとにして、実施をしているということですので、期日を決めたということですので、当面は、現在の期日で行うべきではないだろうか、こういうふうを考えてます。

しかし、今後とも、いろいろな層のご意見を聞いて、企画課とも連携をとりながら、多くの市民の方が納得できるような形で、実施するようには努めたいと思っております。

平成17年度のアンケートにつきまして、ちょっとご報告させていただきます。

これは、成人式は新成人だけじゃなくして、継続して開催をする式典でありますので、将来、成人になる子どもたちにも関係しますので、各地区の地区長さんに協力を得まして、全地域で実施をしたということになっております。

そして、その結果は、144地区、8,932世帯中、1,588世帯、17.78パーセントから回答が得られたそうであります。

正月三が日がよいと答えた世帯が629世帯、39.61パーセント、成人の日かその前日がよいと答えた世帯が897世帯、56.49パーセント、無回答、その他が62世帯、3.9パーセントという結果になっております。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 今、教育長から、アンケートをとって、正月三が日がいいのが39パーセント、そして1月13日がいいのが56.49パーセントであったので、私どもは、多い方の日付を採用したと。これからも、しばらくはこの考えだということですが、そこが大きな間違いなんですね。

いいですか。成人式はお祝いだから、なるだけ多くの方に来てもらう。出席してもらう。そして、心から祝ってあげるといのが成人式の本当の意味ながです。アンケートをとって、56パーセントおるからそれでよいということになれば、40パーセント、39.何パーセントの方は全部捨てられるがですよ。

私が言わんとするのは、その40パーセントの方をいかに出席さすかを考えるのが、あなたたちの仕事なんです。56パーセントの方はおいておいても出席するがですから、その地元におるから、近くの方だから。その方はそのままでも来るんですよ。

問題は、その40パーセント、ことしの例でとりましたら、265名の成人式の中で、65名の方が欠席なんです。わずか260人ぐらいの中で、65名の方が欠席なんだから、この方をどうしてこらすかということに重きをおくと、このお祝いの意味がないんです。

それを考えたら、アンケートのとり方もまずいと、私は思います。地区広く網をかぶせたから、いい結果が出たというものではありません。さすれば、反対に、ことし欠席した65名の方

だけでいいです。あんたたちは、正月3が日にやれば出れましたかということ、その方たちだけに聞けば、おのずから結論が出てくるはずで

す。  
ちなみに、高知県下の例を申しましたら、1月2日に四万十町が、元の窪川ですね。四万十町ほか7市町村が、1月2日です。1月3日にやっておるのが、南国、須崎、土佐清水等々15市町村です。1月4日が香南市、1月5日が土佐市ほか3市町村。1月13日にやったのは、我が宿毛市を入れて、わずか7市町村です。

わずか、この7市町村に重きをおいて、まだ1月13日にやりたいと思うということをおっしゃってありますが、私はこれは間違っておると思います。少なくとも、欠席した65名の方を、いかにすくい上げるか。いかに来ていただけるかということに主眼を置いていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁を求めます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 西村議員の再質問にお答えをいたします。

わずか260名の中で65人も欠席をしている、その人の思いも生かして、いろいろと考慮するべきではないかという話もありましたし、いろいろアンケートのとり方も問題があることについては、重々承知をしております。今後についても、アンケートのとり方は、高校生であろうとか、保護者を中心にだとか、いろいろ工夫をして対応してまいります。現在のところは、さっき申しましたように、今、実施したアンケートが、多数であるので、安易にこの方を選択したというのは、問題があるかもしれませんが、今の中では、その方法をとらせていただきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 市長、今の教育長のご答弁、わずか265名の中で、65名の欠席。しかし、アンケートの結果でありますので、それは残念ながら、極端に言えば、捨てて、今後もやりたいということでございますが、市長のそれに対するご感想を、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

そして、もう1点、金比羅さんの道の件でございますが、私は今、市長の言われました発議と申しますか、発案については、大賛成でございます。大いに観光資源開発のためにやっていただきたいと思います。

が、しかし、今のこの宿毛市の状態で、果たしてそれが、重要度が何番目になるかなということになれば、若干疑義を持ちます。

と申しますのが、商店活性化とか、いろいろあるかと思いますが、あの山に、たとえ小さい軽四を1台あがる道をつけるにしても、億という金が要ることは明らかです。

今のこの宿毛の状態で、それができるかどうか、おのずから結論が出てまいろうかと思いますが、しかも、あの散策道は一宗教法人のためにつけるような格好になりますので、市民がそれを許すかどうか、それも大きな問題になるかと思いますが。

私は、市長のお考えに決して反対はしません。大いにやっていただきたいと思いますが、これについては、いささか、先ほど申しましたような理由で疑義があります。

しかし、道はつける方法は、私はあると思いますので、私の提案をひとつ、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

やろうとすることは、市長も私も同じでございますので、やる方法が違うだけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

実は、大月町が一昨年、風力発電所を12基建てました。そして、聞けば、風のない夏場で

も、月に1,000万ちょっとくらいの電気料。冬場の季節風の吹くときは、月に3,000万くらいの電気料が入っておるのではないかという推測がされております。

ご存じのように、あの風力発電所つけるについては、町道からあの山を延々と、立派な道を抜きました。しかし、これは国、県の補助、並びに企業がやるのであって、大月町の持ち出しはありません。その上、いいことには、固定資産税がちゃんと入ります。

そこで私が提案したいのは、四国電力が風力発電は風のあるとこと、ないときとで不安定だからということ、これ以上は、もうふやさないということになっておりましたけれども、施設が改善されまして、ことし5万キロの風力発電の電気を買おうという計画が出てまいりまして、今、受け付けをしております。

5万キロと申しましたら、あの風力発電所50基でございますので、まだ十分、ゆとりがあるわけでございますが、その道をつけるがために、この金比羅さんの山に、裏の方の本山でも向けて、2基、3基ぐらいの風力発電をやって、その念願の道をつける研究をしてみるお気持ちがないか、ひとつ提案をさせていただきます。

そして、もう1つ、日にちはさておきまして、成人式の中身でございますが、なるだけ時間を短縮して、静かな成人式をということで簡素化されまして、正味、お客さんを目の前においての式典は30分くらいで終わっております。

ところが、宿毛の成人の方たちは、非常に紳士淑女でございまして、本当に静かに、よく聞いてくださいます。もう少し時間をかけてもいいのではないかなと思うくらいに、静粛に聞いていただいておりますが、しかし、今の時間でよかろうかなと思っておりますけれども。

実は市長、私は先日、群馬県の前橋市へ行きまして、夕食を済ませました。そしたら、友達

が、県庁へ二次会に行くということになりましたので、私が田舎者だから、県庁を見せてくれるかなと思ってついていきましたら、県庁の前でタクシーを降りまして、さっささっさ、県庁へ入っていきます。

なぜかなと思いましたが、群馬県庁は32階建ての、これはたまげるほどの立派な高層ビルの県庁でございましたが、32階の展望台へ上がりまして、ああ、いいねと言っておりましたら、すぐ下の、今度は31階におりてきました。その31階が、何と、たまげるような日本料理店と西洋料理店がありまして、聞けば、県庁が、こんないい建物は夜も遊ばすのはもったいないから、この店に貸しておるのやということで、たくさんのお客さんであふれておりましたが。

目からうろこが落ちるような気持ちがありました。まさか県庁の屋上を、飲み屋に貸しておるかという、私の率直な気持ちでございましたが、しかし、県民、市民の方は、大変喜んで利用しておりました。

それから考えてみますと、成人式の中身も、少し目からうろこが落ちるような、今の若い人に受けるような内容に変更してはどうかなと感じました。

と申しますのが、高知県内でも既にやっておられるところがございます。この式典の後で、立食パーティーをやっておる市町村もありますし、恩師を囲んで昼食会をやらせておる市町村もあります。

そこで、私がお願いしたいのは、これはもう、市長の鶴の一声でご判断していただかんと、なかなか右や左の意見があつて結論が出ないと思っておりますので、あえて市長に申し上げるわけでございますが。

宿毛市の成人式も、式典そのものは、今の文教センターで済ませて、記念撮影も済ませて、それから後、太鼓の演奏とか、そして一般の

方々のお祝いの催し物とか、そういうのは別会場に構えて、ひとつパーティー形式で、にぎやかしてやったらいかがなものでしょうか。

あの成人式の会場で見えておりましたら、親御さんは後ろの方から、身を小さく乗り出して見えております。そして、ある市町村では、嫁探しだと申しまして、年頃の男女を集めて、わざわざ集めてパーティーをやっております。

そして、成人式の方々は、式典の後で同窓会をやっております。それを全部済ませるのが、一堂に集まったパーティーではないかと思いません。そうすれば、議員も行って、15分くらい座って、ものも言わずに、何しに来たがやろと思ひながらすごすご帰ってくる。父兄も、声もかけずに、遠くから見ておる。教えた先生も、たまには出たいだろうけども、案内がないから出れない。区長さんたちも、案内があれば出てやりたいねと思う方もあるでしょう。

そういう市民の方々にも出ていただいて、例えば、3,000円会費ぐらいで、どこか会場を借りて、パーティーをやって、嫁探し、同窓会、すべてをやらせてあげたらと思うわけでございますが、いかがお考えでしょうか。

特にこれについては、市の職員がやりますと、なかなか負担がかかります。これについては、今、個人情報がかんがえて申しまして、以前は成人式の本人のお名前と父兄の名前と、そして住所まで書いた名簿を私たちにも配布してくれましたけれども、この三、四年から、名前だけ書いた名簿になりましたので、どこのだれやら全然わかりません。個人情報も大事ではありますが、この名簿を、例えばどなたの団体に渡して、この方たちが成人式ですが、案内を出してパーティーをやっていただけませんかということになれば、教育委員会、企画が動かなくても、他の団体が、私は喜んでこのパーティーは引き受けてくれるのではないかと思います。

特に今、教育長が、正月三が日を、違うわけではございませんが、私はやはり13日に固執したいという考えのご意見でございましたけれども、これは一理あると思います。教育長でみれば、部下をお正月の休みの間に出勤させて、できるだけならこういうことはさせたくない。家庭団欒のお正月をやらせてやりたいという、教育長のお気持ちも十分にくめるわけでございますけれども、幸いにして、来年のお正月は新春2日のロードレースがなくなりまして、市長の英断によりまして、フルマラソンを3月にやりたいという計画になっております。

さすれば、お正月休みもあくわけでございますので、ぜひとも、私はこの正月三が日の成人式と、そして同じやるなら、成人の方々に喜び、我々も手を打って喜んで祝ってあげるパーティー等も考えてあげたらと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、金比羅さんの件でございますが、道をつける方法。今のところ、どういった形のものにするか、まだ決定しておりません。そういった形で、今の参道を少し行きやすいように整備してやる。転ばないようにとか、そういうものもあるし、あと、どうすればいいのかの調査は、しているところでございますので。

ただ、ご提案がありました風力発電については、私は賛成ではございません。

というのは、風力発電も、まだいいんでしょうけれども、私、初めてなったとき、風力発電で売り込みに来たことがございますが、宿毛は風力がないということで、適地がないというふうな話を聞いておりました。

それではないんですが、やっぱり、自然景観とのことを考えますと、こちらの人はいいかも

しませんが、そら道路もできる、固定資産税も入る、これは非常に有利なものでございます。それはよくわかります。

ただ、都会の人たちが来たときに、この自然景観と風力発電という、風力の風車というものが合うかどうかという、なかなか、私は少し合わないんじゃないかという気持ちを持っております。

というのは、豪華客船で来られた、船の会社の社長さんも一緒に乗ってこられておりました。大月側に、今、風力がございます。風車がございます。あれは、宿毛湾の山並みというのは、非常に風車ができる前までは、非常にすばらしい景観だと。外国にもないような山並みであるしとっておられた社長さんが、風車ができて、後でまた来られたときに、ちょっとがっかりしましたという話を聞いたものでございます。

それからまた、船の船長さんも、少しそぐわないですねというふうな話。これはよそから来た方のお話でございます。

そういったことで、やはり自然と調和する風車というものなら、私は、皆さんが見てもいいというんならいいんでしょうけど、今、こういった状況がありまして、また、もしくは金比羅さんのそばに風車があるのが適かどうかと申しますと、あれも結構、騒音の問題等も出てくるんじゃないかなと。民間の、地域の人たちがすぐ近くでございますので。もうちょっと人がいないところとかいう話なら、まだいいかなと思いますが。

ちょっと、金比羅さんへの風車というものは、私自身は賛成しかねるな。せつかくの西村議員のご提案でございますが、非常に、我々にとって財政的なものが入ってくるようなお話でございます。

風力発電そのものを、私は否定するものではないし、太陽光であるとか、風力発電とかいう

ものは、これは自然のエネルギーを利用したものでございますので、これは大賛成でございます。ただ、どこに置くかという、やっぱり景観というものもいろいろ配慮したものでなきゃいけないのかなと、いうことを思っております。

次に、成人式の教育長のお答えに対する感想を、私が言っているものかどうか、市長の方です。

ただ、いろいろ、この14年度にたしか、市会議員さんの質問があった。それから、15年、16年と、出席者等からもアンケートもとったということも、いろんな経緯がございます。

西村議員からは、アンケートのとり方もいけないという話もお聞きしました。

ただ、アンケートもいろんな方法があると思いますが、そのときは、最適と思ってやっております。また、いけないと指摘されれば、またいろんなことも考えて、皆さんに、全員が納得できるものは、なかなかないと思いますが、結果として、今のものが定着して、80パーセントの方が来ている。

この来られなかった65名の方ですか、ことし。こういった方にも、やっぱりお話を聞くということは、これはもう西村議員おっしゃるとおり、賛成の話でございますが。

まだ一定、この80パーセントの出席で推移しているというふうなことも聞いております。やはり成人式の日程については、100パーセントの人が、なかなかオーケーすることは、なかなかできないんじゃないか。

だから、我々もどっちがいいかというのについては、非常に迷うところでございます。これ、我々、どうしても市民の声を聞くとすると、アンケート等に頼らざるを得ないというところもございまして、ここところは、少しご理解も願いたい。

例えば、今度、正月にやったときに、何で成

人の日にやらないんだというふうな、今までどおりのことをやらないんだということは、やはり私は、来年おそらく、きょう変えて、例えば3日とか4日とかにやったとき、どうしてこんな日にやるんだという方も出てくるんじゃないかな。

美容院の方々も、今、着物を着せるのに、正月の着物は、これは成人ばかりじゃございませんし、たくさんの方が着ますから、本当にてんてこ舞いというふうな話にもなるかなというふうな形も思います。

こういった形で、いろんなことを考えながら、やっぱり市民の皆様の、本当は100パーセント満足をしたいですけれども、100パーセント満足、なかなか難しいんじゃないかなという気はしております。

それから、群馬県庁のお話も伺いました。

実は私、例えばこの庁舎は、地震ではもうもたない。ただ、庁舎を先に建てかえということは、全然考えておりません。ただ、もし建てかえられる時期が来たときは、庁舎たりといえども、宿毛市の職場と申しますか、市役所業務だけをやるということの庁舎は、もう要らないんじゃないか。

市役所業務は当然、議会もそうですが、こういう用途は要りますけど、そのほかにも、例えば銀行も入るし、市民の皆様がここに来れば大体の、いろんな公的な事業と申しますか、手続が終えるような、いろんなものをやれる。そしてまた、今おっしゃいました、この32階ですか、そこにレストラン、飲み屋さんがあるということも、これも1つおもしろいと思います。

大体、役所というのは、中央省庁よく行きますが、普通、地下に大体、食堂、レストランがあります。これはやはり、反対、私自身は反対でございまして、やはり食堂、レストラン、皆さんが食事をする、飲み食いするところは、景

観のいいところがやっぱりいいんじゃないか。何であんな、中央省庁なんかの、屋上にそういうものをやらないかというふうなことは、ずっと思っていました。

それから、成人式の中身でございます。いろいろなご提案をいただきまして、式典ばかりじゃなくて、その後、お祝い会をするというふうな話は、これはもう私も賛成でございます。

毎回出ておりました、何か式典だけして、写真撮って、それで終わりということが、今までありました。もうちょっと、本当に成人の方々は、そこで我々のあいさつを聞くだけ。写真のときだけになりますと、非常にはしゃいだ、うきうきした気持ちで写真を撮っている。

そんなのを見ますと、もうちょっと工夫があつていいんじゃないかなということ、常々考えておりました、来年に向かっては、今の西村議員のお話も参考にさせていただいて、少し工夫をしたいなというふうなことを、今、思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） よいよ市長と私の考え方が、大分隔たりがありまして、まことに残念でございますけれども、ばんやむを得んと思っております。

ただ、霞を食うちゃいけんと。ときどき来て、宿毛の景色はええのと言われるだけでは、市民が幸せになれないということ、私は常々思っております。しかし、今、市長の言われることも、十分理解をしておりますので、とにかくにも、その参道をつけることに対して反対ではありませんが、どうか市民の皆さんの全員のご賛同ができればような方法で、ぜひひとつお願いしたいと思います。

そして、教育長におかれましては、今、私が群馬県庁を持ち出したのは、まさか県庁の屋上

で飲み食いさしよろ。それを思うたら、宿毛市の成人式は、もう少し中身を変えたらということ、言ったわけでございますが、市長は、建物全体にも深い意味を持っていただきまして、ありがたく思っておるわけでございますが。

今、市長が申されましたように、現状を守るのであれば、だれでもできます。どうか一歩でも二歩でも前を見て、祝っていただく子どもたちが喜ぶような運営でやっていただきますように、重ねてお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。

5番、浅木でございます。これから一般質問をさせていただきます。

早速ですが、質問通告に従い、まず市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

1番目には、道路特定財源についてお伺いいたします。

道路特定財源については、現在、通常国会でも議論されておりますが、その内容が明らかになるにつれ、一人一人の市民にとりましても、これからの道路整備がどうなるのか、4月以降のみずからの生活にどう影響するのか、重大な関心事となっております。

自然は豊かでも、地理的には不便な宿毛市に住む一人といたしまして、私も、道路整備には重要な政治課題と考えており、12月議会では、現状維持の意見書決議に賛成したわけでございます。

しかし、その後の国会での議論を聞いて、政・財・官が癒着したともいえる道路特定財源の使われ方、また東京湾への2本目の橋を含む、全国では6本もの巨大架橋構想を含め、10年間で59兆円の巨費を使い切るという道路中期計画の中身が明らかになり、国民生活を大きく圧迫する内容であることがわかるにつれ、後悔



の念を持つようになりました。

こうしたことから、この議会では、国民生活を守るためには、暫定税率を廃止し、道路特定財源の一般財源化を推進する立場で質問させていただきます。

まず、問題点の第1は、本来の税金に上乗せしている暫定税率を継続して徴収するのか、それとも、暫定税率分は燃料高騰等で苦しんでいる国民の、営業や生活を守ることを考えて、廃止するかであります。

ガソリンであれば、本来の税金は1リットル当たり28.7円であり、これに暫定税率分25.1円が加算されております。暫定税率分が廃止されれば、30リットルの給油で753円支払いが安くなるわけであります。

第2の問題といたしましては、現在はガソリン税や自動車重量税の財源が、道路関係予算にしか使えない道路特定財源とされています。これをこのままにしておくのか、それとも道路ではなく、福祉や教育など、必要などころへ幅広く使える一般財源にするかであります。

一方、暫定税率を廃止すれば、その分だけ、国や自治体の税収が減ります。また、一般財源化すれば、現在のように、道路関係に財源が充当できなくなることも考えられます。

この問題の基本は、一般会計で83兆円、特別会計で175兆円の年間国家予算をどう使うかの議論でもあります。

国は、財政が厳しいからと、社会保障を来年度予算で2,200億も削減。医療制度も改悪して、75歳以上で扶養家族になっている人のわずかな年金からも、後期高齢者医療保険料を取り立てることを決定しております。

国民にかつてない大きな負担を押しつけながら、大企業や大資産家に対する年間4兆円もの減税。先般、イージス艦で漁船を沈没させた自衛隊や、在日米軍の支援に5,000億円を

含む年間5兆円の軍事予算も継続しています。

公共事業も、道路整備計画だけでは総額方式を残しており、道路特定財源制度のもと、年間5兆円を超える財源を使っています。

こうした財源は、道路整備特別会計から74の公益法人等へも支出されておりますが、このほとんどに国土交通省退職者、延べ1,343人が天下りしており、随意契約が86パーセントにも達しています。次から次へと発覚する国土交通省のこうした問題は、道路特定財源に守られた潤沢な財源にあるといえるわけでございます。

日本共産党は、暫定税率を廃止して、国民の税負担を緩和する、道路特定財源については、一般財源化して、地方へ配分し、生活道の整備とともに、教育や福祉にも使えるようにする。また、削減された地方交付税5兆1,000億円の復活、これをさせることを政府に求めています。

こうした政策の実行こそが、地方を活性化させ、国民生活を安定させる道だと確信しています。

問題の多い道路特定財源について、共同通信が行った全国世論調査では、一般財源化に賛成の人が54.9パーセント、反対の人が36.2パーセント、そして暫定税率延長に、賛成の人が31.6パーセントであるのに対し、反対の人は57.1パーセントであります。

道路特定財源を維持し、無謀ともいえる道路中期計画を推し進めるのではなく、一般財源化して、地方の裁量で使えるようにすることが地方分権に必要であり、この点からも、道路特定財源は見直すべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

今、全国的に多くの首長は、道路特定財源維持の政府方針を支持する方向で行動しているようであります。これに対し、鳥取県の前知事で

あった片山善博氏は、道路にしか使えないようにしてくれ。縛っておいてくれと求めるのは、地方分権に反する。ひもつき財源ではなく、一般財源に変えろと求めるべきではないかと語っています。

高知県でも、去る1月20日、政府方針を支持する立場で、高知県の道路整備を考える県民総決起大会が行われました。これは、県の道路課が中心となって取り組み、県民の税金を58万円も使っております。国論を二分する重要な政治課題について、一方の主張に世論を誘導する催しを、公的機関が税金を使って実行することには、大きな問題があります。

地方交付税が5兆円も減額されたときでさえ、反対する県民集会は開いておりません。公的機関を特定の政治目的のために利用することについて、市長のお考えをお伺いいたします。

また、1月30日には、土佐はちきん連という6名の女性組織が、国土交通省に、県民総会決議をもって要望に行ったと報道されております。この土佐はちきん連は、暫定税率の期限が7カ月後に迫った昨年8月、にわかにつ成され、事務局を県の道路課に置いているわけでございます。

6人の上京団のうち、1人は県の職員であり、県は3人分の旅費、21万3,160円を支出しております。

国民の間で賛否が二分する片方の政治課題を要望に行く女性団体へ、県の公金を支出することは大きな問題があります。

なお、残り3人分については、市町村に依頼したと聞いておりますが、宿毛市はどのようにかかわっているのか、お伺いいたします。

次に、暫定税率廃止によって、県全体では、311億円の影響が出ると発表されていますが、宿毛市としてはどうなのか。また、暫定税率廃止による県民への減税は、車1台あたり、年額

2万6,900円。高知県民全体で150億円との試算があります。

宿毛市での減税総額はどのくらいになるのか、お示しいただきたい。

道路特定財源につきましては、以上の点について、市長にお伺いいたします。

2番目の議題でございますが、有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

有害鳥獣による農林産物への被害は、年々、全国的に拡大しており、農林水産省の調査では、年間169億円の被害が出ていると聞いております。

また、高知県では、1億8,000万円もの被害が出ているわけでございます。こうした猶予ならない事態の認識が一致したためか、このたびの議会では、3人も同じ議題で質問することになってしまいました。

質問の最後にはなりましたが、宿毛市の農林業を守るための熱意と受けとめていただき、答弁をよろしくお願いたします。

まず、シカによる被害の現状把握についてお尋ねいたします。

私の知るところでは、県下でも東部に続いて、西部でシカの被害が広まっています。人とシカが共生できる頭数は、1平方キロ当たり5頭が限度と聞いております。県下では、9,200頭までが限度と言われておりますが、県下の推定生息数は4万7,000頭となっており、約5倍もの異常繁殖となっているわけでありまして。

四万十市の山間部では、1平方キロ当たり、共生可能数の約15倍に当たる74頭生息のデータもあります。異常繁殖したシカは、山林では植林した若木の葉や枝を食い荒らし、大きな木は木をはいで枯死させてしまいます。

また、背の高い草木を食べ尽くすために、林の中は裸地状態となって保水力を失い、洪水や河川の水質悪化、時には山地の崩壊さえ引き起

こします。

また、最近では、人家周辺にも出て、シイタケ、ユズ、茶の木、稲、野菜などへの被害が広がっています。

特に山間部の農家では、被害が多発しているわけでございます。宿毛市として、こうした現状をどう把握し、生息調査を実施しているかをお伺いいたします。

次に被害対策についてお尋ねいたします。

まず、1番目に、シカは駆除対策等が始まると、隣接自治体のエリアに逃げてしまい、効果が上がらないため、近年は、隣接または広域の自治体で協議会をつくり、成果を上げています。

県東部の市町村で、先日、一斉に駆除対策を実施したと報道されておりました。

シカの繁殖期は春であり、子ジカの生まれるこの時期に、集中して駆除すれば成果が上がるようであります。宿毛市としても、こうした対策がとれないものかどうか、お尋ねいたします。

2番目に、防護対策としては、周囲へのネット張りは一定の効果がありますが、すぐに破られてしまいます。金網フェンスであれば長期効果がありますが、コスト高となります。

こうした防護対策について、どのような助成ができるかについて、お尋ねします。

3番目に、駆除奨励金については、昨日の岡崎議員の質問に対して、引き上げの表明がありました。この引き上げによる駆除効果を待ちたいと思います。

なお、お隣の四万十市では、狩猟期間中でも奨励金の支払いをしているようですが、宿毛市としても検討する必要があるのではないかと。また、猟師の後継者育成を進めることとあわせて、香美市のように、予察捕獲期間、これを大幅に拡大するなど、駆除がしやすくなる施策をどうするかについて、お伺いいたします。

4番目に、シカ肉の利用促進について、お尋

ねいたします。

シカの駆除が進まない一因に、シカ肉が余り利用されていないことがあります。シカ肉が、ある一定の価格で販売できるなら、駆除も進むと思われる。

既に宮崎県の五ヶ瀬町では、業者に依頼し、シカ肉をハムやソーセージに加工して、第3セクターが販売しています。この売上の半分を、猟師に還元する、こういうふうな取り組みもしているわけでございます。

県も12月議会で、シカ肉の消費拡大に取り組むと答弁し、早速、シカ肉利用の事業化をする予算計上をいたしました。

宿毛市としても、単独、または近隣市町村と連携し、シカ肉の利用促進を検討できないか、お伺いいたします。

5番目に、農林水産省は、新たに鳥獣被害対策に28億円の交付金を予算化しております。食害対策の特別措置法が2月に施行されたことを受けたものでありますが、こうした助成策を積極的に活用することについて、市長のお考えをお伺いいたします。

大きな3番目は、国民健康保険について、お尋ねいたします。

ワーキングプアとか、ネットカフェ難民などの言葉でわかるように、今日の日本社会は、貧困と社会的格差が急速に広がっています。さらに、高齢化社会の進行とも相まって、生活困窮者が増加しています。こうした中で、国保税滞納者も、全国では480万世帯を超えてしまいました。

こうした滞納者のうち、約35万世帯は国保証を取り上げられ、資格証明書にされています。

1997年に国保法が改悪されて、市町村に資格証明書発行が義務づけられてから、一気に増加しております。

この資格証明書にされると、病院窓口での支

払が1割や3割ではなく、医療費の全額を払わなくてはなりません。

後で市役所へ行き、手続をすれば、自己負担分以外は払い戻しを受けることができますが、生活困窮者にとっては、後で戻るとはいえ、医療費の全額払いが困難な方もおります。

このため、病気になっても、すぐには病院へは行けず、病気が悪化。病院へ運ばれたときには、既に手遅れで死亡する事件が、全国的にふえております。

資格証明書になった人の受診率は、福岡県の例で見ますと、保険証を持っている人の113分の1となっています。

全国的に、受診したくても受診できにくい傾向となっているわけでございます。こうしたことは、国保滞納者増加のもう1つ原因は、国保税が大幅に引き上げられたことにあります。1984年と今日を比較してみると、国保加入者の年間平均所得は180万円から165万円に減少しているのに、国保税は1人当たり3万9,000円から8万350円にもなっています。世帯で見ると、10万3,000円から15万2,600円と大きく増加しているわけでございます。

国保税が増加となった大きな原因は、政府が国保への国庫負担金を大幅に削減したことにあります。

1984年当時、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は49.8パーセントでしたが、今日では、34.5パーセントにまで引き下げられ、金額にして1兆6,600億円の減額となっています。

さて、この資格証明書の発行も、自治体によって大きく異なり、高知県下でも800世帯を超えて発行しているところもあれば、発行がゼロの自治体もあります。県下11市の中で、資格証明書の発行は、飛びぬけて高いのが宿毛市

であり、最も低い高知市の約30倍となっています。県下の自治体平均と比較しても、約5倍であります。

そこで、市長に次の5点についてお尋ねいたします。

まず1点目、宿毛市における短期証、及び資格証明書の発行状況とあわせ、なぜ資格証明書は多発されているのか。

2番目に、資格証明書の発行基準はどうなっているのか。

3番目に、国保料の軽減措置のうち、国が適用基準を決め、補助金も出している減免制度のうち、2割減免は本人の申請となっているが、このことは納税者に徹底されているかどうか。また、申請減免については、どのように取り扱われているのか。

4番目に、高過ぎる国保税を引き下げるために、国庫支出金をふやすことについて、政府に求める考えはないか。

資格証明書の多発によって、宿毛市民が命を落とすことのないよう、国民健康保険の適用を求め、第1回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に道路特定財源の問題についてでございますが、道路特定財源の問題に答える前に、私ども、この現状をまず申し上げておきたいというのが、我々の思いは、ここの議場におられる皆さんも、一般市民の皆様も同じだと思いますが、やはりここまで、宿毛まで、高速道路を、8の字ルート、あれを早くつけていただきたいという思いと、それから、国道56号線1本しかございません。首都圏から。そういった道路について、やはり災害のときに、どうしてこの道路を通過させるのかという思いが一番。

そしてまた、先ほど、8の字にかかわります

が、首都圏から、県の首都圏から3時間もかかる道路。東京から一番遠いといわれている宿毛でございます。やはり、これは道路整備がなされていないから、こういった時間がかかる。そして、また観光にも、経済にも、非常に影響を持っているということを、まず認識をしておきたいと思いますし、また、こういうことで、我々の目的は、道路が本当に早くつけていただきたいというふうな思いが、一番にあるんじゃないかなということの思いを持っていますので、その面からお話もさせていただきたいというふうに思っております。

また、世論調査というふうなものがございしますが、私自身は、この世論調査というものは、これは新聞発表をしているだけであって、道路に関する問題については、私自身は、宿毛市民の世論調査の結果を、一番に尊重したい。宿毛市民に対する世論調査というのは、一切ございません。

そんなことも考えた上での世論調査の結果を、どうするかというふうな話もしなきゃいけないんじゃないかな、そういうふうに思っております。

道路特定財源の暫定税率の考えでございますが、先ほど、浅木議員からも、ガソリン税で25.1円の、廃止されればこっちへ返ってくるというふうなことがございました。

これは、ガソリン税が25.1円安くなれば、これはみんな賛成だろうと思います。

ただ、このお金がどこに使われているかということ、やっぱり我々、考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

道路はむだが多いというふうなことをよく言われております。これは、都会の人たちの言う言葉であって、我々は、むだを全然してないというふうに思っております。

56号線もしかり、また、県道の整備状況も悪い、ご質問にも時々出ます、市道の道路状況、そして、でこぼこも直せないのかというふうな質問もでございます。我々にとっては、道路に対するむだなお金は、一銭も使っていないというふうに、私自身は思っております。

公共交通機関とか、道路の整備されたところは、非常に、それはもう、道路は要らないよということは、評論家の方々は言っております。我々の道路は、こういったふうな現状を、都会の人たちにも見ていただきたいというふうなことを、まず私自身は思っております。

都会の方に、道路がどんどんどんどんできていく。道路がどんどんどんどんできていき、どんどんどんどん便利になれば、都会に人が集中します。だから、都会の道路を一回、もう全部やめてもらいたいというのが、私自身の気持ちでございます。都会の道路を全部やめたお金を、全部こっちに回してくれれば、この我々の、須崎からこっちへの高速道路は、もう二、三年でできます。

そういうふうに、私自身は思っております。

こういった形で、今、じゃあ道路特定財源要りません。暫定税率要りませんとなったときに、この道路整備の予算というのは、また一層少なくなるというふうなことでございますので、私自身の方としては、この暫定税率に、廃止による地方道、譲与税等でございますが、宿毛市の財政にも非常に大きな影響を与えます。

そういったことで、暫定税率を廃止した場合の代替案、そういうものがない中での暫定税率の維持は必要というふうに思っております。

暫定税率を廃止した場合の宿毛市の減収額と、市民負担の減少額でございますが、宿毛市の減収額は、平成18年度の決算ベースの地方道路譲与税等で、これを見ますと、約9,200万円の減収となります。

暫定税率を廃止した場合の市民の負担の減少額というのは、宿毛市内でのガソリンの消費量、それから自動車重量税、自動車取得税の納付の把握が非常に難しく、算出できません。

先だって、県議会で県のご答弁の中では、浅木議員が先ほどおっしゃいました県民の減少額が、大まかな推定で140億円程度になっているということは承知はしております。

それから、道路特定財源の維持だとか、暫定税率維持の県民総決起集会とか、そういった行政が先導して、こういったことに運動することについて、公共のものを使っているというふうなことについては、これは行政等もかかわる話で、我々の財政的なもの、施設整備のことをお願いするということがございますから、これは当然、いいんじゃないかなと思いますし、先ほどおっしゃいました、県民総決起大会とか、土佐はちきん連合とかへの、国の要望に、県の負担金のほかに市町村も負担しているというふうなお話がありました。

これは、県の負担のほかにについては、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会というのがございます。それから、高知県道路利用者会議等から支出されておまして、宿毛市直接の負担はしていませんので、そのことを申し上げておきます。

それから、有害鳥獣被害対策についてでございます。

これも、本当に農林の方々が、非常に困っているということは、十分認識しておるつもりでございます。対動物、特に野生動物ですから、非常に有効的なものがないというのが、まず捕獲をしなきゃいけない。それから、近寄るな、農林産物に近寄るなと言っても、これは人間じゃございませんから、なかなか言うことをきいてくれないというふうなことで、大変なことで、猟友会の皆様方には、非常な負担をお願いをし

ているというのが、現状でございます。

先ほどのご質問の中で、生息数等の関係でございますが、宿毛市としては、シカの生息頭数については、調査を行っておりません。

昨日も答弁をしておりますが、シカについては、重点的に捕獲するように、要請を、お願いをしてきました。

今後の生息数の調査でございますが、先ほど申しました、野生の動物でございますので、宿毛に何頭いるということは、なかなかできない。広域的に、やっぱりシカとか移動すると思えます。

そういうことで、頭数を把握することは、非常に困難じゃないかなということで、費用を莫大にかけて調査するというふうなことは、考えておりません。

広域的な取り組みとしては、猟友会とか、近隣市町村の意見交換会を通じて、検討もしていきたいし、いい知恵も出していただきたい。

それから、昨日も申しました、現段階では、宿毛市鳥獣被害対策協議会におはかりをしまして、いろいろな検討もしていきたいというふうに考えております。

それから、防護をするということで、防護柵も1つの方法だと考えております。捕獲しない限り、抜本的な対策にはならないんじゃないかなというふうなことも思っております。

団体等で、防護柵を設置したいというふうな要望がある場合には、補助制度等を活用しまして、導入することも検討していきたいと思っております。

先日、新聞を読んですと、網を張るのに、シカ等が嫌がる物を網の中に組み込んで、近寄らないような網が、少し開発されたというふうなことも聞いておまして、そういったものも、これから実施の中に入れていくのも、1つの方法かなというふうなことも思っております。

それから、報償金の話は、きのうもお話をさせていただきました。狩猟期間中も、捕獲報償金を出すべきじゃないかということでございますけど、捕獲報償金は県から3分の1の補助を受けておりまして、県の交付要領によりますと、サル以外の交付は、狩猟期間外に鳥獣捕獲許可を得て捕獲したものに限定されているということでございます。

また、限定の予算の範囲の中での対応でございますので、ちょっと困難ではないかなというふうなことを思っておりますが、また、こういったことも、協議会の中で取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、予察捕獲というふうなことをご質問がありました。非常に、過去5年間の被害等の発生状況とか、生息状況を検討しまして、捕獲計画書を作成した後に、宿毛市鳥獣被害対策協議会が認める必要がございます。

この予察許可は、こういった形での、協議会のお認めになっていただいた場合には、許可できるということでございます。

この予察捕獲は、事前に被害を想定する中で、許可を出す行為となりますので、容易に、安易に許可できるものではないんじゃないかなというふうに考えております。

現在も、農家からの報告がございましたら、即現地を確認しまして、速やかに捕獲許可を出すように対応をしておりますので、予察捕獲許可を出せる状況はないんじゃないかなというふうに思います。

次に、シカ肉の利用でございます。シカ肉も非常に、食べたらいっぱいということもございます。マイナスをプラスにしていくということで、肉の利用というものは、非常に有効かなと思います。

また、平成20年度より、県のシカ対策特別事業が創設されまして、その中のシカ肉利用促

進事業では、民間団体を対象としまして、簡易な設備整備とか、商品開発等に対する、要する経費への助成が受けられるということでございます。

この要望がありましたら、積極的に活用するように働きかけてまいりたいと、このように考えております。

それから、今のような、いろんな国や県の新しい事業を、積極的に取り入れるべきじゃないかということでございます。いろいろ、国、県の有利な事業がございましたら、鳥獣被害対策協議会の中でも、検討を行いまして、被害防止に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、次に、国民健康保険でございます。短期被保険者証と資格証明書でございますが、義務的に、この2つを交付する取り扱いにつきましては、被保険者の負担の公平を図るとともに、保険税の収入を確保することとか、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的にしまして、滞納世帯にかかる事務処理要綱及び要領を制定しまして、平成12年4月1日から、短期被保険者証と資格証明書を発行することを実施しております。

この取り扱いでございます。12年度におけます介護保険制度の導入を機に、国保税滞納者に対する実行的な対策を講じるという観点から、特別な事情がないにもかかわらず、国保税を1年以上滞納している場合、市町村は必ず、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を、そのかわりに資格証明書の交付を行うということと、国民健康保険法の規定によりまして、これを実施しているということでございます。

内容といたしましては、資格証明書の交付等の措置を講じることができるとされていたものが、平成12年度からは、義務的に被保険者証の返還を求めるものと、こういうふうに法律が

変わってされたものです。

こういうことだからといって、我々としては、決して機械的に事務処理をしてきたわけではございません。滞納者との納付相談とか、納付指導を重ねても、なお納付されない方とか、分納誓約書を提出されても、履行しない方、こういう方など、資格証明書の交付につきましては、慎重に交付しているということでございます。

短期被保険者証の交付でございますが、滞納者との面接機会をふやしまして、交付を促す目的で、完納されるまで実施しているということでございます。

それで、平成20年の2月末現在で、資格証明書交付数は587人、4.9パーセントですね。短期被保険者証交付数は、503人となっております。

それから、次に、国保税で、申請が必要な軽減制度の状況と周知方法でございます。

国保税の軽減制度でございますが、これは、世帯の所得状況に応じまして、均等割、これは1人2万1,000円、平等割、1世帯2万6,000円に対しまして、7割、5割、2割を減額するという制度になっております。

このうち、申請が必要となるのは、2割軽減の制度でございまして、周知方法につきましては、対象者の全員に個人通知をしております。

平成20年の2月末現在で、通知世帯が717世帯中、申請が来ておりますのが513世帯で、このうち決定されたものが504世帯ございます。非該当が9世帯、未申請が204世帯というふうなことでございます。

また、平成20年度から、地方税法の改正によりまして、2割軽減世帯につきましても、申請が不用となるような条例を改正する予定と、そういうふうにしております。

次に、これは国保税の減免規定が明文化されているかというふうなご質問内容でしょうか。

よろしゅうございましょうか。

ご承知のように、国保制度につきましては、加入者自身が負担能力に応じまして、一部を負担し合うなど、相互扶助の精神を取り入れた社会保障制度でございまして、先に述べました軽減制度のほかには、災害とか失業等により、担税力が著しく低下した場合には、申請に基づいて、不公平の生じることのないように、実態調査等を行いまして、宿毛市国民健康保険税条例第21条の2及び宿毛市税減免規則において決定しておりまして、対応は十分可能と思っておりますので、これでの明文化というのは考えておりません。

周知方法につきましては、納税通知書への記載とか、税務相談等の必要に応じまして、お知らせをしておるということでございます。

それから、税率を、いわゆる個人負担の方、少なくするという税率を下げる方法でございまして、費用額に対する被保険者の負担割合を下げるよう、国へということでございまして、国民健康保険の医療費につきましては、公費で50パーセント、被保険者50パーセントの割合で負担しておりまして、医療費が年々増加しておりまして、保険者としても、被保険者の皆さんの負担を少しでも少なくするために、医療費抑制策として、さまざまな施策を行っているわけでございます。

しかし、国民健康保険事業は、市町村が保険者であるために、市町村によって、税率等に違いがあるということも事実でございまして、現在、医療制度改革が行われております。その中で、公費の負担割合についても、検討されるべきものというふうにご考慮いただいております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたし



ます。

道路特定財源の問題について、市長の気持ちとか、基本のお話の中で、地方においては、まだ道路が未整備だという話がありました。市長は、もう都会の道はええんじゃないかと。こっち、田舎の方へ向けて、お金を持ってきてくれということですが、そういった面では、私も共通する分があるわけでございます。

特に、今度の中期計画ですね。これの中を見てみた場合、中期計画で59兆円も使うということでございますが、市長は、先ほど、極端な表現ですけど、一銭もむだはないというふうにおっしゃられました。果たして、東京湾へもう1本の橋を架ける今度の構想ですね、こういうものが、私はむだだと言えるわけです。

現在あるアクアラインですね、現在架けている橋でさえ、通行料は当初予定には全く及ばないと。がらすきやという状況でございます。

これにかけた金が1兆4,000億と言うふうに聞いております。メートル当たり1億円かかったと。ところが、実際には通行料も高いということで、利用されていないと。

当初、30年で償還するといっていた借入金も、全くその見込みがたたなくなって、50年を超すような長期に引き伸ばすというふうになっているわけです。

こういった状況の中で、また新たな橋をかけるという提案が出ているわけです。

橋だけで見れば、伊勢湾へ架けるとか、そしてまた、山口県と九州の間ですね、この間へもう1つの橋を架ける。そして、近いとこで、あったら便利はええかもしらんですが、四国と九州の間へ橋を架ける。そしてまた、九州では、長崎ですね、島原と熊本の間、こういうとこへ橋を架ける。果たして、あったら便利はええけど、今、そういうものが即必要なんかという面があるわけです。

市長は、先ほど言いましたように、こういう道路特定財源については、基本的に、大企業やゼネコンがもうけるような形での事業実行というものが組み込まれていると。地方で欲しい道路というものは、回ってきてないわけでございます。

私は、一般財源化について、一般財源の中へ入れておいて、必要なものについては、市長が強調されましたように、生活道を含めて、必要なものについては、つくことは大事だと。必要な道をつくるなということ、私たちは主張しているわけではないわけです。

そういった面から、道路中期計画については、全面的に見直していく必要があるということです。

一般財源にしても、必要な道はつくれると言えます。

それともう1つ、暫定税率につきまして、先ほどお話ししましたように、約、1台につき2万7,000円の県民の税金が安くなると。多くの方が通勤、共働きの人が2台持っているわけでございますので、1世帯当たり5万4,000円ぐらい負担が軽くなってくると。これは当然、消費に回ってくるわけでございますので、宿毛の消費動向に影響してくるわけです。

そういった面で、マイナスばかりではなしに、市民の懐が豊かになるという面で、プラス面があるわけでございます。

そういった面についても考えていただき、先ほど言ったような、一銭もむだがないというような考え方、それ自体はおかしいんじゃないかと。正すべきは正していくべきじゃないかと。こういうものがあるから、今度の国会でも問題になっておりますように、いろいろな形で、汚職と言えるかどうかはわかりませんが、政・財・官の癒着、これに基づくああいいうお金の使い方、ずさんな使い方が、今度、新たになって

きているわけでございます。

こういった面を、国土交通省の方では問題点は改めるという表明はございましたが、やはりお金がだぶついていると。余っていることの証拠ではないかと思うわけです。

こういった面から、暫定税率の廃止、求めているわけですが、このむだの部分について、市長の先ほどのことについて問題があるので、見解の相違ならしょうがないのですが、そういうとらえ方はおかしいんじゃないかと思うわけでございます。

それから、有害鳥獣の問題についてですが、これにつきましては、先ほどお話がございましたが、補助金の関係ですね。これについては、もう今度、県の方では、例えば新聞報道とか、マスコミをにぎわかしております物部川上流、こういったものについては、ここの森林整備計画ということで、県公営企業局が助成をすることによって、間伐推進とあわせて、10年間の助成をすることになっております。

この辺については、シカの捕獲についても、この金の中から追加して出すと、2,000円追加するというふうになっているわけです。

それと、もう1つ、先ほど言いました予察捕獲については、難しいんじゃないかというお話もございましたが、シカが異常繁殖して困る、香美市等では、既に7カ月半という予察期間をとって、シカを駆除しているわけでございます。

こういった、言葉はややこしいですが、あらかじめ見込んでということになるわけですが、こういったことによって、被害が起こる前に対処しているということが言えるわけです。

こういった面も含めまして、検討願いたいと。

なお、食肉加工については、県の方でも事業化をするということでございますので、民間業者との話をするようなお話もございましたが、県の事業等も参考にしながら、取り組みをして

いただきたいと思います。

それから、資格証明書の問題、国保の問題ですね。これにつきましては、先ほど説明がありましたが、いずれにいたしましても、宿毛市としては、発行状況は他の市町村と比べて、非常に多いと。今年度2月段階の数字を明らかにしていただきましたら、これから見ると、以前よりは発行状況が多少減ったのかなということはありますが、まだ年度末まではわからないわけですが、特に生活困窮者とか、現在、病気になっている人、こういう人からの取り上げはだめだとか、それからまた、それぞれの医療費助成、こういったものを受けている人、こういった人からまで取り上げているというような自治体もあるわけでございます。

そういったことが、実際に宿毛市では起こっていないのか、こういうことについてお聞きしたいわけでございます。

なお、2007年の3月、去年の3月の衆議院の委員会でも、安倍首相は、そういうふうなことはないように、地方自治体を指導するとか、もしそういうことがあるならば、指導するというふうなお話ありましたが、そういう事態が発生しないように、ひとつやってもらいたいと思うわけでございます。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えします。

浅木議員に、考えを改めていただきたいと思いますのは、私の話を聞いていなかった感じがします。

私は、むだのないということは、全国のことでは言っておりません。宿毛市の道路については、一切むだがありませんということをおっしゃいます。これは、はっきり申し上げておきます。

これは、私は、全国でむだがないということ

は一切言ってません。もう2回言います。宿毛市の道路整備においては、私はむだは一切ございませんし、まだまだ、どんどんどんどんやっ  
ていくべきだというふうなことを思っております。こここのところを間違えないようにしてください。

あなたはさっき、あなた、市長はむだがないと言ったこと、このむだがないというところだけとらえてものを言わないでいただきたい。これはマスコミの手法と一緒にです。そういうことについては、私は非常に不愉快に思います。

それから、一般財源とか、暫定税率、これが今ないと、我々の道路はできないんです。だから、こういう事実を、私は事実として申し上げている。これは、我々は、例えば暫定税率なくたって、一般財源になったからって、これがこの道路、宿毛の道路に全部入ってくる。必要な道路として、要求したものが全部やってくれるんなら、これは構いません。ただ、今の制度では、これできませんから、今の暫定税率、賛成、一般財源は少し待ってくれということを、我々は申しておる、そういうことでございます。そのこのところをご理解も願いたいと。

見解というものは、それぞれがありますから、違うと思います。

それから、有害鳥獣の予察捕獲でございますが、これ、予察捕獲を許可でございます。これ、先ほどもちょっと触れさせていただきました。期間の終わった時点で、協議会がござい  
ます。この協議会でも、やっぱり、いろんなお話をさせていただきたい。行政だけが、これはいかん、これはいかんというんじゃないくて、皆さんが捕獲に携わってくれている人たちのお話とかも、やっぱり聞いた上で、やっていきたいというふうに思いますので、こここのところもご理解を願いたいと。

それから、資格証明書が他市より比べて、市

町村より比べて多い。これは比較の問題ではないんじゃないかなと思いますね。

我々、先ほど申しましたように、すべて資格証明書を発行せざるを得ない。それから、短期証明書を発行せざるを得ない。これは、発行するときには、相手の方とお話もさせていただいて、せざるを得ませんよということを、担当者としては、相手と話しながら、そういうことを実施しております。

厚生労働省が少なくしたいと言っているのは、ただ、税負担の公平から、払ってもらえん人に対して、同じようにするわけにいかないという制度になっているわけですね。

じゃあその、生活困窮者の担税を、じゃあ国がやってくれますかというふうなことも、私なんか言っていきたいと思います。

だから、他と比べて、宿毛が多いから、おま  
えたちは涙もないような、人情もないようなことをやっているんじゃないかみたいなことは、やはりちょっと控えたい。差し控えてもらいたいなど。

担当者としては、本当に相手の事情とか、いろいろ聞きながら、だれもやっぱり、資格証明書とか、あなたには短期ですよとか、これやりたくないと思います。けど、制度上、これは決められたことですから、やらざるを得ないというふうなことでやっております。そういうことを、ご理解願いたいと、このように思います。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 道路財源の問題については、非常に、これからも議論が多いところ  
でございますが、先ほど、市長のお話しましたむだがないということについて、宿毛ということであるということですが、そういうことであれば、私の聞き違いじゃったかもわかりませんが、中期計画そのものには、大きなむだがあるとい

うことは、私は指摘しておきたいと思います。

それと、国保の問題ですね。これにつきましては、今、お話がありましたように、無理な取立てはしてないということですが、特に、1986年の大臣答弁ですね。厚生大臣の答弁の中に、特に悪質な滞納者に対して、給付を一時差しとめるに過ぎないというふうな、国会答弁をしているわけでございます。

こういうような、悪質なものに対して、給付を差しとめる。払えるのに、私たちも、払えるのに払わないというものに対して、資格証明書を発行したらいかんと言っているわけではないわけです。そういう考えのない人、本当に困っておる人に対して、発行することのないようにということを求めているわけでございますので、そのところは、全部がだめだと主張しているわけではないですので、その点について、市長の方で答弁をいただきたいと思います。

特に、先ほどお話しましたように、地方自治体によっては、医療費助成制度受給者がある家庭へは発行しないとか、それから、借金返済のための納付困難、こうした人には発行しないとか、それから、世帯内に失業者がいる、こういう人には発行しないとか、いうことを、市民を守るという立場を徹底している自治体もあるわけでございます。

こういった面で、そういう面での判断も含めて、再度、答弁をいただきたいと思います。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。浅木議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、国保の関係については、答弁したとおりでございまして、それぞれ、やはり皆さんの状況を、相手と対面してお聞きしながら実施しておりますので、やはり悪質なものということについては、適用すべきであって、やはりそれぞれの事情というものがありますので、そう

いった事情を勘案しながら、担当としては、発行したりしております。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今、市長の答弁、特に国保等の取り扱いについては、今、してきたようなものも含めて、悪質者、こういったものに対しては、引き続いてやっていくということですが、それぞれのケースを考えてやっていくということでございますので、その答弁を受けて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（寺田公一君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、一般質問をいたします。

昨年12月、私の登壇なきゆえに、おくれの恐縮は覚えつつも、この場にて市長、再選おめでとうございますとお祝いを申させていただきます。

地方行政にとりまして、非常に厳しい諸情勢の中ながら、どうかご健康に留意され、経済等の活性化はもとより、文化の香り高き、そして女性や子どもに優しい宿毛市づくりのため、力強く歩を進めていただきたいと願っております。

1点目、食の安全と地産地消についての質問に入ります。

国連の中位予測によると、現在、65億人ほどの世界の総人口は、2050年には約90億人になるといわれており、現時点で8億数千万もの人々が飢餓に苦しんでいるといわれており

ます。

その現実の中、もう1つの厳しい現実が、ひたひたと人類に迫っています。

それは、地球温暖化等に起因する異常気象によって、土地の砂漠化が進み、氷河の溶解による海面上昇により、低地が水没しかねない、つまり作物耕作面積が減少していくという現実です。

日本の自給率39パーセント、米、白菜、春菊などは、自給率100パーセントに近いながら、あまた、多くの食料を輸入に依存している日本が、今のままで進んでいけばどうなるのか、あえて言葉にするまでもないことです。

このような諸情勢の中、減反を米つくり過ぎるなどは、農業関係者の怒りはもつともなことです。国は何を考慮しておられるのか。一主婦としても激しい疑問と怒りをおぼえます。

数百万年ともいわれる人類の長い歴史の中で、つい数十年前まで、食べ物はその季節、その場所でとれたものを口にしていくというのが常識でした。ところが、現在は季節を問わず、世界じゅうのものを、全国どこにいても、だれでも、食することが可能となっています。つまり、非常識が常識になってきたのです。

しかし、そのことは、生産、加工から消費までの距離の増大をもたらすことにつながってきました。その増大が、つまり、生産の段階を把握することが難しい、不可能に近い状態になってしまったことが引き起こした事件の最たるものに、今、大きな問題になっている冷凍餃子事件があります。

命の根幹の食料、それを口にすることは、信じることからしか始まらない。しかし、命に対する無責任さから、その信頼を裏切る行為が働いたとしたら、恐怖が走ります。今こそ、食料を供給する側も、される側、つまり消費者も真剣に考えなければならないときにきています。

食の安全のためには、地産地消を進め、自給率を高めていくことは、決して避けては通れない道であることを、一人一人が気づかなければならない。そのための、市民への啓発活動を活発に展開していただきたいと思います。

一次産業、とりわけ農業分野は、種々の課題を抱えて、厳しい状況にあるといえましょう。しかし、農耕民族として、米を中心に生きてきた日本人が、今こそ日本の農業の活性化のために、農業従事者とともに、日本の農産物増加のために、努力、協力していかねば、日本に住むものの命は守れないとすら考えます。

また、農業の活性化は、他の分野、二次産業、三次産業にも、必ずよき波及効果をもたらすことになると思います。未来に食料難がこうとされているときに、この狭い日本に耕作放棄地が増大していくということは、余りにも国は無策すぎます。

地方の声をどんどん国に上げていただくことをお願いするとともに、地産地消宣言のまち宿毛と、高らかに口にできるための施策を、ぜひお考えいただきたいと思います。

外国では、昔からの日本の和食こそ健康によしと結論づけて、和食ブーム、すしブームが起っています。

戦後、食事が欧米化していき、考えられなかった病気も生まれている。郷土料理を見直し、おふくろの味を見直し、地元の食材を大切に、そして大いに米を食し、給食も含めて地産地消を進めていき、どこにも負けない健康な市民の住むまち宿毛をつくっていききたいものです。

農業面素人の幼き質問なれど、お考え、取り組みをお聞かせください。

続きまして、2点目、講演会のあり方について、質問します。

平成17年の第3回定例会において、各種催し事への職員の参加についてとの項目名で質問

をさせていただいたその思いに通じる質問ではありますが、2年経過した今、催し事の中の市の主催する講演会という分野に限って、市民の皆様への講演会へ、より以上の参加を図るためにはどうあるべきかを中心におき、質問をいたします。

人は幾通りもの人生を生きることはできない。また、後戻りも、生き直すこともできない。しかし、その一度きりの人生の中に、他者の生き方、生き様を学ぶ、知ることによって、数限りない彩りと、厚みと豊かさを織り込むことは可能である。

そして、その学び、知るすが読書であったり、芸術鑑賞であったり、人との出会いであったり、講演を聞く等々の中にあるはずです。

市が講演会を計画し、内容を決定し、実行に移していくということは、市民の皆様の日々の生活の中に、豊かさと楽しさと生きる勇気をより強く織り込んでもらいたいという願いからこそ、つまり、そういうビジョンを持つからこそでありましょう。

これは、一課の、またどの課のという狭い意味からではなく、自分自身の研修の場という意味も含め、すべての職員の方々が、講演会の日時を把握しておく。みずからもできるだけ出席はしていく中で、参加できないときは家族に、またご近所の方々に、子どもや学生に声をかけて参加を促す。電話や手づくりの案内をもつての誘いも考えられましょう。1人でも多くの市民の皆様へ、せつかくの学びの場、豊かさづくりの場へと足を運んでもらいたいという熱意を持ち、取り組んでいくことを、今まで以上に深めていただけたらと願われます。

もちろん、我々議員も考えねばならないことでもありますし、私自身も、もっともとの努力をと言いつけておきます。

遠路からおいでくださる講師に対する礼儀、

聞くというおもてなしの心からも、また、宿毛市民の文化向上の意味からも、日ごろのご努力は知りつつも、いま一度、多くの市民参加の講演会のためには、どう動くべきかの課題を考えていただきたいと思います。

ご所見をお伺いいたします。

3点目、市内の道路標示と段差の整備について、お聞きいたします。

将来、必ず発生するであろうといわれる大地震、大洪水等への対策に心をくわいていくことの重要性は、いまさら申すまでもないことです。

しかし、きょうという日のあすという日の近々の日常における市民の安全と安心を守ることの必要性も、また否めない事実であります。

その重要性にかんがみて、今回、市内全域の道路状況をしっかり見詰め、その路面標示や、危険な段差、亀裂等の解消、整備への取り組みを提案いたします。

車を運転している人も、歩行者も、標識と同じように、標示にも従わなければならないとある以上、その路面の標示が、例えば歩行者にとって、非常に重要な横断歩道が、歩行者用路側帯が、車両通行帯が、追い越し禁止線が、中央線が、制限速度の数字が消えかけている。いや、ほとんど薄れて認識できにくい状態になっていることは、大変危険なことでもありますし、また、見苦しさも伴うことでもあり、許されないことでもあると考えます。

と同様に、道路の段差等を整備するということは、幼子や高齢者、自転車運転者はもとより、すべての歩行者から、つまずきによる転倒の引き金、原因を取り除くことにつながります。

もちろん、過去、担当課により、敏速に対応していただいていた箇所も多々あることも把握はいたしております。

しかし、東西南北、国道、主に市道、県道に相当数の難ありと思える箇所が目につく今、新

年度を迎えるこの時期にあたり、市民の皆様より情報を得ることはもちろん、一度、各方面から通勤している職員の方々にも、その状況把握をしていただき、それらを集約し、その改善整備の実行に努力していただく等をお考えいただきたいと思います。

道路管理部署の違いはありますが、市が中心となって、この動きを求めたいと思います。取り組みをお聞きいたします。

続きまして、命の教育、心育ての思いにつなげて、教育長へ2点ばかり質問させていただきます。

親が壊れていく。親が人間をやめていく。南国市の藤岡和輝君の出来事は、私の心を打ちのめしてしまいました。何の教育論も、責任論も、口にできない、口にするのでできないほどのむなしさを覚えます。

今はただ、大人すべてが、自分に静かに問いかけてほしい。命を生み出すということがどうということなのか、子どもを育むということは、どういうことなのかをと。ただただその思いが心の中に絶えることなく流れています。

和輝君、かわってあげられなくて、助けてあげられなくてごめんね。もし、白いハトになって空を飛んでいるのなら、おばちゃんの庭にも飛んできてください。思いっきり抱きしめてあげたいから。毎日の私のつぶやきです。

質問内容に入ります。

まず、1点目、入学式時の児童生徒への対応と、誕生会の実施について、お伺いいたします。

もう間もなくやってくる桜のころには、小学校、中学校へピカピカの1年生が入学してまいります。大人たちの想像をはるかに超えた緊張感と期待を胸に、学校という社会へ一步を踏み出すのです。

その大切な入学式という一日を、時を、先生方が最大限の配慮と愛情で包んでほしいと願わ

れます。

入学式後始まる学校生活の基礎となる、学校に来てよかった。学校が、先生が好きになれるかもしれないという思いを生まれさせるために、一人を隔てなく、しっかり見詰めてほしいのです。

小学生には、抱きしめるという優しさを、中学生には、力強い握手を、笑顔と慈しみの言葉の中で示してあげてほしいのです。

机上で高等な教育論を述べるより、ささやかでも、今できること、瞬間を生かした温かい言葉や行動は、児童生徒の心に明るくともし火となって残るはずです。

先生方に、あえて提案すべき内容ではないかとも、また釈迦に説法のかとは思いますが、質問として出させていただきます。

あえてこの提案にこだわられることはないかと思いますが、教育委員会として、入学時、留意すべき点のお考えをお持ちであれば、お示してください。

次に、同じ項目に入れさせていただきました誕生会の実施について、お伺いいたします。

保育園や幼稚園では、かわいい子どもたちの笑顔の花咲くお誕生会が続けられています。この誕生会を、市内すべての小学校、中学校で実施してはいかがでしょうか。

月ごとのくくりの中で、放課後、またゆとりの時間等、1日のわずかの時間でいい、父親的、母親的存在でもある校長先生も参加していただき、生徒たちを祝ってあげてほしいのです。

学校生活の中で、目立つ子、目立たない子、何の言葉もかけられることなく、1日の授業を終える子ども。しかし、どんな児童生徒にも、1年に1度は必ずやってくる誕生日。クラスの友人、担任の先生、そして校長先生の参加の中で、一人一人の笑顔の花を咲かせてほしいと願っています。

お誕生日おめでとう。この学校の生徒でいてくれてありがたいの言葉を添えて、ささやかな心育での提案です。教育長の思いをお伝えください。

教育長へ2点目。項目的には5点目、最後の質問に入ります。

産業革命後100年のつけが、今、ひたひたと押し寄せている以上、決して涼しい夏は期待でき得るべくもなく、昨年の痛いまでの暑い夏がまたやってくることは否定できないことでしょう。

多くの問題を生み出す地球温暖化対策に、市民一人ひとりが、今できることから動いていくことに対して、真剣に向き合わねばならないときにきています。

地球温暖化対策については、何度か質問もさせていただきました。市としても、一般教育行政全庁あげてご努力いただいていることに、敬意を表させていただきたいと思います。

今回は、小・中学校における温暖化対策を見据えた環境教育の一環として、この夏、少しでも涼しく、学習していくという意図からも、緑のカーテンを全校にと提案させていただきます。

何を選ぶかは自由ですが、ゴーヤ、アサガオ、ヒョウタン、ヘチマなどのツル科の植物を植え、育て、よしずやすだれの役割を、つまり温度を下げ、涼感をかもし出す役割をもってもらおうという取り組みです。

この取り組みが既になされてきた学校も承知していますが、市内小・中学校全校において、子どもたちが苗を植え、肥料をやり、育て、植物のカーテンをつくり上げていく。この緑のカーテン運動の取り組みは、また心の教育にもつながるであろうと思うとき、ぜひお考えいただきたいと願われます。

ご所見をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田都子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、食の安全と地産地消等についてでございます。

近年、ライフスタイルが多様化されておりまして、食生活は非常に大きく変動してきております。

昭和50年代におきましては、米とか野菜、果実等の多様な副食から構成された、栄養バランスにすぐれた日本型食生活が実現をしていたわけでございます。

現在では、残念ながらでございますが、脂質の取り過ぎなどの栄養の偏りとか、食生活の乱れによりまして、肥満とか生活習慣病の増加が、今、社会問題になっております。

そういうふうな状況の中で、今、以前のような日本型食生活を実践することが重要と考えられておるわけでございます。

こういうふうな背景の中で、我が国のカロリーベースの食料自給率でございますが、有田議員もおっしゃいました昭和40年度の73パーセントだったものが、現在、18年度におきましては39パーセントに低下しておるという状況でございます。

これですます、輸入に頼らざるを得ない状況ということでございます。

自給率の低下は、食生活の変化とともに、やっぱりこれは農産物の輸入の規制緩和が大きく、これはかかわっておりまして、国内の食を支えてきました一次産業が、国内外の産地間競争とか、価格の低迷、こういうことで、依然として厳しい状況が続いておることはご存じのとおりだと思います。

自給率の向上は、一次産業の活性化につながってまいります。消費者の食に対する意識の変革が、強く求められている状況ではないかなと



いうふうに思っております。

こんな状況の中で、宿毛市の一次産業、宿毛市の基幹産業でございますね、一次産業。地域の立地条件を生かして、農林水産物が生産捕獲等されております。自給率の低下が及ぼす影響は、経営を直撃をしておりますので、この一次産業の経営状況というのは、非常に厳しいということでございます。

本市の農業は、稲作を中心としまして、地域の立地条件を生かした果樹、野菜を生産して、農業経営が営まれてきました。

行政方針でもちょっと述べさせていただきましたが、昨年度は国の施策として、米の生産調整が実行される中で、米価が大幅に下落しまして、農家にとっては、大変な事態となっております。

これは、国は米の生産調整を適正に行うように、市町村に協力要請を求めるために、ことし2月14日に農政局が宿毛市にも来られまして、来庁し、いわゆる減反。減反をすればお金をやるというふうなことで、要請を受けたわけでございますが、私はこれについては反対であるということでの拒否をいたしております。

米は、国は米を他の材料に使うなどして、積極的に推進するとか、今、中国製の輸入餃子の中毒事件ですか、これが起こっているわけでございます。

今こそ国内農産物の利用を消費者に促して、自給率を向上させる施策をやるべきで、この減反という行為は、農家という、農業に携わっている方々は、やはり農産物を生産をしたいというふうな気持ちが、一番強いというふうに、私自身は思っております、減反という行為は、農家の生産意欲を減退するような要請であるというふうに、私は思っております、これには協力をできませんというふうに回答を申し上げました。

回答を申し上げる中で、やはり農林省としては、一次産業を預かっているところですから、地方の産業が活性化するような施策を、この減反にお金を入れるのであれば、そのお金をもっと有効に使っていただきたいということを要望を、反対にさせていただきました。

宿毛市だけの消費では、一次産業の活性化は望めませんが、今後も機会あるごとに、国に対してこういうことを強く要望してまいりたい、このように思っております。

また、身近にある産物を地域で消費する地産地消は、これはもう、食の安全安心につながる取り組みとして、これは行政としても必要に、積極的に推進していかなくちゃいけないと思えます。

これは、推進をしておるところでございますが、まだまだこれから、もうちょっと、もうちょっとじゃなくて、たくさん、積極的にやっつけていかなくちゃいけないというふうに思っております。

ただいまは、直販市だとか、給食センターでの消費が多いわけでございます。給食は、献立等によりまして、材料調達が、市内の産物だけではなかなか対応できないということがあると思いますが、可能な限り、市内で生産されているものを使用させていただくようお願いをしているところでございます。

また、農協とか漁協を初めとします団体の婦人部の皆さんが、小・中学校を訪問して、市内の食材で、生徒さんと一緒に郷土料理をつくるとか、地産地消とか食育事業を活用した取り組みも行っておりまして、テレビ等にも取り上げていただいております。

20年度も、さらに地産地消を推進するための各種団体による試食会等も計画をしていきたいと、このように思っております。

また、農協、漁協、行政が協議をしまして、

市内で生産される産物をピーアールもしていかなきゃいけない。今、案が、一案ができ上がったところでございますが、季節の旬の時期を盛り込んだ、例えば野菜が、宿毛ではどういう時期に、どういう野菜がとれてますよというふうな、それから、魚なんかも、キビナゴはいつととれてますよとか、サバはいつですよとか、そういうふうな旬の暦を作成をしております。

3月末には、今、案の段階でございますが、完成をさせまして、4月から県外発送するような品物の中に、そういった宿毛市の食材をピーアールするために、この旬の暦を入れてまいりたいと、このように考えております。

今後、市内の食材をピーアールするというこの中で、一次産業の活性化も図っていききたい。それと、積極的に地産地消を推進してまいりたいと、このように考えております。

次に、講演会のあり方でございます。有田議員のおっしゃるとおりでございますが、私どもも、日々、いつもそういったことを思いながら、職員自身も講演会を企画するときに、どういった目的で、何のためにやる。そして、どういった皆さんに聞いていただきたいというふうなことの、心には気をつけながら、実施をしているわけでございますが、私自身も、時々講演会をしてくださるときの先生にごあいさつをしまして、そこであいさつもさせていただくことはありますが、なかなかやっぱり、本当にたくさん来てもらいたいのに、半分ぐらいが市の職員だけだったりといったふうなところもございます。

そういったことで、やはり文化的な知識というふうなことを高める、そしてまた、いろんな、例えば人権問題であるとか、それぞれ目的に応じた講演会を開催しておるわけでございますので、ぜひ、一人でも多くの皆様に、市民の皆様に聞いていただきたい。

もちろん、これは市の職員も市民でございま

すので、市の職員も積極的に、先に立って参加をしていただきたいという思いも持っております。

市の職員参加は、いろいろな行事が毎月毎月、1年間通してもあるわけでございますので、昨日来言っておりますように、庁議というものを、毎週月曜日に開催しております。この場でこういった講演会があるよ、行事があるよといったところにおいて、紹介をしまして、これ、庁議をやりますと、各課に、各、ここにいる管理職の皆さんは持ち帰って、皆さんの課員の皆様に、すべて周知をしてくれるという手はずになってます。

そういったことで、言うだけじゃなくて、皆で参加しようという呼びかけをしてもらおうというふうなことが大切だというふうに思っております。

ぜひ、こういった、まず市の職員から、大体、参加率は非常に高くなっております。市の職員に関しましては。

市の職員ばかりで、自分たちが講演企画して、自分たちばかり行くんじゃ、何ともなりませんから、これはやはり、市民の皆様に参加をたくさんしていただきたいということで、広報にも必ず掲載はしますし、防災行政無線なんかを使いまして、皆様に周知をする。そして、広報車を回すというふうなことも、折に触れてやらせていただいております。

ぜひ、この議場の場を使わせていただいて、ぜひ、市民の皆様にも、講演会には参加をさせていただいて、講師のお話を聞くのも、非常に自分の身になるんじゃないかなというふうなことを思っておりますので、ぜひご参加を願いたいということでございます。

余計なことになるかもしれませんが、一昨日は梓立祭、早稲田大学の前総長もお見えになりました。小松の部長さんもお見えになったり、

それから、坂本報効会の会長、社長もお見えになりました。

そういったことで、こういった全国に結構、著名な方々、先生方を、非常にこの方々をご存じでおられます。そういった人脈を通じまして、いろいろな、著名な講師を呼ぶような方針も立てております。

そうしますと、非常に安く来ていただけるというふうな部分もございまして、こういうふうな講演の仕方をやっているというところがございます。

それから、次に、道路の関係でございますが、道路整備全体の中の1つの問題であるというふうに、私もとらえておまして、これは、道路というのは、安全に通行しなきゃいけない。これは車ばかりじゃなくて、人も通るし、自転車も通る。そしてまた、足に障害のある方は、電動自動車ですか、そういったものも通ります。

そういったことで、非常に、安全通行に関する道路整備というものは、非常に心がけておるつもりではございますが、まだまだ市内の全域が、全部が安全というわけにもいきません。まだでこぼこの道もありまして、非常に、スッスツとスムーズに行くわけにいかない。

歩道と車道との路側帯もございまして、そういったところを分けて、反対に自転車が乗り上げたりして危ないようなところもあります。

そんなことがあって、高校通りにつきましては、非常にそういうところがありましたので、あれは直させていただきます。

まずは、ああいうふうに市内の道路、全域やりたい気持ちでいっぱいでございます。

そしてまた、標示も、白線消えたりしますし、やっぱりこういったことを、歩道というか、舗装をきちんとして、書いていけばできるわけでございますが、安全対策の問題につきましては、舗装を実施するときに、一緒にそこも直してい

くというふうな手順というものもあります。

消えたからすぐ書きかえればいいというものではなくて、その道路も、恐らく路面としては、ある程度傷んでいるということから、やっぱり結構消えていくところもございまして、そういうふうなことにつきましては、安全策でございまして、道路管理者のする仕事と、それから公安委員会のする仕事に分かれております。

ただ、県道は県、市道は市とか、生活道はまた市であるとか、それから国道は国とか、いうふうな仕分けがございまして、これは、道路について、市民の方は、県道であろうと市道であろうと全然関係ない。使う方にとっては、そういう垣根は関係ないことございまして、これは我々、市道の問題ばかりじゃなくて、宿毛市域にある国の事務所、そして県の事務所、そして我々、そしてまた警察、公安委員会の方、こういったところにもいろいろな不都合などころの安全対策がなされていないところについては、要望もしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の入学時の児童生徒への対応と、誕生日会の実施についてであります。新しく小学校、中学校に入学する子どもたちにとっては、大変緊張して、不安な形で、また大きな希望や期待を胸に入学していると思っております。

その緊張や不安を取り除く1つの方法としては、保小中の連携教育の一環といたしまして、全小・中学校で事前に体験入学を実施しております。

入学生の子どもたちに、学校の雰囲気を感じてもらおうとともに、入学時に上級生ともなる子どもたちとの触れ合いを取り入れる等の取り組

みをしております。

入学時におきましては、小学校の場合は学校の案内やルール説明、学校周辺の探検等、十分な時間を確保して、少しでも早く学校生活に慣れるような取り組みもしております。

橋上小学校におきましては、保幼小連携推進モデル事業を実施し、保育園と小学校において、連携した事業を行うことによって、子どもたちは普段から交流も図っております。

宿毛中学校と片島中学校におきましても、4月に1年生を対象に、宿泊研修を実施し、友達関係、先生との関係を早く築けるような取り組みも実施しております。

教育委員会におきましても、子どもたちの不安を取り除くことは大切なことだとも考えておりますので、子どもたちの状況を見ながら、臨機応変に対応をしております。

次に、誕生会を実施してはどうかというご質問でございますが、学校で授業時間中に行うこととなりますと、月に1時間、年間で、夏休みを除く11時間を費やすことになります。

学習指導要領の改定等により、教科学習の数の増加が答申される中、各学校におきましても、授業時数の確保に苦慮をしております。全学年、全クラスで取り組むことは、かなり難しい状況にあるとは考えております。

また、放課後とのお話もありますが、多くの子どもたちは、塾とかスポーツ教室に通っており、また冬の時期ともなりますと、子どもの安全面を考慮して、放課後に行うことは難しいとも思われます。

現在、学校において誕生会を実施している学校の状況をすべて把握はしておりませんが、例えば、大島小学校におきましては、昼休みの時間に誕生日の児童を校内放送で紹介をしておりますし、他の学校では、教室に子どもたちの誕生日を似顔絵つきで掲示する等の取り組みも行

っておりますので、子どものアイデンティティの確立に向けて、さまざまな方法で努力をしております。

各学校で工夫して取り組みができれば、素晴らしい教育活動になると思っております。

それから、2点目の学校における植物による温暖化対策についてのご質問であります。平成19年度におきまして、宿毛市内の小・中学校では、緑のカーテンを使った子どもの暑さ対策の、教育委員会主導の取り組みは行ってはおりません。

各学校で暑さ対策といたしましては、日差しが強くなった場合は、カーテンを張ったりだとか、水分を十分とらせるための指導を行う等、子どもたちの健康管理には、日ごろから注意を払っているところです。

また、プールに日よけのシートやテントを張る等、紫外線を防ぐ対策もしておりますが、各学校における環境教育につきましては、植物の成長にとって、環境の変化が大きく作用することを、観察を通して環境についての学習をしたり、天気の変化や流水の様子を、時間や水量、自然災害などに目を向けながら、調べ学習を取り入れたり、気象現象や流水の働きの規則性について、見方や考え方を養うなど、理科学習の中で、環境問題について学習を進めております。

子どもの暑さ対策につきまして、緑のカーテンを活用して、環境についての意識を高めるための地球に優しい子どもの心を和ませるご提案ではあるとは思いますが、学校に強制をすることはできませんが、素晴らしい考え方でもあろうと思っておりますので、提案として、校長会等でお知らせをすることはできると思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、再質問をいたします。

5点にわたります私の質問に対して、ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。

1点目の食の安全と地産地消につきましては、本当に市長、そして職員の皆様方の熱意あるお取り組みのことをお伺いできまして、本当にうれしく思っております。本当に、今、減反とか、そういうことを言っている時ではない。女性の我々主婦の会などに集まりました、本当にそういう時ではない。子どもたちに飢えらす、子どもたちをこれから飢えらすのかとかいう、いろんな、本当に問題が出ておりますし、後々、今、私も述べさせていただきました諸事情の中で、本当に農業に対しては、国はしっかり考えていただかなければならない。

そのために、勇気あるご提言をしていただくというお心をお聞きしまして、ありがたく思っております。

この1問目の1項目目については、再質問もいたしません。けれども、戦後、本当に食文化がいろいろ衰えていったことに対して、私の思いも、まだいろいろありますので、またの機会に、その点はさせていただきますが、本当に地産地消ということに対して、全庁あげてお取り組みいただいている香りを、本当に感じましたので、ぜひこの点は、大切な大切な命の問題でございますので、頑張ってくださいと思います。

2点目の、これ以上のご答弁は求めません。

講演会のあり方でございますが、確かに、以前よりずっと、職員の方々も参加している姿がうかがわれます。けど、市長もおっしゃいましたように、職員さんだけが計画したから集まってという形では、それでは意図が守れないわけでございますが、先日も、ちょっとテレビで見ましたところ、高見ノッポさんという、「できるかな」という番組を以前していた方ですが、その方が、課外授業で、生徒さんのところに指

導に行ったときに、その生徒たちに演劇を教えて、それをおじいちゃんや保育園の子どもに見せたいと。それはもうすばらしい成果が、成果というか、そういう演劇が仕上がって、それを今度、子どもたちが、もう本当に一生懸命、自分でお手紙を書いて、そしてそれを一軒一軒、老人クラブのおじいちゃんのところを回り、そして保育園に行って、四、五人ぐらいのグループになってですか、そしてぜひ見てください。僕たち、一生懸命やっただけです。この内容は、カブを引き抜く内容でしたけれども、みんなで力を合わせれば、すごい大きなことができるんですよという内容のお芝居をするんです。

来てくださいという、手づくりの便りを持って回られているニュースをテレビで見たわけですけれども。そういったように、本当にこの内容のものを聞いてほしい、知ってほしいと願うなら、その方策等、真剣に、いろんな方法を考えていただきたいと思います。

職員の皆様が、ご近所のおじいちゃん、何々さん、何々君、今度こんながあるけん、ぜひね。ここへちょっと内容とか手紙書いたけん見てねとか、本当にそういったような、その人との言葉の交流も含めて、本当に、ただマイクだけでなく、広報だけでなく、そういった手づくりのご案内の形を、ぜひしていただけたらなと思ったりしております。

それから、ちょっと以前には、この講演会の内容を選ぶ場合に、市民の、大勢といってもあれですけれども、団体の中からだれか出たいて、時として、常にそういう形はできないでしょう。市のいろいろ予算的なもの、いろんな思惑もございましょうから、計画は何点かある。講演会すべてということではございませんが、その中の1点の中には、市民の皆様と内容を吟味して選んでいくとか、そういうことも、以前はちょっとあったように思っておりますが、

それがベストだという意味では、言うわけではないですけれども、ぜひ、多くの方に聞いていただくための1つの考えとして、またご検討いただけたらなと思ったりもいたしております。

少しそれについて、何かお考えがありますれば、お伝えくださいませ。

それから、次に、市の道路標示と段差の整備。私も、何度もけつまずくと言うんですか、こけられて、そして高齢者の方がこけたとこを助け起こさせていただいたことや、自転車で倒れたときに出くわして、支え起こさせていただいたこともあるわけですけれども、本当に、道路の問題は、本当に大きいところから、8の字ルートから始まって狭小道路、狭い道路、そして本当にいろいろ、迂回道路、本当にご苦労をなされていること。

今も特定財源の件も出ましたけれども、本当にみんなの足というか、命の、食が命の大切なものなら、道路も命の大切なものであります。

そういった意味で、本当にご苦労なされているとは思いますが、本当に高齢化して、かなりの、自分の子や孫にいつも病院へ行ってくれ。何か買い物に行ってくれと、だんだん遠慮がちで言えない。もうぎりぎりの年齢まで、高齢化した方が運転をしていかれて、中ふくれて通ったり、本当に危ないと。そんな方ばかりではないですけれども、時にはと思うようなこともいっぱいあります。

だから、そういった今の高齢化ということや、子どもたちのことを考えますと、つまづいたり、段差や亀裂、穴ぼこというのは、思いがけない大きな事故につながる場合もありますので、ぜひ、そういった面を、私が宿毛市内見回して、かなりのところの把握も、今ここでどこのことということは言いませんが、あるとすれば、地区や、また個人であがってくるころ、いろんなことをすれば、相当数の、やはりそういった

はげかけているところだとか、穴ぼこだとか、いろいろあると思います。

どうして、それを優先順位をつけてどうこうというのは、非常に大変なことだとは思いますが、まず、段取りとか、計画性、地域的な計画性とかいうものを一度、全地域を大体、本当に厳しい、危険なところを、特に気をつけて把握していただいて、そしてそれを段取りというか、計画性をもって、そして少し、本当に積極的に、予算がないということもよくわかりますけれども、こういった面の修復とかいうのは、本当に待たなしの危険につながりますので、できるだけ敏速なご対応を求めたいと思いますが。

そこでもお願いでございますが、1つちょっとお聞きしたいのは、公安委員会、それと県道の場合は県土木、国交省、いろいろな機関があるわけですが、そういう方たちと、ここ一、二年のうちに、路面の、何と言うか横断歩道の消えだとか路側帯の消えだとか、路面の標示についての提言や、意見交換とか、そういうものをお持ちになった経過があたりかどうか、ちょっとお聞きしたいこと。

そしてまた、そういう協議を、別にそれを責めるとかそういうことでは全然ないんですが、ぜひその関連をもって、全部の地域に、市がもちろん中心になってやっていただきたいわけですが、ぜひ県土木や、県道にちょっとあること、動きが遅いこともありました、あることで。だから、県とか市の対応とはちょっとおけると感じたところが1カ所あるんですけれども、私も申させてもらって。

県、国、そういった共同で協議会をもって、できるだけ早く進めていくという意味で、その協議会の連携、提言の状態というか、どういう形で県に、県道の県と国に、そういう形を市がなされているか、ちょっとそこを教えていただ

きたいなと思います。

それから、教育長にお聞きいたしました2点、ちょっと私の思いとずれるという、ちょっと違うところが。虐待とか、幼児放棄。子どもは自尊、自分を常に、僕は生まれてきてよかったのか。僕はいらぬ子なのではないかと。親に虐待を受けた子は、まず親を責めません。自分が悪からやられるんだ、こういう目に遭うんだと、まずそう思います。親を悪くに、最初は言いません。

そういうことで、自分の心が傷つき、自分はもういらぬ人間なんだと。宿毛にどういう事例があるということは、申すわけではありませんが、そういう子ども。それからまた、自分が勉強でわからない。運動会走っても遅い、何してもどうだ。でも、僕はこんないい面があるとか、いろいろあるわけですが、そういうふうに、自尊心が非常に損なわれたまま、学校に入ってくる方も、子どももおるわけです。

そういった子どもに対しての、もちろん体験学習だとか何だと、カリキュラム的なことを、私はお聞きしたのではありません。

先生方の、その瞬間に子どもと向き合った時に、ただこんにちは、学校生活頑張ってくださいね。これから頑張りましょう。こんな施設がありますよではなくて、その時に、その先生の心の命を、心の思いをしっかりと伝えてほしい。そのことが、本当に学校まで生きてきて、いろいろなことがあっても生きてきて、6歳という年齢を迎えて、学校という、入学という日を迎えた子どもたちのその心の中には、本当に自分は生きてきてよかったのか、このお母ちゃんの子でよかったのか、さまざまの思いを持って入学してくる子どもがあるわけですので、子どもたちのその瞬間に、先生の手を握る、抱きしめる、そういった勇気を持って、そして、そういう、何か私の意図するところはそういう子ども

の心を見詰めた瞬間をつくってほしいと、そういうことであるわけですが。そういうことはわかりきって、当たり前のこととして、先生方、わかってらっしゃるとは思いますので、あえて私がこういうことを提案することもないと思いますけれども。

校長会でお話される日もないです、入学式まで。でも、もし折があるならば、確認の意味とっては変ですけども、学校の先生方に、どうか子どもたちのその生きてきた姿をしっかり受けとめてやって、これから新しい学校生活を頑張るんだという、その勇気を持たせてやってほしいと、そう思います。

それから、誕生会の方も同じ意図です。だから、学校の授業時間が減るとか、そういうことの視点ではなくて、5分、10分あっても、何々ちゃん、誕生日おめでとう。よく、元気で頑張ってるね。その子のいいところを主任の先生が、1人でも2人でも聞いてほめてやってください。その時間がとれないようなことはない、私は考えます。

ですから、その点につきましても、特別なお答えは求めませんが、ぜひお考えいただきたいと。

これから、強制はできませんので、各学校の先生方におろしていただいて、一度、ぜひお考えいただきたいと思います。

それから、最後の問題でございますが、緑のカーテンの件ですが、皆さんもこうして見たと思いますけれども、香南市の野市の小学校で取り組んで、イリオモテアサガオをして、その苗をつくって、苗の収益を野市の動物園に寄附していると、そういう取り組みで、いろいろと涼しくなる度合いを調べたり、環境と自然のおかげで生きているんだから、自然に恩返しをするために、僕たちはこういう取り組みをしますというのが載っておりましたけれども、このカ

一テンも、よいことだと取り上げていただいて、頑張っていく。皆さんに話してみると、もちろん、強制ではない。生徒みずからやっていこうという気持ちが大事なんですけれども。

一度、学校との交流というか、野市の学校の生徒さんとも、友情の意味でも、また折があれば、この学校の、小学校の生徒さんとのコンタクトというか、交流を持ってみたいかがかなとも思ったりいたしますが、その点、何かありましたらお答えいただきたいと思います。

何項目、ほとんど前向きのお答えもいただきましたし、これ以上の再質問は求めませんが、今の点につきまして、何かありましたら。

済みません。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、講演会の件でございまして、講演会の企画するに当たって、市民の方のお話を聞くということ、これは、宿毛市の職員が、すべてがいろんなものに通じてはおるわけではございません。いろんな専門的な分野につきましては、やはり市民団体の方の意見も聞いたり、そういう形で実施しているつもりです。

なおまた、こういうご意見もございましたので、その専門的な部分については、市内におられる専門的な団体の方の意見であるとか、個人の意見であるとか、そういったものをお聞きした上で、企画してまいりたい、このようには思っております。

それから、道路改良の件でございますが、これ、先ほど申しました、有田議員は、安全対策の部分を強調しておられます。

これ、道路管理者としては、安全対策も、ハード整備も、これはもう全部一緒の考えございまして、いわゆる舗装して、これが白線書いたりするの、これも安全対策でございます。

それ全部が、やっぱりすべてができての道路整備でございますので、宿毛市域にあるものは、先ほど申しました県道も市道も、それから国道もでございます。

我々も負担金を払ったり、県道にしておりますので、この、変な表現かもしれませんが、宿毛市域という縄張りは、我々の行政区域でございます。県が入ろうと国が入ろうと、宿毛市域でございますので、やっぱり宿毛市域でどういう事業が行われているかを、我々は把握する必要があります。

勝手に国道だから、道路を勝手にという話には、なかなかいきませんし、どういったところで通行、交通規制がなされるかも知らなきやいけない。

そういったことで、年に1回は予算が、国の予算、県の予算、市の予算等々決まりました段階では、国、県、市集まりまして、土木関係につきまして、どういった計画でどういうものを進めていくというのを、話し合いの場を設けてます。

それから、事務的にも、市民の方々からたまに問い合わせが、我々の知らないところでやっている部分もございます。そのときには、県であるとか、国の方には紹介をしたりしておりますので、そういうふうに、連携は一応、とっているつもりでございます。

それから、最後にちょっと、緑のカーテンの話がございましたので、ちょっとコメントさせていただきますと、市役所も、沖繩の方から、私、ゴーヤの種をいただきましたので。

これは、もったいないんで、せっかくと思って、職員が協力してくれまして、垣根をつくってくれました。

そこで、結構、日差しよけにはなって、実もなりました。だから、実をなった実は、これはやっぱり社会で役立てよう。それから、市民の



皆さん、本当はだれでも持って行ってくださいと言いたいですけれども、それほどたくさんはとれませんので、できましたものについては、育成園の方にお渡しして、育成園の方で販売するなり、自分たちで食事されるなりということで、お渡しをしたという経緯がございます。

一石二鳥かなというふうなことも思いますが、これからもそんな取り組みは、市の職員の協力もないとできないということです。そういうことは取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

有田議員の意図するものを、しっかりとつかんでなかった答弁で、大変申しわけなく思っております。

ご指摘のとおり、子どもの命を守る教育については、しっかりと学力保証ももちろんのことですけれども、人間が学校で何のために生活をしているかということにおいては、とても大事な部分ですので、この点をおろそかにするものでは、もちろんありませんし、それから、先日、皆様ご承知のように、南国市でああいう悲惨な事件がありました。僕も、いろいろ経過を聞く中で、下の弟さんは、家が嫌いで逃げた。途中で保護をされて、施設に預かったけれども、お兄さんは、お母さんが好きで、お母さんのもとを離れることができなくて、お母さんのところにずっとおって殺されたということで、経過を聞きながら、本当にみんなが涙を流しながら聞いたという話がありました。

もちろん、子どもの命について、深く感じをさせる教育については、それぞれの学校で取り組みをしていると思いますけれども、僕の、さっき話した、画一的に1時間、どういうふうに確保するかという話じゃなくて、例えば道德の

時間で、命を守るための学習の中で、家から、お母さんからいろいろ書いてもらって、この子は何月何日に生まれて、こんなときに生まれた。お母さんは、こんなときに、この子にこんな思いを持って名前をつけたとか、そういうことをして、自尊感情を身につける。

やっぱり、自尊感情のない子は、人に対しても、そんな優しくできないということも言われたりしてしますので、いろいろ、学校の中で、時間的にも工夫をして、取り組むような指導はしてまいります。

それから、2点目、植物で温暖化を防ぐというお話がありましたけれども、これも、大変素晴らしいことで、先ほど、市長もお話がありましたけれども。強制はもちろん、さっき言うたように、やれということはできませんけれども、南国市の方の調べを、資料して、調べをして、校長会等で紹介をして、おすすめる約束はいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 市長、私、必ず市の取り組みの、ゴーヤの取り組みをお伝えしたいと思いつつ、ちょっとあがっておったんでしょか、お伝えもしませんでした。

本当に、市の取り組みは、私も緑のカーテン、ゴーヤのカーテンを見てうれしく思っております。

再質問に対するご答弁ありがとうございます。これ以上の質問はいたしません。本当に今、考えられないようなことが、いっぱい、人間界、本当に犬やネコや、動物に恥らうような行為が人間の中に起こっております。どうか命の行政を、宿毛市も本当に懸命に、今以上にお取り組みいただきますように、心からお願いいたします。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時20分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番西郷典生君。

○12番（西郷典生君） 12番、一般質問を行います。

今議会の最後の質問者になりました。西郷でございます。

それでは、まず、1点目の企業誘致と雇用促進について、市長にお尋ねをいたします。

今の宿毛市民、とりわけ若い世代の一番の関心事は、生活の基盤となる働く場所の確保ではないかと思うわけであります。

このことは、市長が最も理解をされておりまして、本市の最重要課題として、市長みずからが企業誘致や、一次産業の推進、商品開発など、セールスも含めて、積極的に、真剣に取り組んでいる、そういうことを、私は感じております。

また、そのことから、市長就任以来、商品の開発、特に芋焼酎、ナオシチの製品化、その他いろいろな部分でアイデアを出し、そして積極的な取り組みをしてまいりました。

そうした積極姿勢が認められて、今回の無投票当選になったものと思っております。このことは、先ほど、有田議員も申しましたが、私からも改めてお祝いを申し上げる次第であります。

そして、そういう取り組みに対しましても、心から感謝を申し上げますし、ご苦労さまとねぎらいたと思います。そして、このことを、これからもずっと続けて、この4年間も頑張っていたいただきたい、そんな願いを持っております。

そして、そのような努力にもかかわらず、現実には依然として厳しい企業の業績や、雇用状況

が続いているといわざるを得ません。

昨年も、失業等により、長年住み慣れたこの宿毛を離れ、新たな生活の場を求めて転居された方々が数多くいたと聞いています。大変憂慮すべき実態であります。

そのような厳しい雇用状況の中で、昨年度の宿毛市の人口動態、人口がどのように動いたか、その推移について、まずお尋ねをいたします。

本年度の市長の行政方針の表明で、昨年度の企業誘致は、ハジメ産業や株式会社レクザム電子四国の企業進出、タイム技研高知株式会社の大規模増築があったと明記されていますが、これらの企業進出等を踏まえて、高知西南中核工業団地の就労者は910名と記されていますが、この910名は、増員になったのか。あるいは、減員になったかについて、答弁を求めます。

また、昨年末には、宿毛湾港工業流通団地に、栗之浦ドック、三好造船株式会社が進出していただきました。

本市にとりまして、港湾への企業進出は、長年の悲願でありましたし、市民にとっても、大変明るいニュースでありました。進出してくださった企業や、これにかかわる県、市の関係者の皆さんに感謝をしたいと思います。

この会社の進出により、失業中の方々や、転職を希望している方々は、その受け皿として、働く場所ができたこと、大変喜んでおられるわけであります。

そういう方々は、私どもが思っていた以上に多いということ、現在、感じております。

そして、この会社は既に、早期操業に向けて一次募集をし、採用された社員は、現在、本社で研修中と伺っていますが、この会社の操業開始に向けた準備、その他の状況、これについて、わかっておれば市長にお尋ねをいたします。

また、操業開始時期についても、入手できておれば、これもお答えを願いたいと思います。

そして、この会社は、引き続いて二次募集、三次募集と増員されると伺っていますが、この流れがどのようにになっていくのかについても、市長にお尋ねをいたします。

続いて、2点目の自主防災組織について、市長に質問をいたします。

この質問については、昨日の岡崎利久議員や中平議員からも質問があり、詳しい答弁がされましたので、できるだけ重複を避けて質問したいと思っておりますが、重複するようなところがありましたならば、これはご勘弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

本市の自主防災組織の組織率、これについては、現在73パーセント程度と聞いておるわけですが、岡崎議員も言っておりましたけれども、100パーセントの組織とすべきではないかと、私は思っておるわけですが、これについて、市長の所見を伺っておきたいと思っております。

また、この組織は、南海・東南海地震等、あらゆる災害発生時、発生災害は何が起るかわかりませんが、その際に、適切な対処ができるよう、事前に訓練を重ね、その訓練することによって、課題も見つけ、課題を克服して、災害を最小限に抑え、こういう目的で自主的に組織した防災組織であると自覚しておるわけがあります。

現在では、行政の指導を受けて防災訓練をしたり、独自の訓練をしたりしているものと思われれます。そして、昨日は、岡崎議員から、マニュアルとかいろいろ言われておりましたけれども、小筑紫で取り組もうとしておる1つの防災訓練が、独自の防災訓練をしようとしております。これについて、ちょっと触れてみたいと思っております。

実は、ことしの4月6日の日曜日に、七日島、

菅原道真公ゆかりの土地であります七日島で、お花見防災訓練をやるんじゃないかということで提案をし、12時の、お昼のサイレンと同時に、地区民全員が七日島に集まって、その防災訓練をします。

これ、災害時に備えて、現在、それぞれのご家庭で備蓄をしている非常食、いろいろなものがあるわけでありましてけれども、この非常食を持ち寄って、花見をしながら交流を図り、地域の連帯感を増進させるねらいで、今回、初めて行う訓練です。

このことにより、地域の連帯感が増進できれば、地域の安全はより強力になっていくものと思われれますので、私どももこのことについては、期待をいたしておるところであります。

それから、せっかく組織したこの組織を、いかに有効に活用していくかということについては、行政のアイデアが大切ではないかと、このように私は思っております。

実際に災害が発生したときのことを考えてみますと、今の組織をもう一工夫する必要があるのではないかと思います。

地震は100年、あるいは150年という周期で訪れると、過去の歴史が示しておるわけがあります。

そして、現在では、この近い将来、30年とか50年とかいう言葉で言っておるわけですが、それぞれの年数によって、何パーセントという数字が出ておるわけでありましてけれども、そうした確率で、必ず起こると言われております。

しかし、いつ来るかについては、現実には、実際だれもわからないわけでありまして。

それでも、私たちは今、こうしていつ来るかわからない大地震におびえながら、こうして議論をしているところであります。これは恐ろしいですね。怖いですねという言葉であります。私達には、このことは予想もつかないような

大惨事が起こると思います。

実際にマグニチュード8.0、8.5というようなものが起こったならば、昨日の震度5とかいうあれがありましたけれども、ひよっとすると震度6、あるいはそれ以上のものが起こるのかもしれない。

そんな惨事が起こったとき、ちょっと想像してみましよう。恐らく、私どもの沿岸部というのは、家屋の倒壊と、津波の大きさにもよりますけれども、1707年の宝永の地震のような、ハイタカさんが3段残ったという、大島の。ああいうようなものが来たとすれば、恐らく、この沿岸部は壊滅的な打撃を受けるはずであります。

そこで、まず、この防災組織。お互いが連携をする。これは、そうした大惨事が起こっても、ひよっとすれば、地域によっては、余り大きな被害を受けない、そういう地域もあるかもしれないわけであります。

そうしたときに、この、今ある自主防災組織、完全な、100パーセント、宿毛市全体が自主防災組織に入って、そして訓練を重ねて、そしてこれが連帯をして、連合体をつくっておれば、もし何かが起こったときに、実際、被害の少なかったところは大きな被害のところを差し伸べることができるわけであります。

そのためにも、この自主防災組織の連合体をつくっていく。これは、行政が主導して、この連合体をつくっていく、そういう考え方について、市長にお尋ねをしたいと思います。

ぜひ、連合体をつくってもらいたい、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、3点目の質問を、教育長、市長も答えられるところがあれば、また市長にも答えていただきたいと思うんですけれども、質問をさせていただきます。

宿毛市立小・中学校再編計画についてであります。

今回の一般会計予算で示されている教育予算の小学校費2,321万4,000円、この委託料であります。小筑紫地区小学校統合改築校舎・体育館地質調査、改築工事基本・実施設計委託料ということで組まれておるんですが、昨日の岡崎 求議員の質問で、教育長や市長から答弁がありました。

この質問に対する答弁の中で、だれもが心配している安全面、特に地震、津波対策についても、配慮しながら建築を考えたいと、教育長から答弁がありました。

安全面には十分配慮して、事に当たるように、私からもお願いをしておきたいと思っております。

それから、学校統合と言いますと、統合される地域からは、この心のよりどころでもある、また地域の文化の源でもある学校という施設が消滅し、地域の拠点がなくなるのですから、地域住民にとっては、非常に寂しくなる。これを統合する。そして、学校がなくなるということは、当然、反対の意思を表明する、これはもう当たり前のことだと思うわけであります。

けれども、そうした中であっても、この教育環境の悪化、特に複式、複々式学級といった状況については、保護者は、大変このことを憂いて、この複式の解消をしたいというのは、保護者としては願っておることもあります。

統合せんと子どもがかわいそうだ、こういう親の意見は、私も大変多く聞いております。

このことについても、これまでの各地域での説明会、こういうところで教育長が実際にそういう意見を聞いて、感じて、このことについて教育長から答弁をいただきたいと思っております。

それから、このことについて、親の立場と一般地域の方々の考え方は随分違いがあると思うわけであります。

そういった違い、親の考え方、保護者の考え方、必ず違うと思うんですが、そのことについても、今まで説明をする中で感じたことについて、教育長に披露していただきたいと思います。

とにかく、学校がなくなる地域の方々には、特に配慮をして、何度でも出向いて説明をして、理解を求めるといって、私はこの再編計画が出たときにも、議員協議会の中で、教育委員会には言っておるわけでありまして、この再編計画については、この小筑紫地区がまず最初です。そして、平成30年には4校、4小学校1中学校にすると、こういう計画であります。

その計画をしっかりと実行していく。そのためには、今、小筑紫の抱えておる問題、これが失敗しないように、きっちりとやっていただきたいと、このように思っております。

そして、この学校を、中学校1校、小学校4校にするということについては、この宿毛市の厳しい財政、このことがもとで、私はこの計画が出ておると思うわけでありまして、

教育委員会の考え方としては、適正な規模の学校ということでありまして、我々住民の立場からすれば、できればこの拠点である学校についてはおいていただきたい。けれども、今の学校を全部おくとすることは、私が考えても、財政的にとて、これを全部改築するいうたら不可能であるということを感じておるわけでありまして、そういう地域の感情、そういったものを超えて、この統合をしていくわけでありまして、教育委員会としては、本当に何度も何度も足を運んで、最後に、もう仕方がないねというころまで説明をする必要があると、私は考えておりますので、そのことについても、取り組みに対する、取り組みの意識というんですか、そういうものについて、教育委員会として、そのことを披瀝していただきたいと、このように思います。

以上、3点について質問をいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西郷議員の一般質問にお答えをいたす前に、先ほど、有田都子議員からも西郷議員からも、再選についての、これからの叱咤激励の分というふうを受けとめまして、4年間、また頑張らさせていただきたいと、このように思います。

お尋ねの企業誘致の関係でございます。

まず、1点目で、人口動態については、どういう状況かということでのお尋ねでございました。19年の人口動態につきましては、1月から12月におけます住民基本台帳による移動をもとにしたデータでございます。出生数が160人、死亡数が249人でございまして、死亡数の方が89名上回っておりまして、自然減89となっております。

また、転入者数が674名、転出数が858人で、転入が転出数を下回っております。いわゆる社会減が184人ということになっております。

このように、19年の1年で273人の人口減となっておりますが、近年の状況を申し上げますと、平成15年が168人の減、平成16年が218人の減、平成17年が403人の減、平成18年が251人の減となっております。

人口動態については、以上でございます。

次に、高知西南中核工業団地の従業者数の推移を、先に申し上げますと、平成元年から、進出企業が順次操業を開始をされておまして、この当時は、増加傾向にございました。景気の低迷とか、生産拠点の海外移転などによりまして産業構造が変わっております。

平成9年の1,152名をピークにしまして、平成16年の817名まで、これまではずっと減少傾向にございました。しかし、平成17年

には、848名、平成18年には、838名となりまして、減少傾向に一定の歯どめがかかっているのではないかというふうに考えております。

先ほど、西郷議員からもお話がございました、平成19年には、ハジメ産業株式会社、株式会社泉利昆布海産、株式会社セラビといった企業進出によりまして、910名というふうな数字になっております。

タイム技研様の方も増設をしております、これからも少しふえていこうというふうなことも思っております。

今後とも、関係機関と連携をしまして、企業情報の収集に努め、現在いる企業に対しては、十分なアフターケアの実施とか、新規投資に対する固定資産税の課税免除といったものを行うというふうなことで、立地環境を向上させることで、雇用の拡大を図っていきたい、このように考えております。

続きまして、宿毛湾港工業流通団地への進出していただきました株式会社栗之浦ドック及び三好造船株式会社の操業開始までのスケジュールでございますが、実は、先日ちょっとプレハブを建てたら、そこが溶接の火でちょっと火災を起こしまして、進出にブレーキがかかった。ただ、溶接をその日にしてた、火の元がそうでございますので、会社の方が、こういった火を出して申しわけないということを申し出ておいでくださいました。

ただ、余りこれについては、スケジュールの変更については、影響はしないということでございまして、ことしの1月に資材を積んだ船舶が入港をしております。東側の工業用地での操業を目指しまして、今、港内整備の準備を進めているというところでございます。

操業時期につきましてでございますが、港内整備と船体ブロックの搬出設備が整った後に、

できるだけ早く開始したいということは聞いておりますが、具体的に、何月何日というふうなことは、まだ決まっていないということでございます。

雇用につきましても、現在、22名ですか、採用されておりますが、将来的に100名を超える採用は予定しているということを表明されております。が、二次募集、三次募集がいつごろになるかということについては、今のところ、ちょっと未定ということでございますので、また、そういう時期が決まりましたら発表もさせていただきますたいというふうに思います。

次に、自主防災組織でございますが、組織数とか、組織率等の問題、ご質問と思います。本市におきましては、58の自主防災組織が組織化されておまして、組織率が74.2パーセントでございます。そのうちの津波の浸水が予測されている地域につきましては、33の自主防災組織が組織化されまして、組織率が、こういった地域では81.9パーセントということでございます。

自主防災組織につきましては、再三申し上げていると思いますが、大きな災害時には、もう被害を少なくするために、非常に有効であることというふうに思っております、市といたしましても、100パーセントの組織化をしていただきたいというふうに思っております。

こういった形で、地域の防災力の向上に、ぜひ努めていただくよう、今後も引き続きまして、組織化の推進、また活動の活性化にも取り組んでいかなきゃいけない、このように考えております。

先ほど、小筑紫のお花見防災訓練というお話も承りました。非常に皆様方がひとつ、お花見と言ったらのんびりしているような印象を受けるんですが、中身を聞きますと、一斉清掃をやったり、防災訓練をしたりということで、最終

的にお花見で、ゆっくり皆様と厳しい訓練をした後で、ゆっくりされるということでございますから、非常に地域の連帯感を高める意味では、非常によいご発案ではないかなというふうに思っております。

そういったことで、中で、防災組織の連合体組織化と申しますか、そういった自主防災組織同士の組織化をやったらどうかという質問でございます。

各地域の防災組織は、お互いに連携を図りながら、組織の活動状況とか、そこでそれぞれ違う課題があるかと思えます。その課題解消に情報交換を行うことは、非常にすばらしいことだというふうに、私も思っております。

他地域、地域全体の防災力を高めていくためにも、非常に重要なこととも思っております。

県内では、自主防災組織連絡協議会等を設置して、組織間の情報交換を行っているという市町村もございます。

一方で、自主防災組織の多くが、地区単位での結成が多いということでもございまして、各地区長さんが代表を務めているというふうなことが多いものですから、地区長会等の日ごろの情報交換の場もあることで、新たな設置に至らなかった市町村もございます。

今後、自主防災組織の皆さんのご意見、リーダー研修等もする中で、いろんなご意見をお聞きして、こういった連合体をつくっていく、連絡協議会をつくっていくということでの、皆さんのご賛同が得られましたら、そちらの方に進んでいっていいかなというふうに思っております。

自主防災組織については、以上でございます。

あと、教育委員会の方から説明させていただきます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、西郷議員の一般質問にお答えをいたします。

学校の再編計画につきましてではありますが、岡崎議員の答弁と重なる部分が何点かあるかと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

昨年の11月に、宿毛市立の小・中学校の再編計画を作成いたしまして、議員協議会の席でご報告をさせていただきました。

沖の島地域を除いて、市内小学校4校、中学校1校の再編計画となっております。

小筑紫地区小学校3校、栄喜、小筑紫、田ノ浦の統合につきましては、学校再編計画に基づきまして、平成19年度は、栄喜、小筑紫、田ノ浦地区の3地区の方へ、各2回、計6回の説明会を開催をいたしました。

11月には、3地区の保護者を対象といたしまして説明会を行い、2月には、3地区の地元住民や保護者を対象として説明会を行いました。

説明の内容といたしましては、今後、ますます少子化傾向が進む中で、集団の中で社会性を身につけるために必要な学校規模の確保とか、地域性を考慮した学校の位置づけであるとか、また、早急な耐震化が問われる中、学校施設の老朽化に伴う施設整備の必要性と学校再編の趣旨につきまして、保護者、地元住民の皆様方にご協力を、ご理解をさせていただくために、説明会を行いました。

一定のご理解はしていただいたものとしております。

ご指摘のように、地域の中から、学校がなくなることにつきましては、地元の方々にとりましては、大変大きな問題でありまして、地域の中で学校が占めている役割については、私どもも十分承知をしております。

文化の灯台といいますか、ともし火といいますか、そういうふうな役割もしているというような話もありました。

しかし、子どものためにとって、望ましい教育環境の中で、教育の諸活動をするためには、ある程度の人数が必要と考えます。

具体的には、同一学級は同一学年で授業を実施する方がよいと考えております。複式学級よりは、単式学級で教育活動を進めるようにしたいと、こういうふうに考えております。

今後ともに、建設の場所とか、スクールバスの運行とか、災害時における安全対策、廃校後の施設活用など、地元と協議をいたしまして、ご理解をさせていただきよう、誠心誠意努力をしてまいりたいと思っております。

それから、3地区での説明会をどのように受けとめているか。どのように教育委員会として感じておるかという点でございますが、栄喜、小筑紫、田ノ浦とってまいりましたが、特徴的なことをお話をさせていただきますと、岡崎議員もご指摘がありましたように、教育長は、声なき声をしっかり聞くようにという話もありましたので、その点はご了承いただきたいと思っておりますけれども。

私どもが、表面上、受け取った話の中では、栄喜地区につきましては、地域の方は、地域から学校がなくなることについては、大変寂しい思いをしているという話がありました。

保護者については、ある程度、複式で対応するよりは、単式で対応する方がいいのではないかという、そういう雰囲気でありました。あくまでも雰囲気であります。

それから、小筑紫地区につきましては、保護者、地域ともに、仕方がないのではないだろうかというような雰囲気でありました。

それから、田ノ浦も、第1回目は、保護者の方も反対でありましたけれども、2回目は、仕方がないのではないだろうかという雰囲気でありました。岡崎議員が申されたように、しっかりと、声なき声を聞けということもありました

ので、その点は、今後とも十分、耳を傾けて話し合いを進めていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、学校再編について、基本的な考えを話せということでもありますけれども、私の方の考えといたしましては、小学校については、先ほど申しましたように、同一学級は同一学年で行いたいと。これは基本に持っております。

それから、でき得れば、これは予算が伴うことでもありますけれども、地域に1つ、学校は残しておきたいという気持ちは持っております。

地域の中で、子どもを育て、守っていく、そういうことは大切なことではないだろうか。予算の範囲内で考えたいと思っておりますけれども、そういうふうに考えております。

それから、中学校につきましては、特性の伸長に対応できる規模の学校であってほしい。

どういうことかと言いますと、中学生になれば、知能も発達しますし、心もいろいろと揺れ動く時でもありますし、いろいろな興味関心ができる時期でもあります。そのいろいろなことをやりたい時に、それに対応できる規模の学校であったり、それから、それにこたえ得る、ニーズに対応できる教師がいるということは、とても大事なことであろうと思っております。

絵をかくのが好きな子どもが、絵を教える先生がいなくてとか、英語が好きな子が、発音がむちゃくちゃな先生、むちゃくちゃ言うたら、これ失礼なんですけれども、日本人みたいな先生が教えてもらうだとか、数学のおもしろさをしっかり教えてくれないような、ただ帳面を見て書くような先生では、ちょっと子どもにとってはかわいそうかなと。

それから、部活動にしてもしかりです。いろいろな格技で、相撲だとか、柔道だとか、いろいろな特性を持っているのに伸ばしきれないとか、そういうためには、ある程度の学校規模が



要るのではないだろうか、こういう基本的な考えを持っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 12番西郷典生君。

○12番（西郷典生君） 12番、再質問を行います。

一定、理解はしておるわけではありますが、まず、企業誘致と雇用促進の問題であります、このところで、お答えの中で、人口がやっぱり減っておる。これはやっぱり、市の、宿毛市というものの力が衰えておるということになります。

ぜひ、このことについても、1回目の質問の中でも申しましたように、本当に宿毛市がこれ以上衰退しないように、市長として、職員も含めて、全力で取り組んでいただきたいと、このことはお願いをしておきたいと思っております。

それから、工業団地の職員の、就労者の人口がふえておるということを知り、大変安堵したというか、うれしく思っております。

これがますますふえるように、今後も取り組んでいただきたいと、このように思っております。

それから、このことについては、再質問というよりも、市長に、取り組む姿勢といいますか、そういう言葉をいただければ、それでいいと思っております。

それから、栗之浦ドック、これについても、今後、早く操業して、100人規模の就労者ができるということですので、そういうのが完全にできれば、人口の減少に歯どめもきくんじゃないかというように期待をいたしておりますので、今後ともこの取り組み、さらにはこの企業誘致という部分について、工業団地、あるいは湾港等に、さらに企業が張りつくような、そういうような努力もしていただきたいと、これはお願いをしておきたいと思っております。

それから、2点目の自主防災組織であります、100パーセントの組織化に向けて、取り組みをされると言っていただきましたので、これも、これで結構であります。

ぜひそうしていただきたいと思っておりますし、この連合体をつくるということは、どういうことなのかと言いますと、やはり、先ほどの質問の中でも言いましたけれども、やっぱりこういう大きな災害が起こったときには、地域によって、随分差があるわけですね。

そうしたときに、お互いが助け合うて、あるいは、もっと言えば、宿毛市が仮に、余り大きな災害がなかったとしても、他の地域が大きな災害があったときには、そういったところにも、いつでも協力してあげれるという、こういう体制づくり、こういうものも必要だと思っておりますので、ぜひこの組織が連帯をし、そして連合し、ともに訓練をして、いつでも、よそにも出ていけるぐらいの、そういう地域の自主防災力をつくっていただきたいということが願いで、お願いをしておるわけでありますので、ぜひそういうような取り組みについては、今後も進めていただきたいと思います、これはお願いをしておきたいと思っております。

これについても、できれば市長から、そういうようにするというような言葉をいただければ、ありがたいと思っております。

それから、続いて3点目の教育委員会の関係であります、一応、今聞いた説明で上等なのですが、教育長は、地域に1校は学校を残したいというような発言をされました。その地域とは、どういうことを指すのか、これについて、1つだけ答弁を願いたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 西郷議員の再質問にお答えをいたします。

企業誘致関連でございますが、平田の工業団地、人口、これはあくまでも就業人口でございます。これが上向きに転じているということは、本当に西郷議員もおっしゃっていただきましたように、我々にとっても、うれしいことでございます。

まだまだ平田の工業団地、土地も余っております。そういったところに、新たな企業が来ていただく。また、新たな企業ばかりもいいんですが、宿毛でもやっぱり企業を起こしていただけるような方がいられれば、また、あそこの土地も有効活用していただきたい、こういうふうな両面を、やっぱりやっていかなきゃいけないというふうには、私は思っております、いろいろな人脈、宿毛市に連なる人脈の方々に頼って、やはりこういった平田の工業団地が全部が埋まるような、そういうふうなことを目指してまいりたいと、このように思っておりますし、また、湾港でも、現在、栗之浦ドックさんと三好造船さんが来ていただいておりますけれども、まだこれも一部でございます。大部分ではございますけれども、一部でございますので、まだまだ来られる余地がございますし、また、岸壁も、せっかく13メートル岸壁、7.5メートル岸壁ということでございますから、これをやっぱり生かせる企業、また、ここの岸壁を使って、船が出入りできる、そして荷物があるというふうなものが、最終的な姿でございますので、こういったものについて、努力をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

それから、自主防災組織の連絡協議会でございます。相互扶助の取り組みということでございますので、これはあくまでも自主防災組織でございます。行政は一応、アドバイザー的になるろうかと思いますが、皆さんの方に、議会でもこういうご質問もあったし、こういう連絡協議

会をつくってはどうかというふうな投げかけはしてまいりたいと、このように考えております。

それから、先ほど、教育長が学校再編のことで答弁がございました。ちょっと補足させていただきますと、教育長の方が、各地域回って、仕方がないねというふうなお話もいただいているということでございますが、これから、なおかつ、その仕方がないばかりじゃなくて、地域に入って、もうちょっと掘り下げて、皆さんのご意見を聞くというふうなことの話でございますので、ぜひその面は、ここで仕方がないから、それで決まったんだということではないということで、我々も受けとめておりますし、教育委員会も受けとめておるということでございますので、ぜひその辺はご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） まず、地域のことを話させていただきます。

小学校における地域は、学校の教育委員会の考えている地域は、まず小筑紫地区、それから宿毛の、中心とした宿毛の中央の地区、それから宿毛の西地区、それから宿毛の東地区。

それから、複式でない形で教育活動ができるとすれば、橋上があたると思います。

どれくらいの規模になるかわかりませんが、そんなところを、地域としては考えております。

それから、先ほど、地域での聞き取りのことをお話をしましたけれども、岡崎議員言われたとおり、しっかりと、私も本心を聞いてないこともあるかもしれませんが、表面上、その説明会の中で出てきた意見を、そのまま言わせてもろたので、大変失礼をしました。

今後ともに、説明をして、誤解のないように誠意を尽くしてまいりたいと、こんなふうに思

っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 12番西郷典生君。

○12番（西郷典生君） どうもありがとうございます。  
ございました。

先ほどの答弁に従って、これからも行政を進めていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） これにて一般質問を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま、市長から議案第55号及び議案第56号の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議案第55号及び議案第56号の2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第55号及び議案第56号の2件を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、ご提案申しあげました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第55号は、副市長の選任につき同意を求めるものでございます。

空席となっております副市長に、現企画課長の岡本公文氏を任命いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

岡本氏の経歴等につきましては、資料としてお手元に提出しておりますので、重複は避けませんが、人格、識見とも大変すぐれており、行政

経験からも、副市長として最適任者であると確信いたしておりますので、ご同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議案第56号は、平成19年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

副市長の選任に関連いたしまして、その退職金及び職員1名が急遽、退職することに伴う退職手当として、あわせて5,063万7,000円を計上しております。

この財源といたしましては、特別交付税及び財政調整基金繰入金を計上いたしております。

以上が、ご提案申しあげました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時15分 散会

平成20年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成20年3月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第56号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第56号まで

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 岩本昌彦君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
企画課長 岡本公文君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君  
会計管理者兼  
会計課長 安澤伸一君

保健介護課長	三	本	義	男	君
環境課長	岩	本	克	記	君
人権推進課長	土	居	利	充	君
産業振興課長	茨	木		隆	君
商工観光課長	立	田		明	君
建設課長	豊	島	裕	一	君
福祉事務所長	沢	田	清	隆	君
上下水道課長	頼	田	達	彦	君
教育委員長	奥	谷	力	郎	君
教育長	岡	松		泰	君
教育次長兼 学校教育課長	小	島	正	樹	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有	田	修	大	君
学校給食 センター所長	小	野	正	二	君
千寿園長	村	中		純	君
選挙管理委員 会事務局長	野	口	孝	夫	君

-----・-----・-----

午前10時07分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第56号まで」の56議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

これより、本議会に提案されました議案についての質疑を行いたいと思います。

まず、初めではありますが、議案第1号別冊の平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

ページ38ページ、第3款民生費の第2項1目19節負担金補助及び交付金についてであります。

社会福祉法人栄光会若草園開設補助金といたしまして323万6,000円が計上させておりますが、どこの福祉施設におきましても、大変厳しい財政状況の中におかれておることは承知をいたしておりますが、将来の展望をしっかりと持った運営なり、経営を考えていかなければならないと思います。

そこで、この補助の内容について、ご説明をいただきたいと思います。

次は、議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算についてであります。

ページ48ページ、第2款総務費の第1項7目13節委託料と19節の負担金補助及び交付金の地上デジタル化に関連します予算についてであります。

13節では、宿毛市デジタル改修調査委託料200万円を計上いたしております。事業内容

並びに委託先について、お伺いをいたします。

そして、19節の共聴施設デジタル化支援事業費補助金896万6,000円につきましては、事業内容についてご説明をいただきたいと思っております。

本議案につきましては、先日の私の一般質問に関連する予算であろうかと思っております。市長は、質問に答える中で、予想される難視聴地域は、沖の島地区や橋上地区を初めとして、宿毛市の世帯の約6世帯について1世帯、いわゆる1,600世帯近くが難視聴地域になろうという答弁でございます。

その難視聴地域の解消に向けての予算でありますので、ご説明をお願いいたします。

次は、53ページ、総務費の第1項17目19節の負担金補助及び交付金についてであります。

沖の島アドベンチャーラン事業費補助金についてであります。今年度におきましては、85万円の計上でありましたが、来年度においては、10万円に減額となっておりますが、その理由をお示しいたきたいと思っております。

この事業は、昨年まで6回も開催されました。この事業を成功させるためには、沖の島観光協会を中心としながら、地元の実行委員会や島民も大変な努力をする中で取り組んでまいりました。入り込み客の増加にも、大変貢献をいたしております。

減額となった場合でも、今までと同様に沖の島アドベンチャーランとして継続して開催できるのか、大変心配をいたしておりますので、所見をお伺いいたします。

それに関連をいたしますけれども、沖の島地域特産品開発事業補助金として、昨年度は、73万9,000円計上されておりましたが、本年度においては、計上されておられません。

この補助事業をもって、昨年度において特産

品が開発されたとは承知をいたしておりません。特産品の開発については、単年度だけで到底難しく、1年や2年でできるものではありません。継続して取り組みをすることが重要であると考えますので、この点についても、ご所見を求めます。

次は、ページ64ページ。民生費の第1項2目19節負担金補助及び交付金についてであります。

本年度の新規事業といたしまして、障害児長期休暇支援事業補助金といたしまして、27万3,000円が計上されておりますが、その内容について、お示しをいただきたいと思います。

次は、93ページ。第5款農林水産業費の第3項2目19節負担金補助及び交付金についてであります。

これもまた、本年度の新規事業といたしまして516万円が計上されております。離島漁業再生支援交付金についてであります。市長の行政方針の提案の中で触れておりましたが、事業内容及び期間等について、なお詳しい説明を求めたいと思います。

本事業によりまして、どのような効果が得られると推測いたしておるのか、お伺いいたします。

次は、ページ124ページ。第9款教育費の第5項3目19節負担金補助及び交付金についてであります。

宿毛フルマラソン大会（仮称）実行委員会補助金として、520万円を本年度の新規事業として計上いたしてしております。まさに初めての事業でありまして、私といたしましては、これくらいの予算でこのような大会が開催できるのか、また多くのボランティアの方々にもご協力をいただかねばなりません。その確保対策、そしてなによりも地元からの参加はもちろんであります。市外からの参加者の確保対策、あわせ

て周知宣伝活動等、大変心配をする部分がありますが、計上した以上は、成功させなければなりません。

そこで、大会の開催日時や、内容等につきまして、ご説明をいただきたいと思います。

次は、議案第20号別冊、平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計予算についてであります。

ページ10ページ、第1款総務費、1項2目7節に関してであります。本年度までは、宿毛市の職員であります調理師1名と、臨時職員1名で、沖の島学校給食センターを運営しておりましたが、本予算を見てまいりますと、職員の給与関係は計上されておらず、臨時職員で運営を行う予算となっております。どのような体制で行おうとしているのか、お示しをいただきたい。

臨時職員で運営することにより、子どもたちに安心して、しかも安全性が十分に保たれた給食を提供できるのか、疑問を持ちますので、お示しをいただきたいと思います。

そして、地元の学校関係者を初め、父兄の皆さんとの協議はできているのか、お伺いいたします。

議案第30号、宿毛市学校施設整備基金条例についてであります。

この条例は、ご案内のとおり、兵藤健吉さんから寄附をされました2,000万円を、円滑かつ効果的に運用する中で、その運用益をもって宿毛小学校図書館の図書の実を充実を図っていくことを本来の目的とした、いわゆる指定寄附であったのを、全面的に改正するものであります。

条例の改正に当たり、兵藤さんのご遺族からのご理解はいただいたとのことでありますが、宿毛小学校等関係者のご理解はいただいたのかどうか、お伺いをいたします。

次に、この条例の第5条では、市長は第1条

の目的を達成する財源に充てる場合に限り、基金の全部、または一部を処分することができるようになっており、本年度予算において、新規事業ということで、平田小学校を除く市内の全小・中学校へのAEDを配備するとして、その購入経費450万円を、早速にも基金から繰り出してあります。

この基金は、他の基金と違いまして、個人からの寄附によるものでありますので、すべてを処分することができるというのはいかななものでしょうか、お伺いをいたします。

議案第41号、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、鵜来島小・中学校を廃校にする議案であります。また宿毛市から学校がなくなることとなります。

鵜来島小学校の歴史は、明治19年に開校され、120年近くの歴史を誇り、卒業生は約650名くらいであります。

一方、鵜来島中学校は、昭和22年4月30日に、沖の島村立鵜来島分教場として開校され、60年近くの歴史と、卒業生は300名くらいであります。

そのように長い歴史と伝統があり、学校は島の文化の中心でありました。平成2年度に休校となった時点で、いつかはこの時が来るのではないかと危惧をいたしておりましたが、現実のものとなりました。

この議場を見渡してみた場合にも、鵜来島小・中学校を卒業した方もおられまして、私以上にこの学びやで過ごした思い出が脳裏を横切っておられることと存じます。

少子高齢化と過疎化という時代の流れとはいえ、非常に残念な思いで見詰めておることとは思います。

この状況をつくり出してきたのは、人材を都

市へ都市へと人の流れをつくってきた今日までの自民党による経済政策によるものであると、私自身は考えております。

同じ島で育った同郷のひとりといたしまして、非常に残念でなりません。

そこでお伺いをいたします。

島の活性化のために、島民のご意見を十分取り入れて、有効的に利活用しなければならないと考えますが、教育委員会として、どのように考えておるのかお伺いをいたします。

私自身のこの有効活用計画づくりとして、何点かご意見を申し上げておきたいと思っております。

鵜来島は、宿毛市で最も高齢化率の高い、限界集落と言われておりますので、その点も十分考慮した計画を立てていただきたい。そして、利活用の方法については、ホームページ等で広く公募することも考えられます。

そして、企画課だけではなく、全庁的な取り組みも必要かと思っております。私なりに計画作成に当たっての考え方を申し上げ、参考にさせていただきたいと思っておりますが、先ほど言いましたように、教育委員会としては、どのように考えておるのか、お伺いをいたします。

1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） おはようございます。福祉事務所長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、38ページの歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第19節負担金補助及び交付金の社会福祉法人栄光会若草園建設補助金323万6,000円の補正についてのご質問でございますが、これは社会福祉法人栄光会が運営する若草園は、昭和32年に四万十市下田に設立以来、幡多地域における唯一の児童養護施設として、



地域の児童福祉に貢献をしてきました。

この施設は、建築後38年を既に経過しており、太平洋に直接面していることで、台風の塩害などにより、老朽化が著しい状態となり、南海地震対策等含め、建てかえの必要が生じ、厚生労働省の次世代育成支援対策室整備交付金並びに高知県児童養護施設等整備事業補助金の補助を受け、現在、園舎の建てかえ工事を実施しているところでございます。

この工事に要する費用は、3億5,000万円が見込まれておりますが、国県補助金は2億4,300万円となっております、約1億円以上の自己資金を必要としておりますが、当法人には、それだけの自己資金がなく、約6,000万円を寄附と借入金などに頼らざるを得ない状況となり、昨年12月にその一部につきまして、幡多の関係市町村で支援できないかとのお願いが、当法人からございまして、6,000万円のうち1,500万円につきまして、幡多の6カ市町村で負担することとなったものでございます。

1,500万円の負担の内訳といたしましては、地元であります四万十市が2分の1の750万円を負担し、残りの750万円を、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村の5カ町村の18歳未満の人口の割合で負担するもので、宿毛市の負担分は323万5,512円となるものでございます。

本来なら、建設段階で当法人から事前に話があつてしかるべきものですが、時間的な制約の中で、申請のための書類の作成に追われ、資金計画の精査が不十分のまま、建設となったものでございますが、この施設は、幡多地域唯一の児童養護施設でございまして、43名の措置児童のうち、宿毛市から16名の児童が措置されておりまして、この施設の果たす役割は、当市にとりましても非常に重要なものでございます

ので、児童福祉の充実のため、今回、この補助金の補正となったものですので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算の64ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害者福祉費、第19節負担金補助及び交付金の障害児長期休暇支援事業費補助金27万4,000円につきまして、ご説明させていただきます。

この事業は、障害児の居場所の確保と家族の負担の軽減や、保護者の就労支援を行うことを目的に、平成16年度から夏休み限定の活動として、実施してきたものでございますが、保護者及び本人のニーズが高まったことなどから、平成18年度より、冬休み、春休みも事業を拡大し、幡多福祉会、幡多希望の家でございまして、ここが主体となり、実施してきたものでございます。

現在、宿毛市で行っている支援は、社会福祉協議会と連携を図り、センターの1室を無料開放するとともに、毎週1回、校外への課外活動時のバスの送迎や、さらにはボランティアの募集、ボランティアの保険料などの支援を行ってまいりましたが、今回、その支援に加えまして、保護者による経費の負担軽減を図ることを目的に、県と同額の27万4,000円の補助金を予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号、平成20年度宿毛市一般会計予算、ページ48ページでございますが、48ページ、企画費の13委託料、宿毛市地上デジタル改修調査委託料200万の事業内容についてということでございます。

この委託の内容につきましては、先ほど、松浦議員からもございましたように、一般質問の中でも、デジタル放送の関係で、質問をいただきました。

それで、電波が平田、宿毛から、現在発せられておまして、見えないところ、アナログで見えないところの共聴組合の方々が、今後、見えるかどうかということもございまして、今回、今現在、私どもが把握をしております共聴組合数は、NHK共聴5カ所を含めて、20カ所の共聴組合がございまして。

そのNHKの共聴組合は除きまして、15施設の共聴組合のアンテナの位置で、現在、発せられておりますデジタル電波が受信できるのか。それで、受信できた場合に、改修がどれだけ必要かということまでの委託業務を行おうとするものでございまして、その委託先等については、現在は、まだ確定をいたしておりません。

来年度になってから、SWANテレビでできるのか。また、ほかの業者でできるのかということも含めて、検討をしていきたいと考えております。

同じく、48ページ、19節の共聴施設デジタル化支援事業補助金896万6,000円の事業内容についてでございます。

これは、これも一般質問の中で若干、触れさせていただきました。この補助先は、楠山地区の日平共聴組合でございます。

日平共聴組合につきましては、2年ほど前から、アナログもなかなか、受信がちょっと完全にできないというようなところも出てまいりました。

というのは、老朽化ということで、以前からアナログ放送の受信の改修ということで、お話もいただいておりますが、デジタル電波が、もう近い将来、発せられるということで、それ

も含めた改修ということで、今まで待っていた経過があります。

それで、昨年10月2日、地元の方々が、今のアンテナの位置で、デジタル電波が受信できるかどうかということで、日平地区の共聴組合がそこで、電波の受信状況を確認をいたしました。

そのときには、担当課として、企画からも職員が行って、どういう形で調べるのかということも、確認をいたしました。

その結果、そこでデジタル電波が受信できるということが確認されましたので、全面改修ということで、今回、予算計上をさせていただいております。

この事業費の総額は、942万1,000円でございます。地元負担、3万5,000円の地元負担で45万5,000円でございます。

今のこの中では、13世帯で1軒、3万5,000円というところの財源を引きまして、その残りの2分の1が、補助をされて、事業を行うということでございます。

それと、先ほど申しました委託料につきましても、2分の1の補助がありまして、このトータルで548万3,000円ということで、県費を充当させていただいております。

全面改修ということでございますので、アンテナ、それから受信機器、それとケーブルというところでございます。すべてを改修をするということでございます。

続きまして、ページ53ページ。離島振興費のアドベンチャーラン事業補助金でございます。今回、10万円、前年度は85万の予算でございました。それで対応できるのかということでございますが、昨年度のアドベンチャーランにつきましては、高知県元気のでる総合補助金というのをいただきまして、妹背山に登ります山

道の改修が含まれておりました。これが60万でございます。

それと、アドベンチャーラン事業への補助金として25万という計上をいたしておりました。

この25万につきましては、マラソンと、それからマウンテンバイクで、年に2回を開催をいたしておりました。

それで、昨年開催を終えて、その後、地元の方々と次年度のことに協議する中で、なかなか年に2回の地元での引き受けが困難な状況になってきたということで、次年度からは年に1事業いきますか、マラソンと、それからマウンテンバイクは交互にやっていきたいということでございまして、今年度の予算につきましては、マラソンの部分の10万を計上いたしております。

例年、2つで20万を計上いたしておりましたが、昨年は補助事業を活用してということで、2つの事業に25万というような形で行っておりましたので、よろしく願いをいたします。

それと、もう1点、離島振興費の中で、昨年度は地域特産品開発で、73万9,000円を計上しておったが、ことしは計上されてない。特産品については、1年で開発できるものではないがというお話でございます。

昨年度の予算につきましては、特産品の開発で15万、それから「アイランダー2007」、東京での、全国の離島が集まって、それぞれの離島をピーアールするという事業がございまして、この部分と一体として、予算計上させていただいております。

と申しますのは、この事業につきましても、昨年度は高知県の補助をいただく中で実施いたしました。それで、その中に、先ほど申しましたように、特産品の開発で、15万が計上されてございまして、商品開発の材料費と、開発に伴う備品購入費ということで計上させていただ

いておりました。

それで、今後の特産品の開発につきましては、離島漁業再生支援交付金というのが、沖の島で行われることとなっておりますが、その中でできるのかどうかということも、今後、検討しながら、また支援をしてみたいと考えております。

それで、昨年度の特産品の開発でございますが、1件、メプト、メダイともいうようございまして、その味噌漬けについて、特産品として一応、商品化まではいってませんが、その分について、選定をして、味噌漬けの味噌の味でメプトを食べると。おいしく食べるというようなことに取り組んでまいりました。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） おはようございます。産業振興課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、ページ93ページの5款3項2目の19節負担金補助及び交付金の中の離島漁業再生支援交付金516万円の事業内容及び期間、また効果等のご質問について、お答えいたします。

この事業は、離島のみが対象となる事業です。本年度より、事業を導入したものです。事業の内容につきましては、沖の島地域、弘瀬、母島、鶴来島地区の漁業者の皆さんが共同体を組織して、地域の皆さんと協働で海底、海岸の清掃等を行ったり、ほかのいろいろ取り組みも考えてももらええがですけど、その地域の活性化や、漁業再生に取り組むための活動事業に実施するために、支援交付金を交付するものです。

事業期間は2年となっております。20年から21年度を計画しています。

それから、事業主体及び交付先は、今現在、

組織の人たちが集落協定を結ぶために、組織をつくる準備をしています。

その調整を行った、整い次第、地域の皆さんが名称、共同体の名称をつくっていただき、その後、交付となりますので、今からうちの方へ、組織名ができました。またいつごろからやるというものがあったら、事業決定となる運びとなります。

それと、この事業は、516万の事業費に対して、国が50パーセント、それから県が25パーセント、市が25パーセントで補助するものです。

国、県の補助率は75パーセントですので、387万円を受けて、市の方が129万円を支出します。補助金としては、516万円を交付することになります。

効果としては、今、皆さんがいろいろ組織や共同体をつくる中で、海岸の清掃をしたり、今、企画課長も言いましたけど、特産品の開発に取り組んでみようかというような事業種目を、今、検討してますので、一番、よりよい効果をあげていただく事業を実施していただければと思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、124ページの社会体育振興費、9款5項3目の19節負担金補助及び交付金の中の宿毛フルマラソン大会（仮称）実行委員会補助金520万円の内容について、日時、内容等について、ご説明をいたします。

これは、今年度初めて実施しようとする事業であります。

従来、マラソンにつきましては、例年1月2

日の宿毛ロードレースを実施しておりました。しかしながら、参加者が昭和62年の545名をピークといたしまして、徐々に減少しております。ちなみに、本年度は233名となっております。

そのような状況から、数年前からロードレースの活性化が課題となっております。今回、正月に開催していたロードレースをやめて、フルマラソンを提案することにしたものであります。

内容につきましては、昨年来、宿毛市体育協会の皆さんと精力的に協議を重ねてまいりまして、42.195キロのフルマラソンと、3キロメートル、5キロメートルコースを実施したいと考えております。

3キロコースにつきましては、芳奈の宿毛市総合運動公園内を周回することとしまして、5キロコースにつきましては、総合運動公園をスタートして、松田川にかかります橋上の八ヶ合橋のたもとを折り返して、運動公園に帰ってくるというような計画にしております。

フルマラソンコースにつきましては、宿毛市総合運動公園をスタートしまして、中角から松田川沿いに、松田川の左岸の市道和田中角線を通って宿毛大橋に渡ります。そして、上町を通って宿毛文教センター前を通過しまして、県道宿毛津島線を北上し、坂本ダムを過ぎた後、惣師湖面橋を渡りまして、それから宿毛市総合運動公園に帰ってくるというようなコースを考えております。

開催日時につきましては、平成21年3月22日曜日、午前9時スタートを計画しております。

なお、フルマラソンの実施に際しましては、交通安全対策や選手の募集はもとよりですが、スタッフの確保も大きな課題となっております。

ちなみに、600名以上のスタッフが必要で

はないかというふうに予測をしております。

そういうことから、4月には市内各種団体や市民有志等による実行委員会を組織していただきまして、開催日時やコース、そしてボランティア対策等を決定していただく予定にしておりますが、このイベントを通じまして、スポーツの振興だけでなく、元気都市宿毛をピーアールできるような、地域の活性化につながるようなイベントにしていきたいというふうに考えております。

なお、周知徹底策等につきましても、実行委員会で検討していただくこととなりますけれども、担当課としましては、フルマラソンにつきましても、まだ実績がございません。そういうことで、大会をピーアールし、多くの参加者を募るために、ゲストランナーを招聘したいというふうに考えていますが、可能であれば、宿毛市出身で市民ランナーとして知名度の大変高い、吉本興業に所属しております間寛平さんをお願いできればというふうな希望を持っております。

以上であります。

**○議長（宮本有二君）** 学校給食センター所長。

**○学校給食センター所長（小野正二君）** 給食センター所長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第20号別冊、平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計、ページ10ページ。第1款総務費、1項総務管理費、2目沖の島学校給食センター運営費、7節の賃金204万9,000円の内容について、説明いたします。

平成20年度より、小学校の児童数は現在の5名から3名に、中学校の生徒数は3名のままで、小中合わせて2名減の6名の予定です。

児童・生徒、教員、給食センター臨時職員合わせて給食数は19食になるため、市の財政事情ともかんがみ、沖の島小・中学校保護者の方

に、市の方針を伝え、協議した結果、新学期より臨時調理員で対応することの合意が得られましたので、新学期より2名の臨時調理員で調理し、献立と栄養、衛生面の指導は今までどおり、県派遣の臨時の栄養士が指導いたします。

臨時の調理員には、新学期が始まるまでに、宿毛の給食センターで衛生指導等を受け、その後、宿毛給食センターの調理員が沖の島の給食センターにて、島の実情に合った指導をすることにしています。

なお、夏休み期間中には、高知の方で学校給食衛生管理講習会を受講し、子どもたちに栄養バランスのとれた、安心安全な給食を食べさせることに万全を期すことに心がけてまいります。

以上です。

**○議長（宮本有二君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君）** 4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第30号、38ページですが、宿毛市立学校施設整備等基金条例の制定についてであります。

この基金につきましては、兵藤健吉さんより寄附された資金について、宿毛小学校の図書館の図書の実をを図ることを目的としまして、平成9年に設立をし、その運用益で図書の購入に充ててまいりました。

今回、兵藤氏の遺族と話す中で、学校の教育振興や、施設整備等より広く活用していただきたいとの話があり、今後の運用について協議した結果、今回の条例改正を議案として、上程をさせていただきました。

今後の資金の活用につきましては、小・中学校の事故等の場合、命を守るといいますか、安全対策として、平成20年度には小・中学校15校への自動体外式除細動器、AEDですか、の購入の財源に充てることにしました。

今後の基金の運用益につきましては、今までどおり、宿毛小学校の図書の購入財源に充てていきたいと考えております。

また、条例上は、すべてを処分することができとなっておりますが、財政状況によりまして、教育委員会としましては、基金への積み立ても要求し、2,000万円の確保をしていきたいと思っております。

なお、宿毛小学校には、この条例改正について報告をしております。

続きまして、議案第41号、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例です。ページ数は64ページです。

鵜来島の小・中学校につきましては、現在、市役所では保健介護課や福祉事務所において、健康相談や健診、またミニデイ等で使っております。

また、けんみん病院の方でも、無医地区の診察などに使用をしております。

鵜来島小・中学校につきましては、平成2年から休校扱いとなっており、18年が経過しました。今までは、休校扱いでも、普通交付税いただきますが、入っておりますが、平成16年度より交付税も入らなくなりました。休校では入らなくなりました。

そのため、鵜来島の皆様にも説明に行きまして、学校を廃校することのご理解をいただきましたので、改正の条例を提案させていただきます。

今後につきましては、地域の活性化のために使用するには、廃校が前提になりますので、廃校ということで、条例改正をお願いするものです。

また、教育委員会の分野でもありませんが、地元の皆さんと協議をしながら、活用を図って、現在は企画課、それから産業振興課、また県の方々とも協議をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） ご苦労さんでした。

それでは、何点かについて、質問なり、提案なりをさせていただきたいと思っております。

まず、最初の地上デジタル化の関係であります。これ、調査をする中で、残りの部分については、共聴施設等についても、対応していくということでもありますので、万全の対策を講じていただきたいというふうに思います。答弁は求めません。

それで、議案第20号の学校給食センターの関係であります。所長の説明により、臨時職員で対応するという点については、地元の理解も得られたということで、私としても理解を示せます。

なお、本年度の教育行政方針にありますように、学校給食に対する取り組みといたしまして、食材の安全確保を図るを初めとする5項目の重点項目を遵守した給食事業、並びに責任体制を明確にする中で、行っていただきたいと思えますし、臨時職員に対する十分な指導もしていくと、研修もしていくということでもありますので、私からも強く要請をするところであります。答弁は求めません。

それでは、第30号の学校施設整備等基金条例についてであります。何点かお伺いをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、この基金の本来の趣旨は、今は亡き兵藤健吉氏が、宿毛市は特に明治維新以降、日本の政治経済、文化の各分野において、多くの人材を輩出し、重要な役割を果たしてきた土地であり、人材の里と言われるので、宿毛小学校の子どもたちに、そのような人材に育ててほしい、育ててほしいという思いからであり、図書の重要性を考えての寄附であったものであります。

現在でも、宿毛小学校では、あしなが文庫として活用いたしております。

市長は、行政方針の中で、ご遺族の了解は得られたと説明をされましたし、今、課長も申しました。しかし、私の考えるところでは、寄附をしたのは兵藤健吉さんであり、ご遺族の方々ではないと思います。その点について、ご遺族の了解を得られたという部分がありましたけれども、本来、寄附をしたのは兵藤健吉さんがそういう、今、私が語る説明した思いの中で寄附をされたと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、本条例に改正することにより、今、課長は図書館の基金の方にも使うという部分でありますけれども、すべてが宿毛小学校の図書館基金ではなく、施設整備ということで、本来の趣旨が生かされなくなるという思いがいたしますので、そのことについてお尋ねをいたします。

それと、今までの基金条例になかった5条を設けるとなると、基金は崩さないという部分の話もありましたけれども、市長の判断で、処分はできることになり、財政状況にもよりますが、すべてを処分することも可能となるわけであります。

このような趣旨であった基金でありますので、これを取り崩すことが本当に妥当であるのか、大変疑問に思いますので、お伺ひいたします。

そしてまた、この基金はなくなると言いますが、他の基金と同じように扱おうと、先ほども言いましたように、財政状況がまずくなれば、宿毛市ふるさと創生基金や、宿毛市社会教育基金のように、取り崩して廃止に至ると、今日までの経過があります。

政治の世界では、幾らここで課長がそういう方向で答えたとしても、この条例に明文化した場合に、その条例を盾にして、そのことは1つ

も保障されないのではないかという思いがいたします。

そして、基金の積立を行っていくと言いますが、幾ら積み立てをしても、この基金の条例にありますように、活用できるのは施設整備だけではないかという、字句からすると、施設整備にしか使えないという明文になっておりますので、施設整備の幅を、どんなようなことを考えているのか。

今、出ているのは、AEDの購入費ということであります。

そしてまた、私、12月の議会においても、基金の管理のあり方に疑問を持ち、質疑をいたしました。

私の質疑に答える中で、課長は、一度基金会計に積み立てて、それから歳出とか、そういう方向を今後、検討していきたいとの答弁でありました。そのことについては、4条に明確に明記いたしておりますので、それは了といたします。

ここで一定、数字を申し上げたいと思いますが、平成9年度から平成18年度までの総運用益の決算額は、29万3,541円であります。そして、宿毛小学校に残っております資料によりますと、平成15年から宿毛小学校の係の方が持つておる資料があるわけですが、この4年間の総運用益総額は、6万3,725円あります。しかし、図書館基金として、宿毛小学校のあしなが文庫に渡したのは、平成15年1万円、16年ゼロ、17年1万、18年1万、計3万であります。

運用益は、先ほど言いましたように、6万3,725円あります。そのように、宿毛小学校図書館基金が十分に活用されたのか、大変疑問に思いますので、ご説明を、この際、お願ひをいたしたいと思ひます。

それと、ここに宿毛市監査委員が発表いたし

ました平成18年度の宿毛市一般会計、特別会計決算及び基金運用状況調査意見書というのがあります。

その中の35ページ、基金管理についての監査委員の報告であります。当基金は、2,000万円で運用され、定期預金として保管管理されている。なお、預金利息は、3万2,034円が、一般会計歳入歳出予算に計上して、宿毛小学校の図書購入経費に充てているという監査委員の報告があるわけです。実際は1万円。

そこ当たり、私、どうしても疑問に思いますので、ご説明をいただきたいと思います。

**○議長（宮本有二君）** 教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君）** 4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

まず、何点か言われましたが、漏れておるかもわかりませんが。

まず、1点目としまして、議員指摘のように、平成18年度までにつきましては、利息分に見合う分が、全額小学校の図書の購入に配当がいないということにつきましては、そういうこともありますので、平成19年度からは、既に配当もしておりますが、予算上、正式に宿毛小学校には充当をしました。既にやっております。

20年度以降につきましては、議員のご指摘のように、12月議会でも答弁をしましたが、利息分については、積み立てをして、明瞭にして、その分については宿毛小学校の方に配当をするということになっておりますので、よろしく申し上げます。

それと、全体の今後につきまして、施設整備等ということになってますので、施設だけじゃないかという質問がありましたけれども、そこにつきましては、逆に教育振興に使うといったら、逆に施設整備等には、施設整備につきまし

ては、若干、語句的に課題が残りますので、「施設等」ということで、教育振興にも使えますよということで、そういう表現にさせていただいております。

それから、いろいろと、先ほども答弁しましたが、基金自体が、一般的には予算の調整の中で、財源充当しますので、一時的に、例えば処分をしたとしても、この基金については、後年度に積み立てをして、2,000万の確保をしていきたいというふうに考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

遺族の方の意思が伝わってないがやないかという感じの質疑だったと思いますが。済みません、兵藤健吉さんのという。

そこも、実は平成9年に条例制定をしましたが、実際、そのときには、兵藤健吉さんはお亡くなりになってたことになっております。

したがいまして、意思はもちろん、議員が言うとおりになんです、今の息子さんのときに、基金条例はつくった経過があります。

言われる意味はよくわかりますけれども、そういうことで、意思もかかっているかなと考えております。よろしく申し上げます。

**○議長（宮本有二君）** 4番松浦英夫君。

**○4番（松浦英夫君）** 大変、初めてのこういう質疑で、ご迷惑をおかけをいたしました。

そういう面では、まだまだ十分、私の中に入ってはおりません。

けれども、あとの日程もあります。また、この問題等を含めて、自分なりに勉強しながら、質疑をしてまいりたいというふうに考えております。

私の質疑が、9項目にわたりましたけれども、それぞれ丁寧にご説明をいただきました。

質疑を終わります。ありがとうございました。

**○議長（宮本有二君）** 3番野々下昌文君。

**○3番（野々下昌文君）** 3番、野々下昌文で



す。よろしくお願ひいたします。

皆さん、おはようございます。

私が質疑を行いますのは、議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）と、議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算の2議案でございます。

それでは、早速、質疑に入らせていただきます。

議案第1号別冊、30ページ。第2款1項19節負担金補助及び交付金。宿毛フェリー運航経費支援事業補助金。昨年度当初は、2,000万円の計上をされておりますが、710万8,000円の減額補正が行われております。この減額理由、またこの燃料が高騰し、景気が低迷する中で、今後のフェリー会社の運営予測の説明をお願いいたします。

続きまして、議案第1号別冊、44ページ。第5款2項2目19節、負担金補助及び交付金、緊急間伐総合支援事業費補助金。当初613万8,000円の計上がありましたが、502万4,000円の減額補正が行われております。この減額理由、またわかる範囲で構いませんが、宿毛市における林業従事者数をお示し願ひしたいと思います。

続きまして、議案第1号別冊、45ページ。第5款3項2目9節旅費。外国人漁業研修生受入事業旅費、当初66万円の計上がありました。ここで62万6,000円の減額補正が行われております。

また、13節の委託料、高知県外国人漁業研修センター委託料、当初109万6,000円の計上がありました。このたび、58万円の減額補正が行われております。

この減額理由、そして外国人の受入人数、また国籍、研修期間、また、この事業が何年度から行われて、何人の外国人が研修を受けたのか、お示しを願ひしたいと思います。

続いて、議案第13号、平成20年度宿毛市一般会計補正予算の中で、44ページ。第2款1項1目18節備品購入費、低公害車購入費235万円が計上されております。この低公害車の使用目的、またメリット、今後の、低公害車の購入計画についても、お示しを願ひしたいと思います。

続きまして、同じく13号別冊、46ページ。2款1項13目19節負担金補助及び交付金、山北地区屋外放送施設整備事業補助金240万円が計上をされております。

この施設の概要と、事業計画についてご説明を願ひします。

続きまして、議案第13号別冊、68ページ。第3款2項4目13節委託料、保育所耐震診断委託料190万円が計上されております。どこの保育園なのか、また診断内容の説明を求めます。

同じく、96ページ、6款1項5目15節、工事請負費、妹背山展望台等新設工事費220万円について、この施設の概要と工事計画、また施工業者は沖の島の業者なのか、お示しを願ひしたいと思います。

これで、私の1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、3番、野々下議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号、平成19年度宿毛市一般会計補正予算。ページ30ページの、開発推進費の中の19節宿毛フェリー運航費支援事業補助金、減額の710万8,000円の内容と、今後の運営予測ということでございます。

フェリーにつきましては、倒産以来、新たな会社によりまして運航がなされております。大変厳しい状況の中、運営が続いております。燃料費の高騰といったことで続いておりますが、この補助事業については、2,000万円を限

度に、3年間を補助していくということで行っておまして、19年度は18年度の決算に対する補助ということになっております。

補助対象の算出といたしましては、経費の中から税とか、それから補助金とか、食糧費とか、そういったものを除いた中での赤字に対する補てんということになっております。

それで、昨年度の欠損額が1,933万8,650円ということになっておまして、その3分の2。補助は3分の2で2,000万限度ということになっておりますので、それで計算しますと、補助金が1,289万2,433円となっておりますので、今回、710万8,000円の減額をさせていただくものでございます。

それから、今後の運営予測ということがございます。

ご承知のように、大変、原油の高騰で燃料も高騰しております。当初の乗り出しのときには、キロ3万8,000円だったものが、現在では倍以上の額になっております。

今、リットル当たり89円とかいうような、高くなってきておまして、大変、運営も厳しいものがあります。

そうした中で、どうしてもこの航路を存続をさせなければならないということで、幡多広域圏加盟組合の6カ市町村、宿毛市も含めて6カ市町村の中でも、どうしても支援をしていかななくてはならないということで、一定、ご理解はいただいております。

それで、支援をしていくということに対して、県もこの必要性も十分認識をいたしておまして、県も、今の県議会、2月議会に1,000万を上限としての補助をするべく、債務負担行為の予算議案もいたしておまして。

それで、6カ市町村で1,000万を限度として、補助をしていくということで、その支出

の方法等については、今後、6カ市町村で詰めていくというような取り組みもいたしておまして。

いずれにいたしましても、大変厳しい経営状況であるということから、そういう取り組みもいたしまして、どうしてもこのフェリー航路を存続をしてもらいたいということで動いております。

それから、こちらだけで、高知県側だけということではなく、大分県も含めて、佐伯市の方とも、いろいろと協議を重ねていっております。

そういったことで、皆さんでこのフェリーを支えていこうという取り組みをしております。

先ほども申しましたように、原油の高騰で、会社自体の運営としては、大変、厳しいものがございます。

以上でございます。

もう1点、それから議案第13号のページ44ページでございます。山北地区の屋外放送施設の内容と、240万の内容ということでございますが、今議会で3地区の屋外放送施設の予算を計上をさせていただいております。

この施設につきましては、地区のコミュニティーの助成ということで、回覧等でいろいろと文書、地区の集会の集合とか、そういったものを、文書とか電話とかいうことでやっております。

それで、ほかの地区と比べて、山北地区が240万ということで、多額にはなっておりますが、この山北の240万につきましては、ご承知のように、篠川沿いに、かなり長い集落でございまして、ケーブルいいですか、配線がかなり、2.9キロぐらい、大方3キロ近いような線もひいて、マイク施設をしなくてはならないということで、ちょっと額が多くなっております。

コミュニティーの振興を図るということで、

マイク放送の設備をするということでございます。

これにつきましては、ほとんどが補助で、自己負担が8万8,000円くらいで済むという事業でございます。

大いにこういった事業も活用していただいて、コミュニティーの形成に、ほかの地区もつなげていっていただければと考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の、ページ44ページ。5款2項2目の林業費の中の19節負担金補助及び交付金の中の、緊急間伐総合支援事業費補助金502万4,000円の減額の理由についてでございますが、これ、宿毛市の森林組合が事業主体となって、民有林を対象に実施する間伐作業の開設等を行う事業補助金を減額するものです。

この事業は、県単独の事業で、事業費、補助金が100パーセント県補助を受けて、市の方が事業主体の方へ交付してます。

本年度、事業の契約面積としては、171ヘクタール、当初予算で613万8,000円が既決予算として計上してます。

県の補助対象事業として、最終的に実施した面積は、19.7ヘクタール、補助金が111万4,000円で、確定通知を受けましたので、その既決予算から差し引いた502万4,000円を減額するものですが、この減額された面積、それから事業費等ですが、国の方が制度事業を改正しまして、県の方が有利な補助金で動ける事業がありましたので、そちらで対応いたしましたので、減額した面積、事業費等は、直接、森林組合とやっておりますので、計画された面

積はきれいに完成されています。

また、林業の従事者数について、わかる範囲ということですが、森林組合の今の、現段階の組合員数は1,163名です。以前は、農作業と合わせて、山を手入れするとか、間伐するとか、皆さんが林業の従事者として、山を守っていただいておりますが、現在は、森林組合の労務班、それから林業経営を行っている、直接やっている業者の方と、日々、林業従事者として、その仕事をしている方、森林組合の方で聞いて、調べたところで、100名程度ぐらいではないのかという話です。

組合員数としては、現在は1,163名おるということです。

以上でございます。

次に、45ページの5款3項2目の水産振興費の中の外国人漁業研修の受け入れの関係の旅費の減額と委託費の減額ですが、これは、委託費の方から、関連してますので、委託費の方から説明していた方がわかると思いますので、それを先に説明させていただきます。

この事業は、平成13年度から、外国人研修生受入事業として、マグロ延縄漁業の研修生を受け入れております。

研修生の国籍は、インドネシアです。

それから、19年度、2名の研修生を受けておりますけれども、この研修生の期間は3年間です。

初年度の1年間を、受け入れ先の各市町村の予算をもって、室戸市の高知県外国漁業研修センターで3カ月間、陸上研修をして、その後、各市町村の研修先で9カ月間、洋上研修を受けています。

初年度の1年間の研修期間が終了後、マグロ延縄漁業を行っている受け入れ先の船主の方の方へ行っていただき、2年間の洋上研修を実践して、研修が終了となります。

この初年度1年間の研修に伴う委託費として、3カ月間の陸上研修を行う高知県外国人漁業研修センター委託料109万6,000円。これ、委託先は高知県外国人漁業研修センターですが、3カ月間の、2名の教材費等が委託の中に含まれるようになっていきます。

それと、9カ月間済んで、宿毛市の方へ来ていただいて、洋上研修を行う外国人漁業研修洋上研修委託料、これ委託先は湾漁協が受けてくれますが、これはもう食費等の分で126万8,000円と、それから109万6,000円、合わせたら236万4,000円が既決予算と計上しています。

そのうち、室戸市の陸上研修センターで行われた部分がもう終了していますので、実績が上がりましたので、行われた結果、51万6,000円で実績が確定いたしましたので、当初契約していた109万6,000円から差し引いた58万円を減額しています。

現在、まだ3月末まで、湾漁協の分は、まだ実績を上げてません。

それと、それに続いて旅費なのですが、この外国人を研修生を受ける際に、事故があった場合に、研修生の母国へ行かないかんようになったときに、その対応するために、予算として41万を、それから職員の担当者会等がありますので、それが25万程度組んで、66万円を既決予算としていますが、その研修も無事進んでおりますので、また、室戸市の開催された担当者会等へ出席した旅費だけで、ことしは事業が完了する見込みとなっておりますので、差し引いた62万6,000円を減額するものです。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、3番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般

会計予算、44ページでございます。

2款1項1目18節の低公害車購入費235万円の目的、メリット、今後の購入計画ということでございますけれども、議員ご承知のように、大変厳しい財政状況の中で、本市の公用車につきましては、可能な限り、使用するというところで、現実的には15年から20年経過している公用車もございます。

そういうことで、平成19年度の決算、市議会の決算特別委員会におきましても、燃費等も総合的に勘案したら、低公害車、いわゆる低燃費車を購入すべきではないかというご指摘もいただいております。

それで、平成20年度、公用車を買いかえるに当たりまして、現在、高知の出張に際しても、汽車の時間が合わないとか、あるいは3人、4人で出張する場合は、公用車で行くケースもございます。原則的には汽車ということにしておりますけれども、そういうこともございまして、この際、燃料も高騰しているということから、低燃費、低公害のハイブリッド車の購入を検討したいということで、今回、予算計上をさせていただいております。

それで、この低公害車につきましては、地域活性化事業債という起債が充当できます。この起債は、事業費の75パーセントの充当率になっておりまして、本予算でも、財源充当の中で170万円を、この起債を充てて、残りの65万円を一般財源ということになっております。

この起債を充てました170万円の元利償還金の30パーセントは、後年度交付税措置をされるということで、かなりメリットもあると。それと、なおかつ、本議会の行政方針で、市長も申し上げましたように、地球環境の問題等も考えて、ハイブリッド車の導入を計画をしたということでございます。

それで、今後の購入計画でございますけれども

も、できれば数台購入をしたいんですけども、かなり高額な値段でもございますので、財政状況等も勘案しながら、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、68ページ。第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目児童福祉施設費の委託料、保育所耐震診断委託料190万円につきまして、ご説明いたします。

保育所建物のうち、耐震診断の対象となりますのは、昭和56年以前に建築された非木造の建物については、平成18年度までに一次診断を実施したところでございます。

このうち、平成17年度に実施をいたしました山田保育園につきまして、横方向が基準に満たないため、二次診断を行う必要があるとの判定を受けましたので、今回、山田保育園の二次診断を行うための経費190万円を予算計上させていただきますものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立田明君） 商工観光課長、3番、野々下議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算の96ページ、第6款1項5目15節工事請負費で、妹背山展望台等新設工事費を計上しておりますが、その内容について、お答えいたします。

沖の島の妹背山は、四国名山、100名山にも数えられておまして、島における海の魅力とともに、観光客に人気のスポットでもありま

して、近年は、妹背山の山頂を経由するウォーキング等のイベントも実施をしているところでございます。

現在、山頂には、地元の皆様が建設業者の方の協力を得て、建設資材の足場材を使いまして、展望台を設置されておりますけれども、経年劣化や、塩害によりまして、老朽が進んだこともありまして、沖の島の開発推進協議会からも、新しい展望台の設置要望もございます。

今後、既存の展望台の安全性が確保できないことから、20年度に、新たに国立公園ということもありますので、木製の展望台、イメージといたしましては、松尾岬の展望台のようなイメージになるかと思っておりますが、その展望台を設置いたしまして、山頂からのすばらしい眺めを、イベントで訪れる人々、観光客に堪能していただくために、予算計上をさせていただきます。

なお、先ほど、業者は沖の島の業者かということでございましたけれども、まだ決定しておりません。指名競争入札なりにかけて決定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、再質疑を行わせていただきます。

各担当課長、本当に詳しい説明をしていただきまして、ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきます。

初めに、宿毛フェリーの運航経費支援事業費ですけれども、これは本当に2,000万円、これは暫定的な補正予算ということでありました。3年間ということ、20年度までの暫定的な予算ということをお聞きしておりますが、以後は、県、関連市町村で協議して決めていくということですが、本当に、今後もこの燃料の高騰というのは、続くと予想されます。

世界の情勢を見ても、1リットル当たりのガソリンの値段というのは、欧州諸国、一番高いところでイギリスですが、233円、ドイツで229円と、大体、200円から230円ぐらい。

お隣の、すぐ隣の韓国でも、193円ということになっております。こういうことから考えても、この理由というのが、環境問題や地球温暖化問題、少しでも二酸化炭素を減らしていこう。ガソリンをたかないようにしていこうという流れが、世界じゅうで起きております。

そういうことを考えると、日本もそういう方向に向いていくと思いますし、また、景気低迷も、すぐには回復するようには思えませんが、この宿毛市として、宿毛市民として、このフェリーというのは、先ほどもありましたように、ぜひ存続していただきたいと思いますが、その存続していくための財政負担、どのくらいまで、宿毛市として大丈夫だということがあるのか、お聞きしたいと思います。

そして、次に、山北の放送施設なんです、この事業、先ほども言われましたけれども、昨年度は大島地区、港南台地区が事業化され、本年度は山北、東団地、奥奈路地区と予算化されていますが、この防災無線や、このような屋外施設というのは、一度に多くの人に、あらゆる情報を伝えることができ、大変にすばらしいことだと思いますが、まだまだ防災無線も放送施設もない地域も、たくさんありますが、私、これ提案ですが、このような何もない地域に、緊急情報を伝える方法として、携帯電話、パソコンへのメール配信を行っていただけないでしょうか。

現在の高知県における携帯電話の普及率は、81.8パーセント、パソコンが56.4パーセントですが、携帯電話を使えば、約8割の人に、大変安い予算で、早くこの情報を伝えるこ

とができます。

ぜひ、こういう試みを考えていただきたいと思います。

保育園の耐震化ですが、耐震診断がまだ行われていない保育園は何カ所あるのか。また、二次診断の残っている保育園は何カ所あるのか、お聞きをしたいと思います。

最後に、沖の島の妹背山の展望台なんです、これ、3月1日に開幕した「花・人・土佐であり博」の一環で、母島小学校から妹背山方面へ、長浜まで約2キロの間、県道へ花を植える事業が進められていると伺っておりますが、沖の島の観光にとっては、非常にタイムリーな展望台の新築工事になるのではないかと期待をいたしております。

このことに関しては、答弁を求めません。

ということで、2回目の質疑を終わりたいと思います。

**○議長（宮本有二君）** この際、野々下昌文君の質疑に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

**○議長（宮本有二君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野々下昌文君の質疑に対する答弁を求めます。企画課長。

**○企画課長（岡本公文君）** 企画課長、3番、野々下議員の再質疑にお答えをいたします。

フェリーに関連いたしまして、今後、財政的にどこまで支援ができるかという質問であったかと思っております。

大変、どこまでと言われましても、今、金額を出すことは、大変難しい状況でございます。いずれにいたしましても、このフェリーにつきましては、九州と四国と言いますか、高知県幡

多地方はもとより、四国の西南地域にとっては、大変重要な海の国道としての役割を果たしております。

そうした中で、どうしてもこの地域にとって必要な航路でありますので、できるだけの支援はしていかななくてはならないんじゃないかと考えております。

それから、放送施設に関連いたしまして、放送施設がないところへの緊急情報の伝達について、パソコンとかメールで配信をできないかということですが、既にパソコン、メールではございませんが、17年の3月の広報、それから、18年の3月の広報で、携帯用のホームページということで、宿毛市の情報を携帯から見るができるというようなことはいたしております。

その中で、緊急事態が発生したときに、そこへ即、緊急情報を流せるかどうかということは、ちょっとわかりませんが、そういった形で流すことは可能かなというふうには考えてはおります。

いずれにいたしましても、その放送施設がないところについて、今後、どのような形になるかということは、今、ここではなかなか明確なことは、答弁ができませんが、先ほど言いましたように、携帯メールでの発信は、現在も行ってますので、そこが活用できれば、そこを活用して、そういうことは可能でございますので、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、3番、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算の68ページ、民生費の保育所耐震診断委託料についてでございます。

一次診断を実施いたしました保育所でございますが、これは、山田、貝礎、すみれ、みなみ、咸陽保育園の5つの保育園となっております。

そのうち、山田、貝礎、すみれ保育園につきまして、二次診断の必要性が出ておりますが、貝礎、すみれ保育園につきましては、今後の統廃合を含む保育所再編計画とあわせて、この二次診断につきましても、検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、担当課長さんにおかれましては、本当に詳しいご説明をいただきまして、よくわかりました。本当にありがとうございました。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

議員になって初めての大きな補正予算、当初予算ということで、予算書をいただいてから連日連夜、予算書に穴があくほど見せていただきました。聞きたいことがたくさんありまして、大変項目も多くなりました。皆様方にはご迷惑をおかけしますが、新人議員を育てる意味でも、質疑におつき合いしてください。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第1号別冊、平成19年度一般会計補正予算について、25ページ、19款5項5目1節雑入の中の高知県競馬組合からの交付金についての640万円の減額についてであります。

平成18年度決算では、1,268万3,000円の交付がありました。今年度、この補正により、560万円ぐらゐな交付金になってしまいます。平成20年度予算にも1,150万円の交付金の見積もりをされてますが、この

交付金の算定基準、今回の減額理由、今後の見込みについて、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、同じく議案第1号別冊、29ページ、2款1項7目1節報酬、政策審議会委員報酬の15万円の減額についてですが、行政改革プランによって、いろいろな審議会を一本化する意味での政策審議会の設置だと思いましたが、今回の減額と言うことで、この審議会の目的が達成されているのか、委員数、審議結果があれば、その内容についてお聞きしたいと思います。

続いて、同じく議案第1号別冊、30ページ、2款1項9目21節貸付金、地域総合整備資金貸付金の5,000万円がありますが、この制度について、ご説明願いたい。また、貸付先、融資期間、担保についてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、同じく議案第2号別冊、宿毛市簡易水道特別会計補正予算であります。

7ページ、4款1項1目1節一般会計繰入金の中の一般会計貸付金の2,300万についてであります。特別会計への繰出金はよく耳にするのですが、貸付金は余り聞いたことがございませんので、わかりやすいご説明を願いたいと思います。

少し関連いたしまして、議案第12号別冊、宿毛市水道会計補正予算についてであります。

1ページ、1款1項企業債の1億780万円の減額補正についてであります。1月の臨時会において、繰上償還のために3億780万円の企業債を議決したわけですが、今回、すぐに減額をされております。この意味についても、説明願いたい。

また、同じく10ページの会計資金計画の中の有価証券2億円について、私は、水道会計に埋蔵金があったのではないかと錯覚していますが、これについてもご説明願いたい。

続いて、議案第13号別冊、平成20年度宿

毛市一般会計予算、47ページ、2款1項4目24節投資及び出資金の中の地方公営企業等金融機構出資金の190万円についてであります。この出資によって、宿毛市にとってどんなメリットがあるのか。また、この金融機構について、どのようなものかをお聞きしたいと思います。

続いて、同じく議案第13号別冊、99ページ。7款1項1目13節、交流拠点施設整備設計委託料500万円についてですが、どういうものをつくろうとしているのか、この施設の概要、事業計画についてお聞かせ願いたい。

続いて、同じく議案第13号別冊、100ページ。7款2項2目道路維持費、3目道路新設改良費であります。緊急性、優先度を把握して、計画的な整備をしていくと、行政方針にも表明しておられますが、限られた予算の中で、どのように市民の要望にこたえていくのか、その展開方法について、まず緊急性、優先度をはかる具体的な手法について、お聞かせ願いたい。

地域から長年にわたる要望に添えない事項について、計画的な整備について、どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

続いて、同じく議案第13号別冊、100ページ。7款2項4目地方道路整備費ですが、この予算のほとんどが市道大島中央線だと思えますが、この事業について、進捗度の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

まず、この事業の着手年度、全体事業費、現在の進捗率、残事業の延長、残事業費、また事業が順調に、余り推移しなかった理由、今後の事業見通し。また、この事業は、再評価は実施しているのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

最後に、議案第21号別冊、宿毛市下水道事業特別会計予算。12ページ、1款1項1目8節報償費、水洗化促進奨励金170万円につい



てですが、平成19年度予算は、279万3,000円の減額補正によりまして、加入率促進には余り活用されていなかったようでございます。この下水道の加入促進に当たり、平成20年度の奨励金をどのように展開していくかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、25ページ。19款諸収入の中の高知県競馬組合からの交付金、減額640万円についてであります。

これは、パルス宿毛で発売する勝ち馬投票券の売上金の1パーセント、そして他の場外発売にかかる売上金の0.5パーセントを、宿毛市に交付金としていただいております。

その交付金につきましては、年2回に分けてまして、宿毛市に交付されておりますけれども、上期の交付金につきましては、既に交付されております。下期分の交付金につきましては、例年、出納閉鎖直前に納入されているということで、非常に事務の、事務処理の混乱を生じています。

そういうことから、事務処理の混乱を避ける意味で、下期の交付金につきましては、新年度の、平成20年度の予算で交付金を受けるということにするものであります。

そういうことから、交付金の金額が減額になるというものではございません。あくまでも事務処理上の混乱を避けるために、こういうふうな減額措置をしたいということでありまして、

以上であります。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、1番、今城議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算、ページ29ページの企画費の中の1、報酬、政策審議会報酬。今回、15万を減額をさせていただいておりますが、この審議会の目的、それから委員数、審議結果があればということでございます。

この審議会につきましては、議員ご指摘のとおり、今まで21あった審議会を再編をいたしまして、9つの審議会にいたしております。

その中で、政策審議会は宿毛市環境審議会、宿毛市住居表示審議会、宿毛市振興計画審議会、宿毛市水産基本対策審議会、宿毛市観光基本対策審議会、宿毛市高齢者等就労対策審議会、この6つを統合しまして、宿毛市政策審議会ということにいたしております。

それで、今回の減額の理由でございますが、この6つの中身の内容で、諮問することがなかったということでございます。

それで、今回、全額を減額させてもらうことといたしております。

委員の人数でございますが、10人でございます。10人で構成をいたしております。

続きまして、ページ30ページの開発推進費の中の貸付金、地域総合整備資金貸付金5,000万でございますが、この5,000万の制度、それから貸付先、融資期間、担保についてということでございます。

この制度につきましては、地域振興に資するために、民間事業者が積極的に事業を展開するようにと、できるようにということで、宿毛市が財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団といわれております。この財団の支援を受けると、地方債を原資といたしまして、民間事業者に無利子で貸付を行うというものでございます。

具体的には、宿毛市が起債を起こして、先ほど申しました財団を経由して事業者へ貸し付け

るということでございます。償還は無利子ということでございますので、その利息分については、地域発展のためということで、宿毛市が負担をするということとなっております。

この利子分については、75パーセントが交付税で返ってきますので、実質、地域振興に資する宿毛市、本市としての一般財源は、その利子の25パーセントということになっております。

それから、貸付先につきましては、西南中核工業団地で操業をいただいておりますタイム技研高知株式会社でございます。

融資期間につきましては、貸付は15年以内ということになっております。それで、500万円以上6億以内という貸付限度額ということになっております。

融資の条件といたしましては、地域振興に絡んでおりますので、新たに雇用が5人以上確保されることということと、それから、2,500万以上の貸付対象金額がなくてはならないというような条件になっております。

今回の貸付に当たりましては、設備投資額が全体で3億2,000万くらいの額で、うち貸付対象額が2億6,300万ということになっております。

このタイム技研高知さんが、この増設をして、操業するに当たり、新たに30名の雇用が発生するということになっておりますので、さっきの5人以上という条件にも該当をいたしております。

それと、担保ということでございますが、担保につきましては、金融機関の連帯保証をいただいておりますので、それを担保といたしております。

それと、融資期間は先ほど言いましたが、今回の貸付に当たりましては、6年ということになっております。そのうち、6年3カ月ですね。

そのうち2年3カ月が据え置き期間ということで、実質4年間で、先ほど言いました財団を通して、うちの方に元金が入ってくるというような形になっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（頼田達彦君） 上下水道課長、1番、今城議員の質疑にお答えします。

まず、議案第2号別冊、平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算。ページ7ページの4款1項1目1節の一般会計繰入金の中の一般会計貸付金についての説明でございますが、これは、1月の臨時議会で、簡易水道事業債の繰入償還を全額償還により行うために、3,160万円の借換債の議決をさせていただいておりますが、その際、より借入償還を有効にするようにとのご意見もいただき、検討した結果、25パーセントについては、基準内繰出金で25パーセントで791万2,000円。残り75パーセントの2,300万円を一般会計の貸付金で繰り入れることとなりました。

その結果、全額借入と比較して、約140万円の効果があり、繰上償還全体の効果として約580万円を見込んでおります。

金融機関の利率については、2.2パーセントと仮定していますが、一般会計からの繰入金の利息については、銀行に定期預金をした場合の利率が、今現在、0.3パーセントぐらいということですので、一応、0.3パーセントとさせていただいております。

続きまして、議案第12号別冊、平成19年度宿毛市水道事業会計補正予算、1ページの1款の上水道資本的収入、これが1月の臨時議会において3億780万円議決させていただいておりますが、今回、1億780万円減額をしております。それと、ページ10ページの有価証券の2億について、関連がございますので、あ

わせて一緒に説明させていただきます。

まず、この10ページの有価証券については、国債を購入いたしまして、有価証券として保管していたものでございます。

それで、今も申しましたけれども、1月の臨時議会において繰上償還、借換債として3億780万円を議決していただいておりますけれども、この保管の有価証券が3月、今月で満期になりましたので、繰上償還3億780万円のうち、市中銀行より2億の借入を行い、残り1億780万円を自己資金で対応した方が、全額借入をした場合と比べて約900万円の効果があります。そのために、有価証券を利用させていただきました。

繰上償還全体といたしましては、約6,400万の効果があるものと見込んでおります。

なお、市内の市中銀行の金利については、2.2パーセントと仮定し、4年で償還したいと考えております。

続きまして、議案第21号別冊、平成20年度宿毛市下水道事業特別会計予算。ページ12ページ、1款1項1目8節の報償費、水洗化促進奨励金の加入率の促進に向けて、どのような手当をするのかというご質問でございますけれども、水洗化奨励金の内容についてでありますけれども、供用開始後3年以内に加入していただいた方について、1年目に加入していただくと3万円、2年目に加入していただくと2万円、3年目に加入いただくと1,000円の奨励金を支給することになっております。

この分については、30件分で70万円を計上させていただいております。

また、先般、マスコミ等に加入率のことを指摘されたわけでございますけれども、平成20年から22年の3カ年に限り、加入促進の強化を図るために公共下水道に接続していただいた方に、くみ取り式便所を水洗便所に改造するた

めの資金として、1件当たり10万円、10件で100万円を計上させていただいておりますが、この件数では、十分でないと思っておりますので、今後は補正予算等で対応をさせていただきたいと思っております。

また、農業集落排水事業と漁業集落排水事業については、6月議会において、補正予算として計上を考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、参考までに、18年度と19年度の加入でございますけれども、公共下水については、18年度、4・5・6の3カ月間の加入状況でございますけれども、18年度は23件ありました。そのうち、くみ取りがゼロで、浄化槽からの切りかえが8件、新築して加入していただいた方が15件の、計の23件。それから、19年度が29件で、そのうちくみ取り式の方が11件、浄化槽の方が4件、新築の方が7件でございます。

それから、農業集落と漁業集落につきましては、農業集落については、18年度が2件、19年度が1件。漁業集落につきましても、18年度が2件、19年度が1件でございますけれども、すべて新築の方が加入していただいております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、1番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算。47ページ、2款1項4目財政管理費の24節地方公営企業等金融機構出資金190万円につきまして、宿毛市にとってのメリット及び機構の概要ということでございますけれども、これまで宿毛市には、地方公共団体が地方債を起こしまして、資金調達をする際に活用いたしておりました政府系金融機関でございま

す公営企業金融公庫が、平成18年度に成立をいたしました簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律。これに基づきまして、平成20年度をもって廃止されることとなりました。

この公営企業金融公庫以外にも、財務省の財政投融资資金でありますとか、郵政公社、これまでの郵政公社の簡保資金、それから銀行等の民間資金、これらを国の方で、一定、割当をして、それぞれの市町村で、それぞれの率に応じて借入れをしているということでございますけれども、ご承知のように、郵政の方も民営化になったことによりまして、20年度から簡保資金も廃止になっております。

それと、あわせて公営企業金融公庫が、今回、廃止になるということで、これから地方自治体の資金調達に支障が来たすということで、都道府県、市町村含めて全国の自治体が出資をいたしまして、この地方公営企業等金融機構を設立をして、現在、公営企業金融公庫等が貸し出している起債を、そのまま引き受けをして、今後、そちらで運営をしていくと。

したがって、市中銀行等に比べまして、安い金利で融資が受けられるということでございますので、地方公共団体にとっては大きなメリットがあるのではないかなというふうに考えております。

この地方公営企業等金融機構の出資金でございますけれども、総額で、これは現公営企業金融公庫の資本金と同額でございますけれども、166億円を出資することといたしております。

そのうち、都道府県が64億円、市が91億円、町村が11億円というふうになっております。

宿毛市の190万円の根拠でございますけれども、これは、出資金は標準財政規模割と、それから現在、公庫が貸し付けている貸付残高割

によって算定をされておまして、宿毛市が標準財政規模割で106万7,657円、貸付残高割で81万4,050円、その合計で188万1,707円で、端数整理で190万円ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、ページ99ページ、7款1項1目13節の委託料、交流拠点施設整備設計委託料500万円について、この施設の概要、計画についてお答えをいたします。

平成20年からの新規事業の港交付金事業によりまして、宿毛湾港に高知県の機関事業の緑地整備と、宿毛市の交流施設整備を一体として行うものであります。

交流施設につきましては、現在、客船を利用し、国内各地から宿毛湾港を訪れる人にテントを設置し、おもてなしを行っておりますが、十分なおもてなしができないため、天候に左右されることのないきめ細かなおもてなしや、宿毛の特産品、観光名所、歴史・文化等の地域の魅力の情報発信ができる固定した屋根つき施設を宿毛湾港の岸壁の背後に設置するための委託を行うものでございます。

施設の概要としましては、面積が約400平米、イメージ的にはあずまの大きいようなイメージをしていただけたらいいかと思います。

事業の計画でございますが、20年度に設計委託をいたしまして、21年度、交流施設整備を約2,500万で行うものでございます。

続きまして、100ページ。7款2項3目道路新設改良費の1,100万円、これにつきまして、緊急性、優先度を把握し、計画的な整備

をしていくという行政方針の表明しているが、限られた予算の中で、市民のニーズにどうこたえ、どのような展開、計画性、手法についてお話をいたします。

道路の整備の要望につきましては、地域の生活に密着しており、多くの要望が寄せられています。しかし、限られた予算の中で、すべてに対して早急な対応が難しい状況でございます。

特に、安全な通行ができることを優先に考え、緊急性、優先度を考慮した中で、要望の中から順次、整備をしていくところでございます。

要望の中で、交付金事業、補助事業でできるものにつきましては、地方道整備事業でやっております。それでできない舗装、側溝整備につきましては、道路新設改良で行っております。それ以下の舗装については、道路維持費で対応しております。

ことしの道路新設改良につきましては、市道呼崎都賀川線の道路改良を予定しております。

ここにつきましては、現況2.4メートルの中で、非常に通行に支障を来しており、長年、用地の交渉の中で難しいところがあり、今回、地元から用地につきましては、無償で提供するということが要望が前からありましたので、今回、予算計上させていただいております。

ことし、もう1件、藻津2号線の側溝の崩壊、舗装の破損等について、危険な状態ですので、予算を計上させて、今回、2件を予定しております。

今まで新設改良につきましては、17年、18年、ことし19年につきましては、市道車岡線の舗装工事、市道山北線の道路整備等、1年でできないものについては、2年で継続しています。

ように、今回もいろんな要望のある中で、その中で選択し、まだ十分に対応できないところもあり、舗装等で2年、3年にわたって要望を

受けておる中で、よう対応しないところもありますけれども、順次、そういうものについても、今のような危険なところを重点的な中で計画的に進めていきたいと考えております。

同じく議案13号、100ページ。7款2項4目地方道整備事業の大島中央線の着工年度、全体事業費、進捗状況、供用済の延長、残事業延長、残事業費、そしてこの事業が順調に進んでない理由、今後の見通し、そして事業の再評価の必要性について、お答えをいたします。

市道大島中央線につきましては、平成8年に着手し、現在、12年経過しております。全体事業費としては、14億円でございます。事業費ベースでの現在の進捗率が約78パーセント、全体延長1,070メートル、供用開始済の延長が430メートル、そして、あと取付道路が140メートルございます。

あと、残事業で舗装だけが残っているところが380メートル、未施工部分が260メートルございます。残事業費が約3億円でございます。

事業が、これまで順調に進んでない理由につきましては、この路線地区は、特に大島、地図の混乱地域で、今まで非常に用地買収に地図の調整等を手間取り、時間がかかって、事業費が導入できない理由がございました。

用地も、地図訂正等完了して、あと1件となっておりますので、これもあと、用地交渉については、粘り強く交渉しておりますので、あとはもう、事業費の導入でめどがつくと考えております。

そして、今後の見通しにつきましては、平成20年度予算、そして21年度、2年でどうにか完了するように努めていきたいと考えております。

あと、事業の再評価の必要性でございますが、この地方道整備事業、普通事業につきましては、

10年の段階で供用開始してないところは、事業の再評価というのはありますけれども、この事業、地方道路整備事業は、幡多地域のパック事業になっておりまして、事業再評価の対象になっておりません。しかし、あとめどもたっておりますので、再評価の必要はないと考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（頼田達彦君） 上下水道課長、済みません、先ほどの件で、1件訂正させていただきたいと思います。

先ほど、下水道の水洗化奨励金の中で、3年目に1,000円と申しましたけれども、1万円の誤りでございます。大変申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、再質疑をさせていただきます。

本当にわかりやすいご説明をいただきましたが、少しわからない部分もございましたので、再質疑をさせていただきます。

高知県競馬組合からの交付金で、あそこができたころは、僕は2,000万ぐらい入ってたんじゃないかなと記憶していますが、過去、どんなに入っていたのか。今後、予算計上ももっともっと減っていくのかもお聞きしたいと思います。

それから、政策審議会ですが、諮問する事項がなかったということなんですけれども、6つの審議会を統合ということなんですけれども、政策、何の、全般でもいい。いろんな、ほかのことでもいいんじゃないでしょうか。本当に政策的に協議、第三者が協議する場で、せっかくの予算計上されているものを、使う方向で、ぜひほかのことにも使っていただきたい。そうい

う審議もしていただきたいと思っております。

簡易水道会計と水道会計は、よくわかりました。いろんな方法を経ることで、将来的に得になるということで、また、自分もちょっと不適切な、埋蔵金などと申しましたが、このたくわえもあと5,000万程度になっていると思います。しっかりとした運営をお願いしたいと思います。

道路新設改良費と、道路維持費なんですけれども、地域では、市に頼んでも予算がないしか言わんけん、自分らでやろうという声が大きくなってきております。

その年に、予算がなくても、道路の維持管理、危険箇所については、また市道の舗装率、今の実態を把握して、複数年度の計画を立てて、予算査定するときには、もう切るにも切れない計画を立てて、実行していただきたい。しっかりとやっていただきたいと思います。

大島中央線は、21年度開通ということで、一日でも早い開通で、その投資を、利便性で市民、また観光客の方にも使っていただいて、取り返すべく、一日でも早い開通を目指していただきたいと思います。

以上で再質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、今城議員の再質疑にお答えいたします。

議員ご指摘のように、パルス宿毛からの交付金、高知県競馬組合からの交付金であります。確かに平成8年度から、この交付金を受けておりますけれども、その受入金を始めた当初は、ご指摘のように、4,500万強の交付金が、1年間入ってきております。

そういうことで、当時の、先ほど、現在の競馬組合からの交付金の率が、パルスの売上金の1パーセント、それから他場の場外馬券場売り

場の0.5パーセントという率の説明をさせていただきましたが、開所当初は、場外馬券場の、他場の場外売上金も、率が若干高かったというふうにお聞きしております。

現在、その当時の率が何パーセントであったかという資料を、手持ちには持っていないので、今、お答えようできませんが、そのように認識をしております。

そういうことから、年々、そのパルス宿毛の売上が減少してきたということから、ちなみに、18年度につきましては、約1,400万円の交付金であったという状況であります。

以上であります。

○議長（宮本有二君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、今城議員の再質疑にお答えをいたします。

政策審議会の件でございますが、せっかく予算計上をしておるのだから、有効に役立ててくれということでございますが、以前、各審議会諮問することがなかつても、必ず年1回は開いておりました。しかしながら、大変、財政的にも今、厳しい状況でございますので、1,000円でも2,000円でも節約しようといいたしております。

そういう中で、諮問することがないのに開くということはどうかということもございまして、節約の面からも、諮問することがない場合には、もう開かないというような方向で進んでおりますので、どうかご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 本当に細部まで説明をいただきまして、ありがとうございます。

質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川です。

ただいまから、質疑を行います。

私が行います質疑は、議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算でございます。

その中の、まず123ページ、社会体育振興費の13節委託料についてであります。

昨年度のこの委託料が、当初で見えますと2,355万2,000円というふうになっておりまして、若干、トータルでふえております。

そのそれぞれの管理委託料についてのみ、その増減についての理由を、まず1点お伺いをしたいと思います。

そして、もう1点につきましては、今回のこの議会では、提案と申しますか、示されておりませんが、昨年年度末だったと思っておりますが、平成18年度における履行状況ということで、行政改革大綱の集中改革プランの18年度の進捗状況の報告が、こういう文書でございました。

この中で見てみますと、この委託料で、管理委託しております、それぞれの5つのスポーツ施設。この中でちょっとわからないところがあるんですが、宿毛市立運動場という施設はないと思っておりますけれども、恐らく、宿毛市立東部運動場のことではないかなというふうに思っておりますけれども。

この5つの施設につきまして、平成21年度を目途として、指定管理者の方に移管をしていく、委任をしていくというふうな方向で検討されているというふうに出ておりまして、新年度、この委託料について、最終年度になるのかなというふうに思っております。

ということで、この委託料にかわる指定管理者につきまして、どのような、平成20年度内において、お考えなのか。

とりわけ、12月議会におきまして、指定管理者制度についての手続き、指定の方法論について、いろいろ市長ともやりとりをさせていた

だきましたので、公募とか非公募とかいうことが全く、宿毛市の条例では明記されておりません。

市長が指定するという、ただそれだけでございますので、どのような方針でのぞもうとされるのか、その点を2点目としてお伺いをいたします。

続きまして、同じく125ページの青少年育成センター費の1節の報酬であります。

この中で、青少年育成センター所長報酬、そして青少年育成センター指導員報酬とございます。現在は、正規の職員が所長を務められています。新年度から、どうもこれ、非常勤職員としての位置づけになっていると思うんですが、かなり減額に、前年度からなっております。

昨年度の当初では、967万3,000円計上しておりますので、401万9,000円の来年度予算になっておりますので、差し引き565万4,000円の減額の当初の予算となっております。

ここでちょっと心配なのは、この職員の非常勤における職務権限の範囲でありますとか、一体、だれが指名するのかというのが、実は宿毛市青少年育成センター設置条例を見ますと、第4条で育成センターに所要の職員を置くというふうになっておりまして、その施行規則の中で、所長1名、職員若干名ということしか明記されていないわけであります。

したがって、この条例は、恐らく正規職員を前提とした条例になっておるのではないかなというふうに思っております。

ちなみに、同じく宿毛市教育研究所の設置条例を見ますと、そこでは、3条で研究所に所長及び必要な職員を置くということでありまして、その施行規則の中で、3条、職員で所長1人、研究主任2人というふうにあります。その4項で、所長は非常勤の特別職とし、原則で4週

で112時間勤務するということがありまして、第4条で、職員の任命等がございます。所長は、委員会が任命するというふうにあります。

一体、今回のこの非常勤職員で対応しようとしております青少年育成センター所長の権能でございますとか、身分上の問題、権限の問題について、若干、疑義がございますので、説明を求めたいというふうに思います。

恐らく違法性はないとは思いますが、説明をお願いします。

以上です。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長、中川議員の質疑にお答えをいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、123ページ、9款5項3目社会体育振興費の中の13節委託料の、管理委託料の内容について、ご説明をいたします。

昨年と比べて、若干、運動公園等の委託料がふえていると。その委託料の増額の理由をお聞きしたいということであったかと思えます。

これにつきましては、昨年は、宿毛運動公園管理委託料というのは、野球場の管理委託にかかわる委託料でございますけれども、昨年度は、管理委託とは別に、黒土とか、冬芝代とかいう、原材料を宿毛市単独で購入して、施設整備をした経過があります。

来年度の、20年度の管理委託につきましては、原材料費、冬芝代、黒土代等も、管理委託経費の中に含めて委託したいと、当初からそれなりにわかっておりますので、それを加えたということから、昨年度と比べまして、若干の委託料が増額になったということでもあります。

それから、次に、指定管理にかかわる内容であったかと思いますが、18年の行政改革プランの進捗状況について、ご質問がございました。



社会体育施設については、議員ご指摘のように、指定管理者制度の導入ということで、取り組みを進めております。現在も、その方向については、変更はございません。

ただ、その指定管理の指定先につきまして、私どもとしましては、指定先をNPO法人であります宿毛市体育協会の指定を念頭においた検討を進めるおるところであります。

そういうことで、計画の中には、集中改革プランの中では位置づけをしておりますけれども、市としましては、一日も早く、そういうふうな専門的な指定管理者をお願いしまして、適正な施設管理とともに、市民スポーツの振興を積極的に展開していただきたいというふうな思いを持っておりますけれども、まだ体育協会の方が、この指定管理者となるべき条件整備が、まだ整っていないということから、今はその取り組みの推移を見守っているおるところであります。

先日も、体育協会におかれましては、先日、幡多の関係市町村、先進地の視察もして、早急な指定管理者の受け入れに向けた取り組みがなされておるといことでありますので、今後につきましても、積極的な情報交換をしながら、一日も早く、きちっとした方向でこの施設管理、スポーツ振興が図れるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 学校教育課長、中川議員の質疑にお答えいたします。

一般会計の議案第13号別冊、125ページ、款項目、9・6・1の1節の報酬336万円のところの説明なんです、議員が言われますように、平成20年度から所長、それから指導員、それから補導教員3名の体制で進もうとしております。

内容的には、所長、それから指導員、非常勤ということで、非常勤の特別職の報酬のところでも、条例改正をさせていただいてますが、非常勤で週28時間、3日半ということになります。2人の所長と、非常勤の指導員と補導教員の3名体制で、青少年の非行いいますか、健全な育成補導に対応していきたいと考えてます。

所長につきましては、月額15万円、指導員につきましては、13万円です。非常勤職員です、週28時間勤務の中で、夜間とか早朝とか、それから土日の対応とか、効率的な対応をしてみたいと思います。

なお、管理体制いいますか、体制的には、財務会計を含めまして、学校教育課で対応をしてみたいです。したがって、今回、2月の教育委員会の定例会におきまして、宿毛市教育委員会事務局組織規則、これによりまして、学校教育係の中に、育成センターの配置いいますか、の改正をしております。

それと、議員ご指摘の宿毛市青少年育成センター設置条例施行規則、ここにつきましても、改正をして、今の体制のように改正をしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 再質疑をいたします。

生涯学習課長から説明もありました委託費の関係でございますけれども、増額の原因といえますか、理由はよくわかりました。

ただ、次年度、この20年度におきまして、指定管理者に向けての検討を進めているということでございますけれども、先ほどのご説明では、体協ということでございまして、この5つのすべての施設を宿毛市体育協会に指定管理者をやっていただくということを念頭に進められておるといことでございますが、市民の中には、いろいろ参入したいという、そういう方もおられるかもしれませんが、一応、先ほどの説

明でいうと、公募は念頭にないと。公募する考えはないというふうに理解してよろしいのかどうか、そこら辺だけ、ちょっとご説明、もう一度お願いしたいと思います。

それから、青少年育成センターの報酬の件でございますが、よくわかりました。ただ、規則の改正がされておるのであれば、なるべく早く、我々、インターネットを通じて、規則等見ておるわけございまして、ぜひ早めに改定をしていただきたいなというふうに思います。それは要望しておきます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君） 生涯学習課長兼文教センター所長。

その指定管理者制度導入にかかわる公募の意思はないかという質疑であります。担当課としましては、基本的な考え方としまして、市民スポーツの振興ということが、適切な施設管理とともに、大きな柱であるということから、宿毛市体育協会は、市内で各種スポーツに取り組まれておる方々が、ほとんどの方が入って組織している団体であるということから、やはり、宿毛市体育協会は、一番、スポーツに取り組んでおられる方々のニーズとか、要望とかいうものを、一番、適切に把握して、スポーツ振興策として、タイムリーに生かしていただけるような団体ではないかというふうな思いから、これまで指定管理については、宿毛市体育協会を指定管理者としたいというふうな思いで取り組んできた経過がございますので、説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（宮本有二君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

-----

午後 2時30分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、先ほど、休憩前の中川議員の質疑に対して、生涯学習課長が答えました件について、少し訂正を、私の方からさせていただきたいと思います。

指定管理者の件がございました。この指定管理者の公募にするか、指定にするかというふうな話については、まだ市長部局の方では決めておりません。

私自身の気持ちとしては、生涯学習課長、体育協会という個別の団体名を出しておりますが、これはまだ決まっていないことでございます。できましたらば、我々としては、市内の方にやっていただきたいという気持ちは持っておりますが、これが公募でいく、指名でいくというのは、まだ決まっておりませんので、その点については、これから内部部局で、少しきちんと方針を決めますので、その点につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、浅木でございます。

質疑も大分長くなってお疲れのところではございますが、今しばらく、よろしくご答弁の方をお願いいたします。

私が質疑いたしますのは、今度出されております議案の中の第13号議案、15号議案、18号議案、29号議案、31号議案、この5件でございます。

まず、最初に、第13号議案、平成20年宿毛市一般会計予算、これについてお尋ねいたします。

この予算書の64ページですが、64ページの中の第3款1項2目19節、住宅改造支援事

業費補助金、これが本年度は199万8,000円になっております。

昨年度は、66万6,000円でしたが、大幅に3倍にふえております。この点につきまして、それは需要を求めるものが多かったためにふえたのか、それとも支給内容、基準が変わったのか、それをお知らせ願いたいと思います。

続きまして、同じ議案の72ページ、第3款5項1目、この中の19節でございます。

この中に、部落解放同盟幡多地区協議会補助、これが39万9,000円予算化されております。これにつきましては、私どもは、こういった特定団体への補助金については、廃止すべきだということを主張しておりましたが、連年計上されているわけでございます。

昨年度は、42万1,000円でしたので、若干の削減はあるわけですが、引き続いて計上されている。

この全面廃止ができない理由について、お尋ねいたします。

それとあわせて、PTAの宿毛市連合会への補助金が、全体で15万2,000円予算化されているわけですが、それよりもはるかに多い金額が計上されているということで、非常に問題あると。

それと、削減率におきましても、宿毛市老人クラブ連合会、ここも削減はされておりますが、これが14パーセント削減されていると。しかし、この解放同盟への補助金は5.2パーセントで、削減率が5.2だと。なぜこういうふうな状況になっているのかということを知りたい。

それから、補助金の使途について、どういふふうに使われるのかについて、お尋ねいたします。

続きまして、5款1項3目、87ページでござ

います。この中の農地・水・環境保全向上事業、これですが、529万1,000円予算化されております。この事業内容と、どの地域で実施されているかについて、お尋ねいたします。

続いて、113ページ、第9款第2項2目18節の中に、先ほどの議論にもありました自動体外式除細動器、AED、これが270万予算化されております。これについては、これまでとはめておりましたが、今度、全校へ入れるということですが、既に入っているところで、どのように使用された実績があるのかどうか。

それとまた、これを使用する研修等について、どう取り組むのかについて、お尋ねいたします。

それから、114ページ、9款2項3目13節委託料でございます。

一般質問の議論でもありましたが、これは小筑紫小学校の建築に関する予算でございますが、今度の一般質問の議論の中、そして私も12月議会の中でも問題点を指摘しておりますが、小筑紫中学校の現在の敷地内に建設する予定での予算と思うわけですが、地域との話し合いも含めて、まだ建設場所が決まってない中でこういう予算を組んでも、今後、建設場所が変更になった場合はどうなるのか。こういうことについて、お尋ねいたします。

次に、129ページ。12款1項1目17節、宿毛市土地開発公社保有地購入、これで2億2,000万円予算化されておりますが、これまでと同じような措置はしてきたわけですが、今回の内容について、物件の場所、それから数量、金額、こういったものについて、お示し願いたいと思います。

続きまして、議案第15号別冊、平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算、明細書の中ですが、これの16ページ、第1款2項2目19節負担金補助及び交付金。この中に、

今度初めて幡多広域租税債権管理機構負担金、こういうものがあがっております。607万5,000円という金額があがっているわけですが、これについて、これまでも議会内で議論はしてきたわけですが、これの分担の根拠、分担金が出された根拠、それとあわせまして、他の町村での負担金。宿毛の負担金はこれだということですが、他の市町村での負担金、これについてお示し願いたいと思います。

続きまして、議案第18号別冊、平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計明細書、この中の資料の12ページの部分です。

この中に、一般職。この資料の中に、給料については、54万4,000円減になるが、総額において。手当においては、117万8,000円の増になるというふうになってます。下の内訳を見ると、夜間勤務手当が非常に多くなっていると。61万4,000円ふえているということで、これはなぜこういうふうになるのか。労働条件とのかかわりでご説明願いたいと思います。

予算書関係は、以上です。

あと、条例関係で、お尋ねいたします。

議案書の34ページ、第29号議案、これの35ページはいいですが、36ページ、この中身は、宿毛市後期高齢者医療に関する条例、この内容でございます。

この中の、私が問題にいたしますのは、36ページの罰則規定の問題です。

この後期高齢者については、これまでも私も議会で取り上げ、この制度が発足するについて、非常に怒りは大きいと、一般質問でも取り上げてまいりましたが、この条例の中では、第6条、罰則、被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであったものが、正当な理由がなく、法第137条第2項の規定に

より、文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられて、これに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処するとなっているわけでございます。

過料、別な言葉で言いかえれば罰金でございます。

ほかの国保等の規定の中にもありますが、今度できる75歳以上の人は、高齢者の方でございます。なかなか内容がわかりにくい。そしてまた、頑固と言ったら失礼でございますが、なかなか職員が話しても、「うん」と言うてくれん場合もあるかと思えます。いろいろな場合が想定されますが、こういった高齢者の部分にまで、罰則規定をつくったことに対して、疑問に思うわけでございますが、これに対する説明をお願いいたします。

それから、議案書の53ページ、36号議案でございます。

これは、宿毛市教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この中身は、これまで特別職、収入役制度はもうなくなりましたので、市長と副市長、そしてまた教育長、この3役が該当するんじゃないかと思えますが。

これまでは、全勤務期間、4期やれば4期、終わった時点で払ってた。退職金は払ってたものを、今度は4年なら4年の任期が終了した時点で、その都度払うということになるんだろうと思うわけですが、こういう方法を導入したのは、なぜなのかと。

それと、2番目に、他の市町村では、こういう規定をどう取り扱っているのかということ。

それと、もう1点は、現在の市長、1期目が既に終了したわけでございます。この退職金に

についてはどうなるのかと。補正予算で処理するのか、2期目の末まで待つかわからないので、その部分についてお示しをいただきたい。

以上で1回目の質疑を終わらせていただきます。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 福祉事務所長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、64ページ。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害者福祉費、第19節の住宅改造支援事業費補助金についてでございますが、この補助金は、在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にし、家族の負担を軽減するために住宅の改造を行う場合に、その一部を助成するものでございます。

1件当たり66万6,000円を上限としておりまして、19年度の当初予算は、1件分で予算計上をしておりましたけれども、その後、追加申請がございまして、2件の補助金を19年度は支出しております。

今回、その実績に基づきまして、平成20年度におきましては、3件分を想定し、3件分の199万8,000円を、今回、当初予算に計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 人権推進課長。

○人権推進課長（土居利充君） 人権推進課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

私ごとで大変申しわけございませんが、声帯をちょっと傷めておりまして、お聞き苦しいとは存じますが、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算、72ページ、3款5項1目19節部落解放同盟幡多地区協議会補助金39万9,000円の補助金について、お答えい

たします。

補助の内容でございますが、この補助金につきましては、平成14年3月末の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効により、特別対策としての同和行政は終了し、残された課題の解決については、一般対策に移行されておりますが、現在もなお、差別などの課題は残されており、解決に向けた取り組みが必要であります。

このような中であって、部落解放同盟幡多地区協議会は、部落差別やあらゆる差別の問題、人権問題の解決と、人権と福祉の確立された共生社会の実現のために、活動を行っております。

宿毛市といたしましても、同和問題の解決のためには、部落解放同盟幡多地区協議会の事業に対しまして、部落解放同盟幡多地区協議会の事業費の補助として、支出をいたしておるものであります。

補助対象の内容といたしましては、四国地区人権教育研究集会等への参加、研究発表事業や、人権と福祉のまちづくり推進事業、各種相談、自立支援事業等の事業に対し、補助を行うものでございます。本年度の幡多地区市町村補助金等審議会で審議をされまして、宿毛市からの補助金が決定されております。39万8,800円となっておりますので、この39万9,000円を予算計上させていただいたものでございます。

なお、この補助金につきましては、今後も幡多地区市町村補助金等審議会で審議されるものと考えております。

補助金の支出の根拠といたしまして、地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附または補助することができるということになっております。

同和問題の解決のために、部落解放同盟幡多

地区協議会の事業に対して、事業費を補助して支出しているものであります。

この市町村につきましては、幡多地区6市町村の担当課長で組織する幡多地区人権行政所管者協議会で、事業内容について詳細に審議をされ、その結果を幡多地区市町村補助金等審議会に報告がされております。

そして、幹事会の審議を経て、市町村長の出席する審議会で決定されております。

また、この補助金につきましては、幡多地区人権行政所管者協議会で毎年、事業実績について、精査をしている状況でございます。

補助率の削減について、お答えをいたします。

平成18年度につきましては、34万4,000円の減額、約12.7パーセントの減となっております。19年度におきましては、39万7,100円の減額で、16.8パーセントの減額。本年20年度におきましては、8万7,200円の減額、4.4パーセントの減額の補助となっております。

その結果といたしまして、事業として実施しております補助対象分なんかにつきましては、精査の結果、返還なんかをいただいた年もございます。

お答えになってないかもしれませんがけれども、以上で質疑のお答えとさせていただきます。

失礼いたします。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般会計予算のページ87ページ。5・1・3、19節の負担金補助及び交付金の中の、農地・水環境保全向上対策事業補助金529万1,000円計上してありますが、これの実施地区及び内容ということですが、この事業は、19年度から、

議員もご承知のとおりと思いますが、23年度までの5カ年の事業です。

現在、各地12地区、組織、一生懸命取り組んで来てます。その実施地区につきましては、宿毛地域で5地区、錦、中角、和田、二ノ宮、高石です。それから、小筑紫地域で、福良、伊与野、小三原。それから、橋上で1地区。それから、山奈地域で山田と芳奈。それから、平田で黒川地区が取り組んでます。

その事業の内容は、共同活動ですので、農家の方と市民の方が清掃、草刈りとか、溝の掃除したり、それから水路を修繕したりとか、いろいろ組織で対策が違いますので、基本的には、そういう形のを、地域の皆さんで共同でやっています。

それと、もう一つは、環境保全の取り組みとして、黒川の方では、ホテルを生息させるような取り組みをしてくれてます。それは、休耕地を皆さんが、もう休耕じゃいかんということで、耕地に変えて、それ以上にまた、そのホテルを生息するように水路をつけて、ホテルの生息する地域にしようというような取り組みをしてくれてます。

ほかの地域も、和田なんかは花を植えて来てます。ほかの地域も、ほとんど花が多いがじゃないのかと思いますが、ホテルもやってくると、ほかにもあるという話も聞いてますが、それぞれ地域の皆さん、この事業の交付金を活用して、環境保全も取り組んでますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 学校教育課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、ページ数113ページ。款項目、9・2・2の18節備品購入費の中で、

自動体外式除細動器の購入経費270万の内容  
いいですか、使用実績とかありましたが、こと  
なんです、目的につきましては、午前中で松  
浦議員の質問にお答えいたしました。

この270万につきましては、市内の小学校  
9校に設置をするものであります。

それと、今まで、1校、小学校には設置して  
おりました。その使用実績ということですが、  
幸いにしまして、現在までの使用実績はありま  
せん。

それと、今後、導入に当たりましては、教職  
員全員に対しまして、使用等の研修をしてまい  
りたいと考えてます。

それと、同じく114ページの9・3・2の  
13節委託料、2,321万4,000円のご  
説明ですが、学校建設場所につきましては、昨  
日、市長、教育長の答弁でもありましたように、  
今後、地元保護者の皆さんと話し合っ、設置  
場所を決めていきたいということです。

したがいまして、今回は、そのための校舎、  
体育館、それから地質調査、それから技術教室  
とか部室とか、そういうものの委託設計と、ボ  
ーリングであります、今の時点では、この予  
算の中で対応してまいりたいと考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、5番議  
員の議案質疑にお答え申し上げます。

議案第13号別冊、平成20年度宿毛市一般  
会計予算、129ページ。12款1項1目土地  
取得費の、宿毛市土地開発公社保有土地購入費  
として、2億2,000万円計上いたしてあり  
ますけれども、この場所、数量、及び金額とい  
うことでございます。

本予算につきましては、平成18年度より4  
年間で土地開発公社の健全化計画に基づきまし  
て、計画的に市が取得をするということになっ

ておりまして、平成20年度は、面積で2,4  
27.05平方メートル、金額は2億2,00  
0万円でございます。

場所は、福祉センターの隣にございます宿毛  
市高砂5383番地61というふうになってお  
ります。

続きまして、議案第36号、議案書で見ます  
と53ページでございます。

宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間  
等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職  
手当に関する条例の一部を改正する条例につい  
てでございますけれども、ご質問議員おっしゃ  
いましたように、本議案につきましては、これ  
まで市長、副市長等の特別職及び教育委員会教  
育長の退職手当につきましては、退職時に支給  
するということになっておりましたけれども、  
任期が長期にわたりますと、退職時に支払いを  
する退職手当の額がかなり多額になってまいり  
ます。

したがいまして、本市の厳しい財政状況から、  
今後の財政見通しを立てていく中でも、一定、  
期ごとに退職手当を支給した方が、財政見通し  
が立てやすいということ。それとあわせて、一  
時期に多額の予算を計上しなくても済むとい  
うことから、今回、各期ごとに支給をさせていた  
だくというふうをお願いをいたしております。

それで、他の市町村の状況でございますけれ  
ども、高知県につきましては、任期ごとでござ  
います。それから、県下11市の中で、通算を  
して、退職時に一括して払っているのは宿毛市  
と土佐清水市のみでございます。そのほかは、  
すべて任期ごとに支給をいたしております。

それと、3点目の現中西市長が既に1期目を  
満了いたしておりますけれども、その1期目の  
退職金はということでございますが、この条例  
そのものの適用が本年の4月1日からの適用に  
なっておりますので、遡及して支給するという

ことはできませんので、次の任期に際して2期分を支給するということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 税務課長。

○税務課長（美濃部 勇君） 税務課長、5番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算、16ページ、1款2項2目19節幡多広域租税債権管理機構負担金607万5,000円の積算根拠とのご質問でございますが、平成20年4月から、幡多広域租税債権管理機構が設立されます。

宿毛市から機構へ100件移管予定のため、負担金として計上させていただいたものでございます。

移管税額といたしましては、8,500万を予定しております。そのうち、市税の移管金額4,573万9,000円、率にいたしますと55パーセント、国保税の移管金額3,926万1,000円、率にいたしますと45パーセントとなっております。

各市町村が負担すべき幡多広域租税債権管理機構の経費といたしましては、5,400万円を予定しております。

幡多地区6市町村での移管件数は400件を予定しており、1件当たりの移管金額は13万5,000円となります。

宿毛市は100件移管する予定としておりますので、移管する経費としては1,350万円必要となります。

宿毛市からの移管税額8,500万円の45パーセントが国保税ですので、移管経費1,350万円の45パーセント、607万5,000円を国保分として予算計上させていただいたものでございます。

残りの金額につきましては、一般会計2款2項2目19節賦課徴収費に55パーセントの金

額、742万5,000円を計上させていただいており、国保会計と一般会計を合わせた負担額は1,350万円となっております。

他の市町村の幡多広域租税債権管理機構への負担金はとのご質問でございますが、各市町村の負担金の金額はわかりますけれども、国保会計と一般会計に区分した負担金はわかっておりません。

各市町村の負担金といたしましては、四万十市2,025万円、土佐清水市945万円、黒潮町675万円、大月町337万5,000円、三原村67万5,000円、それに宿毛市の1350万円を合わせますと、負担金額は5,400万円という金額となっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 千寿園長。

○千寿園長（村中 純君） 千寿園長、5番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算、12ページ4の給与費明細についてですが、前年度に比べて、給与が減額になっているのに、職員手当が増額となっているのは、どのような理由かというご趣旨のご質問であったと思いますが、給料につきましては、本年度寮母1名の退職があり、4月1日付で寮夫を1名、新規採用する予定となっております。

その給料の差額によりまして、減額になったものであります。

それと、職員手当の増額につきましては、人事異動に伴う増減が主となっております。職員の勤務体制については、昨年度と変わっております点はありません。

ただ、夜勤手当につきましては、昨年度、寮母が育児休業をとっておいりましたので、その間、臨時的職員で対応してまいりました。今回、その寮母が、本年度、復帰しましたので、その分



が増額となったものであります。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第29号、議案書の34ページであります。

宿毛市後期高齢者医療に関する条例に罰則を定めているが、適当でないのではないかとのご指摘です。

この規定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第171条第4項の規定を根拠としておりまして、内容といたしましては、保険料の徴収業務において、正当な理由がなく、資料の提示や提出をせず、また、虚偽の答弁や質問に応じないなど、悪質な場合に過料を科すことができるとされているものでありまして、行政上の秩序を維持するためには、必要な規定であります。

同様の規定は、国民健康保険条例、介護保険条例にもございますが、この規定を適用して、過料を徴収したという事例はございません。

これは、担当者がわかりやすく、丁寧に説明をし、協力をお願いしてきたことと、それから、市民の皆さんのご理解によって、こういった規定を適用せずに、事務が執行されてきたものというふうに考えておりますので、後期高齢者医療の事務におきましても、同様に、市民の方にわかりやすく、しかも丁寧に説明をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） それぞれご丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。ほとんどの面でわかりましたが、まだ不十分な面もありますので、再質疑をさせていただきます。

す。

72ページの一般会計予算の、これについて、先ほどの課長の答弁、ものの考え方は私と違う、これはここでは言いませんが、先ほどの減額、減った説明ですね、これについて、パーセントを示されましたが、これは、課長の言うたパーセントでいいのかなという気がします。

18年度の額が45万4,000円、19年度の予算額は42万1,000円、そして今度の額が39万9,000円ですので、今、ここに計算機がないので、すぐはじけませんが、示してもろたパーセントは、数字が大きいような気がしたんですが。それでよければ、もう答弁は必要ないですが、もし間違うとったら、訂正してもろたらと思います。

それから、予算関係はもうそこだけです。

29号議案について、今、説明は受けました。中身はわかりました。ほかの国保や介護にも、規定にも同じものがあることは私も承知しておりますが、後期高齢者ということで、75を過ぎた人に対して、こういった、もの見方によったら、職員の指示、文書を出すとかいう指示、そしてまた、十分な返答をしなかったら、10万円の過料に処すよという条項を入れること自体に、僕は非常に疑問を感じるわけです。

どうせんでも、こういうことで非常に年寄りの方が、75歳以上の方が困っている状況の中で、こういうことまで書かなくてもいいんじゃないかなと思たんで、質疑させてもらったわけでございます。

答弁があれば求めますが、これ以上は考え方の違いになるので、議論しません。

それから、36号の分について、中身の説明、十分わかりました。現在の市長の退職金については、2期目の終わりに払うということですので、わかりました。

それとは別に、もう1つだけ確認させていた

だきたいんですが、現在の市長、副市長とか教育長を疑うことは、こういうことは全くございませんで、これからの話、その分、今後のこの条例が20年、30年続くかもわからん、そのことも含めての長い話の中で理解してほしいんですが、これまでも、例えば在職中に何らかの形で長が犯罪を起こした場合、退職金の没収とか、差し押さえとか、いろいろなものがあつたわけです。

こういうことがある場合に、1期ごとにもらっておけば、それはもうさかのぼることがないのかなというふうな感じもあるわけです。

例えたら悪いですが、全国各地で長がいろいろな形で汚職して、退職金がとめられる、こういうことがあるわけですので、その面で、恐らく在職中の場合、その任期中の場合は、その任期の退職金等については、とめるということは可能だと思いますが、もう既に支払ったものについてまで、遡及するようなことが、この条例をこうすることによってできるのかできんのか、そういうものの考え方ですね。

今の人を、繰り返しますよ、疑うということではないんですが、今後の長い市政の中で、そういうことが起こった場合に、どうなるのかということについて、なお確認させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君） 人権推進課長。

○人権推進課長（土居利充君） 人権推進課長、5番、浅木議員の再質問にお答えします。

削減率、私、誤って4.4と申しましたけれども、正確には、浅木議員がおっしゃる5.2パーセントが正しいもので、訂正させていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、浅木議

員の再質疑にお答え申し上げます。

特別職が任期中に何か不祥事があつたときに、その支給した退職金がどうなるのかというご質問でございますけれども、そのような想定をしてのご質問については、ちょっとご答弁をいたしかねますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 先ほどの答弁で了解いたしましたので、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 質疑をいたします。

もう簡単にやりますので。

20年度一般会計の90ページです。90ページに、荒瀬山生活保全遊歩道管理というのが23万出ておりますが、はや、この遊歩道そのものを知らない同僚議員もおいでではないかと思ひますし、また、数おる同僚議員、そして執行部の皆様方の中でも、この遊歩道を果たして1周した方がおるかなという気持ちの上で、ご質問をさせていただきたいと思ひます。

これは、何年か前に、県の主導で1億円余りの予算を入れて実行した公園でございますけれども、私の見かけるところでは、非常に市民の利用率が低いと。しかし、つくった限りは、維持管理をしなければならぬ。しかし、残念ながら、延長が長いもんですから、あの林道の遊歩道、23万や50万ではとてもじゃない、市民がよく管理ができておるねという内容の管理はできないのが実情だと思います。

きょう、こういう質疑をしたいために、私は山へ行きましたけれども、残念ながら歩けません。そこで、大変苦勞しております担当課長のお気持ちを察してお伺ひするわけでございますが、課長が、市民の皆様方が子どもを連れて楽

しんでいただける遊歩道に管理するのであれば、およそ1年間、どれくらい予算が欲しいかなというところをお聞かせさせていただきたいと思います。

というのは、今度、市長がお力を入れられまして、金比羅さんの山道もやろうということになっておりますし、芳奈の運動公園へも散策道ができましたし、そういう物件がたくさんふえてきますので、そういうこともかんがみて、つくれば、こういう維持管理費がかかりますということを、同僚議員、そして執行部の皆様方にも十分知っておく必要があると思いますので、お伺いいたします。

次に、114ページ、小筑紫の統合小学校の件でございますが、もう大変、いろいろなお話が出ましたが、肝心なところがまだ答えて、聞いておりませんので。

この小筑紫の総合の小学校の面積、そして小学校体育館の面積、それから構造、どういうふうな構造であるか。それから、体育館は、階数、2階か3階か。または平家か。とにかく、一応、概算予算をつくるために、考えておる規模をお知らせしていただきたいと思います。

そして、小学校の地質調査というのが840万で出ておりますが、岡崎議員も浅木議員も心配をしておりましたのは、市民の合意が得られなくて、場所を変わった場合、その執行体制はどうなるかということをお心配しておったようでございますが、恐らくこれは、市民の同意を得ないうちに、ボーリング調査なんかはしないだろうとは思いますが、この840万の内訳、地質調査の内訳、例えばボーリングを何メートルを何本ぐらいやるがだとか、どういう調査をしたいのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点、20年度の分で、議案第22号の国民宿舎「椰子」でございますが、こ

れはわかりやすく言いますと、年間6,972万9,000円、約7,000万、年間建築費を、我々の一般財源から払っておりますね。借金を、7,000万の借金を払う物件を、建物を900万で借りてもらっておると。しかも、その上に、50万以上の建物の修繕費用は、全部こちらがもちますよということになっておりますので、一般的な商取引、市民感覚で考えたら、とてもじゃない、考えられない内容で賃貸借してもらっておるわけでございますけれども、これは今までの行きがかり上、これが最高の方法だろうということで、けんけんごうごうした中で決まったことでございますので、異議を申し上げるわけではございませんけれども、こういう厳しい中から言えば、やはりそれにかかる修繕費については、そうとう厳しい査定をしてやらなければならないと思います。

一昨年は、昨年ですかね、900万の家賃をもらいながら、1千数百万円かけてボイラーを直したと。ことしはまた、250万の空調の修理と、100万の修繕料というのが計上されておりますが、この250万の空調の取りかえ工事、全館取りかえすれば単価が安過ぎると。それかと言うて、一部分にしたら、余りにも高過ぎる。果たしてこの250万という金額に、多少、疑義を持っておるわけでございますが、どういところからこの250万が出てきたものか、ご説明をお願いいたします。

1回目、終わります。

○議長（宮本有二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、15番、西村議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊の、平成20年度宿毛市一般会計予算の90ページ、5款2項1目の13節の委託料の中の荒瀬山生活環境保全林の歩道の管理の委託料23万の件でございますが、ありがたいお話ですが、実は、これはもう議員の

おっしゃるとおり、これぐらいのお金で維持管理していくのは困難な話です。

今、うちが管理しているのは、この延長4キロの間を草刈りをしています。

草刈りの、刈る計画に当たりますと、一番草の茂る春先とか、皆さんが山にあがっていただけるところを見はかろうと、年1回管理しているという状況です。

それで、確かにあれを、あこをどんどんどんどん人が利用して、行って利用してくれようかという、限られた人数の方ですので、なかなか予算としても立てにくいというところはあろうかと思えます。

そこで、議員がおっしゃるように、年間どれくらい予算があったら、そこそこの歩道としての管理していける状態なのかということであれば、春先と夏の過ぎたころの2回ぐらいのものがあれば、まあまああがっては行けるのではないかと思います。

あとは、できれば、担当課としては、2回分ぐらいのものをお願いできたらとは思いますが、何せ、利用率の関係がありますので、そこら辺は、うちの方としては、そこら辺を踏まえて、予算査定を受けるときには、要望はしていきたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 学校教育課長、西村議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、ページ数の114ページの委託料、款項目、9・2・3の13の委託料の内容ですが、先ほども若干説明させていただきましたが、地質調査委託料としまして、小学校の校舎の本体と、体育館の建設場所を地質調査といたしましては、840万を計上させていただきます。

この内容につきましては、深さが20メートル、それから箇所数については6カ所を予定しております。

それと、今、きのう、おとといの質問でもありましたが、木造住宅ではどうかというご質問もありましたので、そこも含めて、今後、地域の皆様と話しまして、木造にするか、鉄筋コンクリートにするかということは、今後また検討してまいります。

現在のこの予算につきましては、校舎につきましては、木造の1階建て、1,000平方メートルを予定しております。

それから、体育館につきましては、900平方メートルの鉄骨づくりを想定しております。

よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立田 明君） 商工観光課長、15番、西村議員の議案質疑にお答えいたします。

私もちょっと、のどがやられてまして、申しわけないですけども。

議案第22号別冊、平成20年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算の8ページ、第1款1項1目15節で、工事費の中で、空調設備の改修工事費として250万円を計上させていただいております。その内容について、お答えいたします。

国民宿舎の空調施設につきましては、平成7年の9月のオープンから12年が経過し、経年劣化や塩害によりまして、不具合が発生しております。メーカーの定期メンテナンスにおいても指摘を受けておりまして、このまま放置できない現状とはなっております。

その中で、「椰子」全体では、合計、1つで賄っておるということではなくて、3系統の空調機が設置されております。

その中で、腐食等が激しく、早急な修繕が必

要な、今回、三、四階部分の客室をカバーしておる空調機の修繕を予算計上させていただいております。

なお、この250万円につきましては、今回の250万円につきましては、先ほど議員さんおっしゃいました、毎年の900万円の使用料の中から、「椰子」の施設整備等に要する経費の財源に充てるため、200万ずつ積立をしております。

その積立基金からの繰入金により、工事を行うものでございます。

なお、250万円の価格の問題ですが、250万ありきではなくて、事業実施に際しては、なるだけ安価で、効率的な工事ができますよう、努めてまいります。

以上です。

○議長（宮本有二君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 公園の遊歩道の件は、課長のご苦勞もよくわかりましたので、もうこれ以上は聞きませんが、とにかく同僚議員も執行部の皆様方も、いい遊歩道ができておりますので、課長に免じて、ぜひ一度はピクニックに行っていただきますように、私からもよろしく願いいたします。

続きまして、「椰子」のこの空調の件でございますが、今、課長が申されたようなことでございますので、十分、吟味はしておると思いますので、これ以上は申しませんが、市長にひとつお願いしておきたいと思っております。

今、課長の答弁の中で、そのメンテについて、メーカーの方に見ていただいたと。そして、三、四階は、今回は取りかえしたいということでございますが、えてしてメーカーが一たん、こうして首突っ込むと、どうしても私んところがやらないといかんというふうな話に、こじつけてまいるのがメーカーでございます。

知った限りは、絶対、仕事にして帰るぞとい

うのがメーカーでございますけれども、やはり、今、宿毛の電気屋さんは大手に押されて、大変な時期です。宿毛に住んで、宿毛に税金を納める方々に、この空調、放送設備、デジタルの調査等々は、ぜひともよろしく配慮の方をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、小筑紫の学校の件でございますが、言わんとすることはよくわかりました。これ以上は申し上げませんが、ただ、ボーリング調査が20メートル6カ所で840万、それだけですか、この840万の中身は。大体が。

と申しますと、今、どういう根拠でこういう数字が出たかわかりませんが、あそこは埋立でやわいところですから、恐らく30メートルくらいは掘削せんと、岩盤まで行き当たらんのではないかと思います、30メートルをやっても、大体、山でやったり、道路から離れたところでやったり、辺鄙などでやれば、1メートル2万5,000円から、2万円から2万5,000円ぐらいかかるがです。工事費が。

ああいうトラックでいって、そのままやれるところは、大体、1万5,000円出したら、喜んでどこでもやります。

それで、6カ所というのはいいと思っております。学校は長いですから、両サイドと真ん中。体育館も大きいですから、両サイドと真ん中、合わせて6カ所はいいと思っておりますが、それで、今、20メートルということでございますので、最高の単価を2万円打っても、1本が40万。四・六240万くらいで十分、喜んでやれる単価ではないかと思っておりますので、もう一度、そこら当たりを吟味していただくようお願い申しまして、私の質疑終わります。

○議長（宮本有二君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

議事の都合により、議案第55号を先議いたします。

おはかりいたします。

「議案第55号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第55号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第55号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第55号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、「議案第55号」は、これに同意することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号」の28議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号」の28議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第28号から議案第54号まで」の27議案は、お手元に配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、3月13日、及び3月14日並びに3月17日の3日間、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、3月13日、及び3月14日並びに3月17日の3日間は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

3月13日から3月17日までの5日間休会し、3月18日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時55分 散会

## 議案付託表

平成20年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (21件)	議案第28号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
	議案第29号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定について
	議案第30号	宿毛市立学校施設整備等基金条例の制定について
	議案第32号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第38号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	宿毛市財産条例の一部を改正する条例について
	議案第41号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第44号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議案第46号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	こうち人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びこうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について
	議案第51号	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約を廃止する規約について
	議案第52号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
	議案第53号	高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
	議案第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

産業厚生 常任委員会 ( 6 件)	議案第 3 1 号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の制定について
	議案第 4 3 号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 5 号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 7 号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 8 号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第 4 9 号	宿毛市妊婦健康管理手当条例を廃止する条例について



平成20年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第14日（平成20年3月18日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第54号まで及び議案第56号

（議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号、討論、表決）

（議案第28号から議案第54号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第6号外1件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 宇和島市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書の提出について

意見書案第2号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

第5 議案第57号及び議案第58号

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

議案第57号 市長の専決処分事項の指定について

議案第58号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する規則について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第54号まで及び議案第56号

日程第2 陳情第6号外1件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

日程第5 議案第57号及び議案第58号

----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	夕 部 政 明 君
次 長	岩 本 昌 彦 君
議事係 長	岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
企 画 課 長	岡 本 公 文 君
総 務 課 長	出 口 君 男 君
市民課長補佐	山 内 直 美 君
税 務 課 長	美濃部 勇 君
会計管理者兼 会 計 課 長	安 澤 伸 一 君
保健介護課長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	土 居 利 充 君
産業振興課長	茨 木 隆 君
商工観光課長	立 田 明 君
建 設 課 長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	沢 田 清 隆 君
上下水道課長	頼 田 達 彦 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 島 正 樹 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 野 正 二 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	野 口 孝 夫 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時13分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第54号まで及び議案第56号」の55議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前11時20分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号」の28議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号」の28議案を、一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第27号まで及び議案第56号」の28議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第28号から議案第54号まで」の27議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました議案審

査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第28号ほか20議案の計21議案であります。

議案28号は、宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定であります。

本案は、高知西南中核工業団地と宿毛湾港工業流通団地が重点的に企業立地を図っていくべき区域として、高知県の基本計画に位置づけられ、国の同意を得られましたので、一定条件を満たした企業に対し、固定資産税を5年間免除することで、企業誘致を促進しようとするものであります。

議案第30号は、宿毛市立学校施設整備等基金条例の制定であります。

本案は、平成9年に新規制定しました宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例を、寄附者のご遺族のご理解のもと、市内すべての小・中学校の教育振興や、施設整備に活用するために全部を改正し、新たに制定しようとするものであります。

なお、今回は、自動体外式除細動器AEDを、既に設置済の平田小学校を除く市内すべての小・中学校に設置する費用として、2,000万円のうち450万円を活用しようとするものであります。今後は宿毛市として、2,000万円に向けた積み立てを行う努力をする中でその利子については、従来どおり宿毛小学校の図書購入費に活用するものであります。

議案第32号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例であります。

主な改正は、「上下水道課」の名称を「水道課」に変更すること、及び市民課の分掌事務に後期高齢者医療に関することを追加しようとするものであります。

議案第33号は、政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改

正する条例であります。

主な改正は、改正商法により額面株式が廃止されたことに伴い、本市においても、語句を整理する必要が生じたために条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号は、宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

主な改正は、これまで書記1名体制で事務処理を行っておりましたが、事案の複雑化や件数の増加に伴い、併任により事務局体制を整備することで、事務処理の効率化を図ろうとするものであります。

議案第35号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

主な改正は、青少年育成センターの職員体制は、職員1名と中学校補導教諭1名の2名で事務を行っておりますが、平成20年度より市職員にかわって非常勤の特別職の所長及び指導員を配置し、非常勤2名と中学校補導教諭1名で青少年の育成事務を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号は、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、特別職及び教育長の退職手当を、これまで退職時に通算して支給しておりましたが、単年度の支出が多額になることから、任期ごとに支給しようとするものであります。

議案第37号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。

主な改正は、平成20年度に横浜市と人事交流を行うにあたり、派遣職員に物価を考慮した地域手当の支給をする必要があり、条例を整備しようとするものであります。

ちなみに、20年度に派遣する横浜市につい

ては、3級地であり、本市より派遣される職員に対して、給料月額などに100分の12を乗じた額が地域手当として加算されることとなります。

議案第38号は、宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、後期高齢者医療特別会計を新設しようとするものであります。

議案第39号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、本市においても条例を整備する必要が生じたので、この機会にあわせて、より簡潔な規定に改正しようとするものであります。

議案第40号は、宿毛市財産条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方自治法の改正に伴い、行政財産の貸付範囲が拡大されたことから、本市においても、同様に条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号は、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、休校中の鶴来島小学校及び同中学校が、平成19年度をもって廃校となるため、それぞれ条例から削除しようとするのであります。

議案第42号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、廃校となる鶴来島小学校及び旧弘瀬小学校をそれぞれ条例から削除しようとするものであります。

また、学校体育施設は、電灯使用の有無に係らず、一律の使用料となっておりますので、公平性を保つために、使用料と照明代を区別しようとするものであります。

議案第44号は、宿毛市国民健康保険条例の

一部を改正する条例であります。

本案は、後期高齢者医療に準じて、葬祭費の支給額を2万円から3万円に増額すること、及び特定健康診査の保健事業に加えることなどの改正をしようとするものであります。

議案第46号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例であります。

本案は、郵政民営化に伴い、郵便物運送委託法が改正されましたので、該当条文を条例から削除しようとするものであります。

議案第50号は、こうち人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びこうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約であります。

本案は、本年1月に高知市と春野町が合併したことにより、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、規約を改正する必要が生じたので、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号及び議案第52号は、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約を廃止する規約、及び宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定であります。

現在、本市では、規約を定めて宿毛西町郵便局において、住民票の写し等の発行を行っておりますが、郵政民営化に伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が改正され、新たに郵便局の指定等の手続きを中心とする規定として整備されましたので、規約を廃止するとともに、引き続き、宿毛西町郵便局で事務を行えるよう、同郵便局を指定するために、同法第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号は、高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少であります。

本案は、本年1月に高知市と春野町が合併し

たことにより、地方公共団体の数が減少しましたので、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更であります。

本案は、沖の島地区内の水道施設の統合、改良事業等を実施するにあたり、辺地対策事業債の変更を行うために、計画を変更する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

具体的な変更内容については、これまでの簡易水道の建設改良に加え、消火栓の設置並びに飲料水供給施設の整備を行おうとするものであります。

以上20議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第29号は、宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定であります。

本案は、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の事務などについて、法令及び高知県後期高齢者医療広域連合条例に規定されていない項目について、本市の条例で規定するものであり、具体的には、保険料の徴収、各種の申請や届出の受付など、本市において担当すべき内容などを規定するものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました21議案についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中川 貢君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案の審査結果を

ご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第31号から議案第49号までの全6議案であります。

まず、議案第31号、宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の制定につきましては、これまで、福祉医療費の助成として、小学校就学前までの乳幼児を対象に、医療費の助成をしていたものから、さらに対象を小学校卒業まで引き上げ、平成20年10月診療分から医療費の助成を実施すること、及び平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度の施行に伴う重度心身障害児・者医療費助成制度に関する改正で、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められまして、医療保険となったこと等によりまして、この条例の全部を改正しようとするものであります。

主な改正点につきましては、第2条の用語の定義で、児童を追加したことと、65歳未満及び老人保健法の規定を削除したものであります。

議案第43号、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年4月から、後期高齢者医療制度が実施されることに伴いまして、老人保健法が健康保険法等の一部を改正する法律により改正され、新たに診療報酬の算定方法が告示されたことから、この条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、第2条第3項の老人保健法に規定する部分を削除いたしまして、第4条第2項中の健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法を、診療報酬の算定方法に改める改正であります。

議案第45号、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、今回は、附則のみの改正でございまして、税制改正により、老年者非課税が廃止されたこ

とによりまして課税となり、介護保険料が大幅に増額となる被保険者に、平成18年、19年度について激変緩和措置を行ったところがございますけれども、この制度を平成20年度も継続して行おうとするものであります。

ちなみに、平成19年度の対象者は、708名となっております。

議案第47号、宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公共下水道整備区域の受益者負担金は、本年度、工事が完了し、公共下水道に接続できるようになった区域につきまして、翌年度賦課対象区域として、負担金をいただいております。

改正前の条文では、「当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ負担金」となっており、本年度工事を予定している区域を、本年度賦課対象区域として負担金を徴収する文面になっておりますので、その部分を削除し、「負担金」に改めるものであります。

議案第48号、宿毛市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成20年度から「上下水道課」が「水道課」に変更されることに伴い、関係条例の「上下水道課」を「水道課」に改めるものであります。

議案第49号、宿毛市妊婦健康管理手当条例を廃止する条例につきましては、この条例は、昭和44年4月1日より、妊婦の健康の増進を図ることを目的といたしまして、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度の世帯における妊婦に対して、妊娠時の健康診査にかかる経済的負担の軽減を図るものとして、1妊娠につき1回、8,000円を、健康管理手当として支給していたものでありますけれども、平成20年度からは、目的を同じくする妊婦健康診査にかかる公費負担を、これまでの2

回から5回に拡充しようとしておりまして、この手当以上の公費負担がなされることとなります。

また、本条例による支給実績としては、平成5年度3人、平成6年度1人、平成7年度2人となっております。これ以後12年間にわたり、申請者はおりません。

このことから、本条例の役割は終えたものとして、廃止をしようとするものでございます。

以上6議案につきまして、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、ご報告をいたします。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第28号及び議案第30号から議案第54号まで」の26議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第28号及び議案第30号から議案第54号まで」の26議案を、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第28号及び議案第30号から議案第54号まで」の26議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第29号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木でございます。ただいまから、討論を行います。

私は、本議会に提案されている29号議案「宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定について」、この内容について、委員長報告は可決ということですが、私はこれに反対する立場から討論をいたします。

この議案は、この4月から始まる後期高齢者医療制度に伴い、宿毛市が実施する保険料徴収や、窓口業務などの内容を定める条例案であります。

この後期高齢者医療制度は、いかに高齢者の負担を増大するむごい内容であるか、75歳以上を別保険とし、しかも医療差別を持ち込む不当なものであることは、私が昨年の12月議会の一般質問で指摘したところであります。

その後の経緯についても、1月16日に石川県の広域連合が行ったフォーラムで、厚生労働省の後期高齢者医療制度施行準備室の室長補佐の講演でも、本質が明らかになりました。

その講演内容は、現在の国民1人当たりの年額医療費が、75歳以上の高齢者が75万円、65歳から74歳の前期高齢者が35万円、65歳未満が15万円となっていることを説明し、医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者自身で感じ取っていただくことにした。

75歳以上の高齢者に、痛みを押しつける特別の保険をつくったことを強調しているわけでございます。

また、去る3月14日の参議院予算委員会では、厚生労働大臣が、後期高齢者の特性として、75歳以上になれば、病気治療の長期化や、幾つもの病気にかかる。あるいは、慢性化する。また、多くに、認知症の問題が見られる。そして、いずれは避けることのできない死を迎えるという内容の答弁をしています。この答弁を聞いても、やがて死を迎えるなどと、75歳以上の高齢者を社会の邪魔者扱いにし、新たに高額保険料を取る。医療はできるだけ受けさせないような新制度をつくったといえます。

これに対し、全国津々浦々から、この制度の中止と撤回、あるいは、見直しを求める住民運動が起こり、全国の自治体の約3割の議会が意見書決議をしております。

私たち日本共産党は、この国会で他の野党の皆さんと協力して、この後期高齢者医療制度の廃止法案を提案しているところであります。

日本社会の伝統は、77歳になれば喜寿、88歳になれば米寿、99歳になれば白寿、その他いろいろな形で長寿を祝ってきました。

私が子どものころのいろはカルタには、「年寄りいたわれ 親切に」の教えもありました。今も家計のやりくりが苦しいから、まず年寄りの病院代を減らそうという家庭はないと思います。

ところが、政府は、高齢者の医療費削減を言いながら、一方では、在日駐留米軍に年間5,000億円の財政支援をし、インド洋では、アメリカ軍などのために、無料給油を1,000億使っているわけでございます。

こうしたことをそのままに、後期高齢者医療制度を自治体に押しつけ、これを推し進める条例制定を求めているものであります。

さらに、この条例案の第6条には、市からの物件提出や、文書指示の命令に従わず、市職員の質問に答えない、またうその答弁をしたとき

には、10万円以下の過料としております。

対象者への過料の額は、市長権限で決定できることになっています。

多くの皆さんが、この後期高齢者医療制度には憤慨しており、このまま実施に入ればトラブルの発生も考えられます。腹をたて、文書を出さず、職員の質問に答弁しなかったら、「10万円以下の過料です」は権力的であり、この部分は削除すべきであります。

新制度がスタートすると、保険料を滞納すれば、75歳以上といえども保険証は取り上げる。担当する市職員への対応次第では、10万円以下の過料にする。まさに高齢者に対する二重にも三重にも、大変ひどい仕打ちだと思います。

黒潮町議会は、これと同じ議案を否決したと報道されております。宿毛市議会でも、この後期高齢者医療制度の諸問題をご理解の上、高齢者を10万円以下の過料に処すというこの議案に、ともに反対していただきたく、皆さんのご賛同を求めて、討論を終わります。

**○議長（宮本有二君）** 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第29号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（宮本有二君）** 起立多数であります。

よって「議案第29号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第6号外1件」の2件を一括議題といたします。

これより「陳情第6号外1件」の2件について



て、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

**○産業厚生常任委員長（中川 貢君）** 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情の審査結果につきまして、ご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、昨年の第4回定例会より継続審査になっております、二ノ宮地区地区長ほか4名から提出されました陳情受理番号第6号「市道二ノ宮野地線の改良拡幅について」、西町地区長から本定例会に提出されました、陳情第7号「西町遊水地の浚渫について」の2件でございます。

閉会中の継続審査となっております陳情第6号「市道二ノ宮野地線の改良拡幅」につきましては、市道二ノ宮野地線の二ノ宮1753の3地先から、同2120地先間は、狭隘で曲折している上、樹木が繁茂し、昼間でも暗く、安全性に問題があることから、以前よりこの区間につきましては、改良拡幅の要望が高かった路線でございます。

現在、陳情路線と接続しております平井蔵尾線は、高知県が平成21年に高石橋を架けかえる計画が進行中でございまして、地元としては、この機会に関係行政機関と連携して、橋梁工事に関連する迂回路線として、陳情区間の改良拡幅整備を求めているものでございます。

本委員会では、既に昨年9月定例会における陳情第5号の審査で現地を調査し、改めて陳情第6号として再付託されました昨年12月定例会、本定例会と執行部の出席を求め、慎重に審査をしております。

担当課の説明では、直ちに市道改良を行う計画はございませんが、高石橋の架けかえに向けて、宿毛市としても、県との協議において、迂回路対応を求めていく方針をもっていることや、迂回路としての市道改良を求める地元住民の願

意を尊重し、賛成多数で趣旨採択と決しました。

陳情第7号「西町遊水地の浚渫」につきましては、西町南端に位置する西町遊水地は、志沢川筋の土砂や草木の流入によりまして、アシなどの雑草が生い茂り、洪水時には道路冠水や床下浸水などの被害も報告されております。

台風時などには、洪水によりまして西町地区周辺の幹線道路が冠水で通行不能となる中で、遊水地沿いの市道が唯一通行可能な、命をつなぐルートとして重要なライフラインとなっております。

このように、地区住民の安心できる生活を維持するためにも、隣接する遊水地のしゅんせつは喫緊の課題となっております。

本委員会では、担当課の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、担当課としても、しゅんせつした土砂を処分する近隣の適地を地区で確保することを条件に、干潮時の水面から露出した部分の土砂のしゅんせつを行うことを確認できましたので、本陳情を全会一致で採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件の審査結果の報告を終わります。

**○議長（宮本有二君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第6号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（宮本有二君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第6号」を採決いたします。  
本件について、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第7号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第7号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号 宇和島市立宇和

島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書の提出について」及び「意見書案第2号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」の2件を、一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「意見書案第1号 宇和島市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書の提出について」討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。  
よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

これより、「意見書案第2号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第2号」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって「意見書案第2号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5「議案第57号及び議案第58号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

13番山本幸雄君。

○13番（山本幸雄君） 13番、議会運営委員長。提案理由の説明をいたします。

「議案第57号」の「市長の専決処分事項の指定」につきましては、現在、訴えの提起、和解及び調停に関して、金額が100万円以下の場合には市長の専決処分事項となっておりますが、

100万円以上を超える場合は、議会議決が必要となっております。

宿毛市では、市営住宅及び市営改良住宅において、種々の事情により家賃の滞納が発生しております。どうしても納付されない方へは、法的手段として裁判所への訴えなどをとらざるを得ない場合がございます。

このような状況でありますので、市営住宅並びに市営改良住宅にかかる家賃等の支払い及び明け渡しの請求に限り、金額に関係なく市長の専決処分事項として追加するものと考え、別紙のとおり議会議決をしようとするものでございます。

「議案第58号」でございます。宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例、議案が提出されたところによりまして、宿毛市議会委員会条例についても、産業厚生常任委員会の所管事項を、「上下水道課」を「水道課」に変更しようとするものでございます。

議員諸侯のご賛同をよろしく願いをいたしまして、私の提案理由の説明といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第57号及び議案第58号」

の2議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

**○議長(宮本有二君)** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第57号及び議案第58号」の2議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(宮本有二君)** 全員起立であります。

よって、「議案第57号及び議案第58号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

**○市長(中西清二君)** 市長、閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る3月5日に開会をいたしました今期定例会でございますが、本日までの14日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきました。結果、ご提案申し上げました56議案すべてを原案どおりご決定いただきまして、まことにありがとうございます。

また、空席となっていました副市長につきましても、満場一致でご同意をいただきました。

さらに、先ほど議案第57号にて、これまで100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関しましては、議会の議決により、市長が専決処分を行うことができることになっておりますが、今回、特に市営住宅並びに市営改良住宅にかかる家賃等の支払い及び明け渡しの請求につきましては、金額が100万円以上であっても

専決処分できるよう、改正をいただきました。

今後、事務の円滑な遂行ができるものというふうに考えております。重ねてお礼を申し上げます。

今会期中に、一般質問とか質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成20年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、大変厳しい財政状況が続く中、行政改革大綱、及び集中改革プランに基づきまして、経常経費の節減、むだの排除に努めます。そして、防災対策とか子育て支援、また少子高齢化対策、一次産業振興などにつきましては、より積極的に推進していかねばならないというふうに考えております。

市民並びに議員の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、皆様方におかれましては、より一層のご活躍を祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**○議長(宮本有二君)** 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成20年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

宿毛市議会副議長 寺田公一

議員 西村六男

議員 岡崎 求

平成20年3月14日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第28号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第29号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第30号	宿毛市立学校施設整備等基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第32号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第33号	政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第34号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第36号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第38号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第40号	宿毛市財産条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第41号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

議案第42号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第44号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第46号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第50号	こうち人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びこうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第51号	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約を廃止する規約について	原案可決	適 当
議案第52号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	原案可決	適 当
議案第53号	高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決	適 当
議案第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適 当

平成20年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第31号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第43号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第45号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第47号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第48号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第49号	宿毛市妊婦健康管理手当条例を廃止する条例について	原案可決	適 当



平成20年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 6 号	市道二ノ宮野地線の改良拡幅について	趣旨採択	趣旨妥当
第 7 号	西町遊水地の浚渫について	採 択	妥 当

平成20年3月14日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成20年3月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成20年3月18日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 山 本 幸 雄

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

宇和島市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年3月18日

提出者	宿毛市議会議員	中川 貢
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
	〃	松浦英夫
	〃	浦尻和伸
	〃	寺田公一
	〃	山本幸雄
	〃	西村六男
	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

宇和島市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書

宇和島市立宇和島病院は、南予救命救急センターや宇和島圏域災害拠点病院、脳死移植臓器提供病院、地域がん診療連携拠点病院、病院群輪番制病院、地域周産期母子医療センター、小児救急医療支援病院、エイズ治療拠点病院、原爆被爆者一般疾病医療取扱病院、医師臨床研修病院等の指定を受けており、宇和島圏域はもとより、愛媛県南予地域や高知県との県境地域を含めた広範な地域の拠点病院として機能し、この地域には、同病院に代わるべき医療機関は他にないのが実態である。

同病院においては、この度、保険診療報酬の不正請求等を行ったとして厚生労働省などによる共同監査を受けたところである。こうした不正請求等に対する行政上の措置として、同病院に最も重い処分が課せられた場合、宇和島圏域の地域医療は、危機的状況に陥ることになり、地域住民への影響は計り知れないものになる。

地域住民が、安心して医療を受けられる体制を確保するためには、引き続き同病院で保険診療が受けられることは欠かすことのできない要件である。

よって、国におかれては、保険医療制度の公正・公平な運用を図ることも必要ではあるが、まずは地域にとって必要とされる医療を確保するという前提に立って、保険診療期間に空白が生じないように、同病院に対する保険医療機関の指定について特段の措置を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
厚 生 労 働 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
社 会 保 険 庁 長 官 殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第2号

道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年3月18日

提出者	宿毛市議会議員	山本幸雄
賛成者	宿毛市議会議員	有田都子
〃	〃	中平富宏
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	西郷典生

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

道路特定財源の確保を求める意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では約9,300万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立

させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
内 閣 官 房 長 官 殿  
総 務 大 臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
経 済 財 政 政 策 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成20年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	2番 岡崎利久君	1 防災対策について（市長、教育長） （1）自主防災組織のマニュアル化について （2）家具等転倒防止対策について （3）小中学校室内対策について 2 空き家の利活用について（市長） 3 鳥獣等被害対策について（市長）
2	4番 松浦英夫君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）平和市長会議について （2）女性職員の幹部職員への登用及び各種審議会への女性の選任について （3）職員研修のあり方について （4）地上デジタル放送について
3	6番 中平富宏君	1 漁港整備について（市長） 2 バイオマスタウン構想について（市長） 3 地球温暖化防止地域推進計画及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）について（市長） 4 防災対策（災害時の対応）について（市長）
4	16番 岡崎 求君	1 小筑紫小学校統合について（市長、教育長） 2 鳥獣被害防止特措法について（市長）
5	15番 西村六男君	1 成人式の日程について（市長、教育長） 2 金刀比羅宮の参道改良計画について（市長）



6	5 番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）道路特定財源について （2）有害鳥獣対策について （3）国民健康保険について
7	7 番 有田都子君	1 食の安全と地産地消等について（市長） 2 講演会のあり方について（市長） 3 市内の道路標示と段差の整備について（市長） 4 入学時の児童生徒への対応と誕生会の実施について （教育長） 5 学校における植物による温暖化対策について（教育長）
8	1 2 番 西郷典生君	1 企業誘致と雇用促進について（市長） 2 自主防災組織について（市長） 3 学校再編計画について（市長、教育長）

平成20年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成19年度宿毛市一般会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 2 号	平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 3 号	平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 4 号	平成19年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 5 号	平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 6 号	平成19年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 7 号	平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 8 号	平成19年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第 9 号	平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第10号	平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第11号	平成19年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月18日	原案可決
第12号	平成19年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月18日	原案可決
第13号	平成20年度宿毛市一般会計予算について	3月18日	原案可決
第14号	平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第15号	平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第16号	平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月18日	原案可決

第17号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第18号	平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月18日	原案可決
第19号	平成20年度宿毛市老人保健特別会計予算について	3月18日	原案可決
第20号	平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第21号	平成20年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第22号	平成20年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第23号	平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月18日	原案可決
第24号	平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第25号	平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月18日	原案可決
第26号	平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月18日	原案可決
第27号	平成20年度宿毛市水道事業会計予算について	3月18日	原案可決
第28号	宿毛市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	3月18日	原案可決
第29号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の制定について	3月18日	原案可決
第30号	宿毛市学校施設整備等基金条例の制定について	3月18日	原案可決
第31号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の制定について	3月18日	原案可決
第32号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第33号	政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第34号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第35号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決

第36号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第38号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第39号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第40号	宿毛市財産条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第41号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第42号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第43号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第44号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第45号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第46号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第47号	宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第48号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決
第49号	宿毛市妊婦健康管理手当条例を廃止する条例について	3月18日	原案可決
第50号	こうち人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及びこうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	3月18日	原案可決
第51号	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する規約を廃止する規約について	3月18日	原案可決
第52号	宿毛市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	3月18日	原案可決
第53号	高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	3月18日	原案可決

第54号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月18日	原案可決
第55号	副市長の選任につき同意を求めることについて	3月12日	同 意
第56号	平成19年度宿毛市一般会計補正予算について	3月18日	原案可決
第57号	市長の専決処分事項の指定について	3月18日	原案可決
第58号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3月18日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 6号	市道二ノ宮野地線の改良拡幅について	3月18日	趣旨採択
第 7号	西町遊水地の浚渫について	3月18日	採 択